

日系企業の対中投資サポート調査報告書

2006年2月

財団法人 日中経済協会
日中投資促進機構

前 書

日本企業の対中直接投資の動向は 2004 年においても高水準で推移し、その投資件数は(3,454 件)過去のピークであった 1993 年(3,488 件)のレベルに、投資金額 54.5 億ドルと過去最大の投資規模となっている。

このように日本企業の中国に対する進出意欲は今後も更に高まるものとみられ、中国が我が国産業へ及ぼす影響度や国民生活への波及度も益々拡大・深化することが予想される。

しかしながら、中国へ進出した日本企業が全て円滑な事業展開を果たしているわけではなく、現実には過半の企業が様々の困難な問題を抱えており、なかには深刻な問題に遭遇しているケースも多くあると聞いている。

これらは地方によって異なると言われていた法令運用や行政指導などから生じる行政段階での問題、また中国の商慣習や雇用環境の違いから生じた問題など多様なケースがある。

日中投資促進機構では、近年、中国進出の著しい中堅・中小企業者からこうした中国ビジネスに関する諸問題に関する相談が多い為、これらについて内容を典型的に整理・分類してその方策を関係者に提供することとした。

本報告書は日本企業の対中投資に伴う比較的照会の多い事項について 12 項目に分類し、それを質問(Q)及び回答(A)形式に取りまとめたものである。この取りまとめに当たっては事務局スタッフが中心となり、これに専門の法律事務所や会計事務所の専門家からのアドバイス、また必要に応じて中国政府関係機関などに対する調査や彼ら中国側からの助言・情報提供などを受けて作成したものである。

本報告書は中国進出企業や進出予定企業、とりわけ中小企業の方々にご活用頂き、出来るだけ効率的な対中ビジネスの展開が図られるよう期待するものである。

以 上

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

目 次

第1章 経営範囲に関するQ&A	1
1. 中国での調達について	3
2. F / Sについて	4
3. 現地法人所在地における製品倉庫建設について	5
4. 国有地使用権の払下期間満了時の扱いについて	7
5. 『外商投資商業分野管理弁法』と『外商投資商業企業試点弁法』との 関係について	8
6. 『外商投資商業分野管理弁法』の運用について	9
7. 生産型企業の商業分野への経営範囲拡大について	11
8. 『外商投資商業分野管理弁法』における既存外商投資企業の 経営範囲の変更について	13
9. 『対外貿易経営者備案登記弁法』における既存生産型企業の 対外貿易権備案登記について	14
10. サンプル調達について	15
11. フランチャイズチェーンについて	16
12. 代理店契約について	18
13. 『外商投資商業分野管理弁法』に基づく生産型企業の経営範囲拡大について	20
14. 保税区分外企業の保税販売について	22
15. 中関村の優遇措置について	24
16. 輸出加工区からの国内販売について(1)	25
17. 輸出加工区からの国内販売について(2)	26
18. 製造会社での輸入販売について(1)	28
19. 製造会社での輸入販売について(2)	29
第2章 会社経営に関するQ&A	31
1. 『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』と出資持分譲渡の関係について	33
2. 合併企業の出資持分譲渡の手続きについて	35
3. 合併における資産評価について	37
4. 外商投資企業と出資比率の関係について	39
5. 投資総額と増資の関係について	41
6. 国内で調達する外貨による借入金について	42
7. 合併企業における中方出資企業の変化による影響について	44
8. 経済貿易緊密化協定(CEPA)での物流コンサルティング業務運営について	46
9. 外商投資企業の清算について	47

10. 日系独資企業の日本への投資について	48
11. 増資許認可の権限について	50
12. 駐在員事務所の開設について	51
13. 駐在員事務所長の兼務の可否と居所登記について	53
14. 分公司の設立について	54
15. 建設設計の関連会社設立（独資）について	55
16. 中国へのインターネットカフェ進出について	57
17. レンタル業会社の設立について	59
18. 自動車部品製造企業設立について	60
19. 中国における人材派遣業について	61
20. 工場の住所登記について	62
21. 配当・ロイヤリティーの支払いについて	63
22. 配当受取の権利について	64
23. 株式上場について	65
24. 増資に関する法令について	67
25. 分支機構について	68
26. 造船所の設立について	69
27. 輸入車販売の規制緩和について	70
28. カレー（食品）店の出店規制について	72
29. 英会話学校、学習塾などの教室展開について	74
30. コーポレートガバナンスについて	75
31. 現物出資について	77
32. 合併会社設立費用の負担について	79
33. 国営企業の株式譲渡について	80
34. 保険種目について	82
第3章 投資性公司に関するQ&A	85
1. 投資性公司の経営範囲について	87
2. 投資性公司での外貨建国内販売について	88
3. 投資性公司の設立要件について	89
4. 投資性公司の借入について	91
5. 投資性公司の100%子会社の分公司化について	93
6. 投資性公司の支店・事務所について	95
第4章 保税區に関するQ&A	97
1. 保税區を經由した三国間貿易について	99

2 . 外高橋保税区内における増値税還付状況について	100
3 . 外高橋保税区内企業の輸出業務について	101
4 . 保税区貿易型企業におけるアフターサービスについて	103
5 . 外高橋保税区企業のコンサルティング業務について	104
6 . 物流園区の概要について	105
7 . 商業企業と保税区企業の合併について	108
8 . 外高橋保税区物流園区に関する税務総局の通達について	110
9 . 保税物流園区とPE認定について	111
10 . 蘇州物流園区を活用した取引について	113
11 . 保税貨物の取り扱いについて	116
第5章 加工貿易に関するQ&A	119
1 . 外注加工における主要な工程について	121
2 . 来料加工業態における検査業務について	122
3 . 委託元の変更について	123
4 . 非生産型企業との加工貿易について	124
5 . 深加工結転における増値税発生の有無について	125
6 . 進料加工、外注加工にかかる増値税について	126
7 . 原材料輸入の伴わない来料加工について	128
8 . 原材料輸入の伴わない進料加工について	129
9 . 進料加工における仕入ルートについて	130
10 . 『香港一日遊』について	132
11 . 電子手冊について	133
12 . 税関区を跨ぐ深加工結転について	135
13 . 売買契約と注文書・請書について	136
14 . 倒産会社からの進料契約引継ぎについて	138
15 . 異なる税関管轄エリアでの転廠について	139
第6章 設備導入に関するQ&A	141
1 . 「外商投資産業指導目録」と輸入設備の免税規定について	143
2 . 中古設備の輸入について	145
3 . 免税輸入設備の移転について	147
4 . 「輸入中古機電製品目録」の内容変更について	149
5 . 貸与目的設備の免税輸入について	151

第7章 人事労務に関するQ&A	153
1. 日本人出向者の労務費について	155
2. 企業年金試行弁法について	156
3. 董事 / 総経理の交代について	157
4. 工会の設置について	158
5. 日本人派遣者の労務費負担とビザについて	159
6. 駐在員の副総経理兼任について	160
7. 保険の加入義務について	161
8. 医務室の設立について	163
9. 董事長と副董事長の派遣について	165
10. 複雑な出向形態における厚生費・所得税の支払い方法について	166
11. 董事会における注意事項について	169
12. 日本からの非常勤総経理の派遣（任命）について	171
第8章 税務に関するQ&A	173
1. 工事契約におけるみなし利益と企業所得税について	175
2. ソフトウェア譲渡に対する営業税課税について	176
3. 輸出加工区の輸出入関係税金について	177
4. 輸出増値税還付について	178
5. 国内購入固定資産の増値税控除について	179
6. 配当性向と税率について	180
7. 既存企業へ出資した場合の税制優遇について	182
8. 再投資による税額還付について	184
9. 現地派遣対価と個人所得税について	186
10. 個人所得税の税務登記について	188
11. 輸入増値税の納税額について	190
12. 増値税の申告書類について	191
13. 国産設備購入に伴う増値税の還付手続について	193
14. 小規模納税人への発票発行について	195
15. 源泉徴収税の手数料給付について(1)	196
16. 源泉徴収税の手数料給付について(2)	198
17. 「二免三減」の開始時期について	199
18. リース料に対する移転価格税制について	200
19. 個人所得税の納税地について	201
20. 語学留学期間中の個人所得税について	203
21. みなし外国税額控除のための免税証明について	204

22. 浦東新区の法人税率について	205
第9章 外為管理に関するQ&A	207
1. 派遣費用立替分の送金について	209
2. 外貨借入金の人民元両替禁止について	210
3. 駐在員事務所による立替について	211
4. ソフトウェア費用回収方法について	213
5. 輸入品の支払い期間について	215
6. 親子ローンにおける担保提供について	216
7. 人民元の借入れと総投資額の関係について	218
8. 現法子会社とのネットィング決済について	220
9. 外貨決済口座の開設について	223
10. 保証金口座について	225
11. 保険費用の決済通貨について	226
第10章 会計に関するQ&A	229
1. 輸入設備の減価償却開始日について	231
2. 三項基金について	232
3. 歩留まり品再利用時の会計処理について	234
4. 資産購入時の増値税計上について	235
5. 減価償却方法の種類について	236
6. 合併会計基準について	237
7. 固定資産の概念について	239
第11章 技術ライセンス・知的財産権に関するQ&A	241
1. 技術提携時の一般的な留意事項について	243
2. 技術譲渡料について	245
3. 技術設計料の外貨送金について	246
4. 技術供与契約におけるロイヤリティーの算定基準について	247
5. ロイヤリティーの支払方法について	248
6. 技術移転契約の対価送金について	250
7. 特許実施許諾契約の登録について	252
8. 商標使用料の送金について	253
9. 中国での委託生産時の商標使用許諾契約・技術提携契約の当局への届出について	255
10. 技術移転の対第三者責任について	257
11. システム使用料の回収について	259

12. 商標権の取得について	260
第12章 その他のQ&A	261
1. 『日中租税条約』第5条の恒久的施設の該当の有無について	263
2. 親子ローン契約の印紙について	265
3. 通関の種類について	266
4. 旅行傷害保険について	267
5. 土地のリースについて	268
6. MADE IN CHINA製品の再輸入規制について	269
7. 製品の輸出、リインボイス、再輸入のスキームについて	270
8. 金の輸出について	272
9. メッキ工場の規制について	273
10. 工業規格について	275
11. 中国におけるGPS（衛星測位情報システム）の実態について	276
12. 航空輸送の1級ライセンスについて	277
13. 衛生レポートについて	278
14. 『戸口登記管理条例』について	280
15. 『建設工事設計活動に関する暫定規定』について	282
16. 運送業法（中国国内運送）について	283
17. トラックの積載量規制について	284
18. ナンバープレートの取得について	285
19. 『電力需要家の発電企業からの電力直接購入試点暫定弁法』について	286
20. 永住権取得について	288
21. 上海（浦東空港）でのハンドキャリー持込について	289
22. 『価格独占行為阻止暫定規定』について	290
23. 集団所有制企業について	292
24. 原産地表示について	294

第 1 章 経営範囲に関する Q & A

1. 中国での調達について

Q : 中国の関連製造会社から、「年間1,000万米ドル以上輸出がある外資企業は、国内購入品の輸出もできるようになります」という連絡が届きました。

1. この根拠となる法令はどのようなものでしょうか。
2. これに基づき、該当する関連会社を日本本社の国際調達拠点として機能させることは可能でしょうか。
3. 以上が可能だとした場合、どのような手続き(経営範囲の変更等)を行わなければならないのでしょうか。

A : 1. 「年間1,000万米ドル以上輸出がある外資企業は、国内購入品の輸出が可能」と定めた規定は、『外国投資家投資企業の輸出入経営権の拡大に関する問題に関する対外貿易経済合作部弁公庁の通知』(外経貿[2001]62号 2001年7月2日発布施行)となります。

2. 「国際調達拠点としての機能」の意図するところは不知ですが、現地法人の自社製品だけでなく中国国内の製品(但し、割当許可証管理または専営商品以外)の調達輸出業務に従事することは可能です。

その条件として以下があります。

- (1) 外国投資家投資生産型企業の年輸出額が1,000万米ドル以上であること
- (2) 申請前2年連続して税込、外国為替および輸出入の分野において違法・規則違反の記録がないこと
- (3) 国際貿易に従事する専門業務人員を有すること

3. ご指摘の通り上記通知によれば、このような輸出業務に従事する場合、原審査認可部門に対して経営範囲の変更手続きを行う必要があります。

なお、自社製品以外の中国国内製品を調達し輸出する機能を持つことが可能な事業形態として、上記以外にも以下のものが挙げられます。但し、このような機能を持つためには条件が定められていますので、それぞれの関連規定をお読みください；

投資性公司(『外国企業の投資による投資性公司の設立に関する規定』(商務部令2004年第22号 2004年11月17日公布 2004年12月16日施行))

輸出買付センター(『外商投資輸出買付センター設立に関する管理弁法』(商務部、税関総署、国家税務総局、国家外為管理局令[2003]第3号 2003年11月17日発布))

2 . F/Sについて

Q : 保税区貿易会社で、利益を確保するためコミッションを現法設立時のF/S時より高く設定し、その後また引き下げる等の操作をする場合、当局からの干渉はあるのでしょうか。

A : F/Sは進出にあたって企業の事業計画性や実行可能性をまとめたものであり、中国で事業が成り立っていくか否かを見極めるための調査にすぎず、F/S報告書に記載した内容を正確に実行する義務を負うものではありません。

外高橋保税区の三聯発展公司にも確認しましたが、例えば生産用設備のリストは海外から輸入する際に税関がチェックするの

で、事前に実際に近い数字を出すべきですが、貿易にかかるコミッションは自社で決めるものです。

コミッションとともに事業形態自体も変わるのであれば話は別ですが、F/S上のコミッション額・率より高く設定することについては、F/Sを提出した保税区管理委員会等がわざわざ確認し指摘するとも考えにくく、干渉はないと考えます。

3. 現地法人所在地における製品倉庫建設について

Q : 上海に設立した生産型合弁企業が50年間の土地使用权を得て経営活動しています。

同敷地の空きスペースに製品倉庫を建設しようと考えておりますが、その際、倉庫の建設と倉庫内の製品入出庫管理は他の物流会社へ委託しようとの案が出てきました。そこで以下危惧しています。

1. 倉庫を建設するスペースは当初土地使用权を得たときの使用目的と異なる目的での使用となること
2. 当該合弁企業への出資関係の無い他人資本で倉庫が建設されること
3. 他人が敷地内に入って倉庫管理業務を行うこと
4. 加えて将来当該合弁企業が生産した製品以外のグループ企業の製品まで含めて保管・入出庫管理すること

これら懸念点に関し、実行可否とその論拠を教えてください。

A : 1. 原則、国有土地使用权の払下を受ける場合、土地管理部門との間で締結する払下契約において用途が記載され、かかる用途に応じて土地使用年限が決定されます。例えば、商業用地であれば40年であり、居住用地であれば70年となっています。(『都市部の国有地使用权の払下および譲渡に関する暫定条例』国务院制定1990年5月19日公布 同日施行第12条参照、以下『暫定条例』) また、土地使用年限の長短に応じて払下金額も異なってきますから、結局用途が変われば払下契約に定めた権利義務関係に変更がもたらされることとなります。しかしながら、ご質問のケース(工業用地としての50年間の土地使用权を取得済)では、製品倉庫を建設する場合、工業用地としての用途は変わらないこと、つまり、工業用地として払下を受けた土地を開

発して居住用地として分譲するケースなどとは異なると考えられますので、同敷地の空きスペースに製品倉庫を建設すること自体は、問題はないと考えられます。

2. 3. 4.

上記『暫定条例』第24条において、「地上建築物その他の定着物の所有者又は共有者は、その建築物、定着物の使用範囲内の土地使用权を有する。(土地使用者が地上建築物、その他の定着物の所有権を譲渡する時には、その使用範囲内の土地使用权はこれに伴って譲渡されるが、地上建築物、その他の定着物を動産として譲渡するときはこの限りではない。)」と規定されていることから、ご質問のケースのように、「合弁企業が使用权を所有する土地」の上に、「他人資本による他人に所有権がある建物」を建設することはできないと考えます。

(土地建物不可分の原則)によって、「合弁企業が使用権を所有する敷地の空きスペースに製品倉庫を建設し、製品入出庫管理は物流会社へ委託する」というケースでは、「土地の使用権を所有する合弁企業が倉庫も建設し、土地と建物(倉庫)を同一の所有者とした上で、土地と建物(倉庫)を物流会社に賃貸し、賃貸料を徴収する」、或いは倉庫の建設を物流会社にさせたいのであれば、「物流会社に敷地の空きスペース分の土地使用権を譲渡し、物流会社の自ら

の土地使用権とした上で、倉庫を建設させる」ということになるかと考えます。

一方で、賃貸に関しては、製造現法である合弁会社が不動産の賃貸行為を行うことは、製造会社としての経営範囲を逸脱することになるのではないかという議論が考えられ、確かに、法的には、経営範囲外による違法の問題を生じます。しかし、実務上類似スキームの実例は結構あり、土地と倉庫の賃貸が合弁企業の主要業務になれば問題視されることはないようです。

4 . 国有地使用权の払下期間満了時の扱いについて

Q : 『都市部の国有地使用权の払下および譲渡に関する暫定条例』(国務院制定1990年5月19日公布、同日施行)の第40条では、土地使用权の期間が満了した場合、土地使用权および当該地上建築物その他の定着物の所有権は、国が無償で取得すると規定されていますが、最近、ホテルや飲食店、百貨店などで経営期間が終了したケースなどは、全て国が無償で取り上げているのでしょうか。

A : ご照会の個別の業種に限った情報は入手できませんでしたが、合弁形態の場合、土地使用权の期限と合弁期限が同じで、経営期間が終了し、合弁を解消するケースでは、土地については中方が継続使用するというのが一般的なようです。その際には、ご指摘の『都市部の国有地使用权の払下および譲渡に関する暫定条例』(国務院制定1990年5月19日公布 同日施行)の第41条に、土地使用权の期間が満了する際の期間延長申請について記載がありますが、その際の扱いと同様に中方が改めて契約を締結し、土地使用权の払下金を支払い、登記手続を行っているものと思われます。中方が継続使用しないのであれば、第40条

の規定通り国が無償で取り上げるということもあるのかと考えます。

独資形態の場合(合弁形態の場合もそうだと思いますが)、経営期間の期限に必ず清算して撤退することを前提に進出しているというケースばかりではないと思われるので、上記暫定条例の第41条にある通り、期間延長申請を選択するケースが多いのかと考えますが、仮にありとすれば、独資であれば継続使用する合弁パートナーもいませんので、経営期間を延長せず、土地使用权の期間延長申請もせず、清算・撤退を選択するといった場合には第40条の規定通り国が無償で取り上げるということもあるのかと考えます。

5. 『外商投資商業分野管理弁法』と『外商投資商業企業試点弁法』との関係について

Q : 新たに『外商投資商業分野管理弁法』が施行されましたが、これまでの『外国投資家投資商業企業試点弁法』との関係はどうなるのでしょうか。例えば、今までは小売業務で合営商業企業の設立を申請する場合、外国合営者は申請前3年の年平均商品売上高は、20億米ドル以上、申請前1年の資産額は2億米ドル以上と非常にきつい縛りがあったのですが、今後は外国投資家投資商業企業試点弁法にあった制限は考えなくてよいということなのでしょうか。

A : 『外商投資商業分野管理弁法』（商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行 以下『商業弁法』と『外商投資商業企業試点弁法』（国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部令第12号令 1999年6月25日発布 施行 以下『試点弁法』）との関係について、『商業弁法』第29条にて「旧国家経済貿易委員会、

対外貿易経済合作部が共同で発布した『試点弁法』は本弁法施行の日より廃止する。」と定められています。従って、『試点弁法』にて定めてあった外国投資家の資格要件（ご質問では、申請前3年の年平均商品売上高は、20億米ドル以上、申請前1年の資産額は2億米ドル以上との制限）は適用されなくなります。

6. 『外商投資商業分野管理弁法』の運用について

Q : 『外商投資商業分野管理弁法』の施行により

1. 保税区外に輸出入 + 流通権（内販権）を有する会社の設立が可能
 2. 既存の製造会社も自社製品に関連する他社品の仕入れでのセット販売が「経営範囲の拡大 = 変更」で可能
 3. 本年12月11日以降は独資での設立も可能
- と聞きおよびました。

上記1～3の事実確認と同一会社で複数の製品を取り扱う販社なども上記の法令に従って、保税区外に販売会社の設立は可能でしょうか。

A : 1. 『外商投資商業分野管理弁法』（以下『商業弁法』の第2条に、「外国の会社、企業およびその他の経済組織或いは個人が中国国内において外商投資商業企業を設立して経営活動に従事する場合、本弁法を遵守する」と規定しており、保税区外においても販売会社を設立することは可能と考えます。

続いて、第9条に、認可を経て外商投資商業企業は以下の業務を営むことができる旨、規定されています。

- (1) 小売業務に従事する外商投資企業：
 - 商品の小売
 - 自営商品の輸入
 - 買入れた国内製品の輸出
 - その他の関連する付属業務
- (2) 卸売業務に従事する外商投資商業企業：
 - 商品の卸売
 - 手数料代理（競売は除く）
 - 商品の輸出入
 - その他の関連する付属業務

2. 『商業弁法』の第24条で、「外商投資商

業企業以外のその他の外商投資企業が本弁法第3条に挙げる経営活動に従事する場合は、本弁法の規定に合致し、かつ法に依って相応の経営範囲を変更しなければならない。」と規定しています。但し、この条文だけ見れば経営範囲を追加することは可能ということになりますが、経営範囲を追加するとしても、せいぜい本業の性質が変わらない範囲内での追加、或いは一定の制限の下での追加ということになるかと考えます。つまり、取扱商品が現在の生産品目に関連するものでないと、許可されない可能性を否定できないということです。

3. 『商業弁法』の第21条で、「2004年12月11日より、外資商業企業の設立を許可する。」と規定しています。

そして、「同一会社で複数の製品を取り扱う販社なども上記の法令に従って、保税区外に販売会社の設立は可能か」についてですが、『商業弁法』の第9条で、「外商投資商業企業は認可を経て以上の1種類或いは数種類の販売業務に従事することができ、

その経営する商品の種類は契約、定款の経営範囲に関する内容の中に明記しなければならない。」と規定されています。文字通りこれを見れば、その経営する商品の種類を契約、定款の経営範囲に関する内容の中に明記すれば、数種類の販売業務に従事することができるかと解釈可能ですが、この条文の意図は、政府として確実にその企業の経営範囲を把握しておこうということではないかと考えられます。従って、F/S¹の内容が取扱商品に見合っているかどうか、審査・認可の際の重要なポイントとな

ってくるでしょうから、闇雲に取扱商品を明記して、登録資本を最低の金額で申請したとした場合、認可の可能性は低いと考えられます。あくまでも、F/Sという、本来の考えに立ち返って現実可能な内容にすることがポイントとなってくるのではないのでしょうか。

¹ 『外商投資プロジェクト審査認可暫定管理弁法』(国家発展改革委員会第22号 2004年10月9日発布 同日施行)により、従前のF/Sの代わりに「プロジェクト申請報告」の提出が要求されています。

7. 生産型企業の商業分野への経営範囲拡大について

Q : 弊社は、上海外高橋（保税區）に貿易型企業（A社：独資）、中国内（一般地域）に生産型企業（B社：独資）の子会社があります。貿易型企業A社は、弊社製品と修理用部品を輸入するとともに、B社の中国製品を購入し、中国製・日本製の製品、修理用部品を中国資本のディーラーを経由して国内販売をいたしております。

そこで質問ですが、『外商投資商業分野管理弁法』が發布され、外資も卸売、小売分野に参入できると聞きました。現在のB社の定款は、「製品の製造、組立および販売」および「関連業務」となっておりますが、この機会をとらえて、「製品および部品の国内外からの仕入れ、国内外への販売、賃貸、および関連サービスの提供」という経営範囲を追加し下記業務を実施することは、可能でしょうか。また、不可能であるとすれば、どの項目に問題があるのでしょうか。

1. (B社製ではない) 親会社製品用の修理部品の販売

- (1) 日本の親会社から輸入し、中国内で販売
- (2) 国内の供給元から仕入れ、中国内で販売
- (3) 国内の供給元から仕入れ、親会社に輸出

2. アフターサービス

- (1) A社およびディーラーの修理業務担当者への教育（親会社製品の修理サービスを含む）
- (2) B社による親会社製品の改造、修理
B社を通して販売したもの
B社を通さずに親会社からA社経由で販売したもの

3. リース・レンタル事業

- (1) B社および親会社の製品を中国内の顧客にリース・レンタル

4. (B社製でない) 親会社製品、部品の一時保管

- (1) 親会社よりA社が輸入しB社倉庫で保管後、A社がディーラーに販売（A社 - B社間での売買はせず、B社はA社の物流業務を委託）

A : 1.の業務は『外商投資商業分野管理弁法』（以下『商業弁法』）でいう「卸売業」に該当すると考えます。『商業弁法』第9条では商業企業の経営範囲につ

いて規定しておりますが、卸売業は商品の卸売と商品の輸出入が明記されております。ここでいう「商品」の範囲については、7月に開催しました外資政策セミナーにおい

て、胡景岩商務部外国投資管理司長から自社商品と関係ない商品も含まれる旨の発言がありました。親会社製品の修理部品の国内仕入・日本からの輸入、国内販売・親会社の輸出はできると考えます。

2.3.4の業務については、『商業弁法』第9条の「その他関連する付属業務」に該当するかがポイントになります。流通における付属業務の範囲についてはWTO加盟文書の中で、「自ら販売する商品のために、在庫管理、組立、仕分、選別、小口化、配送、冷蔵、貯蔵、倉庫、販売促進、マーケティング、広告、インストール、アフターサービス（保守・修理、研修を含む）を完全な範囲で提供することができる。」と規

定しております。『商業弁法』における付属業務についてもこれに準ずると考えます。

以上を踏まえて、2.について、B社が販売する商品についてディーラーへの研修、修理・改造は可能でも、A社経由で販売した商品の修理・改造はできないと考えます。3.のリース、レンタル事業については付属業務の範囲外と捉えるべきでしょう。4.もB社が扱う商品の保管・物流業務は可能でしょうが、B社の商流を介さない商品の保管・物流業務はやはりできないと考えます。以上法的な解釈となりますが、上記業務を認可するかどうかは当局の判断によりますので、当局への個別の確認をお勧めします。

8. 『外商投資商業分野管理弁法』における既存外商投資企業の経営範囲の変更について

Q : 『外商投資商業分野管理弁法』の第24条は、既存の外商投資企業が規定に合致し、経営範囲の変更を行えば外商投資商業企業と同じ行為が可能であるという解釈で、生産企業も経営範囲の変更により外商投資商業企業と同じ行為が可能であると考えてよろしいでしょうか。

また、外商投資商業企業の経営期限は一般に30年を超えてはならないとありますが、外商投資企業の経営期限との間に何らかの関連はあるのでしょうか。

A : 『外商投資商業企業分野管理弁法』第24条の規定は、条件を満たせば既存の外商投資企業（主に生産型が中心だと考えますが）でも、卸売や小売に従事できることと理解して良いと考えます。なお、『外国投資者の投資による投資性会社の設立に関する規定』（商務部令[2004]第22号 2004年11月17日公布 2004年12月16日施行）によれば投資性公司でもこれらの業務

が可能と考えられます。但し、保税區企業も同様に条件を満たせば、卸売や小売に従事できるか否かは何ともいえません。

次に、経営期限については、既に存在している外商投資企業の経営期限が有効だと考えます。卸売や小売に従事することは経営範囲を修正することにより営業許可証に記載されるでしょうが、経営期限はオリジナルのままではないかと考えます。

9. 『対外貿易経営者備案登記弁法』における既存生産型企業の
対外貿易権備案登記について

Q : 『対外貿易経営者備案登記弁法』について、従来外商投資の生産型企業は対外経営貿易権を有していましたが、本弁法施行日以降に設立した場合、対外経営貿易権の備案登記を行う必要があるのでしょうか。従来の生産型企業の範疇、つまり原材料を仕入れ、それらを加工して製品に仕上げ国内販売あるいは輸出する場合においては必要ないと考えてよいのでしょうか。

A : 『対外貿易経営者届出登記弁法』
(商務部令2004年第14号 2004年6
月25日発布 2004年7月1日施行) 第14条に
おいて、「対外貿易経営者が元の認可され
た経営範囲を超えて輸出入経営活動に従事
する場合は、本弁法に照らして届出登記を

行わなければならない。」と定めているこ
とから、生産型企業で、かつ原材料の輸入、
製品の輸出をするという自营輸出入経営に
留まるのであれば、新たな届出は必要ない
のではないかと判断します。

10. サンプル調達について

Q : 弊社は中国に生産型企業の独資子会社を保有しています。中国市場での競合他社サンプル品が日本での調査用に必要となり、子会社を介して入手しようと考えています。この場合、サンプルといえども、取次販売とみなされ経営範囲から外れるという理由で、認められないのでしょうか。

また、子会社の経理処理上は貿易外受取の「対外代理業務による受取金」という名目で、日本から支払われた代金を処理できると考えてよいのでしょうか。

A : 日本の親会社が生産型企業の独資子会社を介し、他社のサンプル品を調達及び輸入する場合、その子会社は、生産型企業であり、当然ながら他社の製品を輸出する輸出権を保有していないため、経営範囲を逸脱する行為となることから認められないと考えます。

一方、その独資子会社から輸出入権のある外貿公司や輸出入権のある物流会社を通じて、日本の親会社へ輸出することは可能

であると考えます。

また、日本の親会社とコンサルタント会社の間で、市場調査に関する業務委託契約を締結し、市場調査用の資料、サンプル等として輸出を行い、日本の親会社からコンサルタント会社へは、業務委託料として送金することはできると考えられますが、現地コンサルタント会社などに確認されることをお勧めします。

11. フランチャイズチェーンについて

Q：弊社は北京において小型機械販売のフランチャイズ契約を中国資本と締結する予定があります。弊社（フランチャイザー）より中国資本（フランチャイジー）に対し、従業員教育、品揃え、財務管理、店舗設計、店内レイアウトなどのノウハウを提供し、その見返りとしてフランチャイジーから、加盟金、ロイヤリティーなどを受取ることを考えていますが、この種の契約に関する許認可について以下の点を教えて下さい。

1. 許認可機関

2. 許認可手続きの内容

A：貴社は外国企業ではなく、現地法人であるという理解でコメントします。

まず、フランチャイズの定義について、日本では法的に規定されているものではありませんが、社団法人日本フランチャイズチェーン協会では「フランチャイズとは、事業者（以下「フランチャイザー」）が他の事業者（以下「フランチャイジー」）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネーム、その他の営業の象徴となる標識、及び経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売、その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行う両者の継続的関係をいう」と定義しています。

『外商投資商業分野管理弁法』（商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 同年6月1日施行 以下『弁法』）第3条第4項にフランチャイズ経営について「報酬或いは

フランチャイズ経営費を受け取るために契約の締結を通じて、他人にその商業、商号、経営規模などの使用を与える」と規定しており、中国においても経営ノウハウを提供し、その対価として、一定額を受け取るという点で日本の考え方とほぼ同じと理解して良いと考えます。

従って、貴社がご質問にあるような内容において、中国資本企業とフランチャイズ契約を締結するとなれば、『弁法』に従い、まず商務部門に対して経営範囲の拡大申請を行い、認可を得る必要があるものと考えます。

また、『弁法』第19条には「国がフランチャイズ活動に対して別途規定のある場合は、その規定も遵守しなければならない」と規定されていますが、その他の規定として『商業フランチャイズ管理弁法』（商務部令第25号 2004年12月31日公布 2005年2月1日施行）が挙げられ、この中にフランチャイザーとフランチャイジーの双方の権利、義務などが規定されています。従って、

この中に規定されている以下の外商投資企業に関する規定をあわせて遵守しなければいけません。

- ・「外商投資産業指導目録」における禁止類業務に従事してはならない。
- ・フランチャイズ経営に従事する際、元の審査認可部門に対し、以下の資料を揃えて、経営範囲の追加申請を行わなければならない。（尚、『商業フランチャイズ管理弁法』の施行日より以前にフランチャイズ経営に従事している場合には、業務状況を元の審査認可部門へ届出なければならない。）

申請書および董事会決議

企業の営業許可、外商投資企業批准証書（コピー）

契約、定款の修正協議（独資企業の場合は定款の修正のみ）

弁法に規定するフランチャイザーの条件に合致することを証明する関連資料

弁法において開示を要求するフランチャイザーの基本情報資料

フランチャイズ契約（様式）

フランチャイズ経営マニュアル

- ・毎年1月に前年度締結したフランチャイズ契約の状況を元の審査認可部門およびフランチャイジー所在地の商務主管部門へ届出なければならない。

12. 代理店契約について

Q：中国の合弁会社（S社：中方がマジョリティ）と当社で、A製品について中国国内における独占代理店契約を結ぶつもりでいます。

なお、A製品は当社の親会社（B社）の100%出資子会社（E社）で製造しています。E社はA製品と全く同等の製品（B製品）をB社ブランドで製造しており、B社の販売網で中国に販売しています。S社の責任者は「B製品がB社の販売網で中国で売られていることについては問題がないので、A製品についての独占権を与えてくれればよい」と言っています。ただ、その責任者が別の人に替わり、「B製品の販売は独占権に抵触する」とクレームをつけられた場合に問題とならないような契約を交わしておきたいので、注意点を教えてください。

ちなみに、当社への親会社（B社）の出資比率は約75%となっています。

当社、B社、E社のグループ企業が共謀して、「S社の独占権を侵害した」というクレームを防ぐために、何らかのプロテクトをしたいと考えています。

A：現在のS社担当者はA製品と同等の製品であるB製品が別の商流で流通していることを了承しているようですが、契約書の中にも「同等のB製品が市場に出ていることについて、S社は認識しており、当社、B社、E社に対して異議申し立てをしないことに同意する」旨付け加えるべきと考えます。

本独占代理店契約は「A製品」というブランドについてその販売権を独占的に与えるものであり、E社でA製品と同品質の製品であるB製品が製造され、別のブランド、商流で販売されていることについては、製品機能の類似性、ターゲットとする市場の共通性などを考慮のうえ判断すべきでしょうが、本件の場合、ブランドの異なるB製品が、A製品と競合するという前提に立って、上記のような規定を設けても良いの

ではないでしょうか。

その他に2つ注意点を説明します。

1. 「S社がA製品の独占販売を行なうにあたり、卸売り販売のライセンスを有しているか」

S社が生産型企业の場合、他社製品の卸売りをすることができません。S社は合弁企業とのことですので、『外商投資商業分野管理弁法』（商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 同年6月1日施行）に基づき、商業分野に従事すべく経営範囲の拡大の申請を行なう必要があります。

2. 「商標使用許諾契約は盛り込まれているか」

当社が有する商標使用許諾について、独占代理店契約の中で規定するか、または別途、商標使用許諾契約を結ぶべきと考えます。また、その際に無断で商標が利用され

ないようS社が使用する、当社及びA製品の商標をリストアップして契約に添付した方が良いと考えます（もちろん、中国での商標登録が前提になります）。

以上ポイントのみ述べましたが、詳細については弁護士事務所にご相談されることをお勧めします。

13. 『外商投資商業分野管理弁法』に基づく生産型企業の経営範囲拡大について

Q : 『外商投資商業分野管理弁法』の第24条に従い、既に設立済みで生産行為を実施中の当社拠点（以下、A社）の経営範囲を拡大しようと考えています。

具体的には、現地生産を継続しつつ、加えて親会社製品をA社として完成品で輸入し国内販売すること、また、他社へ生産委託してその製品に付加価値をつけずにそのままA社製品として国内販売することなどを考えています。これは、製品バリエーションの拡大が目的であり、主体は生産型企業のみで、90%を自社生産品、残りを輸入または委託生産品の販売として考えています。

先日（2004年）A社がある地方開発区（国家級）へ問い合わせをしたところ、「実態が生産中心であっても、商業企業として経営範囲を拡大した時点で生産型企業の恩典である二免三減や設備免税はなくなる」、また、「2005年初めに関連規則が明文化されるので、それまで待つように」と言われました。

最新の情報、動向はどのようになっているのでしょうか。また、何か解決できる良い方法があれば教えてください。

A : 『外商投資企業が生産性と非生産性業務を兼営する場合どのように税収優遇を享受するかの問題に関する通知』（国家税務総局 国税発[1994]209号 1994年9月19日公布、1994年1月1日施行 以下『通知』）第2条第1項によると、「税法第8条（二免三減のことを指します）で規定している企業が利益計上より計算する減免税期限内において、兼業性外商投資企業はその生産性経営収入が全ての業務収入の50%を超過している年度は、申請を提出して主管税務機関の認定後、当該年度に相応の減免税待遇を享受できる。その生産性経営収入が全ての業務収入の50%に満たない年度は、当該年度は相応の減免税優遇待遇を享受できない」とあります。

一方、『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』（商務部 2005年4月2日公布）によると、「生産性企業が経営範囲変更後、継続して生産型企業とする場合、その販売営業収入は一般的に企業総販売額の30%を下回らない」と記されており、国家税務総局の『通知』と齟齬が生じていました。

その後、2005年9月2日に商務部より『外商投資商業（分銷）企業手引きハンドブック』が発表され、その内容によると、税法の通知を優先する旨の文言が記載されており、すなわち50%規準で生産型企業であるか否かを判断することとなります。

従って、二免三減に関しては、『通知』第2条第1項に基づき、「兼業性外商投資企

業はその生産性経営収入が全ての業務収入の50%を超過している年度は、申請を提出して主管税務機関の認定後当該年度に相應の減免税待遇を享受できる」ということかと考えます。

設備免税に関しては、『輸入設備の税收政策の調整に関する通達』（国務院 国発

[1997]37号 1997年12月29日発布 同日施行)の輸入設備免税の範囲に基づき、輸入設備免税の範囲は『外商投資産業指導目録』の奨励類に合致することであり、これは生産型企业か否かが問題になることではありません。

14. 保稅区外企業の保稅販売について

Q：中国国内（一般地域）への保稅販売は、保稅区企業しかできないのでしょうか。

日本の親会社の製品である電子部品を購入したい中国国内の顧客（セットメーカー）がその輸入部品を使って組み立てた製品を輸出する場合に、顧客は親会社の製品を保稅で買いたいというニーズがあります。

例えば、『外商投資商業分野管理弁法』に基づく商業企業は、保稅区外の一般地域に設立されるものと思いますが、保稅のまま顧客に販売することはできないのでしょうか。また、投資性会社が地域本部の資格を獲得した場合は、親会社の製品を中国に輸入して中国国内で販売することができるようになっていますが、この場合はどうなのでしょう。

A：ご質問の主旨を「通常の進料加工による委託加工スキームを採る訳ではなく、また或いは、製品の輸出先は何処になるか未定ではあるが、何れにしても、その部品を使用し、セットメーカーによって組み立てられた製品を最終的に中国国外に輸出することから、最初から部品を中国国内に保稅状態で持ち込むこと（保稅状態で売買すること）は可能ではないか」、また「その売買を保稅区外の一般地域に設立される『外商投資商業分野管理弁法』に基づいて設立された商業企業や、地域本部の資格を獲得した投資性公司が行うことが可能か」と仮定して、回答します。

最初に、ご質問の「中国国内（一般地域）への保稅販売は、保稅区企業しかできないのか」についてお答えする前に、1点説明します。輸入取引において「関税および輸入段階での税の徴収を免除される取引」は、大まかに2つあると考えますが、

その1つは、『上海外高橋保稅区条例』（1996年12月20日公布 1997年1月1日施行以下『条例』）の第37条の通り、国外より保稅区へ搬入される以下に列挙する貨物、物品となります。

- (1) 輸入貨物（ 国外より外高橋保稅区へ搬入される輸入貨物）
- (2) 中継貨物
- (3) 保稅区内に保管する貨物
- (4) 保稅区内の企業の生産に必要な原材料、部品、包装材
- (5) 保稅区内の建設プロジェクトに必要な機器、設備及び基礎建設物資
- (6) 保稅区内の企業や機関が使用する機器、設備及び合理的な数量の事務用品、燃料、補修用部品

加えて、続く第39条には「保稅区から非保稅区へ搬出する貨物は、国に別途規定のある場合を除き、国の貨物輸入の規定を参照し、関税及び輸入段階での税を徴収する」

とされています。

次に、「関税及び輸入段階での税の徴収を免除される取引」の2つ目は『加工貿易審査認可管理暫定弁法』（対外貿易経済合作部 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行 以下『暫定弁法』）の第2条の通り、「国外から輸入原料部品の全部または一部を保税輸入し、国内企業による加工または組立てを経た後に、完成品を再輸出する経営活動である、来料加工と進料加工」となります。

以上の2つの法令から、国外から保税状態で輸入できる貨物、物品は『条例』の(1)～(6)と、『暫定弁法』でいうところの委託加工に使用される部材となります。加えて、『条例』第39条にある通り、保税区内に到着している時点では保税貨物であっても、保税区内から非保税区内へ搬出する際には、関税及び輸入段階での税を徴収されてしまいます。

以上のことを総合し、厳密に言えば、現状では「中国国内（一般地域）への保税販売は、保税区内企業しかできない」のではなく、「中国国内（一般地域）への保税販売は、保税区内企業が輸出加工用の原材料を進料加工企業へ販売する場合に限りできる」といえると考えます。

また、保税状態での売買が認められる進料加工の転廠であれば、保税区内企業だけでなく、区外の加工企業（加工貿易登録企業）間で、保税製品の売買は可能ですが、何れにしても、加工貿易契約という枠組みの中での話となります。

ご質問の「外商投資商業企業」や「投資性公司」は、保税区内の貿易型企業や、加工貿易企業として免許が与えられている生産型企業とは性質を異にしますので、それらが輸入する製品を保税のまま顧客に販売するということはできないと考えます。

補足ですが、ご照会のように、輸入部品を使って組み立てた製品を最終的に中国国外に全量輸出する場合、当初から保税で部品を買いたいというニーズそのものは、上述の理由などから満たすことはできませんが、「一部同様の効果」として、輸出後に、輸入時に支払った増値税の還付を受けることは可能です。これは増値税の輸出還付を定めた法令、『輸出入経営権を有する生産型企業が自社（委託）輸出する物品に対する税額の免除・控除・還付税収管理弁法の通知』（財税字[1997]50号 1997年5月21日）の第2条に、「免除・控除・還付」方法として規定されています。ここで、「一部同様の効果」としたのは、輸出後に還付を受けることができる税額の種類は、「増値税のみ」であり（関税は対象外）、加えて還付率には掛け目があり、製品によっては全額還付を受けることができないためです。

なお、『輸出貨物税還付率調整に関する通知』（財政部、国家税務総局 2003年10月13日公布 2004年1月1日施行）により、現行の輸出還付税率が17%及び15%の貨物は、その輸出税還付率が一律13%に、また、現行の徴税率及び還付率が13%の貨物は、その輸出還付税率が一律11%に引き下げられました。

15. 中関村の優遇措置について

Q：中関村における経営範囲の認可で、具体的にどのような優遇が受けられるのでしょうか。

特に、独資企業に対し、自社製品以外のメンテナンスサービスを経営範囲に含めることができるのでしょうか。

A：結論としては、経営範囲において中関村固有の優遇規定はなく、自社製品以外のメンテナンスサービスを経営範囲に含めることは不可能であるものと考えます。

「自社製品以外のメンテナンスサービス」については、一般地域の一部の企業において認可された例はありますが、これはあくまで特例であり一般的に認められているとはいえないものと考えます。保税区企業の経営範囲では、一般的に自社製品及び関連製品についてのメンテナンスサービ

スの業務を行うことが認められていたましたが、自社製品以外のアフターメンテナンスサービスについては原則認められていません。

しかしながら、以前、上海の外高橋保税区聯合發展有限公司へ確認した際に、実際の運用ではアフターサービスの対象である「関連製品」の定義が不明であり、実務上、本当に「関連製品」に対してアフターサービスを行っているか否か、確認が困難なため、他社製品のアフターサービスも行われているのが現状とのコメントがありました。

16. 輸出加工区からの国内販売について(1)

Q：輸出加工区（上海松江輸出加工区）にある製造会社は100%輸出を基本としていますが、加工製品の30%までは中国国内への販売が可能と聞いています。しかし、この際の「国内販売」とは中国国内への輸入販売（外貨取引）のことを指すのでしょうか。それとも完全なる中国国内との国内取引（人民元取引）を指すのでしょうか。あるいは両方可能で、その両方の合計として30%とされるのでしょうか。

A：まず、輸出加工区企業に対して内販比率制限を明確に定めた規定はありません。これは、製品輸出企業で生産高の7割以上を輸出しなければ、企業所得税上のメリット（『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』第75条第1項(7)号）を享受することができないという事情があるためかと考えます。

『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』（2003年9月2日『国務院の「税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法」の改正に関する決定』に基づき修正）では、加工区以外の中国国内のその他の地区を『区外』と定め、『国外』と明確に区分しています。輸出加工区は税関が監督管理する特定地域であり、『区外』はいわゆる「境内関外」（国内にあるが税関の外にある）と位置付けられています。

また、『輸出加工区加工貿易管理暫定弁法』（対外貿易経済合作部2001年4月1日施行）第10条によれば「特殊な事情や或いは

外商投資企業が企業契約書（定款）の規定に基づき区外の国内に販売する必要がある場合には、区内企業が加工区税関で輸出手続を行い、区外の企業は貨物輸入の関係規定に基づき加工区税関で通関手続を行う」と規定されており、中国国内への販売は全て「中国への輸出」として取り扱われます。

よって、ご質問の「国内販売」とは、あくまで通関手続を経たうえでの中国国内への輸出（国内サイドから見れば輸入）取引になります。

なお、『輸出加工区外貨管理暫定弁法』（国家外貨管理局2000年9月1日施行）第34条によれば「税関の許可を受けて一部製品の国内販売を行うときは、区外への貨物代金として人民元資金を受け取ることができる。また、外貨管理局の認定書があれば、国内販売代金としての人民元を使って銀行で外貨購入ができる」と規定されており、決済通貨に関しては、外貨、人民元建て双方の取引が可能と考えられます。

17. 輸出加工区からの国内販売について(2)

Q : 輸出加工区企業の実状として、区外輸出取引が多いかと思われませんが、以下の区外輸出取引における保税取引

- (1) 他輸出加工区企業との取引
- (2) 保税区貿易企業との取引
- (3) 加工手冊を使用しての加工貿易企業との取引
- (4) 物流園区との取引

これらは国外への輸出と同様に見なされ、7割以上の輸出が必要と定められている企業所得税上のメリットを享受することが出来るのでしょうか。

また、別の観点になりますが、区外輸出取引を行った場合の人民元取引のみが、7割以上と規定される輸出に含まれず、企業所得税上のメリットを享受できなくなるのでしょうか。

A : 従来の輸出加工区に関わる法令においては、ご照会の(1)~(4)の取引に関して、明確に規定したものはありません。貨物の輸出加工区からの移動に関しては、『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』(2003年9月2日『国务院の「中華人民共和国税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法」の改正に関する決定』にもとづき修正)の第3章「加工区と区外の間を出入りする貨物の監督管理」第20条において「区内企業の加工製品および加工生産の過程で生じた端材、不良品、不合格品などは、国外へ再搬出しなければならない。特別な状況で区外へ搬出する必要がある場合は企業が申請し、主管税関の認可を経た後、内販時の状態に準じて分類を確定し、かつ徴税する」という国内販売に関する条文と、第21条「区内企業が確実に必要のある場合は、関係する金型、半製品などを区外へ搬

出して加工を行うことができる。加工区の主管税関長の認可を経て、委託を受けた区外企業が加工区の主管税関へ貨物に課税すべき関税及び輸入段階での増値税に相当する保証金或いは保証状を納めた後、出区手続を行う」という条文のみで、国内販売について触れてはいるものの、ご照会の(1)~(4)の区域との保税取引については、明確な規定はありません。

一方、2005年3月21日公布、2005年5月1日から施行の『輸出加工区貨物の出区深加工結転管理弁法』(税関総署令第126号)の第2条において、「輸出加工区貨物の出区深加工結転(注:結転=再委託加工)とは、区内の加工企業が、『中華人民共和国税関の輸出加工区に対する監督管理の暫定弁法』の関係する規定に照らして通関手続を行い、当該企業が加工生産した製品を、直接或いは保税倉庫企業を通じて、その他の

輸出加工区や保税區など税関の特殊監督管理区域内および区外の加工企業へ転入して、さらに加工を行った後に再輸出する経営活動を指す」と、ご照会の(1)～(4)の区域への転入についても明確に規定されていることから、2005年5月1日からは正式にご照会のような保税の再委託加工が可能になるものと考えます。この場合、国内販売とは異なりますので、7割以上の輸出の範疇とな

り、企業所得税上のメリットを受けることも可能と考えます。

また、再委託加工以外の方法で行う区外への人民元での取引は国内販売となりますので、7割以上と規定される輸出取引には含まれず、輸出加工区の企業としては原則、3割を超えることは認められないと考えます。

18. 製造会社での輸入販売について(1)

Q : 輸入販売も兼業する製造会社の新規設立について教えてください。
既存の会社であれば、『外商投資商業分野管理弁法』に基づく申請により経営範囲を拡大することになるかと思いますが、新規に設立する場合にはどのような申請、認可手続となるのでしょうか。また、『外商投資商業分野管理弁法』と『外資(独資)法』との関係はどのようなようになるのでしょうか。

また、日本からの同等製品の輸入の際に、この製品が親会社の製品である場合と、他社製品である場合とで違いはあるのでしょうか。

A : ご指摘の通り、2004年6月1日に施行された『外商投資商業分野管理弁法』(以下『商業弁法』)第24条によれば、既存の外商投資の生産型企業が商業分野に従事する場合、商業弁法の規定に従い、経営範囲を変更することにより可能と規定しています。

一方、ご指摘の生産と商業とを兼業する外商投資企業を同時に1つの手続きにて設立することについては、『商業弁法』には規定がありません(勿論、『外資企業法』およびその実施細則においても規定されていません)。

また、商業弁法における外資商業企業の設立手続き(商業弁法第10条)は、『外資企業法実施細則』における外資企業設立の

手続き(第7条~第11条)と異なっています。

この点も踏まえると、生産と商業とを兼業する外商投資企業を同時に1つの手続きにて設立することは難しいのではないかと考えます。現状は、まず生産型企業を設立した後に経営範囲を変更して商業分野にも従事するという手続きになるかと考えます。

次のご質問について、上述の通り生産と商業とを兼業する外商投資企業を同時に1つの手続きにて設立することは難しいと考えられますが、まず生産型を設立して、その後商業分野の卸売業に従事できるよう経営範囲を変更すれば、親会社の製品に限らず商品の輸出入をその経営範囲に含めることができると考えます。

19. 製造会社での輸入販売について(2)

Q : 製造会社を設立した後に、卸売業にも従事できるよう、経営範囲の拡大を申請したいと考えています。どのタイミングで申請すればよいでしょうか。また、製造会社が親会社製品を輸入し、それを内販権を有する代理店に販売させるということは可能でしょうか。

A : 製造会社の設立批准を取得し、工商登記の完了後営業許可証を取得すれば、当該製造会社は設立したことになります。基本的には、この設立の後でなければ『外商投資商業分野管理弁法』第24条の規定に従った経営範囲の変更を行うのは認められないのではないかと考えます。

この第24条では、経営範囲の変更申請が認められる条件や時期が規定されていないため、設立後であれば経営範囲の変更申請は認められると考えます。

しかしながら、経営範囲の変更申請には、『外商投資商業分野管理弁法』第12条にて要求されているF/S報告を提出する必要があると考えられ、この報告のなかで、製造会社として順調な経営を維持しながら、商業分野における経営で利益が十分確保できるなどの具体的な事業計画を訴求する必要があるかと考えます。すなわち、経営範囲の変更可否は、商業分野での事業計画に関するF/S報告の内容如何ではないかと考えます。

次に、製造会社が親会社製品を輸入し、それを内販権を有する代理店に販売させる

ことが可能かというご質問について、そもそも製造会社が輸入できるのは、自社製品の製造に必要な原材料や設備に限定されており、製造会社が親会社の製品を輸入する、すなわち自社製品の原材料や設備といった取扱範囲を越えた商品を輸入し、国内で販売することは、貿易企業、投資性公司以一定の条件を満たしたものと商業企業の卸売業など以外は認められないと考えます。

厳密にいうと、2004年7月の『対外貿易法』の改正により、どの外資企業も対外貿易経営者としての登録は認められるようになりましたが、実際には、上述の一部の企業にしか商品を輸入して国内販売をすることができず、それ以外の外商投資企業は商品を輸入しても国内にて販売する権限を付与されていないので、結果として輸入できないことになってしまいます。

ご質問のスキームについては、製造会社が親会社製品の商品を輸入しても、内販権のある代理店に国内販売することができないので、不可能という結論になるかと考えます。

第2章 会社経営に関するQ & A

1. 『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』と出資持分譲渡の関係について

Q : 中国で設立した合弁企業があります。中方企業（国有企業）から合弁会社への出資持分の全部を当社に譲渡し、合弁を解消したい（よって合弁会社は当社の独資企業になる）という申出があった場合における合弁企業の出資持分譲渡について教えてください。

1. 合弁企業の出資持分譲渡は、『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』（以下『弁法』）の適用を受けると聞きました。合弁企業の設立は1994年なのですが、それでも『弁法』の適用を受けるのでしょうか。

2. 合弁企業には『中外合資経営企業法』や『外商投資企業投資家の出資持分の変更に関する若干の規定』も適用があるのではないかと思います。これらの法律と『弁法』の適用に関する優先関係はどのようになっているのでしょうか。

3. 『弁法』は、企業国有財産権の譲渡は「財産権取引機構」において公開で行い、譲渡方式は、競売、入札、協議譲渡その他の法定の方式を採用すると定めています。また、譲渡側が資産評価機関に委託して資産評価を行い、譲渡価格確定の参考にしなければならず、譲渡価格はその評価結果の90%を下回ってはならない旨を定めています。

一方、合弁契約では、合弁当事者が出資持分の全部を売却する場合は、他方の合弁当事者に優先買取権があり、譲渡価格は譲渡時の純資産に出資比率を乗じた価格を考慮して決定する旨を定めています（因みに『中外合資経営企業法』にも、他の合弁当事者が優先買取権を有すると規定されています）。

(1) この場合、合弁契約が『弁法』より優先し、本件出資持分譲渡を公開せず、また競売、入札などを行わずに、直ちに合弁当事者同士が協議を行い、合弁契約に従い譲渡価格を決められると考えてよいのでしょうか。

(2) 譲渡価格が、資産評価機関の評価結果を参考にしても、合弁当事者同士の協議で決められないときには、合弁契約に従い仲裁で譲渡価格を決めることができるのでしょうか。

この場合には、仲裁で決められた譲渡価格が『弁法』で定める評価結果の90%を下回る結果になってもよいのでしょうか。

A : 1. 1994年に設立された合弁会社の出資持分譲渡は、『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』（国有資産監督管理委員会 財政部令 第3号 2003年12月31日公布

2004年2月1日施行 以下『弁法』)の適用を受けるのかとのご質問について、設立が1994年であっても、譲渡行為が国有財産暫定弁法施行後であれば、同法の適用を受けることとなります。

2. 『中外合資経営企業法』および『外商投資企業投資家の出資持分の変更に関する若干の規定』(1997年5月28日施行)などの規定と『弁法』との優先関係は如何、とのご質問について、外商投資に関するこれらの規定は一般法であり、『弁法』は国有資産に関する特別法として優先的に適用されるものと考えられます。

3. 合弁企業における中方持分(国有資産の場合)を買い取る場合、『弁法』で定める具体的方法(「財産権取引機構」において公開し、譲渡価格は資産評価機関による確定評価額の資産評価を行い、評価結果の額の90%を下回ってはならない)と合弁契約に定める具体的方法(日方に優先買取権があり、譲渡価格は譲渡時の純資産に出資比率を乗じた価格を考慮して決定)との違いに関連して；

(1) この場合、合弁契約が『弁法』より優先し、直ちに合弁当事者同士が協議を行い、合弁契約に従い譲渡価格を決められると考えてよいかとのご質問について、国有資産に関する特別法としての『弁法』は、国有資産流失防止という趣旨に出るものであり、強行法規性を有するものと考えられ、契約によって排除するこ

とはできないものと考えます。従って、合弁契約の規定の如何に拘わらず、『弁法』の拘束を受けるとされる可能性は残ります。

(2) 譲渡価格が、資産評価機関の評価結果を参考にしても、合弁当事者同士の協議で決められないときには、合弁契約に従い仲裁で譲渡価格を決めることができるのかとのご質問について、『弁法』を強行規定と解するならば、理論的には仲裁機関の判断もそれに拘束される(それと矛盾する判決を下すことはできない)ということになるかと考えます。しかしながら、実際に仲裁機関がかかる拘束に従わずに90%を下回る判決を下した場合には、事実上それに従って確定する可能性もあるものといえます。

最後に付言すると、『弁法』が外商投資企業についてどこまで適用されるのか、という点については外国企業からの疑問が多く、そもそも適用されるべきではないという反対論にも根強いものがあります。しかしながら、外商投資企業を管轄する商務部を頂点とする対外経済貿易部門としては、国務院国有資産監督委員会との間で十分に協調しているとはいえ、現時点では他部門である同委員会の規定として、何ら外商投資企業について区別する規定を設けていない以上、同委員会の規定を尊重せざるを得ない、という立場に立っているようです。

2. 合併企業の出資持分譲渡の手続きについて

Q : A社(中国国有)とB社(日本)の2社で合併会社C社の持分を持っており、定款で持分譲渡は董事会での出席董事全員一致の決議が必要としているとします。

『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』(以下『弁法』)に基づく競売などの結果、A社のC社持分の譲渡先が、B社ではなく別の会社に決まった場合、董事会の持分譲渡議案についてB社の董事が持分譲渡議案に反対をすることで、譲渡をできなくするということは実質的に可能なのでしょうか。

それとも、そもそも持分譲渡にあたっては、先に『A社がC社持分を譲渡すること(譲受先は未定)』のみを董事会で決議して、その後、『弁法』で規定する手続きに入ることとなっているのでしょうか。

A : 『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』(国有資産監督管理委員会財務部令第3号 2003年12月31日公布 2004年2月1日施行)(以下『弁法』)が、中外合併企業における国有持分の譲渡に適用され、この暫定弁法が特別法として、『中外合資経営企業法』などに代表される外商投資に関する一般法に優先して適用されます。

『弁法』の規定に従えば、国有持分の譲渡は、原則公開され、譲受希望者が1人または認可当局の許可を得た場合、協議譲渡方式を採用することが可能ですが、それ以外で公開を経て譲受希望者が複数いる場合は、競売または入札方式により譲受人が決まることになります。(『弁法』第14~18条)

従い、この規定は、『中外合併企業法実施条例』第20条に定める、ある合併当事者が持分譲渡を希望する際に他方合併当事者

の全員の同意を必要とする規定、および他方合併当事者による優先買取権の規定と完全に矛盾することになります。

一般的に合併当事者の相手方が入れ替わる場合、相手側が合併当事者として相応しいか見極める必要があると考えます。合併事業では当事者間の信頼関係が何よりも重要視されているのが一般的であり、『弁法』に従って、意にそぐわない合併当事者が新たに参加してきた場合、当該合併事業が成り立たなく可能性は十分にあると考えます。

現状の理屈からいえば、合併当事者の合併企業A社における国有持分の譲受人が、『弁法』にて定める手続きに従い「B社」以外の第三者に決った場合、合併当事者が協議(董事会で決定するのではなく合併当事者間での協議だと考えます)して当該第三者への持分譲渡を不可能にすることは理

論上できないのではないかと考えます。

しかしながら、外資導入促進の基本政策や合弁企業の安定的経営を考えると、上段のような『弁法』の実際の運用においては問題が生じる可能性は十分あると考えます。

また、中国の中央政府や地方政府もこの問題を認識しているようで、今後の実施細則での『中外合弁企業法実施細則』との矛盾をどのように解消していくのかが期待されます。

3 . 合併における資産評価について

Q : 同じ地域、同じ出資者、同じ出資比率、同じ業種の2社を合併しようとしています。規定では吸収される方の債権債務を全て吸収する方が引き受けなければならないとされています。

何とかして債務を減らして合併させたいのですが、債権債務もすべて「A社 + B社の和」となるのでしょうか。

A : 債権債務はすべて「A社 + B社の和」となります。合併に伴い、資産再評価をすることは認められていないと考えられます。

その裏づけとして、『公司法』第184条では、「会社が合併する時、合併の各当事会社の債権および債務は、合併後の存続会社または新設会社が承継する。」と規定されています。ならびに、企業再編に関する税務上の取扱について規定した、『外国投資家投資企業の合併、分割、株式権改組および資産譲渡等の改組業務に係る所得税の処理に関する暫定施行規定』（国税発[1997]71号 1997年4月28日）の第1条にも、「合併前の企業の債権及び債務は、法律所定の手続を通じ、合併後の企業がこれを承継する。」と明確に規定されており、「被存続企業の債権・債務は合併存続企業に継承される」旨の、「人格合一説」の適用となっております。加えて、同暫定施行規定の同第1条（一）に、「合併後の企業の各種資産、負債及び株主権益については、合併前の企業の帳簿歴史原価に従い評価しなければならないが、企業が合併を実現するため関係する資産などの項目について評価をする価値に

よりその原帳簿価額を調整してはならない。」と規定されており、これは、被存続企業の資産、負債及び持分権は被存続企業の帳簿価額に基づき評価され、合併に伴う資産再評価は認められないことを意味しています。故に、合併存続企業又は合併新設企業は、解散企業の債権・債務の全てを承継しなければならないという結論に至ります。

最後に「人格合一説」について説明します。合併の本質論については、会計論上、「現物出資説」と「人格合一説」の考え方があります。これらは会計処理と密接に関連しながら、各本質観の妥当性が議論されています。ここで、「現物出資説」とは、合併を「解散会社（消滅会社）の株主による存続会社への現物出資とみる」見解であり、「人格合一説」は、合併を「合併当事会社の株主持分が株式交換を通じて人格的に合体したものとみる」見解です。「現物出資説」によれば、受入資産及び負債は全て公正価値に評価換えし、純資産の公正価値と合併会社交付株式の公正価値（および合併交付金額）との差額を暖簾又は合併差益として計上します。一方、「人格合

一説」では、受入資産及び負債は被合併会社の帳簿価額のまま合併会社に記帳され、被合併会社の純資産項目も合併会社にそのまま引き継がれることとなります。『外国投資家投資企業の合併、分割、株式権改

組及び資産譲渡等の改組業務に係る所得税の処理に関する暫定施行規定』においては、後者の「人格合一説」の立場がとられていると考えられます。

4 . 外商投資企業と出資比率の関係について

Q : 『公司法』第75条によれば、株式有限公司については「発起人の過半数は中国国内に住所がなければならない」と規定しています。有限責任公司のように『中外合弁経営企業法』などには触れていないように思われますが、外国企業が出資比率25%以上にとらわれることなくそれ以下でも発起人または出資者になりうると解釈できるのでしょうか。それとも1995年1月10日公布の「外商投資株式有限公司設立の若干の問題に関する暫定規定」に基づき、外資が25%を下回ってはならないと理解しなければならないのでしょうか。

外国企業が出資比率25%以上にとらわれなくてもいい場合、配当や株式売却代金の海外送金も可能なのでしょうか。

また、外国企業の出資比率が25%未満の場合、株式有限公司及び有限責任公司のどちらの法人形態でも良いのか、或いは株式有限公司のみについてなのか教えて下さい。

A : 外商投資企業を設立するにあたっては、『外商投資企業の審査批准、登記、外為および税収管理の関連問題に関する通知』（外経貿法発[2002]575号 2002年12月30日公布 2003年1月1日施行）に基づき、外資が参入する場合は外国企業の出資比率が25%を満たさない場合でも、全て外商投資企業とされることになりました。但し、外国企業の出資比率が25%未満である場合は、外商投資企業としての優遇政策を受けることはできません。

『公司法』の第18条には「外商投資企業について、合弁企業・合作企業・独資企業にかかわる法律に別の規定があるときは、その定めに従う」と定められています。外商投資企業に関しては、特別規定である『中外合弁経営企業法』、『中外合作経営企業法』、『外資企業法』の3法およびそれぞ

れの実施条例・実施細則に加え、『外商投資株式有限公司設立の若干の問題に関する暫定規定』（外経貿1995年1月10日公布 同日施行）が、一般規定である『公司法』に優先する位置付けにあります。（以下これらを総称して『外商投資企業法令』とします）よって、外商投資企業の設立・運営には通常『外商投資企業法令』が適用され、この『外商投資企業法令』が及ばない部分について『公司法』が適用される関係といえます。

ご質問の内容からすると、25%未満の出資比率を条件に株式有限公司を設立することを検討されているようですが、この場合、出資比率が25%未満であってもその設立には『外商投資株式有限公司設立の若干の問題に関する暫定規定』に定める手続き規定が適用されつつも、外商投資企業としての

各種優遇は受けられないと理解するのが自然といえるでしょう。

配当の外貨送金については、外商投資企業として設立されているのですから、送金は可能です。

また法人形態に関しては、『外商投資企業の審査批准、登記、外為および税収管理

の関連問題に関する通知』に基づいて考えると、全ての外商投資企業にこの通知が適用されることとなります。従いまして、外国企業の出資比率が25%未満である外商投資企業の会社組織形態は、株式会社と有限責任会社のどちらもありません。

5 . 投資総額と増資の関係について

Q : 当社は独資企業で、奨励業種に該当しており「輸入設備を免税で購入」することができます。現在、追加投資を考えているのですが、設立許可時の投資総額と登録資本金では、資金的に難しい状況にあります。自己資金（＝資本金）と借入金の合計を「投資総額」というのであれば、投資総額を増やした場合、最低資本金比率を基に、設立時の登録資本金額が再度変わるのでしょうか。それとも、設立時の借入金の枠は変わらずに登録資本金だけが単に増えるのでしょうか。また、最低資本金比率の内容について、追加投資分を全額登録資本として申請しても構わないのでしょうか。

A : 外貨での借入額は「総投資額 - 資本金」で算出できます。そして、新規設立時はもちろんのこと増資時にも「最低資本金比率を遵守」し総投資額を登録しなければなりません。よって、増資をする際に総投資額を増やすことにより借入枠を増やすことも可能です。但し増資をした場合、その増資額に対し最低資本金比率が適用されます。

総投資と資本金の関係については、『中外合資企業の登録資本と投資総額との比率に関する暫定規定』（工商行政管理局1987年2月17日公布 同日施行）にて外資企業は総投資の一部を資本金で拠出することが求められており、この比率は総投資に応じて以下の通りに規定されています。

- 1 . 300万米ドル以下 : 70%以上
- 2 . 300万米ドル超 ~ 1,000万米ドル : 50%以上
(但し、総投資額が420万米ドル以下の場合、最低210万米ドルの資本金が必要)
- 3 . 1,000万米ドル超 ~ 3,000万米ドル :

40%以上

(但し、総投資額が1,250万米ドル以下の場合、最低500万米ドルの資本金が必要)

- 4 . 3,000万米ドル超 ~ : 1/3以上

(但し、総投資額が3,600万米ドル以下の場合、最低1,200万米ドルの資本金が必要)

なお、ここでいう「投資額」とは、総資産に準じる概念で、『中外合弁企業法実施細則』において「投資総額とは、企業の契約及び定款において定める生産規模に従って投下する必要のある基本建設資金および生産・運転資金の総和をいう。」と規定されています。

追加投資分を登録資本とすることは問題ありません。増資の手続きとしては、工商行政管理局で登録資本の変更登記をした後、資本金が実際に払い込まれ、その後、会計事務所の増資審査（験資）を受けることとなります。また増資を行う場合は、合弁契約、定款の変更が必要となります。

6 . 国内で調達する外貨による借入金について

Q : 『外商投資企業資本項目外貨の買取及び外債登記管理工作を改善に関する通知』により外債調達可能額の定義が明確化され、『国内外資銀行外債管理弁法』により国内で調達する外貨は外債でないことになりました。

一見すると国内外貨借入がいくらでもできるように見えます。そもそも、人民元借入につきそのようなチェックが働いてなかったことに加え、国内外貨貸付も銀行の外貨枠の範囲であれば総投資との関係をチェックすることなく貸せるということになるのでしょうか。そうすると当初申請時の総投資と資本金の関係は有名無実化したものとなり、何か違和感を感じるのですが、実際のところはどのようなのでしょうか。

A : 『外商投資企業資本項目外貨の買取と外債登記管理業務の改善に関する通知』(国家外為管理局 匯発[2004]42号 2004年5月17日発布 7月1日施行)において「中長期対外債務の累計額と短期の対外債務残高の合計が投資総額と登録資本金の差額以内になるように厳格に管理しなければならない」旨、規制(規定)されました(これは、昨年既に施行されている『外債管理暫定弁法』(国家発展計画委員会 財政部 国家外為管理局令 第28号 2003年3月1日施行)第18条の内容を改めて規定し直したものです)。

そして、続いて発布された『国内外資銀行外債管理弁法』(国家発展・改革委員会 中国人民銀行 中国銀行業務監督管理委員会令 第9号 2004年5月27日発布 6月26日施行)の第10条において、「国内外資銀行が貸付けた外貨貸付は、国内外貨貸付方式に照らして管理する。」と規定され、国内外資銀行支店からの外貨建借入は対外債務と

しての登記管理が不要となりました。

但し、これは外貨管理上の観点からの判断であり、一步踏み込んで、借入資金を上記規制を超えて調達してよいか否かについては、別問題であると考えます。外資企業は投資総額の一定部分を資本金で拠出することが求められており、この比率は投資総額に応じて異なる旨、『中外合資企業の登録資本と投資総額との比率に関する暫定規定』(工商行政管理局 1987年2月17日公布 同日施行)に規定されていること、また外資企業の設立申請に対しても、当初の投資総額、登録資本金に基づいて審査認可機関の設立認可を受けていることから、実際には「外債扱い以外の国内外貨貸付や人民元貸付についても外債同様、投資総額と登録資本金の差額以内に収めるべきである」と明確に規定する旨の法律は存在しませんが、「本来的には登録資本と投資総額との差額の範囲内でコントロールされるべきもの」であると考えます。このことについては、

『外資企業法実施細則』第20条第2項においても、「外資系企業の登録資本はその経営規模と相応しなければならず、登録資本と投資総額との比率は中国の関係規定に適合しなければならない。」と規定されています。また、登録資本と投資総額との差額を超えて貸付を行い、債務過多となることに対しては、個別の貸出銀行の与信判断の面からも制約があろうかと考えます。

何れにしても、『外債管理暫定弁法』（国家発展計画委員会 財務部 国家外債管理局 令第28号 2003年1月8日公布 2003年3月1日施行）から始まるこれら一連の外債関連の法令において規定されている事柄は、あくまでも「立法趣旨としては『外債管理』という観点からの限定されたもの」です。即ち、「国内外資銀行からの外債建借入に関しては、貸し出す側の銀行が入口で外債としての総量規制管理を受けるため、末端では外債登記義務がなくなり地場銀行と同等の取扱になったが、非居住者から直接借入れる親子ローンなどは、従来通り外債として登記管理が必要であるということ」というように、単に外債管理の方法の変更について言及している性質のものであって、設立認可時の登録資本と投資総額との比率の関係を否定するものではないと考えます。

補足になりますが、ご質問での、「『国内外資銀行外債管理弁法』により国内で調達する外債は外債でないことになりました」という表現について、解釈を統一させる為に説明します。これは元々、『外債管理暫定弁法』第2条においても、「外債とは

国内の機関が非居住者に対して負う外債建で表示する債務を指す」と規定されており、居住者である国内外資銀行からの外債借入は外債扱いでないことが示されていました。同様に第5条でも、外債は「外国政府借款」、「国際金融組織借款」および「国際商業借款」に分類される旨規定されており、国際商業借款には「国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外債貸付」は含まれていません。つまり、規定上、外債扱いでないにもかかわらず、外債登記は行われていたということになります。

これはどういうことかといえば、『対外債務の対象範囲の調整、関係する問題についての通知』（国家外債管理局 2001年7月13日施行）により、国内の機構（外資系企業、中国資本企業）の国内の外資金融機構に対する負債は対外債務の対象からは除かれる形で変更されていましたが、従来、対外債務としての登記が必要とされていた外資系企業の国内外資銀行からの借入については、実質、総量規制などは機能していなかったため、その後も引続き「外債登記」は必要とされ、企業の借入可能額算出には加味されるという扱いとなっていました。

しかし、今回の『国内外資銀行外債管理弁法』において国内外資銀行の海外からの資金調達について総量規制を行う扱いになったことに伴い国内外資銀行の中国内支店が海外より調達をする時点において対外債務と認識し残高を管理する方式に変更になりましたので、これまでの外債登記の対象から外れる扱いになったものと考えます。

7. 合弁企業における中方出資企業の変化による影響について

Q : 合弁契約当初、中方は国営企業であって、登記資本などもちゃんとした企業でしたが合弁企業設立後、中方企業は国営企業から民営企業に変わったり、また民営企業に変わった後、合弁企業の生産は通常通りに行われているが、中方企業の方は経営が芳しくなく、実際に生産中止という状態になってしまいました。

このような状況で、合弁企業に対し、どのような影響を及ぼす可能性があるのでしょうか。またどう対応したらよいのでしょうか。

A : 合弁企業の出資者である中方企業の経営が芳しくなくても、合弁企業は中方企業とは別格の法人なので、中方企業の破産や債務超過などの場合でも、中方企業が保有する合弁企業の持分権（一般的には土地・建物・機械設備など）に対して、中方企業の債権者が差押えなどの権利を行使する理屈はないと考えます。

但し、以下の場合、結果的に、中方企業の債権者が合弁企業の財産に影響を及ぼす可能性は十分にありますので注意が必要と考えます。

1. 過去に日本企業に対し、当該日本企業が出資した合弁企業の財産に対して強制執行が認められた例があり、仮にこれらが適用されると、本件の場合、合弁企業の財産に対する、中方企業の債権者の差押えなどの行為が認められることになってしまいます。しかし、この点は最高人民法院が通知を発布して明確に否定しており、十分反論の余地があると推察します。

2. 中方企業から現物出資された土地使用権が割当土地使用権のため譲渡できない、

もしくは合弁企業が中方企業から買い受けたにもかかわらず、機械の所有権の移転手続が完了していない場合などでは、中方企業の債権者が、これらの合弁企業の財産に対し、譲渡不可および移転手続未了を理由に、「合弁企業の財産ではなく中方企業の財産である」として権利行使してくる可能性はあります。

上記のことが起こらないための対応としては、予め合弁契約書上に「合弁企業の登録資本に対する各出資者の持分に対して、出資者全員の書面による同意がない限り、抵当権、質権、担保またはその他の負担を設定してはならない。」などの一文を入れることにより、合弁企業の財産に対して、第三者である出資者の債権者等による勝手な権利行使がなされないよう規定しておくことが望ましいと思われます。

上記にて、合弁企業が保有する土地や建物に対して、中方企業の債権者により差押えを受けることはない、と記載しましたが、中方企業の合弁企業に対する持分権には、出資者である中方企業の財産であるだけに、

実質的には中方企業の債権者の引当財産となり、差し押さえられる可能性は否定できないともいえるかもしれません。

しかしながら、合併事業における日方企業にとって、ある日突然詳細不知の第三者が合併パートナーとなるということは当初の合併の前提が崩れ、その後の合併企業における経営にも大きな影響を与えることになり、また今後新パートナーとの合併事業を立ち上げる際の大きな弊害となるといえます。

持分権の譲渡には『中外合資経営企業法実施条例』により、合併パートナーの同意、結果的には董事会の全員一致決議（定款変更が必要となると思われることから間接的に必要）および審査認可機関の認可が必要とされており、『人民法院の執行業務の若干の問題に関する最高人民法院の規定（試行）』（1998年7月8日公布 1998年7月18日施行）第55条においても、その第1項において、「他の合併当事者の同意および審査認可管理機関の認可を受けて持分権の譲渡ができる。」ことを定めていますので、差押に伴う譲渡についても基本的には上記の弊害を防止するために他の合併パートナーの関与なくしてこれを行えないような仕組みとなっています。

しかしながら、同条第2項は、「当事者（この場合、中方企業）に他に提供できる財産が存在せず、他の合併当事者が譲渡に同意しない場合には、当事者の持分を直接に強制譲渡することができる。」と規定しており、中方企業に持分権以外の資産がな

い場合には合併パートナーの同意を得られずとも強制的に譲渡しうることを示しています。ただ、その場合でも同項において他の合併パートナーの優先購入権は保障されていますので、他の合併パートナーとしては自ら持分を買い取るという方法によって上記の弊害を防ぐことは可能です。

仮に差し押された場合の対処については、今後のトラブルを回避するため、当該合併企業を解散し、改めて新会社を立ち上げるか、もしくは強制執行となった際に優先的買取権を主張し、当該持分権を買い取ることになるものと思われます。但し、この場合には当初合併契約書に定めた解散要件に合致することが必要となります。

ちなみに、ここで優先的買取権を持っているとしても、マジョリティが認められない事業などの場合には、現在の持分以上の保有が認められません。そうなれば、結果的に第三者に持分権を譲渡せざるをえないことになってしまうことになります。

また、事前の予防策としては、出資制限のある業種等では、常に中方企業の業況を注視し、業況悪化等が確認できた段階で、中方企業の債権者から差し押さえられる前に、早急に中方企業に対し、出資持分の売渡を交渉する、または日方企業の他の提携中方企業に買取を依頼するなどの方策しかないものと思われ、出資制限のない業種については、今のうちに中方企業の持分権を日方企業に譲渡するよう働きかけるしかないと思われます。

8 . 経済貿易緊密化協定(CEPA)での物流コンサルティング業務運営について

Q : 経済貿易緊密化協定(CEPA)資格での中国進出において管理諮詢公司というカテゴリーがあります。物流関連のコンサルティング業務を行う際に管理諮詢公司を設立し対応することは可能でしょうか。これは独資で設立することはできますか。また最低資本金は10万元と言われておりますが正しいでしょうか。その他に物流のコンサルティング業務を行うことのできる申請方法がありますか？

A : 経済貿易緊密化協定(CEPA)の付属文書4にて、サービス貿易の開放に関する具体的承諾が規定されておりますが、その別表1で「管理諮詢公司」(経営コンサルティングサービス企業)が記載されております。この経営コンサルティングの内容は、一般経営、財務経営(税務を除く)、マーケティング管理、人事、生産管理、および広報といったコンサルティングを指し、物流コンサルティングは含まれません。

なぜなら、同じく付属文書4に物流サービスという項目があり、その具体的承諾は「香港のサービス提供者が、独資により、本土で物流サービスを提供することを許可する。物流サービスには、道路一般貨物輸送、倉庫保管、積み下ろし、付加価値加工、包装、配送および関連情報処理およびコンサルティング業務、本土内の貨物代理サービス、コンピュータネットワークを通じて物流サービスの管理運営が含まれる」で、お問合わせの物流コンサルティングは物流

サービスに該当すると解釈されているためです。

但し、この具体的承諾の中で独資での設立は明記しているものの、出資金については触れられておりませんし、物流サービス企業設立の具体的な法規も出ていないようです。

物流サービスは2004年12月31日時点で328社の申請があり、そのうち310社は香港企業としての認定を受けています(上記数字は輸送サービスも含まれます。詳しくは香港工業貿易署 http://www.tid.gov.hk/english/cepa/hkss_statistics.htmlをご参照ください。)が、あくまで香港企業としての認定を受けただけで、中国本土に対して申請を行っている、または許可を得た具体数については確認が取れておりません。

企業設立の具体的な法規が出ていないと申し上げましたが、認可するかは別として設立申請自体は受付けているようです。日系企業では2社が許可を得て物流サービスを開始するそうです。

9 . 外商投資企業の清算について

Q : 当社では、上海現地法人設立に伴い、従来の長春拠点を閉鎖～清算いたします。業務を上海に移管する過程で、清算を申請した後も、長春にて経費が発生することが予想されます。

清算報告までの間、ある程度費用発生が可能なのでしょうか。また、『外商投資企業清算弁法』にある「新規の経営活動は出来ない」という文言の範囲を教えてください。

A : 「清算予定企業から新設企業に業務を移管する際に発生する費用については、清算申請した後でも、清算予定する企業から支払うことは可能であるか」と理解してコメントいたします。

『外商投資企業清算弁法』（対外経済貿易合作部[1996]2号1996年7月9日公布 以下『弁法』）第23条では清算費用として「企業の清算財産の管理、換価、分配するために必要な費用」「公告、訴訟、仲裁の費用」「清算過程で支払を必要とするその他の費用」と規定しており、清算活動を行なうにあたって、前述の定義に該当するものであれば、当然費用として認められるものと考えます。

したがって、新設企業への固定資産の移管、営業債権の移管等の行為は、財産の処

分活動としての固定資産の譲渡、営業債権の譲渡等として見られるものと考えられますので、その費用も清算損失として計上することは可能であると考えます。

また『弁法』第7条の「企業は、清算期間中、新たな経営活動を展開してはならない。」という規定の解釈については、その企業がこれまで行なっていた事業の継続および新規の営業活動の禁止を規定するものであって、前述にふれたような清算活動の一環とされる移管行為はここで禁止する活動にあたらぬものと考えます。

なお、独自の判断にて支払った費用が清算報告の段階において否定されることがないよう、やはり事前に個々の費用について専門家に確認されることをお勧めします。

10. 日系独資企業の日本への投資について

Q：中国に設立した日系独資企業が、日本向けに投資（日本の新規プロジェクトに出資する等）する場合の、中国の法的規制面、一般的なその他注意事項について教えてください。

A：まず、現状の中国の法規では、中国で設立した外商投資企業が外国に投資することが、できるかについて検討させていただきます。今まで、この点については明白な規定がありませんでしたが、中国国内企業の国外において行う投資に関する新たな規定『国外投資プロジェクト審査・承認暫定施行管理弁法』（2004年10月9日発布 施行、国家発展・改革委員会第21号以下『国外投資管理弁法』）が実施されることにより、外商投資企業が外国に投資できることが明白になりました。同法第2条は、「この弁法は、中華人民共和国国内の各種法人（以下「投資主体」という。）およびそれが国外において持分を支配する企業又は機構を通じて、国外において行う投資（新規設立、買収、資本参加、増資および再投資を含む）プロジェクトの審査・承認に適用する。」と規定し、外商投資企業は「投資主体」から排除されませんでした。同法第4条において、「審査・承認が必要なプロジェクトは、資源開発類プロジェクトと大口外国為替使用プロジェクトである。」と規定し、資源開発類プロジェクトの定義については、同法第4条第2項において、「国外において投資して原油および鉱山等の資源を探查・開発するプロジェクト

をいう。当該類のプロジェクトの中国側当事者の投資額が3,000万米ドル以上である場合には、国家発展・改革委員会が審査・承認する。そのうち中国側当事者の投資額が2億米ドル以上である場合には、国家発展・改革委員会が審査した後に国务院に報告し審査・承認を受ける。」と規定し、大口外国為替使用類プロジェクトの定義については、同法第4条第3項において「前項所定の分野外の中国側当事者の投資外国為替使用額が1,000万米ドル以上である国外投資プロジェクトをいう。当該類のプロジェクトについては、国家発展・改革委員会が審査・承認する。そのうち中国側当事者の投資外国為替使用額が5,000万米ドル以上である場合には、国家発展・改革委員会が審査した後に国务院に報告し審査・承認を受ける。」と規定しています。

さらに、『国外への投資による企業の設立・運営の審査・承認に係る事項に関する規定』（2004年10月1日公布 同日施行 以下『商務部規定』）は、商務部の立場から中国企業の対外投資による企業の設立・運営の審査・承認に関する規定を設けています。同法第12条において、「外商投資企業が国外に赴き投資して企業を設立・運営する場合には、必ず省級以上の商務主管部門

の審査・承認を経なければならない。そのうち、商務部の認可を経た外商投資企業が国外に赴き投資して企業を設立・運営する場合には、商務部が審査・承認する。その他の外商投資企業が国外に赴き投資して企業を設立・運営する場合には、省級商務主管部門が審査・承認する。関係する具体的な要求について、商務部は、別段の文書により発布する。」と規定しています。

次に、中国企業が海外へ投資を行う場合、当然出資金としての外貨を国外送金する必要があるため、中国の外貨管理の規制を受けることとなります。『外貨管理条例』（国务院1996年1月8日制定 国务院1997年1月14日改正 同日公布、施行）第21条において、「国内機構が国外に投資する場合、審査認可主管部門に申請する前に、外貨管理機関がその外貨資金の出所を審査する。認可を得た後に、国外投資の外貨管理に関する国务院の規定に従い関連資金の国外送金手続きを行う。」と定めており、海外への投資には、海外投資自体の可否の審査、および外為管理の観点からの海外投資の可否の審査が必要になっています。その他、対

外投資に対する為替管理の規制として、対外直接投資に必要な審査手続きの簡略化に関する、『国外投資における外貨資金源の審査を簡略化することに関連する問題に関する国家外貨管理局の通知』（2003年3月19日 国家外貨管理局公布）および『国外投資における外貨管理改革を更に深化させることに関する問題に関する国家外貨管理局通知』（2003年11月1日）があります。

外国投資における外貨管理について、『境外投資外貨管理弁法』（1989年3月6日公布 同日施行）は、その第2条にて「海外投資」を定義するなかで「海外投資」の主体を「中国国内で登記登録した会社、企業またはその他の経済団体である。」と定めながら、その主体には「外商投資企業を含まない。」旨明確に規定しています。即ち、外為管理上、外商投資企業が外国投資をする前提になっていないものと解釈できると考えますので、上記の『国外投資管理弁法』および『商務部規定』と不具合が生じますが、具体的な手続に関しては、関連法規定の調整を待つしかないと思います。

11. 増資許認可の権限について

Q : 今まで、投資送金額が3,000万米ドルを超えた場合、商務部の許認可を取得する必要がありましたが、最近総投資金額が1億米ドルを超えない場合、省の対外経済貿易庁に許認可の権限を下したという情報を貰いました。これに関連する国の規定みたいののがありますか。また実施日は何時から施行しますか。

A : これに関連する情報としては、『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(国家発展・改革委員会令第22号 2004年10月9日公布 同日施行)があります。この弁法は、中外合弁、中外合作、外資独資、外国資本による国内企業の買収、外商投資企業増資等の外商投資プロジェクトに適用されています。この弁法で定められた外商投資プロジェクトの認可機関については、投資総額(増資額を含む)および外商投資産業指導目録の分類に基づく以下の表のようになります。

投資総額 (増資額を含む)	外商投資産業 指導目録の分類	審査認可部門
5億米ドル以上 (5億米ドルを 含む)	奨励類、許可 類および制限 類	国家発展改革委員 会が一次審査し、 国务院が認可
1億米ドル以上 (1億米ドルを 含む)	奨励類および 許可類	国家発展改革委員 会が認可
	制限類	国家発展改革委員 会が一次審査し、 国务院が認可
5千万から1億 米ドル (5千万米ドル を含む)	奨励類および 許可類	地方発展改革部門 が認可
	制限類	国家発展改革委員 会が認可
5千万米ドル 以下	奨励類および 許可類	地方発展改革部門 が認可
	制限類	省レベルの発展改 革部門が認可

従いまして、投資総額が1億米ドルを超えない奨励類および許可類、また5千万米ドル以下の奨励類および許可類に関しましては、地方発展改革部門が認可を下し、投資総額が5千万米ドル以下の制限類に関しましては、省レベルの発展改革部門が認可を下すということになります。

この弁法は、外商投資プロジェクトに関する審査・承認について規定したもので、審査・承認の機関は、国家発展・改革委員会と地方の発展改革部門になります。

つまり、外商投資企業の設立審査にあたる商務部系統の審査・認可とは別の審査・承認機関であります。商務部に電話照会したところ、商務部も『投資体制改革的決定』に基づき、近いうちに商務部系統が審査・認可する投資総額基準に関する規定を出すということで、現時点においては、実務上も、投資総額が1億米ドルを超えない奨励類、許可類の審査・認可権限が省の商務庁に授権されていたという回答をえました。

したがって商務部系統による外商投資企業の設立の審査・認可の投資総額基準も、国家発展および改革委員会による外商投資プロジェクトの審査・承認の投資総額基準に合わせて、両者の調和を取っていくのではないかと考えられます。

12. 駐在員事務所の開設について

Q : 中国に駐在員事務所の開設を検討しております。その際の手続きや、申請してから許可までの日数、必要な経費などを教えてください。

A : 外国企業の駐在員事務所設立に関する規定としては、『外国企業常駐代表事務所の管理に関する暫定規定』（1980年10月30日施行 以下『暫定規定』）と、その実施細則である『外国企業の在中国在中国常駐代表事務所の許可および管理に関する実施細則』（1995年2月13日施行 以下『実施細則』）があり、全国的な取扱となります。

まず、『実施細則』の第3条に、「外国企業が中華人民共和国内に常駐代表事務所を設置することを申請するときは、必ず中華人民共和国対外貿易経済合作部又はその授權する各省、自治区、直轄市および計画独立都市の対外貿易貿易委員会（以下「許可機関」という）の許可を得て、且つ中華人民共和国国家工商行政管理局又はその授權する各省、自治区、直轄市および計画独立都市の工商行政管理局（以下「登記機関」という）で登記手続を取らなければならない。」と規定されています。

しかし、『行政審査・認可項目の第3次取消および調整に関する国務院の決定』（国発[2004]16号 2004年5月19日）の付属書類1の『国務院が取消を決定した行政審査・認可項目のリスト』によると、商務部管轄の取消項目として、「外国貿易業者、製造メーカー、貨物運送代理業者などの9

種類の常駐代表機構に対する審査・認可」（第138条）と規定されています。上記の9種類の常駐代表機構について、国務院の規定に全部列挙されていませんが、上海市の『上海市対外貿易貿易委員会が台湾・香港・マカオおよび外国企業常駐代表機構の設立、延期、変更に係る行政審査・認可事項を取り消すことに関する通知』（2004年7月29日発布）によると、行政審査が取消された9種類は、外国貿易業者、製造メーカー、貨物運輸代理業者、請負業者、コンサルタント会社、公告会社、投資会社、リース会社、煙草会社であります。さらに、2004年7月1日施行された『確実に留保を要する行政審査・認可項目に対して行政許可を設定する国務院の決定』によると、商務部系統で、常駐代表機構設置に関連して留保された行政審査は、（ ）外国非企業経済組織による常駐代表機構の設立、（ ）台湾の非企業経済組織が大陸において設立する常駐代表機構に限定されていません。

従って、上記の国務院の通知により行政許可が留保されている常駐代表機構の設立は、従前の手続のまま、それ以外は、直接工商行政管理局において登記手続をすることになります。

まず手続内容について説明します。

1. 登記手続

常駐代表事務所所在地の工商行政管理局に登記申請をします。

2. その他の手続

『実施細則』第15条に、「常駐代表事務所の設置申請が許可を得および登記手続を取った後、常駐代表事務所は必ず30日以内に許可証書、登記証および代表証を公安機関、税務機関、税関、銀行などの部門に提示し、関連する手続を取る。」と規定されています（登記申請後、事務所に対しては外国企業常駐代表機構登記証が、駐在員個人に対しては代表証が公布されます）。

- (1) 「常駐代表事務所の要員および家族は許可証書をその地の公安機関に提示し、居留手続を申請し、居留証を申請しなければならない。」（『暫定規定』第6条）
- (2) 「常駐代表事務所およびその要員は、中国税法の定めに従い、その地の税務機関に納税登録手続を取り、定めに従い納税しなければならない。」（『暫定規定』第9条）
- (3) 「常駐代表事務所およびその要員が必要な事務用品、生活用品および交通手段を輸入するときは、中国税関に申告し、定めに従い関税および増値税を納付しなければならない。」（『暫定条例』第10条）
- (4) 「常駐代表事務所は、登記証を提示し、中国銀行の関係の定めに従い、中国銀行又は中国銀行が指定する銀行に口座を開

設しなければならない。」（『暫定規定』第8条）

申請から許可までの日数についてですが、許可機関は申請に対して審査を行い、30開庁日以内に許可又は不許可の決定を行い、かつ速やかにその外国企業宛通知する旨規定されています（『実施細則』第9条）。

最後に必要経費についてですが、北京市の例になりますが、上記、受入保証先（代理申請機関）に対して支払う手数料として、一般的に8,000元程度を申請時に払います。工商行政管理局に支払う登記費としては、600元となっています。

尚、『実施細則』第10条によると、身元引受単位（代理申請機関）に委託しなければならないのは許可機関への申請手続きであり、許可証書取得以降は、登記段階から首席代表が行えると考えます。

以上が、外国企業の本社による駐在員事務所の設立手続ですが、中国現地法人による設立も可能です。その際の根拠法は、『会社登記管理条例』（国务院令第156号 1994年6月24日公布 7月1日施行）および『同施行細則』（国家工商行政管理局令第1号 1988年11月3日公布 2000年12月1日改正）であり、設立に際しては工商行政管理局への登記のみが必要で、外国企業本社による設立に比べれば手続き的には簡単なものになります。

13. 駐在員事務所長の兼務の可否と居住地登記について

Q：駐在員事務所（常駐代表機構）の所長の選任・登記について教えてください。

1. 中国にある合弁企業の社員（総経理など）と、別の地に設立する駐在員事務所長は、兼務可能でしょうか。
2. 可能な場合、その所長は、合弁会社の所在地（例：北京）に住んでおり、駐在員事務所が別の地（例：上海）にあっても、所長の居住地登記は上海で問題ないでしょうか。

A：1. の合弁企業の総経理と駐在員事務所長の兼務については、これを明確に禁止する規定は存在せず、また実際にも兼務が行われている状況から、可能であると考えます（総経理、副総経理がその他の経済組織の総経理又は副総経理を兼任してはならないことについては、『合弁企業法』の第37条において明確に規定されています）。加えて、合弁企業にも適用される一般法である『公司法』の第61条第1項において、「董事、総経理は、その在職する会社と同種の業務を自分で経営し、若しくは第三者のために経営し、又は当該会社の利益に損害を与える活動に従事してはなら

ない。」と、所謂「競業の禁止」を規定していますが、本来、駐在員事務所は「直接営業にかかわらない活動に従事する」という観点から、この「競業の禁止」には該当しない、つまり、合弁企業の総経理と駐在員事務所長の兼務については運用上可能であるという考え方もできると考えます。

2. に関しては、兼務している実例があるということは、運用上問題はないという理解ではないかと考えます。加えて、居住地に関していえば、合弁会社の総経理、駐在員事務所の首席代表は非居住者であっても法律上、問題はないと考えます。

14. 分公司の設立について

Q : 当社は広東省登録の企業ですが、現在、福建省に分公司の設立を検討しています。(また本年既に江蘇省に分公司を一つ設立しております。)

1. 分公司は企業毎に(業種、資本額、営業額に拠って)設立出来る数に限りがあるのでしょうか。

2. 1年以内に2つ以上設立する事は特に規制に引っ掛かるような事はございませんでしょうか。

A : 1.については設立数を制限する規定はなく、2.についても、1年以内に2つ以上設立することなどを特に規制する規定は無いと考えます。

分公司についての関連規定については、『企業法人登記管理条例施行細則』(国家工商行政管理局令96号 2000年12月1日改正)

『中華人民共和国会社登記管理条例』(国务院令第156号 1994年6月24日公布 7月1日施行)

『外国投資家投資企業の分支機構に適用する所得税の税率問題に関する国家税務総局の通知』(国税発[1997]49号 1997年4月9

日公布)

『中華人民共和国増値税暫行条例実施細則』
([93]財法字38号 1993年12月25日公布)

『中華人民共和国営業税暫行条例』(国务院令第136号 1993年12月13日公布)
などがありますのでご確認ください。

分公司の特徴としては、営業活動に従事できますが、独立の法人格を有していないので、非独立採算を実行しなければなりません。従って、分公司の経営所得については、その本店が所得税を集計納税しなければならないといったようなことがあげられます。

15. 建設設計の関連会社設立（独資）について

Q：当社は、建設設計会社で、中国内に独資設立を検討中です。検討は、建設設計コンサルタント会社の形態と、建設設計会社の形態の2つについて考えています。そこで以下について質問いたします。

1. 上記2つの形態について最低資本金はいくらでしょうか。
2. 設計会社の形態による進出の根拠法規は『外商投資建設工事設計企業管理規定』（建設部、経貿部令第114号）（02年9月27日発布、同年12月1日施行）と思いますが、この法令の第15条にある企業資質の申請に関する「建設工事設計企業資質等級別標準要求の条件」というものが見つかりません。企業資質の条件についてもあわせて教えてください。

A：まず、「建設設計コンサルタント会社」と「建設設計会社」の設立申請については建設設計会社の設立申請と同様と考えます。

これは『外商投資建設工事設計企業管理規定』（建設部 対外貿易経済合作部令第114号 2002年9月27日発布 2002年12月1日施行 以下『規定』）における設立申請時の遵守法規である『建設工事实地調査・設計企業資質管理規定』（建設部 第93号令2001年7月25日発布 同日施行）第3条2項では「資質証書を取得した建設工事实地調査・設計企業は、相応する建設工事实地調査、設計コンサルティングおよび技術サービスに従事することができる。」と規定しています。このことは、建設設計コンサルティング業務は建設設計業務に含まれると解釈できるものと思います。したがって、設計コンサルティング業務を行なう際にも『建設工事設計企業資質管理規定』に従い、資質証書を取得する必要があることを考え

ると、結局は建設設計コンサルタント会社においても、建設設計会社の設立と同様の要件を求められるものと推測します。

ご質問に戻りますが、1.については、実際の設立申請については規定にそって設立申請することになるかと思われませんが、両規定を見ても最低資本金等の条件について記載されておらず、そう考えると確かに『公司法』に規定する最低登録資本を満たせばよいとも思われます。

2.については、『關於頒發工程勘察資質分級標準和工程設計資質分級標準的通知』（建設〔2001〕22号2001年1月20日発布同日施行）に「工事設計総合資質」「工事設計業種資質」「工事設計専門項目資質」ごとに資質標準が定められており、それぞれ(1)業歴と信用、(2)技術力、(3)技術水準、(4)技術装備と使用水準、(5)管理水準、(6)業務成果の資質を満たす条件が定められております。

下記にこの通知および資質標準のURL

を記載致しましたのでご参照下さい。
[http://www.realestate.gov.cn/file.asp?
recordno=772&teamno=103&line=100](http://www.realestate.gov.cn/file.asp?recordno=772&teamno=103&line=100)

補足になりますが、前提として「独資による建設設計企業の設立」とされておられますけれども、『外商投資建設工事設計企業管理規定』第19条では、独資申請受理の時期は建設行政主管部門および対外貿易経済行政主管部門が決定すると規定するにとどめ、未だ独資による申請を認めていないものと思われまます（その後、関連部門の決

定は出されていないものと思います）。したがって、独資による設立申請を行なうには、現状では経済貿易緊密化協定（CEPA）を利用する『「外商投資建設工事設計企業管理規定」の補充規定』（建設部 商務部 第122号令 2003年12月9日公布2004年1月1日施行）により「香港およびマカオのサービス提供者」が申請するものしか認められておらず、その他の出資者による申請についてはこれまで同様合併による設立申請しか認められないものと考えます。

16. 中国へのインターネットカフェ進出について

Q：外資（合併含む）による中国（上海）へのインターネットカフェ進出は可能でしょうか。可能であれば、その規制内容（設立形態、最低資本金、総投資額等）および根拠法規を教えてください。

A：外資のインターネットカフェ業の進出についてですが、法制度的には可能です。

インターネットカフェ事業自体は「通信事業」には該当しない為、『電信条例』、『外商投資電信企業管理規定』等の通信事業関連の規制にかかりません。根拠法規としては、『インターネット接続サービス営業場所管理条例』（国务院令第363号 2002年9月29日公布 2002年11月15日施行）が施行されております。この条例の限りでは、設立形態・最低資本金・総投資額等、外資参入の規制はありません。本条令に基づき文化行政部門へ申請し、認可後「ネットワーク文化経営許可証」が発給されますが、この許可証がないとインターネットカフェ事業を行う事ができません。

また、インターネットカフェをチェーン展開する場合、『关于加强互联网上网服务营业场所连锁经营管理的通知』（文市発[2003]15号 2003年4月22日）が根拠規定となります。本通知におけるチェーン経営企業の概要は以下の通りです。

インターネット経営場所チェーン経営企業の設立制限

各省（自治区、直轄市）が認可するインターネットサービス経営場所チェーン経営

企業は3社、全国的なインターネットサービス経営場所チェーン経営企業は10社を超えてはならないという設立企業数制限あり。

経営方式

この規定では、チェーン展開について、「直営チェーン経営」と「特許チェーン（特約店）経営」の2種類の経営方式を採用。

資本金

同一省（自治区、直轄市）内でチェーン経営を行う場合、1,000万人民元を下回らない出資、全国展開もしくは省を跨ぐチェーン経営を行う場合、5,000万人民元を下回らない出資が必要。

店舗数

同一省（自治区、直轄市）内でチェーン経営するには10店舗の直営チェーン店を下回ってはならない。全国展開もしくは省を跨ぐチェーン経営を行う場合、2つの省（自治区、直轄市）内で20店舗の直営チェーン店を下回ってはならない。

実例として韓国のアイスターネットワーク社と中国の瑞得投資控股会社がインターネットカフェ事業で合併企業を立ち上げております。

以上のように、法制度上では外資参入についての規制はありませんが、実際に認可

されるかどうかについては、中国でのインターネットカフェ事情を把握しなければなりません。

中国では個人レベルでパソコンが普及していない為、インターネットカフェを利用して情報を得たり、メールの送受信を行うという背景や、インターネットカフェ設立にあまり元手がかからず個人経営者によるインターネットカフェの乱立したことにより、近年急激にインターネットカフェの数が増えました。しかし一方で賭博ソフトの

提供やアダルトサイトの閲覧等、悪質な経営も多く、青少年の非行や犯罪の温床となった為、中国当局は上述の条例や通知によって、認可条件を厳しくすることで、以前のように多数の小規模のインターネットカフェ経営から少数の健全かつ大規模展開するインターネットカフェ経営へと、中国当局が管理政策をシフトしています。

よって、法制度的に外資の参入は可能ではあるものの、実際条件を満たし、認可を与えることはかなり難しいと考えます。

17. レンタル業会社の設立について

Q : リース会社の設立については現状合弁のみで、外国投資者の要件として総資産が4億米ドルあることと、5年以上の業暦が必要とされており、また登録資本金についてもファイナンスリースを行う場合2,000万米ドル、その他リースの場合で500万米ドル必要とされております。では、レンタル業についてはどのような取扱いになるのでしょうか。仮に小規模なレンタル業を行うと考えた場合でもその他リースという扱いで前述の要件を要求されるのでしょうか。

A : レンタル業を行う場合、ご質問にあるような外国投資者の要件が規定されている『外国投資家投資リース会社審査認可管理暫定施行弁法』（対外貿易経済合作部令[2001]第3号 2001年8月14日公布 2001年9月1日施行 以下『弁法』という）の、「その他リース会社」の条件が当てはまるものと考えます。

本件に関しては、WTOの加盟文書の付属書9：『サービスにおける特定の約束に係る表』に「レンタルおよびリースサービス」として、「合弁企業形態のみ認める。中国の加入後1年以内に、外資過半所有を認める。中国の加入後3年以内に、全額外

資所有の子会社を認める。レンタルおよびリースサービスについて、サービス提供者は、全世界での資産が500万米ドルを有するものとする。」と記載されております。

確かに、WTOの約束では、上記の通りレンタルについては全世界での資産が500万米ドル以上とされていますが、他には外資比率以外約束されていませんので、上記『弁法』で資本金要件を定めても違反というわけではありません。但し、この『弁法』は年内の独資解禁に向けて改正中といわれており、それに伴って資本金要件も緩和される可能性もあるかも知れません。

18. 自動車部品製造企業設立について

Q : 日本の自動車部品製造会社が、中国で合弁または独資会社を設立する場合の関連法令、およびその内容を教えてください。

また、設立にあたっての規制および条件をかいつまんで教えてください（最低登録資本金など）。

A : まず、自動車部品製造会社の設立に係わる主な規定として、以下の法規が挙げられると考えます。

『外商投資方向指導規定』および『外商投資産業指導目録』

『自動車産業発展政策』

『中外合弁経営企業法』およびその実施細則

『外資企業法』およびその実施細則

まず、外国企業が自動車部品製造会社を設立する場合、予定する製造品目が『外商投資産業指導目録』に従って、奨励類、許可類、制限類または禁止類のどれに該当するかを確認する必要があります。これにより、会社が設立しやすいかどうかの目処がついたり、輸入設備の免税枠が確保できるかどうかの目安になったりします。

次に、『自動車産業発展政策』（国家発展・改革委員会令第8号2004年6月1日発布同日施行 以下『政策』）では、新規プロ

ジェクトへの参入条件を定めているため、これも参照する必要があります。この『政策』第41条において、「自動車部品生産への投資は、届け出制を採用する。」と定められています。

更に、第42条では、「省の投資管理部門を届け出先として」規定しています。しかしながら、届け出に必要な書類については特に定めておりません。

また、『政策』においては、自動車部品製造の合弁または独資企業の設立要件（最低登録資本金、出資比率制限、出資者の資格要件）を具体的に定めてはいないようです。

また、合弁会社または独資企業の設立に係わる法規ですが、『中外合資経営企業法』、『外資企業法』およびこれらの法律の実施細則があります。

19. 中国における人材派遣業について

Q : 中国においては外資（もしくは合弁）での人材派遣業は認められているのでしょうか。

中国の優秀な人材を集め世界的に供給する。あるいは日本（もしくは外国人）の人材を中国の国有企業へ、或いは外資系企業へ派遣するなどを行うこと。この種の事業会社設立のための準拠法など教えてください。

A : ご質問の、「中国においては外資（若しくは合弁）での人材派遣業は認められているのか」につきましては、現在のところ、「人材派遣業」については外資には開放されておりません。ここでいう「人材派遣業」とは、自社でスキルを持つ人材を保有し、企業からの要請に基づき人材を手配することを意味します。

一方で、自社で人材を保有せず、企業からの要請に基づき、相応のスキルを持つ人材を紹介するというような、所謂就職斡旋、職業紹介といった人材の情報提供や紹介業

務を行う「人材仲介業」については、この種の事業会社設立のための準拠法である『中外合弁人材仲介機構管理暫定規定』（人事部、商務部および国家工商行政管理総局令第2号 2003年9月4日発布、同年11月1日施行）により、その営業が可能となっております。

現在、中国内で合法的に営業を行っている外資系人材会社（但し、合弁に限る）の業務は、この「人材仲介業」に該当します。

20. 工場の住所登記について

Q : 外資100%の企業を上海のA区に設立登記しました。
A区の登記住所には、オフィスのみを設置し（賃貸契約は締結してはいますが、実態はありません）、生産工場は市内のB区の不動産業者と土地建物の賃貸契約を結び、そこで生産を行なう予定です。この場合、工場所在地も分支機構ということで、登記を行なう必要はあるのでしょうか。なお、該社は一般の生産型外資企業で、保税區とは関係ありません。

A : このケースの場合、『企業法人登記管理條例』（國務院 1988年6月3日公布 1988年7月1日施行 以下『條例』）に基づき、すみやかに登記を行なう必要が

あると思われます。何らかの事情でA区からB区に工場を移転される場合であっても、『條例』第17条により変更登記の申請が必要となるはずで

21. 配当・ロイヤリティーの支払いについて

Q：中国の外資企業から日本の親会社に対する配当、ロイヤリティーの支払いについては、必要書類の関係から年1回となりますが、中国国内の企業（外資企業）間の配当、ロイヤリティーの支払いも同じような規定、手続が適用されているのでしょうか。

A：まず、配当に関しては、合弁企業の場合は『中外合弁企業法実施条例』の第76条に、独資企業の場合は『外資企業法実施細則』の第58条に手続について規定されています。合弁企業も独資企業も会計年度は暦年制を採用し、1月1日から12月31日までが1会計年度となりますので、12月末以外の決算期を選択することはできませんと考えられます。利益処分は決算日以降に開催される董事会での配当決議により決定されますので、結果的に配当の支払いは年に1回ということになりますが、「国内から国外」と「国内間」で取扱の規定が異なるということはないと考えます。

次に、ロイヤリティーの送金手続および管理に関する規定としては、

・『無形資産導入に係る外国為替売却・支

払に対する管理の強化に関連する問題に関する国家外貨管理局の通知』（国家外貨管理局 1998年3月27日発布 同日施行）基本通知

・『技術輸入契約に係る外国為替売却・支払の管理の強化に関する対外貿易経済合作部及び国家外貨管理局の通知』（対外貿易経済合作部 2002年2月20日公布 同年3月1日施行）本通知

がありますが、配当同様、「国内から国外」と「国内間」で取扱が異なるということはないと考えます。ランニングロイヤリティーの支払い回数についても、年に1回というような規定はなく、3か月毎または半年毎など、技術移転契約において当事者間の合意の下、決定されることになると考えます。

22 . 配当受取の権利について

Q : 配当受取の権利について、『合併企業法実施条例』第76条第3項では、合併各方の出資比率に基づき分配することになっています。前年度の途中で増資を行い、増資に応じなかった出資者がいた場合、出資比率が変わります。

このような場合、どのように分配するかは、規定されていないので董事会に任されていると考えていいのでしょうか。

また、配当受取の権利は、どの時点の出資者に生じるのでしょうか。例えば、前年度末は出資者だったが、今年に入り、董事会前に持分を譲渡した場合、配当受取の権利はあるのでしょうか。一部の譲渡で引き続き出資者である場合は期間の比例配分でよいと思いますが、全部譲渡した出資者に対しては、配当分を含んだ譲渡価格になっているとして、配当は分配しないというのは可能でしょうか。

A : 『中外合資経営企業法実施条例』では、年度途中の出資比率の変更や出資者の変更があった場合にどのように決定すべきかという取扱まで踏み込んで規定していませんが、登録資本金の出資が予定通りではない場合には、実際に払い込まれた資本金に基づいて配当することになり、董事会の任意決議事項ではないようです。

次に、出資持分を譲渡する場合について、譲渡時の配当金は譲渡価格に含まれていると考えられるので、別途配当を行う必要はなく、従って、一部譲渡の時もその譲渡した分について、配当は対価に含まれていると考えられるので、残った持分についてのみ配当を考えればよいようです。

23. 株式上場について

Q : 合併会社を香港株式市場（もしくは上海株式市場）に上場させたいと考えています。上場に関する基準、手続きなどにはどのようなものがあるのでしょうか。

また、合併会社(外商投資企業)から投資している有限責任会社を上場（特に、株式有限会社への改組）させたいと考える場合に、上場に関する基準、手続きなどが、外商投資企業と異なるところはあるのでしょうか。

A : 上場に関する基準、手続きについては、中国本土、即ち上海（または深圳）株式市場と香港株式市場とでは適用される法規が根本的に異なるため、上場の方法も全く異なります。

中国本土での株式上場については、まず既存の合併企業を株式有限会社に組織変更して、その後、株式上場手続きを行なう必要があります。前者については『公司法』及び『外商投資株式有限会社設立の若干の問題に関する暫定規定』（対外貿易経済合作部 1995年1月10日公布 以下『暫定規定』）、後者については『上場会社の外商投資に係る問題についての若干の意見』（対外貿易経済合作部および中国証券監督管理委員会 2001年11月5日公布）にそれぞれ規定されています。

具体的な規定の内容は省略しますが、合併企業の株式有限会社への改組、および外商投資株式有限会社の上場について、いずれも手続きを進めるにあたり、それぞれ要件があるため、ここでは概略をご紹介します。

1. 合併企業の株式有限会社への改組
 - (1) 外資側株主の保有する株式が、登録資本金の25%以上であること（『暫定規定』第2条）
 - (2) 登録資本の最低額が3千万人民元を下回らないこと（『暫定規定』第7条）
 - (3) 発起人は5人以上で半数以上は国内発起人かつ少なくとも1人の発起人が外国株主であること（『公司法』第75条、『暫定規定』第6条）
2. 外商投資株式有限会社の上場
 - (1) 上場申請前の3年間、全て外商投資企業合同年度検査に合格していること
 - (2) 経営範囲が『外商投資方向指導暫定規定』と『外商投資産業指導目録』の要求に合致していること
 - (3) 上場して株式を発行した後、その外資株の株式資本総額に占める比率が10%を下回らないこと
 - (4) 規定に基づき中国側が株式を支配する（相対的支配を含む）必要がある、あるいは中国側の持分比率に特別な規定のある外商投資株式有限会社は、上場後も関係規定の要求に基づいて、引

き続き中国側が支配的地位、もしくは持分比率を維持しなければならない。

次に、香港での株式上場については、中国本土企業の株式を香港市場（メインボード）に上場させる場合、香港H株が一般的ですが、メインボードの他に、成長企業を対象としたGEM（Growth Enterprise Market）と呼ばれる別の株式市場もあります。上場の基準、手続きの詳細については香港交易所のホームページをご確認ください。

http://www.hkex.com.hk/issuer/listhk/getting_listed.htm

ここではメインボードでの上場基準についての概略をご紹介します。

上場企業は中国、香港、バミューダ諸島、ケイマン諸島いずれかの法域で設立された会社でなければならない。

会計報告書が香港の会計基準か、国際会計基準によるものでなければならない。

3年以上の通商記録を有し、それが「Profit Test」「MarketCap/Revenue Test」「MarketCap/Revenue/Cashflow Test」のいずれか一つの財務標準を満たさなければならない。

上場前3年間に於いて、実質的に同じ経

営・所有の下にある会社でなければならない。

公开发行する株式の市場価格が5,000万香港ドル以上になることが期待される。

総発行株式の25%が公開株式であること。

また、香港での株式上場を具体的にご検討される場合、香港貿易発展局をご紹介しますことができますので別途ご連絡ください。

なお、前述の『外商投資株式有限公司設立の若干の問題に関する暫定規定』と『上場会社の外商投資に係る問題についての若干の意見』は外商投資企業に対して適用される法律です。

合併会社（外商投資企業）が投資している有限責任会社は他に外国投資家からの直接投資がない限り、内資企業扱いとなりこの2つの法律の適用外となります。

この場合『公司法』第98条にて「有限責任会社を株式有限公司に変更する場合は、本法で規定する株式有限公司の条件に合致し、かつ本法の株式有限公司設立手続に照らして行わなければならない」と規定しており、お問合わせのケースでは、『公司法』の規定に沿って、株式有限公司設立の手続きを行なうものと考えます。

24. 増資に関する法令について

Q：既存法人の増資について規定している法令にはどのようなものがあるのでしょうか。例えば、既存の法人が生産企業の場合、「工場が稼働以前の増資は不可である」と聞きましたが、これはどのような規定により定められているのでしょうか。

A：増資に関して規定している法律は以下のものが挙げられます。

『公司法』（1999年12月25日第1次改正
2004年8月28日第2次改正 同日施行）
「第187条」

『中外合弁企業法実施条例』（国務院
2001年7月22日改正 同日施行）「第21
条、第29条」

『外資企業法実施細則』（国務院 2001
年4月12日改正 同日施行）「第22条」

『会社登記管理条例』（国務院 1994年6
月24日公布 同年7月1日施行）「第28
条」

『中外合弁企業の登録資本と総投資額の
比率に関する暫定規定』（国家工商行政
管理局 1987年3月1日公布 同日施行）
「第5条」

『外国投資家投資企業の投資総額及び登
録資本の調整に関連する規定及び手続に
関する対外貿易経済合作部及び国家工商

行政管理局の通知』（外経貿法発366号
1995年5月25日）

『外国投資家投資企業が発展基金及び予
備基金を登録資本に転換して増資する際
の外国為替管理に関連する問題に関する
国家外国為替管理局の回答』（国家外為
管理局 [2000]203号）

しかしながら、ご照会の内容が定められ
ている規定は、当事務局においても検索す
ることができませんでした。「生産型企業
の場合、工場稼働以前の増資は不可」に
対しては、明確な規定を指し示すことが
できない以上、推察の域を越えませんが、
恐らく、工場稼働以前は、当初の登録
資本金を使い切っていない場合が有り得
るので、そのような場合には、増資が
実務上認められない（まずは当初設
立時に払込済みの登録資本金を消化し
てから）ということではないかと考えま
す。

25. 分支機構について

Q : 分公司の下に分公司あるいは事務所を設立することは可能でしょうか。また、支店間に役割上の序列関係（例えば、A支店を地域統括の役割を担う支店として位置付け、B支店は限定された地域内で営業活動を行うと位置付けます）を持たせるとしても、いずれの支店も親会社の経営活動に従事する機構としての位置付けであれば、特に登記などの手続を取る必要はないのでしょうか。

A : まず、分支機構及び事務所機構（以下「支店」）の設立、登記の関連法令として、以下のものが挙げられると考えます。

『公司法』（主席令第20号 2004年8月28日改正）

『会社登記管理条例』（国務院 1994年6月24日公布 同年7月1日施行 以下『管理条例』）

『企業法人登記管理条例施行細則』（国家工商行政管理局令第96号 2001年12月1日改正 以下『施行細則』）

『公司法』第13条で「会社は支店を設立することは可能であるが、支店自体は企業法人の資格を持たず、その民事責任は会社が責任を負う」旨規定しており、『管理条例』第39条では「分公司は、あくまでも親会社の経営活動に従事する機構としての位置付けであり、支店自体は独自に、企業法人の資格を有していない」旨規定しており、

支店は法人格を有していないことが明らかだと考えます。

一方、『管理条例』第42条および『施行細則』第37条では、支店設立の際、その親会社が国家工商行政管理局などの会社登記主管機関より認可され、「会社が法人格及び適法な経営権を取得したこと」の信憑書類である「企業法人営業許可証」の提出が要求され、支店を設立するには法人格が要求されています。

従って、支店自体は法人格を有していないため支店設立の要件を満たしておらず、支店自らがその下に新たに支店を設立することは不可能であると考えます。

また、支店間の序列関係については、あくまで支店は親会社の経営範囲内での活動しかできません。企業登記は、企業もしくは支店としての登記のみ必要であり、同一の会社の支店において、序列関係を位置付けるための登記は必要ないと考えます。

26．造船所の設立について

Q：造船所の設立に関する最低資本金、出資制限などの規制について教えてください。また、造船下請会社、孫受会社の場合における規制についても併せて教えてください。

A：造船関係に関しては、『外商投資産業指導目録』（2004年改正）によると、外商投資奨励産業リストの三．製造業（十八）交通輸送設備製造業の中で、

14. 船舶用低速ディーゼルエンジンのクランクの設計と製造

15. 特殊船、高性能船舶の修理、設計と製造（中国側がマジョリティをとる。）

16. 船舶用中高速ディーゼルエンジン、補助エンジン、無線通信、船舶誘導設備および部品の設計と製造（中国側がマジョリティをとる。）

17. FRP漁船、遊覧船の製造

という業種が奨励類に属しており、その他の一般的な船舶製造については明確に定められていないため、許可類に属するかと考えます。

ただし、奨励類にもかかわらず15. 16. に関して中国側マジョリティを要求しているので、仮に許可類であっても一般の船舶製造では、外資の出資比率制限があるのではないかと予想します。

中央政府の管轄部門は「国家発展改革委員会工業司車船処」で、問い合わせたところ、最低資本金の制限はないが、独資は不許可で、合併の場合も中国側のマジョリティが条件となるとのこと。さらに、中国各地の外資処に問い合わせを行いました。各地での規制の内容も様々で、統一的

な運用がされていないようです。

上海市 問合せ先：上海市外国投資促進中心産業部

2010年世界博覧会は上海で開催するため、造船会社を設立する際には、埠頭を占有することから企画部門の制限を受けている。造船会社の設立を許可されるかどうかは企画部門と相談しなければならない。もし部門の許可をもらったとしても、外国投資家が独資で会社を設立することはできず、また合資の場合、中国側は少なくとも株を25%以上持たなければいけない。

天津市 問合せ先：天津市経済委員会外資処
審査許可は、投資金額1億米ドル以下の場合には天津市、1億米ドル以上の場合には国家発展改革委員会が行う。外資は最低でも25%以上の株を持たなければいけない。最低資本金に対する制限はない。

プロセスとしては、まず天津港企画部門の審査許可をもらい、それから、天津市の発展改革委員会行政許可サービスセンターに申請することとなる。

よって、実行にあたっては、造船所の建設を考えている場所の外資処および国家発展改革委員会に、個別の条件（どういった船舶を対象としているか、投資金額規模等）を踏まえながら、直接ご確認されることをお勧めいたします。

27. 輸入車販売の規制緩和について

Q : 現行法では、国産自動車（現地生産車）と輸入車は同一新車販売ディーラーに於いては販売不可とされていますが、緩和される見通しはあるのでしょうか。

北京の新車販売ディーラーは既に輸入車販売の認可をもらっているとの発言も耳にしました。これは別企業を設立せずに同じ販売ディーラー内で国産車、輸入車を販売できるということの意味するのでしょうか。

A : 現行法規で、国産車と輸入車とを同一ディーラーで併売することを明確に禁止している規定はないと認識しています。但し、国産車及び輸入車の同一ディーラーにおける併売の可否について、2004年5月21日に公布、施行された『自動車産業発展政策』では、その第34条において「国内外の投資家は、自動車生産企業からの授権を得て、関係する規定に照らして必要な手続きを行った後、国内において国産車または輸入車のブランド販売およびアフターサービス活動に従事することができる」と定めていますが、明確に禁止していると断言できる表現ではないと考えます。

また、2005年8月10日に商務部より公布された『自動車貿易政策』（商務部 2005年16号令）においても、「自動車ブランド販売活動に従事するには、まず自動車生産企業あるいはその授権を経た自動車総取次販売店からの授権を得なければならない」と明記されているのみで、国産車および輸入車の併売を禁止する条項はありません。

更に、商務部のある筋からは「特定の自動車ブランド販売網で国産車と輸入車とを

併売させるか否かは自動車メーカーが決めるべきだ」と伺っています。

しかしながら、現状は、ご指摘の通り同じディーラーで国産車と輸入車とを同時に併売していないところが多いようです。

このような状況の背景には、国産車メーカーが国家工商行政管理局の許可に基づき展開した自らのブランドの販売網を展開する一方で、輸入車について、外国自動車メーカーが自らのブランド販売展開が可能なディストリビューターを100%独資で設立する方法がなく、輸入車の輸入貿易権を有する貿易業者が持つ販売ルートを通じて販売するしか方法がないため、結果的に同一ディーラーで併売できないという事情があるようです。

ただし、最近では、一部外国自動車メーカーが認定する自動車ディーラーで、国産車と輸入車とを併売しているところも現れてきているようです。

また、輸入車と国産車との併売の方法について、基本的に別企業の設立は不要だと考えます。上述の通り『自動車産業発展政策』においても、明確に国産車と輸入車と

の併売を禁止していません。

更に、工商管理上も事業単位毎に発行される営業許可証における経営範囲の記載方法について、商用車に限られた自動車販売

と乗用車を含む自動車販売とに分けられるだけで、国産車と輸入車とを区別した形での経営範囲の記載はないのではないのでしょうか。

28. カレー（食品）店の出店規制について

Q：上海でカレー（食品）のレストランを出店する場合、以下の内容について教えてください。

1. 規制に関する関連規定
2. 必要とする許可、免許の内容および関連機関
3. 申請から出店までの手続きの流れ
4. 出店場所の規制

A：上海貿易促進会などに確認した内容をご紹介します。

上海地区においてカレーレストランを出店する方法としては、レストランチェーンを確立しフランチャイズ展開を視野に入れ進出するケース、または単独で会社を設立し営業許可証を取得し進出するケースの2通りが考えられます。

のフランチャイズ型の進出の場合、『商業分野管理弁法』（商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 同年6月1日施行）に基づいて商業企業を設立し、『商業フランチャイズ経営管理弁法』（商務部令[2004]第25号 2004年12月30日公布 2005年2月1日施行）に基づき、フランチャイズ経営での事業展開が考えられます。

ただし、『商業フランチャイズ経営管理弁法』第7条第4項において、フランチャイザーは、「中国国内において、経営1年以上の直営店、あるいはその子会社や持ち株会社が設立した直営店を少なくとも2店有していること」が条件に規定されていることに注意が必要です。

の場合は『外資企業法』の規定に則り、

設立するケースが考えられます。カレーレストランは業種分類では「飲食業」となり、中国への投資にかかる産業指導目録リストでは「許可類」に該当します。また、上海市におけるカレーレストラン店の設立に関する要件及び制限については以下のものが挙げられます。

- (1) 企業形態：独資可能
- (2) 出資比率：制限なし
- (3) 投資総額：20万米ドル以上
- (4) 資本金：14万米ドル以上
- (5) 出店規制：出店エリア規制は特になし
- (6) 衛生許可証の取得

なお、(3)、(4)の金額の根拠ですが、投資総額については、上海市外国投資工作委員会外資審査批准管理处より発行している『上海市外商投資項目審査・認可管理実務手冊』で、「外商投資飲食店の登録資本最低金額は14万米ドルとする、合弁・合作企業の場合の外国側出資最低金額は10万米ドルとする」と規定しています。

また、『中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定』（工商企字[1987]第38号 1987年2月17日公布 同日

実施)で、「独資、合弁、合作企業の総投資額が300万米ドル以下の場合、登録資本は少なくとも総投資額の10分の7を占めなければならない。」(第3、6条)と規定していることから、最低総投資額は20万米ドル以上、最低登録資本金は14万米ドル以上であると考えます。

(6)の「衛生許可証」については、『食品衛生法』(主席令59号 1995年10月30日公布 同日施行)第27条で「食品生産経営企業及び食品販売業を経営する企業は、管轄の衛生行政部より「衛生許可証」を取得したうえで、工商行政管理局に申請登記しなければならない」と規定しており、また、第40条で「『衛生許可証』を取得しない、または偽造して食品生産経営活動に従事した場合は、違法所得を没収し、かつ違法所得相当額の5倍以下の罰金を課す」と規定していることから、事前に管轄の衛生行政局に取得申請の手続きを行う必要があります。

会社設立の流れについては、管轄の対外

経済貿易部門から批准書を取得し、既述の「衛生許可証」を管轄の衛生行政局より取得したうえで、管轄の工商行政管理局へ登記申請を行ない、工商行政管理局より営業許可証を発行してもらうことで会社設立となります。

また、工商行政管理局へ登記申請後は、会社運営にあたり、外貨登記、外貨口座開設、税務登記などの諸手続きを管轄機関へ申請する必要があります。

ご参考までに、その他飲食店の経営に関する規定として、以下のものが挙げられます。

『飲食業食品衛生管理弁法』(2000年1月16日公布 2000年6月1日施行)

『食品衛生法』(主席令 1995年10月30日公布 同日施行)

『食物中毒事故処理方法』(1999年12月24日公布 2000年1月1日施行)

『上海市消防条例』(2003年6月30日第3回改正)

29. 英会話学校、学習塾などの教室展開について

Q：中国国民を対象にビジネスマン向け英会話学校や子供向けの学習塾や知的教育教室などの非学歴教育を教室展開する場合、2003年9月施行の『中外合作学校経営条例』で全て規定されるものなのでしょうか。それともいわゆる「培訓センター」という形でこの条例が適用されず、別の条例ないしは法規で規定されるのでしょうか。

A：学習塾や英会話学校等の非学歴教育について、『中外合作学校経営条例』（国務院令第372号 2003年3月1日公布 同年9月1日施行 以下『条例』）が根拠規定になるか否かのご質問ですね。

根拠法規については、どのような教育事業（学歴教育、非学歴教育、職業技能訓練等）をどのような形態（中外合作学校経営機構、中外合作学校経営プロジェクト）で行なうかによって異なります。

『条例』では日方と中方で中外合作学校経営機構を設立し、学歴教育、非学歴教育、職業技能訓練等の事業を行なうことについて規定しています。また、中外合作学校経営機構は法人格がある場合とない場合とでその運営形態が異なります。（前者は董事会、後者は連合管理委員会を設置。『条例』第21条）

一方、中外合作学校経営プロジェクトとは、中国の教育機構と外国の教育機構とが

教育機構を設立しない方式を指します（『中外合作学校経営条例実施弁法』（教育部令第20号 2004年6月2日公布 同年7月1日施行 以下『実施弁法』）第2条第2項）。

但し、中外合作学校経営プロジェクトにて行う、職業技能訓練を目的とするプロジェクトについては、別途国務院労働行政部門が制定します（『条例』第61条第2項、『実施弁法』第2条第3項）。

以上、中外合作学校経営の形態について説明しましたが、取組を検討している教育事業が、中外合作学校経営機構、中外合作学校経営プロジェクトのいずれに該当するかによって根拠法規が変わるかと考えます。中外合作学校経営機構の場合は、固定の経営場所を設ける場合（学校、訓練センター等）で中外合作学校経営プロジェクトの場合は、固定の経営場所を設けない（通信教育等）というすみ分けがあるのかもしれませんが。

30. コーポレートガバナンスについて

Q : 中国に外商独資企業という形態で進出する企業の経営管理機構（コーポレートガバナンス）は『合弁法』にて規定されているのが実態と聞いています。外国資本100%の独資企業に関しては『外資法』が適用され、『公司法』は適用範囲外なのでガバナンス体制は柔軟性が高いと認識していました。この考え方は間違っているのでしょうか。

日本では平成13年に商法が改正され、商法上の大会社は「委員会等設置会社」の選択が認められるようになりましたが、このいわゆる「経営と監督の分離」という考え方を採用し、董事会の中に「報酬委員会」「指名委員会」「監査委員会」を設置するという形態をとることは法規上可能なのでしょうか。また、可能であればそのような事例はあるのでしょうか。

A : 外国資本100%の独資企業は、『外資企業法』およびその実施細則の適用を受けませんが、当該企業内における監査監督機能の設置について、これらの法規に定めはなく、準用され得る『中外合資経営企業法』及びその実施細則にも定めはないようです。

ご指摘の「経営管理機関」はあくまでも総経理を中心とした企業の日常的経営管理を担当する機関であり、監査業務を明確な責務として含むものではないと考えます。

しかしながら、『公司法』第52条では監査役会の設置とその構成について定め、第54条では、財務検査、董事及び經理の遵法状況の監督、会社に損害を与える場合の董事及び經理に対する是正要求、臨時株主総会召集の定義などの職権を監査役会及び監査役に与えています。

『公司法』と『外資企業法』との法律上の上下関係があるにしても、『公司法』に

定める監査役会を独資企業に設置することは、『外資企業法』と矛盾するものではなく、可能だと考えます。

なお、当該監査役は、董事、經理及び財務役が兼任することはできないため、ご質問にある通り董事会の中に設置することはできないと考えます。

また、外国資本100%の独資企業に『外資企業法』が適用されるのはご理解の通りですが、『外資企業法』にて定めていない部分については『公司法』の適用を受けるという解釈があるようです。

『外資企業法』およびその実施細則にて監査役および監査役会の設置について規定していないことをもって、『公司法』の適用を受けず、さらに監査役および監査役会の設置を禁止しているとまではいえないのではないかと考えます。

実際、監査役および監査役会を設置しているところは独資企業では、ほとんど見ら

れませんが、監査役および監査役会の設置の要否は各独資企業出資者の判断によるものではないでしょうか。その点では柔軟性があるといえるかもしれません。

そもそも、『中外合弁企業法』を準用して運用しているケースがある独資企業の董事会と日本の会社の取締役会との比較において、それぞれに認められている権限と機能が違うため単純な比較はできないかと考えます。

日本の「委員会等設置会社」について言及されていますが、この会社制度は2003年4月1日施行の商法改正により、商法上の所謂「大会社」が商法の委員会等設置会社に関する特例の適用を受けて導入する制度であり、その一般的な目的として、会社における業務の執行と監督とを明確に分離して企業統治をより強化することが挙げられ、具体的には、取締役会の中に委員会を設置

し、取締役会の経営に対する監督機能を強化することであるといわれています。

一方、中国の合弁企業または（董事会を設置している）独資企業の董事会は、主として出資者の意見を直接的に反映できる董事から構成されており、会社経営の重要事項の一切をこの董事会を通じて決定し、決定事項を執行者である総経理を中心とする経営管理機構が担っています。

この場合、仮に董事会の内部に監査機能を持つ組織を置いたとしても、経営の決定権限および業務執行権限を有する董事会が、自らを監査することができるか疑問に感じます。

現在の『公司法』の規定の通り、董事と監査役の兼任を回避させる方法はベストではないのですが、ある程度の妥当性はあると考えます。

31．現物出資について

Q：中国瀋陽にて合弁会社の設立を検討しています。出資比率は、中方75%、日方25%となる見込みです。そのような中、中方より「出資の一部を現金ではなく、中古設備と土地にて賄いたい」との要望が出されました。

当社は、現物出資を実施した経験は無いため、現物出資の方法、留意点その他につき、一般的な情報を教えてください。

A：現物出資に関する「トラブル」と「予防策」に分けて、まとめると以下のようなことになるかと考えます。

《中方による出資の場合》

1．土地所有権の現物出資について

- ・中国における土地所有権は、大きく「払下土地所有権」と「無償割当土地所有権」があります。後者を現物出資の対象とする場合、本来であれば政府の特別の認可が必要ではあるのですが、こうした手続きを行わず、「無償割当土地所有権」による現物出資を認めてしまっているケースがあります。
- ・現物出資する土地が、いわゆる「集団所有土地」の場合もトラブルになりやすいといえます。土地の国有化を経て、払下げ手続きを行ったうえで、初めて合弁会社に現物出資が可能になります。
- ・土地所有権の評価は、原則として中国の評価機関より評価を受ける必要があるが（特に当該土地が国有資産である場合）、この評価額が外国企業からみて必ずしも適正でないこともあります。
- ・2005年6月18日に中国最高裁判所が公布した「国有土地所有権に関する契約紛争

案件の審理に関する解釈」により、開発区管理委員会が払い下げた土地である場合は無効となることとなりました。ただし、本解釈の施行前に既に開発区管理委員会が払下者となって締結している払下契約については、起訴する前に市、県人民政府の土地管理部門の追認を得ている場合、その契約は有効とすることができます。

- ・また、上記の通達に基づき、市、県人民政府の同意を得て、協議方式で払下契約を締結する場合、その払下金が国家の規定に従い、現地政府が規定した最低価格を下回る場合、当該払下契約の価格条項は無効となります。また、実際のケースとして、契約の価格は最低価格より高いが、契約金額の大部分を開発区から還付されるために土地を譲渡する対価としての金額は最低価格よりはるかに低いことが国家の土地管理部門に発見された場合、会社は契約締結時の市場評価価格に従って追加料金を支払うか、契約を解除し土地を返還するという2つの選択肢のいずれかをとらなければならないこととなります。

予防策

- ・土地所有権には、必ず「土地所有権証書」が発行されております。この所有権証書のコピーを入手のうえ、現物出資される土地所有権が「地下所有権」であることを確認する必要があります。また、管理当局との間で締結された地下に関わる契約も入手のうえ、確認する必要があります。
- ・開発区と締結された地下契約土地管理部門の承認がない場合、当該地下契約は無効とされますが、開発区と契約を締結した場合でも、土地管理部門から土地所有権証書を取得した場合、土地管理部門から追加承認を得たとされます。従って、会社側は地下契約の有効性を明確にするためにも、「土地所有権証書」の有無を確認すべきです。

《日方による出資の場合》

1. 設備、機械の現物出資について

- ・現物出資する設備、機械の価額についても、中方から不当に高いのではないかと、不要な中古の設備を合弁会社に高値で現物出資したのではないかと疑いを持たれる可能性があり、交渉ではもめる要因になります。

< 予防策 >

- ・合弁会社の外国当事者企業が機械設備を現物出資する場合、価額について商品検

験局が「外商投資財産鑑定管理規程（試行）」（国検鑑（1991）282号）、「当面の外商投資財産の価値鑑定工作に関する通知」（国検検（1999）205号、1999年9月30日）により、その評価額を検討していますが、実際の評価額は、基本的に外資系企業の揃えたエビデンスによって評価額がなされるようです。トラブル回避のためにも、新品、中古とも設備、機械の取得価格、実際の状況、性能レベル、市場価格など評価額の裏付けとなる資料の準備が必要です。

2. ノウハウの現物出資について

- ・外国企業がノウハウを現物出資する場合、ノウハウの評価額について、中方から日本では誰でも知っているようなノウハウを高く評価し、現物出資しているのではないかと疑いをもたれる可能性があり、これも交渉の際にもめまします。

予防策

- ・「中外合弁経営企業法実施条例」第22条により、ノウハウの評価額は、当事者による合意で決定することも可能であり、当事者が同意した第三者に評価を依頼することもできます。審査認可を求める場合には、必ず関係資料の添付が必要となりますので、技術の特徴、ノウハウの特徴、実用的な価値、評価額の裏付けとなる資料の準備が必要です。

32. 合弁会社設立費用の負担について

Q：中方と合弁会社設立の検討を進めています。合弁会社の法人格取得のための行為（各種認可の取得）および合弁会社の実際の営業を開始する準備として必要な行為（従業員雇用、事務所賃借、その他事前営業活動）を行うに際し、数十万人民元のレベルで（合弁会社設立前に）費用が発生することが予想されています。

日本法の下では、設立時の会社の財政的基盤を危うくするとの懸念から、「これら設立費用を会社が負担するためにはその旨を定款に記載し（商法168条/変態設立事項）、検査役の調査を受けることが要件とされている」と理解しています（商法173条）。

中国法の下での設立費用の負担につき、実務も含め、留意すべき点があれば教えてください。例えば、中国法の下では、設立費用を会社が負担するためには定款にその旨書き込むことが必要など、特別なアレンジメントは求められているのでしょうか。

A：『外国投資家投資企業の準備建設期間の財政財務管理に関する規定に関する通知』（財政部 1995年6月27日発布同日施行 以下『通知』）において、外商投資企業における準備建設期間および当該期間内に発生した関係費用の処理について定めています。

即ち、準備建設期間とは、合弁、合作経営企業および外資企業について「契約締結の日から企業が生産経営（試験生産および試験営業を含む）を開始するまでの期間」および「我が国の関係部門が成立を認可した日から生産経営（試験生産および試験営業を含む）を開始するまでの期間」とそれぞれ定め、その期間内で発生する関係費用を開業準備費に組み入れることが認められ

ています（『通知』第1条）。

次に、準備建設期間以前に外商投資企業設立に関連して発生した費用について、『通知』第8条では「外国投資家投資企業が契約締結の前に投資各当事者において企業の準備建設のため発生した各種費用支出については、支出した各当事者が自ら負担しなければならない」と定め、準備建設期間以前に発生した設立関連費用は、各当事者がそれぞれ負担する必要があります。

但し、契約締結の前に発生した関連費用について、開業準備費として処理する旨合弁契約などで定めていれば、税務上開業準備費として処理可能と聞いています。実際にこのような対応をする場合は会計士とご相談されることをお勧めいたします。

33. 国営企業の株式譲渡について

Q : 弊社は上海の国営企業と合弁会社を1997年に設立し、今般、出資比率を20%から30%に引き上げることで中国側と合意しました。

譲渡の段になり今まで話にも無かった「国営企業の資産譲渡には仲介会社を通す必要があり、国営企業が保有する株式の譲渡について、『上海市財産権取引管理方法』の規定に基づき、上海聯合財産権取引所を通して譲渡しなければならない」といわれています。

今まで仲介会社なる者は何も交渉に顔を出さず、仲介を実際に行なったわけでもありません。しかし、「上海の法律でそうっており、約1万元の手数料を我々が支払わなければならない」といわれています。先方には法律的根拠を提示するようにいっていますが、本当にこのようなことがあるのでしょうか。

また、合弁会社は株式が上場されているわけでも無く、かつ合弁当事者以外への株譲渡制限がある会社です。このような株式を取引所を通して売買しなければいけないのでしょうか。

A : まず本題に入る前に、中外合弁/合作企業で中方が国有資産を譲渡する際の手続きについて、中国ではここ数年、国有資産の不当流失の防止を目的に、国有資産の処分に関する各種規定が制定されています。その一環として『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』(以下『弁法』)が、2003年12月31日に国務院国有資産監督管理委員会から公布され、2004年2月1日より施行されています。『弁法』によると、「企業国有財産権」を譲渡する場合、財産権取引所において競売または入札を通じて行うことが原則となっています。

『弁法』第2条において、「企業国有財産権とは、国が企業に対して各種の形式で投入し形成された權益、国有および国有持株企業の各種投資で形成された享受すべき権

益、および法に依って国の所有と認められたその他の權益を指す」と定義されており、これに基づけば、中外合弁企業における国有持分も「企業国有財産権」に含まれると解釈でき、当該国有持分の譲渡に『弁法』が適用される可能性は否定できないものと考えます。

その場合、国有資産持分の譲渡は、関連認可機関が協議方式による譲渡を認めた場合を除き、公開募集により行わなければならない、公開募集の結果、2人以上の譲り受け希望者が現れた場合、譲渡者が競売または入札の方式を採用して国有資産持分を譲渡することが求められています。

これは『中外合弁企業法実施条例』第20条の「合弁の一方が第三者にそのすべて或いは一部の株式権を譲渡する場合、合弁他

方の同意を経なければならず、同時に審査認可機関の認可を受け、登記管理機関で登記変更手続きを行わなければならない」、「合弁の一方がそのすべて或いは一部の株式権を譲渡する場合、合弁他方が優先購買権を有する」との記述と矛盾する可能性があります。

そもそもの問題として、合弁企業の基礎となるものは互いの信頼関係であり、競売や入札の方式で募集した第三者が合弁のパートナーとして相応しいとは限りませんし、その第三者が競争企業となってしまう可能性もあるわけです。

『弁法』が外商投資企業についてどこまで適用されるのか、という点について、外国企業からの疑問が多く、そもそも適用されるべきではないという反対論も根強いものがあります。しかし、外商投資企業を管轄する商務部を頂点とする対外経済貿易部門としては、国务院国有資産監督委員会との間で十分に協調しているとはいえ、現時点では他部門である同委員会の規定として、何ら外商投資企業について区別する規定を設けていない以上、同委員会の規定を尊重せざるを得ない、という立場に立っているようです。

昨年（2004年）、当機構が開催したセミナーで商務部外資司の方は「中国の法律の規定と会社の合弁契約の定款に従って売買が可能であるし、譲渡も可能」とのコメントを出していました。しかし、一方で、ある雑誌のインタビューによると、財産権取引所の方は「実務上、合弁企業は『弁法』の適用対象になる」とのコメントを出して

いました。いずれにせよ、まだ統一見解が出されていないのが現状です。

さて、上海での事例に関して、本年（2005年）1月28日に上海市政府から『上海市における中外合弁、合作企業の国有財産権の取引に関連する問題を一層規範化することに関する通達』（以下『通達』）が出されました。『通達』によれば、国有資産持分の譲渡には、まず出資監督管理単位の審査批准を得る必要があり、次に資産評価を行い、評価結果について許可を得るか、または届出を行い、上述の審査批准を得た上で、「上海聯合産権取引所」において協議による譲渡が可能と定められています。

『通達』は上海市の規定で、上海市において設立された中外合弁/合作企業にしか適用されません。ただ、『通達』は『弁法』の執行上の疑問を明らかにしたもので、非常に注目されているようです。

実際の運用状況については、更に調査を進める必要がありますが、制度上はこの『通達』に従い、上海市における国有資産持分の譲渡は、上記「上海聯合産権取引所」を通じて行う必要があるようです。また、「上海聯合産権取引所」は仲介会社というよりも、公的な機関と理解してもよいのではないのでしょうか。

なお、「約1万円の手数料」については、上海市の産権交易部に確認したところ、「譲渡の額に応じて手数料を取るということを運用上決めている」とのことでした。これは規定に基づくものではなく、実務の運用上の取り決めであるようです。

34. 保険種目について

Q：弊社は現在、合併企業を南京市に設立する予定ですが、設立にあたり、資産や従業員に対する保険など手配が必要になる保険種目にはどのようなものがあり、その中で外資系の損保会社が認可を受けている保険にはどのようなものがあるのでしょうか。

また、養老保険や失業保険などの社会保障制度に関わる保険は強制と理解していますが、日本から出向する社員に対しても同様に支払う義務があるのでしょうか。

A：保険種類には、工場などの資産をカバーする損害保険（財産保険）と従業員などの人をカバーする損害保険（財産保険）および生命保険（人壽保険）があります。

1. 損害保険

(1) 物保険分野

火災保険（財産保険、財産一切險）

機械保険（機器損壊險）

現金保険（現金保険）

海上、陸上、航空運輸保険（海上、内陸、航空運輸貨物保険）

(2) 利益保険分野

利益保険（利潤損失保険）

機械利益保険（機損利損險）

(3) 賠償保険分野

公衆責任保険（公衆責任險）

製造物責任保険（産品責任險）

雇主責任保険（雇主責任）

(4) 物保険と賠償保険の複合保険

自動車保険（汽車保険）

建設工事保険、組立保険（建築工程一切險、安装工程一切險）

(5) 傷害保険（日本を出発する前に日本で加入する場合）

海外旅行傷害保険

（ ）内は、中国名をさします。

2. 生命保険

(1) 生命保険

(2) 傷害保険（日本と異なり、中国では生命保険分野になります。）

次に、外資系の損害保険会社ということですが、中国は外資系の保険会社に対しては全国ライセンスではなく、地域ライセンスを与え、一定の地域内での元受営業ライセンス制となっています。江蘇省南京市では営業ライセンスを持った外資損害保険会社は無いと思われます。なお、外資、特に日本の保険会社であれば、現在、上海（2社）、大連（1社）が支店営業をしています。

地域ライセンスは、同地域内の物件の損害保険の引き受けに限定されますが、2点だけ例外があります。

例外1：貨物運送保険（所謂マリン種目）

は、地域を跨いで引受が可能です（上海から西安の貨物の運送保

険を上海支店が引き受け可能という意味です)。

例外2：大規模商業物件（投資金額1億5千万円以上かつ元受保険料40万円以上の大型案件）であれば地域に関係なく引受可能です（大連支店が北京の工場[前記の金額を満たすことが前提]の火災保険を引き受けることが可能という意味です）。

お尋ねの南京市に所在する工場等の資産に損害保険を付ける場合は、現在では中国の損害保険会社、例えば、中国財産保険（PICC）や太平洋財産保険（CPIC）などと元受保険契約を行なう必要があります。

最後に「日本からの出向・・・支払う義務」とのご質問ですが、日本のある保険会社に確認したところ、加入している場合であっても日本人と現地中国人の補償額の差が大きい為、事実上、日本人は別途、日本の海外旅行傷害保険（日本を出発する前に日本で加入手続）に入り、十分な補償額を確保しているようです。

当方の調査では以上の通りですが、中国（上海市、江蘇省、大連市、北京市など）には日本の損害保険会社の支店や駐在員事務所がありますので詳細は、各損害保険会社に確認されることをお勧めします。

第 3 章 投資性公司に関する Q & A

1. 投資性会社の経営範囲について

Q : 投資性会社の経営範囲に関連し、
1. 対外請負工事の経営権を持つ中国企業の国内外での請負工事への参入
2. 機器、事務設備のリース
3. 親会社製品のアフターサービス
4. 代理・取次販売、輸出調達機構設立方式で輸出割当などにかかわらない国内商品の輸出についてその実態を教えてください。

A : 基本的には、経営範囲の拡大要件を満たす投資性会社は、『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』（商務部令2004年第2号 2004年2月13日公布 2004年3月13日施行）（以下『2004年2月規定』）の第14条に記載される経営範囲の項目を全て商務部に申請して批准を得ているようで、批准を受けた経営範囲の項目全てについて実際に業務として従事しているかは別の話であるのが実態のようです。

3については、一部製造業で親会社製品のアフターサービスを提供されているようですが1、2、4については、当機構では事

例を聞いたことがありません。

それに、『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』（商務部第22号2004年11月17日発布 2004年12月16日施行以下『2004年12月規定』）は、上記の『2004年2月規定』に関する修正であり、『2004年2月規定』第14条第7項に規定された『親会社製品のアフターサービス』という条文が『2004年12月規定』においてはなくなり、代わりに当該規定の第15条7項において「其の輸入した製品のアフターサービス」と規定されていますので、この点も留意してください。

2 . 投資性公司での外貨建国内販売について

Q : 投資性公司でテスト販売輸入品を外貨で販売することはできるのでしょうか。もちろん輸入時には関税・増値税は支払いますが、増値税は増値税発票を発行することにより客先から回収したいと考えております。

外貨と人民元の2種類のインボイスを発行し、商品代は外貨で販売し、増値税の部分は人民元で回収したいのですが、このような販売方法は可能でしょうか。

A : ご存知の通り、中国国内では、外国通貨の流通を禁止し、外国通貨による決算を認めておりません。(『外貨管理条例』第7条)

但し、『国内外貨振替管理暫定規定』(国家外貨管理局97年9月25日公布 10月15日施行)において、特別な場合は、国内企業間で外貨建ての送金および振替を認めてい

ます。例えば、代理の輸出入で発生した外貨代金、外貨建ての増資、出資などが挙げられます。

お問合せのケースは、輸入商品の国内販売の決済代金を外貨建てで行うものであり、『国内外貨振替管理暫定規定』において外貨送金または外貨振替が認められるケースに該当しないため、不可能かと考えます。

3. 投資性会社の設立要件について

Q : 『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』第3条に、投資性会社設立の条件が記載されています。その中に「3つ以上の投資プロジェクトの予定があること」というものが挙げられていますが、「投資プロジェクトの予定」とは、具体的にはどのようなことでしょうか。例えば、(実際の投資の実行可能性に関わらず)合計3つの(会社への)投資を行なう計画があることを示せばよい、ということでしょうか。

A : ご質問をいただいた後に、新しい『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』(商務部令[2004]第22号 2004年11月17日公布 同年12月16日施行 以下『新規定』)が出され、ご照会の第3条「かつ3つ以上の投資プロジェクトの予定があること」の部分が、『新規定』においては、削除されました(出資者要件が緩和されたといえます)。従って、『新規定』のもとでは、「かつ3つ以上の投資プロジェクトの予定があること」は、もはや、投資性会社設立の申請条件ではなくなると考えられます。

<補足>

因みに、ご参考までですが、旧規定においては、「かつ3つ以上の投資プロジェクトの予定があること」とは、項目建議書認可を取得し、投資予定が具現化しているプロジェクトが3件あれば、もちろん申し分ありませんが、必ずしも、その新規案件が3件なくとも、日本の本社が中国大陸に既に合併会社を3社設立済で、かつ投資総額が1,000万米ドルを超えていれば、投資性会社の設立申請は可能とされるという解釈で

した。つまり、「投資性会社による投資」という点は考慮することなく、投資性会社を設立する外国投資家(=親会社)が投資しているか、またはそれが投資する予定の、という意味でした。「投資プロジェクトの予定」と称していたのは、既に投資しているプロジェクトのみならず、投資予定であっても項目建議書認可を取得し、具体化しているものについては勘定に入れる、ということだったようです。

ところが、上述の通り、『新規定』のもとでは、当該条文の箇所は削除され、出資者要件が緩和された形となりました。しかしながら、一つ無視できない事柄として、新規定においても、依然として第8条において、いわゆる、投資性会社の登録資本の内、少なくとも3,000万米ドルについては、

「その投資して新たに設立する外商投資企業の出資とする」、または「その親会社または関連会社の投資設立済外商投資企業(法に依って出資持分譲渡手続きが完了しているもの)の払込未完了の出資額としての出資、もしくは増資部分の出資」、または「研究開発センターなどの機関の設

立投資」、または「中国国内公司株主の株式権の買い入れ」(投資性公司親会社、もしくはその関連会社が支払いを完了している出資額が形成する株式権は含まない)に使用しなければならないとなっているため、實際上、新規の案件がなければ、3,000万ドルは氷漬けになってしまうということです。

更に、そうってしまった場合(つまり、3,000万ドルが氷漬けになってしまった場合)には、新規定においても、その第15条に規定してある通り、投資性公司の経営範囲の拡大を狙うためには、その条件として

「投資者が実際に払い込む登録資本額が3,000万米ドルを下回らず、かつ、上記第8条で規定する用途(上記 ~)にすでに使用していること」が引き続き要求されているため、投資性公司を設立する本来のメリットを十分に享受すること(国内において投資性公司が輸入した親会社の製品を販売すること(但し小売は含まず)等、第15条(1)~(9)の記載事項)が難しくなってきます。故に、そのような観点からも、やはり、実務上3,000万米ドルの使い道を予め検討すること自体は、必要ではないかと考えます。

4 . 投資性会社の借入について

Q : 投資性会社の借入限度額は払込済み登録資本の4倍または6倍ということになっています。仮に投資総額と登録資本が同額である場合に調達する借入が外債の場合も、払込済み登録資本の4倍または6倍を調達することができるのでしょうか。

当方、投資性会社を持っていますが、投資性会社の批准証書の投資総額欄は空白となっております。定款上は投資総額と登録資本が同額になっていたので、投資総額を増やそうと商務部に申請したことがありますが、「商務部は投資性会社規定に記載のある登録資本のみを批准し、投資総額については批准しないことにしているので定款から削除するように」と指導され、投資総額を定款から削除しました。工商局はそれで通っています。

A : ご存知の通り、『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』（商務部令[2004]第22号 2004年11月17日公布 同年12月16日施行 以下『規定』）の第9条には、「投資性会社の登録資本が3,000万米ドルを下回らない場合、その借入額は払込済み登録資本の4倍を超えてはならない。投資性会社の登録資本が1億米ドルを下回らない場合、その借入額は払込済み登録資本の6倍を超えてはならない。投資性会社の経営上の必要性により、借入額が上述の規定を超える予定の場合、商務部へ報告し認可を受けなければならない」と簡潔、かつ明確に規定されています。このことは、即ち、文字通りに捕らえて、登録資本の4倍もしくは6倍の借入が可能と理解できると考えます。

そもそも、投資性会社とは、「直接投資に従事する会社」を指す訳であって（『規定』第2条）、その性質上、工場を建設した

り、生産設備を所有したりする生産型企業とは異なります。生産型企業の場合は、工場建設や設備購入に資金が必要であり、それがキャッシュである登録資本（自己資本）で手当てしきれない分について、投資総額という概念があり、登録資本との差額分に関し、借入により賄うこと（投資総額 - 登録資本 = 借入）が認められています。しかし、投資性会社は本来の性質上、それ自体で工場建設や設備の購入が必要ではなく、敢えて「投資総額」という文言を使うならば、結果的に、投資総額と登録資本金は同一（各社の投資性会社設立の目的により3,000万ドル或いは1億ドル）という形になっていることが多いのではないのでしょうか。

『外資独資企業法実施細則』（国务院2001年4月12日改正 同日公布 同日施行）の第19条には、投資総額の概念として、「外資独資企業の投資総額とは、外資独資

企業の設立運営に必要な資金の総額、即ちその生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金及び生産運転資金の合計をいう」と明確に規定されています（『中外合併企業法実施条例』の第17条にも同様の規定あり）。つまり、投資性公司には、「生産規模に応じて投入する必要のある『基本建設資金』及び『生産運転資金』」という概念は基本的に存在しないと考えられ、投資総額を定款から削除するというような取扱いになるのであろうと考えられます。

結論を述べると、投資性公司には、投資総額概念は当てはまらないものと考えられ、投資総額と登録資本が同一という仮定は存在しません。従って、「投資総額と登録資本が同一の場合はその差額が存在しないので、外債の借入枠がない」ということではないと考えられます。『規定』第9条の通り素直に、登録資本に伴い、登録資本の4倍もしくは6倍の借入が可能であると理解されれば良いものと考えます。

5 . 投資性会社の100%子会社の分公司化について

Q : 弊社の投資性会社の100%子会社を投資性会社の分公司に変更することを検討していますが、適用法律、手順等について教えてください。『外国投資家企業の合併及び分割に関する規定』と同じ手続になってしまうのでしょうか。早く、分公司化を実現したいのですが、何かよい方法は無いでしょうか。なお、分公司後の事業内容は投資性会社に認められているアフターサービス（保守関連）になります。

A : まず、ご質問に対してコメントする前に、100%子会社（以下「子会社」）の有する経営範囲を投資性会社が自らの経営範囲として取り込めるかという問題が存在するかと考えます。

すなわち、子会社が生産型現地法人の場合には「投資性会社は、生産活動に直接従事してはならない」と『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』（商務部令第22号 2004年11月17日公布 同年12月16日施行）第28条に規定しており、子会社の持つ経営範囲を投資性会社が継続できないため、投資性会社の分公司として生産経営に従事できないと考えられます。そうすると、手続きとしては子会社を『外商投資企業清算弁法』（外経貿[1996]2号）に基づき一旦清算し、残余財産を出資者である投資性会社が引き継ぐ程度に留まり、従前の子会社の業務を引き継ぐことは不可能だと考えます。

次に子会社が非生産型現地法人である場合、上記の経営範囲の制限を受けないため、吸収合併することは可能となります。このケースにおいては、子会社の出資者である

投資性会社が吸収することになり、存続企業である投資性会社の資本体制には変わりはない結果となりますが、いずれにしろ子会社は解散することになるかと考えます。

子会社が生産型現地法人である場合の清算段階での留意点において、債務整理のため債権を現金化することを考えると、一旦売却し、その後、投資性会社が買い取るという手続きになるものと考えられ、またその現金化において、投資者に優先購入権があるといえども、提示価格が高い者が購入するとなれば、当初分公司設置場所と予定した土地や建物を購入できない、もしくは高い価格での購入となったり、その他契税の発生など、必要以上にコストがかかることも考えられます。

また、投資性会社の分支機構の設立については『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』第21条に規定する「投資性会社の登録資本が契約、定款の規定に照らして、期日どおりに払込んでおり、かつ払い込んだ出資額は3,000万米ドルを下回らないこと。或いは投資性会社が10以上の外商投資企業を投資設立済み或いは保

有していること。分公司設立予定の地域が、投資性会社の投資が集中している地域である或いは製品の販売が集中している地域であること」の条件に合致し、商務部に審査認可を得る必要があります。

実際の投資性公司の子会社の分公司化の

事例について不知のため、運用として上記のような手続きとなるかは分かりませんが、経営範囲上の問題がある限り、投資性公司による子会社の合併については制約があるものと考えます。

6 . 投資性会社の支店・事務所について

Q : 投資性会社設立を機に現在の駐在事務所を転換、また新規拠点を設立しようと思ひ、調べてみましたが、支店を作ると地域によっては所得税が発生し、上海の投資性会社本体と二重課税される恐れがあります。もしそうならば、契約も増値税伝票発行ができなくても支店ではなく、事務所にした方がいいのではないかと考えます。

支店の税務について実態を教えてください。また、本当に二重課税のリスクはあるのでしょうか。

A : 投資性会社における税務に関しては、『外商投資企業が投資業務に従事する場合のいくつかの税務問題に関する通知』(財税字[1994]第083号 1995年1月13日公布 以下『通知』)があり、この『通知』によれば、投資性会社の税務は『外商投資企業および外国企業所得税法』(以下『税法』)の規定により計算、納税されるものとなっています(配当に関しては、『税法』実施細則第18条に更なる規定があります)。

『税法』実施細則第5条第2項によれば、本機構、分支機構の税務に関して「外国投資企業の中国国内または国外の分支機構(支店等)による生産、経営所得およびその他の所得は、当該総機構(本店)がこれを集計して企業所得税を納付するものとする」と規定しています。合算申告納税に関しては、同じく『税法』実施細則第91条～

第93条、第96条に規定されており、この内容に基づく限りでは、『所得税の二重課税』の心配はないかと考えます。

ただし、投資性会社所在地の企業所得税の税率と分支機構所在地の税率を確認する必要があります。税率が異なる地域に分支機構が設立された場合には、分支機構の課税所得を算出する必要があります。

また現地の税務署が、自らの管轄区で税収を上げるという事情で、分支機構に所得税の納税要請を出されているということも、可能性としては有り得るかもしれません。

いずれにせよ、現地の税務署がどういう背景、事情で分支機構に所得税の納税要求をしているのか、ということが重要です。具体的な現地の状況がわからなければ、誤解が誤解を生むようなことになりかねませんので、その点を整理した上で、一度、会計士の先生に相談することをお勧めします。

第4章 保税区に関するQ & A

1. 保税区を経由した三国間貿易について

Q : 物流は日本 広州で、通関はエンドユーザーである広州日系企業が広州で行いますが、実際の商流は日本 上海保税区貿易会社、上海保税区貿易会社 広州日系製造業とすることは可能でしょうか。また、各地区において税関（華南に限らず）にこういう商形態に理解があるのでしょうか。

A : ご質問は、「商流は日本から外高橋保税区企業を通して広州日系企業という取引となるが、物流は直接日本から広州に渡る取引、いわゆる『仲介貿易』が可能か否か」との趣旨と理解してコメントいたします。

結論からいうと、現状この仲介貿易は不可能であると考えます。『外高橋保税区管理条例』（1996年12月20日発布 1997年1月1日施行）第3条に保税区企業の業務について規定していますが、「仲介貿易」はその中には含まれていません。また、『保税区外貨管理弁法』（国家外貨管理局〔2002〕74号 2002年7月25日発布 2002年10月1日施行）第24条においても、「国外への支払

は税関の貨物輸入通関書の正本を提示する必要がある」と規定していることから、国外への支払は貨物の保税区への通関を前提としており、保税区にて通関しない貨物の決済はできないと解釈できます。（Q&A集 第5集 P.59をご参照ください。）

但し、ご質問のスキームに類する取引としては、外高橋保税区企業から広州に在する対外貿易会社（貿易権を有した外貿会社）を経由することで可能となり、また実際にも行なわれているように聞いております。これについては「Q&A集 第1・2集合本」P.84にも同様の記載がありますので、ご参照ください。

2 . 外高橋保税區における増値税還付状況について

Q : 貨物が保税區経由で輸出された場合で、保税區企業が増値税還付申請をした際の増値税還付状況は諸説様々ですが、実際の運用面はどのようなのでしょうか。

先般、保税區企業の増値税還付申請手続きが変更になりましたが、これによって還付がされ易くなったなど、状況の変化はありますでしょうか。

A : お問い合わせの上海外高橋保税區の増値税還付について、外高橋保税區三聯發展有限公司に確認しましたところ、増値税の還付状況に関して以下のような回答を得ました。

還付申請については、今まで3ヶ月毎(4半期)に受付け、還付手続きを行うこととていましたが、外高橋保税區では、実際の還付時期は平均6ヶ月程度が現状です。

また、お問い合わせにあります『輸出貨物税還付(免除)管理の関連問題に関する通知』(国家稅務總局 國稅發[2004]64号 2004年5月31日發布 2004年6月1日施行)により、還付申請につき簡素化、還付手続

きの迅速化を図っております。還付申請については、3ヶ月毎の申請から、毎月申請を行えるよう変更になります。ただし、申請書類にミスがあった場合には、若干還付まで時間がかかることにはなりますが、還付を行わないことではありません。

また、申請手続きは還付が遅れている場合でも、還付申請ができますので、実際の還付と還付申請は関係ないものと理解してください。

しかしながら外高橋保税區内の日系企業からのヒアリングでは、実際は各社還付時期が異なっているなど、依然として問題もあります。

3. 外高橋保税区内企業の輸出業務について

Q : 外高橋保税区内貿易会社である当社は、主に海外からの輸入を取り扱っております。輸入業務は全く問題なく業務を行っておりますが、下記スキームの中国製品の調達における注意点を教えてください。

1. C社（区外企業 [貿易権あり]）、D社（区外企業 [貿易権あり]）より、非保税貨物をB社（外高橋貿易会社）に向け輸出（米ドル建て）
2. 外高橋保税区内でC社、D社品を一つの貨物にまとめ、B社はA社（日本親会社）に向け輸出（米ドル建て）
3. B社 C社、D社の順に送金（米ドル建て）
4. A社 B社に送金（米ドル建て）

A : 1. 区外企業であるC,D社共に貿易権を有しているため外高橋保税区企業B社への輸出は可能ですが、実際には区外から外高橋保税区に出荷するだけでは輸出と見なされず、保税区から国外に出荷して初めて輸出となるそうです。決済貨幣については保税区と区外間の非保税貨物項目での取引は人民元でも外貨での決済でも可能です。（『保税区外貨管理弁法』国家外貨管理局 [2002] 74号 2002年7月25日発布 2002年10月1日施行、第7条）

2. 国の定める輸出割当管理がされている貨物でなければ日本親会社A社への輸出は可能です。（『上海外高橋保税区条例』1996年12月20日発布 1997年1月1日施行、第6条）

3. B社はC,D社間で締結した契約又は合意書、領収書、税関の輸入貨物通関書の正本、保税区外貨登記証によって、B社の外貨口座から支払う事は可能ですが、決済をする為に外貨を買い入れることはできません。

ん。（『保税区外貨管理弁法』第25条）また、非保税貨物（中国国内貨物）を区外から保税区に出荷した時点では、外貨送金できず、外貨送金を可能とするには、保税区出荷時に通関を済ませて非保税貨物を保税貨物（中国国外貨物）に変えることが必要になります。

4. 可能です。A社から受取る外貨は、經常外貨預金口座に預入れされます。（『保税区外貨管理弁法』第23条）

最後に、整理してご説明いたしますと本件、保税貨物と非保税貨物とで扱いが異なるのは、貨物を輸出、つまり中国国内から中国国外に出さない限り、外貨送金ができない為です。非保税貨物を区外からそのまま保税区に出荷しても貨物は中国国内貨物の状態で、海外との取引が成立していない = 外貨送金ができないという解釈です。中国国内貨物を保税区で通関して中国国外貨物として扱えば、海外との取引と見なし、外貨送金が可能です。

また、その他注意点ですが、当該内貨の増
値税還付のタイミングについては、保税區
に輸出した時点では還付されず、B社がA

社に輸出してはじめて還付を受けることが
できます。

4 . 保税區貿易型企業におけるアフターサービスについて

Q : 保税区内にある貿易型企業が中国国内より製品を仕入れ、中国国内で販売する事は保税區の經營範圍としては法的には認められておりませんが、実際には多くの法人が行っていると聞きます。電子機器など販売する製品がアフターサービスの必要な場合、貿易型企業はアフターサービスを行っているのでしょうか。

A : 結論から言えば、外高橋保税區の貿易型企業では、その經營範圍に「アフターサービス」を明記することは不可能ですが、「貿易コンサルタント」の一環としてアフターサービスに直接従事することを黙認されているようであり、アフターサービスによる対価も収入として認められているのが実態のようです。

保税區貿易型企業が販売した商品のアフターサービスについて、下記のいずれかで行なわれているようです。

1. 区外企業にアフターサービスは全て任せ、直接関与しない
2. 中国国内のサービス代理店に業務を委託し、委託手数料を徴収する

3. 実際にサービススタッフを抱え、サービスを提供する

また、その製品のサービス対象範囲ですが、一般的には当該保税區企業が販売した商品に限定されようと思われそうですが、関連グループ企業の製品についてもその対象となりうるケースはあるようです。他社製品のアフターサービスについては、実際のところ不可能であるようですが、運用上は行なわれているようです。

しかしながら、以上の記載は、外高橋保税區における例であり、他の保税區での運用については不知ですので、実際にアフターサービスを行なう際には各保税區の管理委員会などに確認をお勧めします。

5 . 外高橋保税區企業のコンサルティング業務について

Q : 外高橋で設立可能な会社は、貿易、倉庫、加工、配送センターと理解しておりますが、これ以外の業務を経営範囲に加えることは可能でしょうか。例えば投資コンサルティング、XXコンサルティングなどの業務を経営範囲に追加可能でしょうか。

また管理委員会で認められる可能性はありますか。

A : まず、保税區に関する法規として『各保税區の管理条例』がありますが、お問い合わせにあるような可否判断に関する法規はないようです。

お問い合わせの内容について、外高橋保税區三聯發展有限公司にお問い合わせしたところ、保税區に登録されている貿易型企業は、保税區外の企業に対するコンサルタント業務を行うことが可能であるとの回答をいただきました。しかしながら、貿易コンサルタント業務については、輸出入権を有する區外企業との貿易業務に附随するものとして認められるものと考えられます。また、保税區内の企業がコンサルタント業務をする場合には、政府発行の營業免許に「貿易コンサルタント業務」と表記されることと

なりますので政府発行という意味では、法的な効果もあると考えられます。

「外高橋保税區投資指南」には、物流型企業について、保税區外企業に対し製品に関する技術指導などアフターサービスの管理サービスを行うことは認めております。外高橋保税區以外の保税區については、若干運用の違いがあると思われるので、各保税區の發展有限公司などにご相談することをお勧めします。

実際の運用では「貿易コンサルタント業務」を経営範囲として、アフターサービスなどを行なっている事例は聞いていますが、「投資コンサルティング」、「XXコンサルティング」などを経営範囲に追加して營業許可をとることは難しいと思われます。

6. 物流園區の概要について

Q : 物流園區について、以下の内容について教えてください。

1. 物流園區を設けた背景、目的
2. どのような業種、企業が本物流園區でメリットを受けるのか
3. そのメリットの内容
4. 外高橋保稅区内での位置付け

A : 上海外高橋保稅区物流園區に関わる規定は以下のものが挙げられます。

『国務院弁公庁關於同意上海外高橋保稅区与外高港区連動試点的復函』（国弁函〔2003〕81号 2003年12月8日）

『上海外高橋保稅区和外高橋港区連動發展試点意見的通知』（上海市人民政府〔2004〕17号 2004年4月8日公布 施行）

『国務院弁公庁の上海外高橋保稅区と外高橋港区の連動試行の関連事項に関する通知』（滬国税「2004」26号2004年5月14日）

『国務院弁公庁の保稅区と港区の連動試行拡大に同意に関する回答書』（国弁函「2004」58号2004年8月16日）

『保稅区と港湾区の連動發展の関連稅收問題に関する通知』（国家稅務總局〔2004〕117号 2004年9月13日）

1. 物流園區の背景、目的

上記〔2003〕81号では、倉庫企業と物流企業の發展を目的とするような記載がありました。実際には物流関連企業の發展というより保稅区の利便性向上が目的だと考えます。これまで保稅区は中国において「境内関外」という扱いであるため、香港×中国

大陸との関係のように、一旦香港へ輸出し、再度大陸へ輸入するオペレーションを華東地区において行なうことは困難であり、行なうにしても多大な物流コストをかける必要がありました。そこで、華東地区において、香港と大陸のようなオペレーションを可能とする環境作りのため、物流園區が設立されたものと推察します。

また、上記〔2004〕58号令では、「港区連動」のスローガンのもと、現在では、上海外高橋保稅区の他7つの保稅区（天津、青島、寧波、大連、張家港、廈門、深圳）に隣接する形で建設が進められています。

2. どのような業種、企業が本物流園區でメリットを受けるのか

物流園區内にて設立できる企業は「行政管理機構」、「倉庫保管物流企業」、「多国籍企業地区總本部の物流センター」および「倉庫保管物流サービス専門の運輸企業および貿易企業」に限定されており、生産加工型企業の設立は認められていません。また物流園區の主な機能として「国際接続運送」、「国際配送」、「国際調達」および「国際中継貿易」が定められています。

3. そのメリットの内容

メリットとして、税務管理、検査検疫管理および輸出入管理などについて規定されており、その内容を以下に列挙します。

(1) 税務管理

輸出加工区の関連政策に基づき、輸出入経営権を有する区外企業から物流園區に入る貨物については輸出とみなし、区外企業は輸出貨物申告書（輸出税額還付専用）および関連税額還付証憑を申請して税額還付（免除）手続を行なう。

物流園區内企業が区内で加工する貨物で、区内企業に販売する場合、増値税と消費税の徴収を免除する。区内から輸出する貨物については、税額還付手続を行なわない。

物流園區内企業が国外から輸入する自家用基本建設プロジェクトに必要な設備および物資、生産に必要な設備およびその補修用部品、物流配送のために港で必要な包装材料、自家用の合理的な数量の事務用品は免税。

区外企業が区内企業に販売し、物流園區に入り区内企業の使用する国産の設備、原材料、部品、パーツ、包装材料および建造基礎施設などに対し、区外企業は税関が発行する輸出貨物申告書（輸出税額還付専用）とその他現行規定の輸出税額還付証憑を税務機関に申告して税額還付（免除）手続を行なうことが可能。

区外企業が区内企業、行政管理部門に販売し、物流園區に入り使用する生活消費用品、交通運輸工具および輸入された機器設備、原材料、部品、パーツ、包装材料、基本建設物資に対して、輸出貨物申告書（輸出税額還付専用）を発行せず、税務部門は税額還付（免除）手続を行なわない。

(2) 検査検疫管理

物流園區に入った後に再度物流園區を出て国内市場に入る貨物に対しては検疫実施を免除。

物流園區内の企業の自家用設備、事務および生活消費用品について、強制性製品認証を免除し、品質検査の実施も免除。

物流園區において中継する必要がある貨物については、短期保管かつ包装密封状況が良好な場合、入国時に外包装検疫のみ実施。その場合、出国時には内容の検疫を実施にしない。

(3) 輸出入管理

物流園區と国外との間で出入する貨物は、輸出割当額管理を実行する以外、輸出入割当額、許可証管理を実行しない。

区外から物流園區に入る貨物は、輸出とみなして輸出申告手続を行なう。許可証管理商品に属する場合は、税関に輸出許可証を提示しなければならない。

物流園區から区外に運送する貨物に対しては、輸入申告手続を行ない、税関は申告貨物に対する関税、輸入増値税、消費税を徴収する。

4. 外高橋保税区内での位置付け

まず、物流園區内周辺の企業に与える影響として、これまで増値税の還付については、区外企業が単に保税区内に販売しただけでは輸出とみなされず、還付手続ができない状況にありました。物流園區では、区外から物流園區に貨物が入る場合、輸出とみなして、この還付手続きのできない状況を解消し、増値税の負担から実際に還付されるまでのタイムラグによる資金負担を軽減することが可能となります。

また、国外から原材料等を輸入する際に

も、物流園区にとどめておくことにより、関税増値税の支払を遅らせることが可能であり、かつ企業の在庫管理も容易になるものと考えます。

他には、これまで華南では香港の活用により、転廠が何らかの原因で不可能となった場合においても、香港に一旦搬入し、再度大陸に搬出することにより、保税状態を維持できたのですが、華東ではできない状況にありました。今後は、この物流園区周辺にて加工貿易を行なう企業にとって、転廠の際、国外に一旦輸出しなければならない状況に陥ったときに、この物流園区に搬入することで華南同様のことが可能となるわけです。

次に、物流園区への進出という面においては、仮に物流園区内に倉庫型企業を設立した場合には、海外から園区に搬入しただけでは輸入許可証、検査検疫等は不要であり、また関税増値税の支払もないことから、アジア全体の物流基地として活用することも可能であると思われます。

このように考えれば、今後区外企業は物流園区内の貨物の受入先として、物流園区内企業（倉庫）を利用する動きになることは十分考えられることを想像すると、やはりビジネスとして物流企業であるといえ、現に物流園区内に進出をしているもしくは

決めた企業のほとんどは物流企業であるようです。

なお、現地に物流園区に進出している日系物流企業に確認いたしましたところ、既に営業は開始されており、また、国家税務総局より『保税区と港湾区の連動発展の関連税収問題に関する通知』（国家税務総局〔2004〕117号 2004年9月13日）が正式に公布されたことから、今後は本格的に物流園区を介した取引が活発化するにつれ、また、この物流園区が華南における「香港」的存在となりうる可能性もあることから、今後の華東地区における加工貿易にも大きな影響があるものと思われます（主な内容としては以下のとおりです）。

物流園区外の企業が物流園区に貨物を運び込むことは輸出とみなし、輸出貨物通関申告書によって、主管税関で税還付（免除）手続を申請する。

税務機関は、区外企業の税還付（免除）申請を受け取った後、『輸出加工区税収管理暫定施行規定』（国家税務総局〔2000〕155号2000年9月7日）に照らし、税還付を行なう。

その他、保税物流園区内企業の貨物の販売や輸出等については〔2000〕155号に照らす。

7. 商業企業と保稅区企業の合併について

Q：弊社は、上海、天津、大連の各保稅区に獨資で貿易企業を設立しています。2004年6月1日施行の『外商投資商業分野管理弁法』では、2004年12月11日以降、獨資の商業企業設立も認可される、と聞いています。

そこで、この弁法に基づいて、各地の保稅区貿易企業を将来は保稅区外の一つの企業にまとめたい、と考えています。その場合、『外商投資企業の合併と分割に関する規定』（2001年11月22日公布 同日施行）を利用することは可能でしょうか。

具体的には、各保稅区の貿易企業を合併して保稅区外に商業企業を1社設立し、合併前の各企業（保稅区貿易企業）はそれぞれ解散する、というスキームです。

A：お問い合わせは、『外商投資商業分野管理弁法』（以下『商業弁法』）の施行により、今後の業務の効率化を図るため、まず、区外に新たに商業企業を設立したうえで、現在各地に点在する御社の既存保稅区企業を前述の商業企業へ合併をして経営活動を行うことが可能かどうかという質問と理解し回答します。

『商業弁法』に基づき設立された商業企業と保稅区内貿易企業との合併は、『商業弁法』においては、特に明記していません。しかし、外高橋保稅区三聯發展有限公司からは、三資企業、外商投資株式有限公司及び内資企業との合併と同様に『外商投資企業の合併と分割に関する規定』（對外貿易經濟合作部、国家工商行政管理局 2001年11月22日改正、公布 同日施行 以下『規定』）に基づき所定の手続きのもと、合併することは可能であると回答がありました。

お問い合わせの場合、商業企業が既存保

稅区貿易企業を吸収合併し、新たな商業企業として経営活動を行うこととなりますので、吸収合併の手続きを行うこととなります。

吸収合併を行う商業企業は、債権、債務を全て継承することになり（『規定』第25条）、この商業企業は、元の審査批准機關に外商投資企業批准證書の変更手続きをし、登記機關で企業登記の変更手続きを行い、吸収される保稅区企業側は、元の審査批准機關で外商投資企業批准證書を返納し、登記機關で企業の登記の抹消手続きを行うこととなります（『規定』第22条、第31条）。そして、吸収される保稅区企業は、解散、清算の手続きを行うこととなります（『規定』第3条）。

合併に関しては、『外商投資方向指導暫定規定』、『外商投資産業指導目録』の規定に合致していることを前提として、税関、税務、外貨管理などの関連規定にも合致し

てなければなりません（『規定』5条、6条）が、これら一連の手続きにかかる許認可、批准等には相応の時間がかかることもお含みおき下さい。

なお、商業企業との合併については実例もないため、運用面等の解釈が不透明な点も否めませんので、弁護士などに確認されることをお勧めいたします。

8 . 外高橋保税區物流園區に関する税務総局の通達について

Q : 日刊航空貿易という日刊紙に、区外から外高橋保税區物流園區に輸出したときに発行される退税単で区外企業が支払った増値税を還付するように、最近税務総局が各税務局に通達したという記事を見ました。その通達の日付、通達名称、内容について教えてください。

A : お問い合わせの国家税務総局の通達は『保税區と港灣區の連動發展の關連稅收問題に関する通知』(国家税務総局[2004]117号 2004年9月13日)であると考えます。

この通知の第2条において、「物流園區外の企業が物流園區に貨物を運び込むことは輸出とみなし、輸出貨物通關申告書によって、主管税關で税還付(免除)手續を申請

する」とあり、税務機關は区外企業の税還付(免除)申請を受け取った後、『輸出加工區稅收管理暫定施行規定』(国家税務総局[2000]155号 2000年9月7日)に照らし、税還付を行なうとあります。その他、保税物流園區内企業の貨物の販売や輸出等については[2000]155号に照らして執行するとあります。

9 . 保稅物流園區とPE認定について

Q : 保稅物流園區を使えば、中国国内調達、中国国内販売という商流に日本の企業が入り込めると聞いていますが、このケースの場合、PE認定されることはないのでしょうか。

A : 最初に、PE認定については、保稅物流園區と一般地域との區別はなく、また保稅物流園區の關連法規も確認致しましたが、PE認定適用の緩和を規定するものは存在しないものと考えます。

また、保稅物流園區は、確かに税關上においては、海外と同様な扱いとなりますが、これまでの保稅区同様、「境内關外」は変わりません。一方、PE認定については、税關上の取扱が税務上においても同様に適用されるのではなく、あくまで税務上において保稅物流園區内の活動がPEに該当するか否かということが判断材料になるものと理解します。

ご質問は、日本企業が保稅物流園區内にある物流企業もしくは倉庫企業に日本企業の所有權のある貨物（いわゆる非居住者在庫）を保管し、一般地域にある中国国内企業と日本企業との間において売買取引を行う、つまり保稅物流園區は海外扱いとなり国内との取引は輸出入取引となるが、その出荷などに際して、例えば現地の駐在員事務所の駐在員がその物流園區に立ち入り關与することは、駐在員事務所が日中租稅条約第5条における恒久的施設（以下「PE」）として認定されるのか、と理解して回答いたします。

まず、保稅物流園區に限定せず、通常、中国国内企業と日本企業が売買（輸出入取引）を行うことについては、PE認定の対象になりません。

しかしながら、当然、倉庫に保管された貨物は、その出荷や保管の管理を誰かが行うこととなりますが、現地駐在員事務所などの駐在員が出荷管理を含めて行うケースや倉庫企業が行うケースと多々あるかと思われます。

まず、駐在員が出荷管理などを行うケースですが、駐在員が日本企業のために出荷管理などを行う行為は、日本企業のための役務提供と考えられます。PE認定とは、駐在員などが行う役務提供行為の程度によって、その行為がPEとなるか否かになるものと考えられます。

この役務提供の程度による判断を行なう指針については、『日中租稅条約』にて規定されており、PEに含まれない形態として、第5条4項では次のように規定しています。

企業に屬する物品または物品の保管、展示または引渡しのためにのみ施設を使用すること。

企業に屬する物品または物品の在庫を保管、展示または引渡しのためにのみ保有

すること。

企業に属する物品または物品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

企業のために、物品もしくは物品を購入しまたは情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

企業のために、その他の準備的または補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

対して、PEに含まれるものとして、第6条には「第1条及び第2条の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（第7条の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く）が次のいずれかの行動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が第4条に掲げ

る活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、第4条の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) 当該一方の締約国内において、専らまたは主として当該企業のため又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のため、反復して注文をとること。」

とあります。

これらを踏まえると、駐在員などが契約締結、注文取得、及び契約締結権限を有することなどがあれば、上記第6条(a)(b)に該当し、PE認定されるものと考えますが、単に出荷及び保管のみであれば、第5条4項に該当し、PEとはなりえないものと考えます。

しかしながら、実際には、「全く関与しない」と主張しても、見方を変えれば駐在員が倉庫保管の物品の販売活動を単独に行う営業行為としてとられかねない可能性もあり、また第6条に該当せず、第5条第4項に合致しているといっても、そのPE判定の裁量権はあくまで税務局にありますので、事前に管轄の税務局において確認された方が得策であると考えます。

10. 蘇州物流園區を活用した取引について

Q : 当社は蘇州に100%出資の子会社(生産型企業)を設立して、日本から部品を保税にて輸入、一部中国調達、自社加工を行って機械を組立、日本へ輸出しています。そして、その機械を再び中国のグループ会社へ輸出しています。なお、中国のグループ会社は免税枠を利用して輸入しています。

蘇州物流園區を活用して以下のことが可能でしょうか。

A社：日本の親会社、B社：中国のA社子会社、C社：中国のA社グループ会社
取引形態

C社 A社へ発注、A社 B社へ発注

物品はB社〔輸出〕蘇州物流園區(A社宛て)〔輸入〕C社

C社 A社へ支払、A社 B社へ支払

確認したい項目

1. B社の輸出は保税の輸出として認められるか。
2. C社は通常の輸入と同じように輸入免税枠を使用できるか。
3. C社からA社(日本)への送金は問題ないか。

以上3点について、注意点も含め教えてください。

A : お問合せに記載された内容を踏まえ、質問の前提となる取引形態を仮定しました。

(1) A社×C社間で機械の売買契約を締結し、中国大陸内で引渡しを行う旨の条項を当該売買契約に反映

(2) A社は、自らの子会社で中国にあるB社に対して当該機械を発注し、B社はこの発注を受け、A社が有償で支給した保税の原材料およびB社が現地で調達した原材料を用いて機械を組立(A社×B社間の取引は進料加工取引)

(3) B社で組み立てられた機械を蘇州物流園區(以下「園區」)に搬入(=輸出)。このとき当該機械をA社の非居住在庫と

して保管

(4) 上記(1)にいう売買契約の内容に従い、A社は園區から機械を搬出し(=中国に輸入)C社に当該機械を引渡し。C社は、当該機械を自らが保有する免税枠を用いて輸入。

まず、園區の基本的な機能として、園區外の企業の貨物が、園區内に搬入された時点で輸出、および園區外に搬出されると輸入とそれぞれみなされ、税関が輸出入通関手続きを行うと定められています(根拠規定：『蘇州工業園區税関保税物流中心(B型試点)に進出する国内貨物の税金還付を許可する事に関する通知』(財税[2004]第133号 2004年8月3日)および『保税物流

センター（B型）の税収管理弁法を印刷、配布することに関する通知』（国家税務総局[2004]第150号 2004年11月15日）。

この基本的な機能を踏まえて以下の通りコメントします。

1. について、B社は、A社より発注を受けて生産した機械を、輸出通関手続きを経て園区に搬入（＝輸出）し、A社の非居住者在庫として保管することになります。現時点でB社が、（ご質問の冒頭に記載された通り）「日本から部品を保税にて輸入、一部中国調達、自社加工を行って機械を組立、日本へ輸出」しているのであれば、進料加工として保税状態のまま、園区に搬入（＝輸出）することは可能と考えます。

2. について、ご存知の通り、通常の外商投資プロジェクトにおいては「外商投資産業指導目録」に定められる奨励類に属するか、または許可類に属しその製品を全数輸出している場合、その総投資額の範囲内で輸入する設備（但し、『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』に挙げられている商品を除く）は、関税及び増徴税が免除になります（『輸入設備税収政策の調整に関する国務院の通知』国発[1997]37号 1997年12月29日発布 1998年1月1日施行）。

ご質問の取引は、通常の外商投資プロジェクトにおける設備の輸入のケースに照らしてみても異なるのは、設備機械が国産である点、および実質的に国内からC社に引き渡される点に限られると考えられますので、ご質問にあるようにB社製造の機械を園区経由でC社に提供し、C社が自らの輸入免税枠を利用して当該機械を輸入することは可能と考えられます。

なぜなら、上記の37号規定やその他設備輸入に関する規定を調べましたが、設備機械が国産であるということ、および実質的に国内からC社に引き渡されるということ、を理由に、免税扱いとしないと明確に定めた規定を見つけることができなかったためです。

勿論、これらの規定が公布された時点では、ご質問のような取引は想定されていなかったもので、今後このような取引により外商投資プロジェクトに提供された設備については免税を享受させないという判断のもと規制を加えられる可能性は否定できません。

お問合せのケースは、事例がないため、実務上の確認が取れない状況であり、蘇州物流園区側の担当者やコンサルタントも確定的なコメントをしかねるといった状況にあります。具体的には、物流園区や管轄の税関と相談しながら取引の可否を少しずつ確認してゆく作業が必要かと考えます。

3. について、C社からA社への外貨送金では、(1)輸入貨物の通関と輸入代金の支払との照合手続きに関わる問題、及び(2)輸入代金の外貨送金上の問題が挙げられます。

今回のお取引では、園区内のA社所有設備は、輸入通関手続きをされて園区の税関から輸入決済/到着貨物照合表を発行してもらい、C社に搬出（＝輸入）することになり、C社からA社への外貨送金についても、決済/到着貨物照合表や輸入代金対外支払照合書などの実際に貨物が輸入されたことの証明文書に基づき、銀行及び外貨管理局が輸入決済のための外貨決済を行うことになると考えます。

根拠規定：
『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』
（中国人民銀行 1996年7月1日公布 同日
施行）及び『輸入貨物通関申告証明用紙に

基づく外貨の売渡、対外支払、支払商業の
取扱いに対し、分類管理をおこなうこと
についての通知』（国家外貨管理局[2003]第
15号 2003年1月24日）

11. 保税貨物の取り扱いについて

Q : 保税貨物というのは、必ず保税區を通るのでしょうか。
港から直にお客様に運ぶのであれば、無理に保税區に搬入しなくとも、港の税関から直接、保税トラックで輸送させてもらうことができないものなのでしょうか。

もしくは、外国から購入した商品を保税區倉庫企業に預かってもらい、お客様への販売行為は商業企業や投資性公司が行うものの、貨物は保税區から保税のままお客様に届けられる、といった扱いは存在しないのでしょうか。

また、外高橋保税區では区内企業が『外商投資商業分野管理弁法』に基づく商業企業を申請できるよう、保税區自体が動いているというような話も聞きますが、それが可能となるならば、逆に一般地域の企業が保税區の中に支店を設けて、保税、非保税貨物両方を扱えるようになるというような話はないのでしょうか。

A : 保税貨物は、必ず保税區を通るとは言い切れません。

「保税區」とは「中国の国際貿易（特に輸出）を発展させるために、本来の場所は中国内でありながら、区内に搬入される全ての貨物に対し、関税の賦課については国外扱い（関税賦課の対象外）とする形（境内関外）で、税関が特別な監督管理を行っている地域」です。つまり、保税區においては国外から貨物が入ってくることは、輸入とは扱われず、保税區にある間は一時的に関税及び輸入段階での税の徴収が免除されます（保税區から保税區外に出た時点で、中国の輸入とみなされ、課税されます）。

以上のことから、「保税區が取扱う貨物（保税區にある貨物）は保税貨物」と言うことはできますが、「保税貨物というのは、必ず保税區を通る」とは言い切れません。

なぜなら、「加工貿易に使用される部材も保税扱い」であり、保税區以外の一般地域でも加工貿易は広く行われているためです。加工貿易の部材は、保税扱いであるからといっても、必ずしも保税區に搬入しなくてはならないということではなく、加工貿易部材の保税管理は、登記手冊により行われており、保税區以外の一般の港でも通関できます。

国外から保税状態で輸入できる貨物、物品は『上海外高橋保税區条例』（以下『条例』）第37条(1)～(6)の要件で保税區に搬入される物品と、『加工貿易審査認可管理暫定弁法』でいうところの委託加工に使用される部材（これは保税區に搬入されるものばかりとは限りません）ですが、『条例』第39条にある通り、（保税區に到着している時点では保税貨物であっても）、保

税区から非保税區へ搬出する際には、「本来的に保税取引である加工貿易」の部材以外は、関税及び輸入段階での税を徴収されてしまいます。

結論として、「外国から購入した商品を保税區倉庫企業に預かってもらっておいて、お客様への販売行為は、商業企業や投資性公司が行うが、貨物は保税區から保税のまま保税區からお客様に届けること」の、「保税のまま」に関しては、「本来的に保税取引である加工貿易」の部材以外は、「保税のまま」ではできません。それは、販売行為により、保税であった貨物が、保税區外に搬出される時点で、中国の輸入と見なされ、『条例』第39条のとおり、課税されてしまうからです。ご参考までに、下記に『条例』第22条をご案内します。

（第22条）

「貨物、物品を国外から直接保税區へ搬入する、或いは保税區から直接国外へ搬出する場合、保税區の税関へ届け出なければならない。安全、衛生、環境保護に影響する貨物は、法定検査を受けなければならない。貨物、物品を保税區から非保税區へ搬出する場合、輸入とみなし、非保税區から保税區へ搬入する場合、輸出と見なして、輸出入手続きを行う。非保税區から搬入する保税區内での使用に供する機器、設備、部品、原材料、交通手段、建築材料および事務用品などは、保税區の税関が登記して通関を許可する」

即ち、国外から直接保税區へ搬入する、或いは保税區から直接国外へ搬出する場合

は「保税區の税関への届出」だけでよく、保税區から非保税區へ搬出する場合、輸入とみなし、非保税區から保税區へ搬入する場合、輸出と見なして、「輸出入手続きを行う」となっており、この「輸出入手続きを行う」という部分が、つまり、「通関手続き」であり、この時点で保税貨物が「内国貨物」となり、課税されるわけです。

次に、「外高橋保税區では区内企業が『外商投資商業分野管理弁法』に基づく商業企業を申請できるよう、保税區自体が動いているような話」については、2005年7月13日に商務部より『保税區および保税物流園区貿易関連問題に関する通知』（商務部弁公庁[2005]第76号）が公布され、『外商投資商業分野管理弁法』の規定が保税區企業にも適用されることが明らかになりました。

本通知では、保税區、保税物流園区の企業と個人が貿易権を取得し、国内販売権を申請することが可能となる一方で、保税區、保税物流園区内の対外貿易経営者が国内区外との製品の売買にあたっては、国家関連輸出入、外貨と国家税収管理方面の規定を遵守しなければならない旨、規定されています。

ご照会の、「逆に一般地域の企業が保税區の中に支店を設けて、保税非保税貨物両方を扱えるようなスキームも実現して欲しい」という点に関しては、現在のところ、関連する情報や動きというものは、入っていません。

第5章 加工貿易に関するQ & A

1. 外注加工における主要な工程について

Q : 『加工貿易貨物に対する監督管理弁法』の第23～26条の中国国内での外注加工で、主要な工程は外注加工が出来ないとあります。経営企業が輸入した複数の電気部品を加工を加えずにそのまま、請負企業に搬入しプリント基板上に機械で組立を行なってもらい、組立済プリント基板として経営企業に戻し、経営企業で複数のその他の部品と共に最終組立を行い完成品とし輸出する。請負企業に依頼したい上記加工は、主要な工程と税関に判断される可能性があるでしょうか。

なお、経営企業でも電気部品をプリント基板上に機械で組立を行っていますが、手持ちの機械の生産能力が不足している為、外注加工を検討しているものです。

A : 『加工貿易貨物に対する監督管理弁法』(税関総署[2004]113号2004年2月26日公布 2004年4月1日施行)第25条では、税関が加工業務の外注を許可しないケースとして「経営企業が主要な工程を外注加工する場合」を規定しています。この中の「主要な工程」の定義とは何かと理解してご回答致します。

この「主要な工程」の定義を記載した規定はないため、税関総署に確認したところ、下記の回答をえました。

第25条にある「外注加工の主要工程」の「主要工程」は、企業の生産過程において千差万別であるため、企業が申請する「主要工程」の定義については、加工貿易貨物の実際の監督管理部門である地方主管税関

が認定する。

また、「手持ちの機械の生産能力が不足している際の外注加工は可能か」のご質問は、この弁法施行以前は、フル生産しても供給が追いつかないなどの特殊な事業があれば、税関許可を得ることで可能、としていたようですが、この点についても同様に税関総署に確認し、下記の回答をえました。

「企業の生産能力を超えたことにより、主要工程を他の企業に加工させることは外注加工の範疇に属さず、その時は、企業は委託加工の規定に照らし、商務主管部門の批准同意を経ることができれば可能であり、生産企業の所在税関が監督管理の責任を負うこととする。」

2. 来料加工業態における検査業務について

Q : 広東省の東莞市に弊社の中国法人（来料加工）を持っていますが、以下のライセンス取得と運営は法的に可能でしょうか。

1. B社（中国国内企業・仕入先）から部品を転廠にて購入
2. A社（現地法人・来料加工ライセンスにて運営）はその部品を検査し、C社（中国国内企業・客先）へ転廠にて納入する。

また、A社としてはその部品について基本的には何の加工もせず、「検査」の付加価値を付けてC社へ転廠するのですが、その様なライセンスの取得は可能でしょうか。

A : 来料加工業態での検査業務についてですが、そもそも加工貿易とは、経営企業が原材料・部品の全部または一部を輸入し、加工・組立を経て、完成品を再輸出するという経営活動を指し、加工を伴わない加工貿易契約が当局の認可を得ることは難しいと考えます。

今回の商流が、税関区を跨る転廠にあたるかは不知ですが、法律面では『加工貿易保税貨物の税関区を跨る深加工結転に関する管理弁法』（税関総署令第109号 2004年1月19日公布 2004年3月1日施行）第2条においても「加工貿易保税貨物の税関管轄区を跨る深加工結転（転廠）とは、加工貿易企業が保税輸入原材料を加工した製品を、別の直屬税関区内の加工貿易企業に移して

『更に加工を行った』後、再輸出する経営活動を指す」と定義づけております。

しかしながら、運用面について華南の加工貿易企業にヒアリングしたところ、過去に香港で製造した製品を輸入し、品質保証検査を行い「合格シール」を貼付して、中国国内の取引先に転廠したという事例を聞きました。この場合、製品とシールを輸入して、「シールを貼る」という行為が加工に当たるということで当局に説明し、認可をえたようです。

但しこれはあくまでも一事例ですので、この方法で当局の認可が得られるという確証はありません。詳細については現地当局への確認をお勧めします。

3 . 委託元の変更について

Q : 香港の現地法人と広東省内現地法人（香港現地法人100%出資）の間で来料加工を行っていますが、これを日本の本社と中国現地法人の間の来料加工に切り換えることは可能でしょうか教えてください。

A : お問い合わせの件ですが、一般的には、現在広東省内の中国現地法人が香港現地法人との間で締結している委託加工契約を解消し、改めて日本の本社との間で委託加工契約を締結することで特段問題ないと考えます。

委託加工契約に関する法規として『加工貿易審査認可管理暫定弁法』（[1999]外経貿管発第314号 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行）が当機構データライブラリーにございますのでご参照下さい。

4 . 非生産型企業との加工貿易について

Q : 加工貿易とは外国の会社と中国国内の会社との契約が必要条件であると認識しております。つまり中国国内企業は必ず加工を加えなければならないということになります。ということは、保税区の非生産型企業を通じた加工貿易というのは成り立たないと考えればいいのでしょうか。

この場合保税区の非生産型企業は加工貿易手帳を保有しておりませんが、一般の保税手帳でそれに代替することはできるのでしょうか。

A : 加工貿易は、「中国国内における、輸出を前提とした保税加工」であり、外国企業と中国国内企業（外商投資企業含む）との間で、加工貿易契約書締結した上で、対外貿易部門の認可取得し、かつ税関への登記が必要となります。

今回のケースでは、非生産型企業が加工業務を行うこと自体が、経営範囲を逸脱することが考えられることや、仮に日本企業

と非生産型企業間で加工貿易契約書を締結したとしても、対外貿易部門の認可を得られるとは考えにくく、よって保税区の非生産型企業を通じた加工貿易は成立しないと考えます。

また、保税手帳についてですが、一般の保税区内の加工貿易においても、保税手帳による管理は行われないと考えます。

5 . 深加工結転における増値税発生の有無について

Q : 加工貿易は基本的に保税取引であると認識しておりますが、深加工結転の実務においては増値税が発生する場合としない場合があると聞きます。どのような場合に増値税が発生するのでしょうか。また発生した場合還付を受けられるのでしょうか。

A : 規定では、進料加工企業間の取引（以下「進料転進料」）においては『外商投資企業の輸出貨物の若干の税収問題に関する通知』（国家税務総局 [1996] 123号 1996年7月8日公布 同日施行）により、国内取引として増値税を徴収しております。その税額還付方式は、一般的には「免除・控除・還付」方式が広く採用されています。

つまり、進料転進料において、転出企業は移送時に転入企業より一旦増値税分を徴収し、転出企業所在の税務局において増値税を納付することになります。転入企業は加工後、輸出段階において、先に支払った増値税の還付申請を行ないませんが、実際には付加価値に対して還付の欠け目相当額が還付不能額として増値税が課せられること

になります。

ちなみに、来料転来料、進料転来料は「免除・控除・還付」方式が採用されている限り、「増値税は発生しない」ということになり、来料転進料は来料加工企業のみから仕入を行なう限り、同様に「増値税は発生しない」と思われます。

しかしながら、運用上は、各税務局の税額還付方法（「免除・控除・還付」方式or「先徴収・後還付」方式or「不徴収・不還付」方式）や各税務局の深加工結転取引に対する捉え方（「国内（課税）取引」or「保税取引」）などの違いにより、増値税の課税対応も違うようですので、所管の税務局や進出地区の企業等に確認されることをお勧めします。

6 . 進料加工、外注加工にかかる増値税について

Q : 当社は100%外資製造企業で日本から原材料を100%輸入し、製品を100%輸出する進料加工貿易を検討しています。また、製造の一部加工工程を隣接する他社に外注し、委託加工賃を支払う形式を取りたいと考えています。この場合の増値税の取扱いについて教えてください。

A : まず外注加工について説明いたします。外注加工については今まで根拠となる法律がなく自社の生産ラインが逼迫している等の特別な事情により税関の認可を得て行うことができるとされていましたが、『税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法』(税関総署令第113号2004年2月26日公布 2004年4月1日施行)第23条から第26条において明確に規定されました。

次に進料加工の増値税の取扱いについて説明いたします。運用に関しては、地域によって違う場合もありますが、基本的な考えは以下の通りです。

- ・ 輸入時：原材料の増値税は関税とともに「保税」申請ができる。
- ・ 輸出時：「0税率」が適用。一般的に「免税・控除・還付方式」により還付額の計算が行われる。

ここで注意いただきたいことは、「保税」と「0税率」の意味についてです。委託加工での「保税」とは「税関の認可を経て輸入貨物を暫定的に課税留保する」ことで、税金徴収が免除される「免税」とは厳密には意味が異なります。

すなわち、保税の要件を満たさなくなった(中国国内への転売等)場合には、遡っ

て関税とともに増値税が課されます。一方「0税率」とは輸出取引に關しての直接的な税率はゼロであることを意味していますが、輸出によって増値税の負担が生じない(税額負担の発生がゼロである)ことを意味していません。すなわち、現行の規定では還付額の計算として「免税・控除・還付方式」が用いられるため、還付税率が徴税税率を下回る場合、結果的に不還付額分の増値税の負担が生じることになります。「免税・控除・還付方式」の計算式は以下の通りです。

「不還付額」= 輸出貨物FOB価格 × 為替レート × (徴収税率 - 還付税率) - 免税購入原材料価格 × (徴収税率 - 還付税率)

「納付税額」= 国内売上税額 - (仕入税総額 - 控除還付不能税額)

国内売上税額は国内販売した場合の売上増値税、仕入税は輸出貨物の原材料・部品にかかる増値税を指す。

例えば、進料加工の保税輸入材料が100、加工後の輸出価格が200の場合、(増値税率17%、還付率13%)

「不還付額」= $200 \times (17\% - 13\%) - 100 \times (17\% - 13\%) = 4$

「納付税額」= $0 - (0 - 4) = 4$

本来輸入時に $100 \times 17\% = 17$ の増値税が発生するが、「保税」扱いとなるため0となる。

ということで実質4の増値税負担が発生します。

一方外注加工の場合、加工賃については増値税が課税されると考えます。しかし上記の計算により仕入税として控除が可能です。

例えば再委託加工で50の加工賃を支払った場合に $50 \times 17\% = 8.5$ の増値税が発生しますが、上記の式に当てはめると

$$\text{納付税額} = 0 - (8.5 - 4) = -4.5$$

となり、8.5の増値税を一旦、再委託加工業者に対して支払いますが、輸出還付申請により不還付額を差し引いた4.5が還付されることとなります。

7. 原材料輸入の伴わない来料加工について

Q : 原材料を輸入せずに来料加工を行うことは可能でしょうか。その場合、どのような手続が必要になるのでしょうか。

具体的には、加工工場では、中国国内企業数社から原材料を仕入れ、製品を製造し、日本へ輸出します。決済については、日本から加工工場に加工賃を支払うとともに、中国国内企業（原材料購入先）に原材料購入費を支払うことを考えています。

また、上記の場合で、日本ではなく外高橋保税区の商社が基点となった場合にはどうなるのでしょうか。

A : まず、来料加工の定義について説明します。来料加工は、「外国企業から原材料の無償支給を受け、中国大陸内で加工を行い、その製品または半製品をその外国企業に引き渡して加工賃を受取る加工形態」を指します。来料加工を行うには外国企業と加工工場との間で来料加工契約を締結し、外経貿部門の認可を経て管轄税関へ登録する必要があります。

以上を踏まえると、原材料は原則、海外からの調達となりますが、外国企業が来料加工用の原材料の一部を国内調達する場合、外経貿部門に申請、批准を取得し、来料加工契約に注記をすれば可能であるようです（外経貿部門への確認をお勧めします）。

しかしながら、全量を国内調達すること

は来料加工の定義から外れ、外経貿部門の認可も得られないと考えます。そもそも来料加工のメリットは輸入原材料を保税で加工できるところにありますので、原材料を全量国内調達する時点で加工貿易として成立しません。

外高橋保税区の商社の場合も同様で来料加工を行うことはできません。仮に加工貿易でなく一般貿易として考えた場合、原材料を買付けることは可能でしょうが、別の国内企業に加工賃決済で加工の委託をすることができるかどうかは、商社の経営範囲内かどうか確認する必要があります。加工を委託するのではなく、買付けた原材料を加工工場に販売して、加工した製品を再度買い戻すことはできるかと考えます。

8 . 原材料輸入の伴わない進料加工について

Q : 子会社と進料加工契約を締結する予定です。中国国内で原材料部品の調達が100%達成できた場合、輸入する原材料部品が無くとも進料加工契約を締結して、子会社が製品を輸出し、増値税の輸出還付を受けることは可能ですでしょうか。なお、製品はすべて親会社が買い取る予定です。

A : お問合わせの件ですが、「進料加工を行なうこと」と「増値税の輸出還付を受けること」は一体のものではない点をまず、ご注意ください。

進料加工の定義を説明すると、「外国企業から原材料を有償で購入（輸入）し、中国大陸内で加工を行い、その製品または半製品をその外国企業に販売（輸出）する加工貿易形態」ということになります。つまり進料加工は、製品の全量輸出を条件として、原材料を保税で輸入し加工するメリットがありますが、進料加工により増値税の輸出還付が受けられるというものではありません。

一方、増値税の輸出還付は、『増値税暫行条例』（国務院令[1993]第134号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）第2条第1項(3)に「物品を輸出する場合は税率を0%とする」と規定されているように、仕入時に中国国内で支払った増値税を還付するということを意味しています。ご質問のスキームであれば、原材料を100%国内調達しますので進料加工ではなく、通常の輸出契約になるかと考えますが、輸出増値税については、当然還付を受けることが可能です。但し、還付率の引下げにより、全額還付を受けることができない場合が多いのでご注意ください。

9. 進料加工における仕入ルートについて

Q : 中国一般地区に設立した子会社では原料の一部は中国国内から調達し、大半は国外から輸入します。出来上がった製品の大半（70%以上）は輸出していますが、輸入原料の関税が高いことから、それを軽減するために日本の親会社と進料加工貿易契約を締結して、保税で輸入することを考えています。そこで質問ですが、

1. 進料加工貿易の場合には、輸入する有償原料は委託側の親会社から直接購入（輸入）しなければならないのでしょうか。それとも子会社が自由に海外の原料メーカーから輸入することができるのでしょうか。
2. 来料加工の場合は中国国内で調達する原料は一部の副資材を除いては、すべてが委託側から無償提供されることが前提ですが、進料加工貿易の場合、中国国内で調達する原料と有償で輸入する原料の比率に制限があるのでしょうか。
3. 進料加工の場合、必ず一旦は日本の親会社に輸出する必要があるのでしょうか、それとも日本の親会社の顧客が存在する他の国に直接輸出することができるのでしょうか。
4. 投資機構のデータベースに進料加工貿易契約難形が登録されていますが、輸出代理合意書、輸入代理合意書、加工合意書の3種類があるだけで、委託側（外国企業）と委託される側（中国企業）の間で交わされる契約難形がありませんが、不要なのでしょうか。
5. 進料加工の場合、原材料の供給は親会社以外の利害関係の無い企業から輸入も認められるのでしょうか。

A : 以下ご質問別に回答します。

1. 進料加工は原材料の輸入契約と製品の輸出契約がベースとなっており、製品を全量輸出するという条件で原材料を保税で輸入すべく、輸入契約及び輸出契約について共に商務部門の認可を得て税関の登録をする加工貿易制度です。輸入先と輸出先が同一でなければならないという規定はありませんので、親会社以外からの輸入も

可能です。

2. 進料加工における輸入材料と国内材料の比率の制限についてですが、これについても規定はありません。進料加工において商務部門、税関がチェックしているのは保税で輸入される材料の部分ですので、国内材料に対してその比率を制限されることはありません。

3. 日本親会社の顧客先の国へ直接輸出す

ることは問題ないと考えます。

4. 弊機構会員ネットにある契約の雛型は、中国子会社が輸出入取引を外貿会社に代理させる際の合意書です。通常、中国子会社自身が輸出入業務を行いますので、その際これら雛型は不要となります。上記1.で述べた通り、進料加工は原材料の輸入契約と製品の輸出契約がベースとなっております

ので、厳密な意味では「進料加工契約」という名前の契約はないことになります。

5. 進料加工での輸出入契約の当事者は、資本関係の有無と何ら関係ありませんので、当該契約が商務部で認可を取得し、税関で登記を得ることができれば、原材料の保税での供給は可能と考えます。

10. 『香港一日遊』について

Q：物流園区が設立されることによって、従来、香港に一旦出してまた中国に入れる、いわゆる『香港一日遊』を行なう必要がなくなった、というようなことを耳にします。そもそも『香港一日遊』の目的とスキームは何でしょうか。

A：『香港一日遊』が物流園区ができた現在もまだ継続して行われていることについては、次のような事情があるかと考えます。

加工貿易の発展に伴い、「加工貿易の貨物を国内で購入したい」というニーズが生じましたが、加工貿易の貨物は保税であるため、そのまま国内で流通させることはできません。

これに対応するため、国内一般地域より保税區に搬入し、再度国内へ輸出することで貨物の保税を解除し、国内販売を可能となることを目論み、保税區の機能が期待されました。しかし、実際には保税區に搬入してから一般地域へ再度搬出するのに数日を要したり、また保税區に搬入された貨物に対する増値税の輸出還付が、実際に海外へ輸出されない限り行えない、といったことで、結局は香港へ一度出して、そのまま往復して戻ってきて再輸入するという『香

港一日遊』のオペレーションが実務的となっているという次第です。

これは、当初、広東省を中心とした華南地区の話でしたが、現在では華東地区でもこのオペレーションをとっています。

よって、『香港一日遊』の目的は、一番には加工貿易の貨物を国内で流通させるための手段、ということだと考えます。

なお、加工貿易の貨物を国内で流通させる場合、保税區利用の場合は、物流費用は比較的安価であるものの日数を要したり、増値税還付の問題があり、一方、香港利用の場合は、オペレーションは迅速で増値税還付も問題ないが、物流コストがかかる、といった問題が挙げられます。

外高橋の物流園区や塩田の園区構想では、増値税還付も迅速に行われ、『香港一日遊』より物流コストの改善が図れるケースが多くなるはずであり、新たなオペレーションへの期待があると考えます。

11. 電子手冊について

Q：弊社は、現在、中国関連会社で中国国内販売用製品と海外輸出用製品を生産しています。なお、使用する部品のうち、中国国内で調達できないものについては日本から輸入しています。

輸出する際に免税の適用（手冊管理）を受けるために、免税、課税で分けてインボイスを作成して輸出していましたが、効率改善のために、電子手冊導入（申請）を検討しています。

電子手冊導入後は、免税、課税部材全てを免税の状態で購入し、課税（国内向け）分の事後納税が可能となり、これにより緊急の輸出向け、国内向けの仕向変更や余材の転用が簡略化されるメリットを享受できると認識していますがよろしいでしょうか。

また、納税を販売前に完了させるなどの注意事項がありましたら教えてください。

A：電子手冊に関しては、『税関の加工貿易企業に対するコンピュータネットワーク監督管理実施弁法』（税関総署令第100号 2003年3月19日発布 同年5月1日施行）に要件が規定されています。

しかしながら、運用実態など、不明な点も多々あり、実際に現地で実務を行っている会員企業の方に、ヒアリングを行ないましたので、それを参考にコメントします。

まず、「電子手冊導入後は、免税、課税部材全てを免税の状態で購入し、課税（国内向け）分の事後納税が可能となり、これにより緊急の輸出向け、国内向けの仕向変更や余材の転用が簡略化されるメリットを享受できる」という認識は間違っているようです。

電子通関システムとは、以前の手冊が単

なるデータ台帳に変化し、それらの情報が税関、対外経済貿易、外貨管理局、工商行政管理局、税務局、銀行などの機関でオンライン化され、透明性と共有化が図られているもののようです。

実際の運用としては、現状と同様にインボイス、パッキングリストは免税用、課税用と分けて申請を行なう必要があります。従来は、まず、何を、誰に、いくつ製造するのか、そのためにはどんな部材が必要なのかなどを記帳しておく管理ノートが必要でしたが、それらがデータ入力となり、関係当局とリンクした電子在庫台帳に変化しただけのようです。

従って、製造品の売買契約書、それらを製造するための部材を入力し、対外経済貿易部門傘下の経済発展処などで輸入の許可

と海外契約の承認を得て、税関へ免税かそれとも課税かという手続きが全てネット上でできるようにはなりません。しかし、その際に税関から課税と指摘があったものは、別途、免税とは相違した現状と同様な課税輸入方法となり、一旦全ての部材を免税で輸入通関することはできません。

更に付記しますと、企業ICカードと通関員オペレーションICカードを税関へ登録することで、ネット上で輸出入品の入力が工場からできますが、貨物検査が発生した場合には、工場から出向いて検査立会いが税関より要求されます。

よって、電子手冊のメリットは、電子情

報で全ての情報が関係当局にリンクしており、いちいち税関、その他機関へ赴かずネット上で処理ができることにあるといえます。

なお、運用にあたっての注意点としては、主管税関、商品検閲局等が何時でも工場へ赴き在庫検査を実施できるデータをネット上で見られるので在庫管理、品質管理を一層透明性のあるものにしなければならないということが挙げられます。

もし、データと実物在庫が合致しない場合には多額の罰金が課せられるようです（工場規模によりますが、10万円～300万円の罰金となる模様です）。

12. 税関区を跨ぐ深加工結転について

Q : 加工貿易について、以下の点を教えてください。

1. 増値税は、輸出入取引と見られる場合は免税、国内取引と見られる場合は課税と認識していますが、国内調達で増値税を支払っている場合、深加工結転によって、支払った増値税は還付されるのでしょうか。地域によって実情は違うと思いますが、現在、深加工結転を輸出入取引として扱っている地域は、香港遊や外高橋保税物流園区を利用した園区遊が不要になると考えます。

2. 貨物輸送については、1999年の税関総署令第75号（旧法）では監管輸送とそうではない一般輸送の2通りがありましたが、2004年の税関総署令第109号（新法）では統一されたと聞きました。新法ではすべて監管車を必要とせず、一般車で輸送が可能になったと理解してよろしいのでしょうか。

A : 1. 在上海日系企業（転出企業）からヒアリングしたケースでは、転廠取引は通常、増値税課税と見なされますが、上海市外の転入企業に転廠する際に税務局の許可を得て、免税取引にすることが可能のようです。

一方で、免税取引にした場合、国内材料調達時にかかった仕入増値税を控除できないという運用がなされているとのことでした。この場合、当該企業では、国内調達材料と海外調達材料の比率を見て取引形態を判断しているようです。あくまで地域毎に運用が違うと思われるので参考情報としてください。

尚、転廠については運用が柔軟になってきたとはいえ、HSコードの違いやその他の原因にて転廠が認められない場合があることも考えられます。そのような場合、保税を維持するために一時的な輸出入通関を行なうことからすれば、香港や物流園区の機能は今後も必要であると考えます。

2. 転廠貨物の運送では監管車を利用しません。現地にヒアリングした印象では、保税運送に限らず、主に異地通関のような、通関地と荷上げ地、積下ろし地間の空白地帯の運送時に監管車が利用されているようです。

13. 売買契約と注文書・請書について

Q：日本の取引の場合は、売買契約を締結しないで買主が注文書、売主が請書のやり取りで売買を行なっているケースがあります。

中国において進料加工や親子間貿易を行なう場合、売買契約を締結せずに注文書や請書で代行して、増値税の還付、原料の免税輸入、進料加工登記手帳の発行を行なうことはできるのでしょうか。

A：ご質問は「進料加工を行なう場合、売買契約（原材料および完成品の輸出入契約）を締結せずに、注文書、注文請書で代行可能か」との趣旨と理解して回答します。

結論から申し上げますと、進料加工を行なう場合、原材料および完成品の輸出入契約の締結は必須と考えます。

まず、日本親会社と現地法人間で進料加工を行なう場合、『加工貿易審査認可管理暫定弁法』（外経貿管発[1999]第314号 1999年5月27日公布 同年6月1日施行 以下『暫定弁法』）に基づいて商務部門に申請資料を提出し認可を得る必要があります。商務部門で審査のうえ認可を得ると「加工貿易業務批准証」が発行され、この批准証を基に登記手帳や銀行保証金台帳が発行されます。商務部門に提出する申請書類の一つとして『暫定弁法』第10条（4）で「経営企業が対外的に締結した輸出入契約（正本）」の提出が定められています。

また、現地法人が日本親会社から輸入した原材料の送金を行なう際に必要な書類として輸入契約書が必要とされます。（『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』中国

人民銀行 1996年6月20日公布 同年7月1日施行 第13条）

ここで問題となるのが所謂「契約」とは何かということです。ご質問でおっしゃっている注文書、注文請書がどのような条項を盛り込んだものかは分かりませんが、『契約法』（全国人民代表大会1999年3月15日制定 同日公布 同年10月1日施行）第12条では、「契約の内容は当事者により定められ、一般的に以下の条項が含まれる。(1)当事者の名称又は指名および住所、(2)目的、(3)数量、(4)品質、(5)代金または報酬、(6)履行期限、履行地および履行の方式、(7)違約責任、(8)紛争解決方法」と規定しており、加工貿易の認可権限を持つ商務部門も契約上の条項を見て認可の判断をすると推察されます。

更に、前述の通り、商務部門に提出する申請書類として「経営企業が対外的に『締結した』輸出入契約」と定められていますが、注文書だけでは注文者の一方的な意思表示であり『契約が締結された』と見なされないのではないかと考えます。しかし、注文書（またそれに対する注文請書）が上記『契約法』にある条項を具備し、双方が

署名を行ない、申込と承諾の意思表示をすることにより、『締結した契約（に準じる書面）』と見なし、商務部門が受理し、審

査のうえ認可する可能性はあろうかと考えます。

14. 倒産会社からの進料契約引継ぎについて

Q : 当社は台湾の会社（A社）経由で華東地区の会社（B社）に委託加工を行なっています。

部材は当社 A社 B社と渡り、B社で加工後、製品はB社 A社 当社という流れで輸入されています。

これらは全て有償で行っているのですが、A - B間は進料加工になるかと思いますが、突然、A社が倒産した場合、今ある進料契約を当社が引き継ぐことは出来るのでしょうか。

現在、多くの部材がB社にあり、今まさに加工しているところですが、この製品を当社が直接輸入することができるか、また、そのための（当局に申請している進料契約の内容を変更するなどの）手続きとして何が必要か、教えてください。

A : そもそも進料加工の過程として契約当事者（ご質問のケースの場合、A社とB社）間の部材、完成品の輸出入契約に対して、商務部門が認可をし、その後税関に登録することによって、部材を保税の状態で購入することが可能となります。あくまでもA社とB社との契約のもとで部材の保税性が保たれているため、仮にA社が倒産し、認可を受けたA社とB社の契約を履行できなくなった場合、この契約を御社が自動的に引き継ぐことはできず、御社とB社との間で進料加工契約を新規に締結する必要がありますと考えます。

ちなみに、A社倒産によるA社とB社の進料加工契約の取り扱いについては、恐らく認可を受けた商務部門に対して、A社とB社の契約が履行できない旨の変更申請を行い、認可を受けたうえで税関にて登記抹消を行なうことになろうかと考えます。

次に、既にA社及びB社に渡っている部

材の手当てについてですが、御社とA社との売買契約において契約終了時の措置に関する規定をおき、以下のような条項を盛り込んでみてはいかがでしょうか。

A社在庫品について、当社（御社）が全数または当社（御社）が指定するA社在庫品を優先的に買取（価格は別途協議）の趣旨で規定。

B社在庫品について、A社とB社との間で締結される売買契約が終了したときにB社在庫部品の優先買取権がA社にあり、A社による買取が不能の場合、当社に買取権が発生する旨をA社 - B社間の売買契約に織り込む義務をA社に負わせると規定。

但し、このケースでは、A社とB社の進料加工契約のもとで部材が保税状態になっており、これをB社がA社以外（つまり御社）に販売するためには、やはり商務部門、税関の許可が必要になるかと考えます。

15. 異なる税関管轄エリアでの転廠について

Q : 広州にある弊社では現在「進料加工」による保税輸出入を行っています
が、生産量増大、またその他の理由に伴い、この度北京にあるメーカー
へ半製品を引き渡し、加工後、再輸出という、いわゆる「転廠」を考えていま
す。

転廠の定義としては、「加工貿易の保税原料により加工される製品を、別の
税関管轄エリアにある企業に引き渡して、引き続き再加工して輸出する業務」
という、認識を当方は持っています。

しかしながら、当方どもが広州税関へ確認した限りでは、「こうした転廠手
続きは、同一税関管轄エリアの企業間でのみ行えるもので、北京等の異なる管
轄エリアの企業同士では認められない」といった趣旨の回答が返ってきました。

そこで質問ですが、

1. 異なる税関管轄エリアで、果たして転廠は認められるのでしょうか。
2. 同一省内（特に広東省）などではよく転廠（深加工）が行われていること
を耳にしますが、弊社のように省・税関管轄エリアを越えた所での転廠とい
う形態について、実例はあるのでしょうか。

A : 異なる税関管轄エリアでの転廠につ
いてですが、『加工貿易保税貨物の
税関区を跨る深加工結転に関する管理弁
法』（税関総署令第109号 2004年1月19日
公布 同年3月1日実施 以下『弁法』）に
手順が規定されています。従って、異なる
税関管轄エリアでの転廠は可能、というこ

とになります。

また、この『弁法』の運用状況を調査す
べく事務局では2004年6月に北京の税関総
署をはじめ、天津、上海、広州の税関を訪
問しましたが、どの税関も『弁法』につい
て理解しており、実際に異なる税関管轄エ
リアでの転廠の実績もあるとのことでした。

第6章 設備導入に関するQ & A

1. 「外商投資産業指導目録」と輸入設備の免税規定について

Q：『輸入設備税収政策の調整に関する国務院の通知』（国発[1997]37号 1997年12月29日公布、1998年1月1日施行）では、「外商投資産業指導目録」中の奨励類と制限類（乙）該当企業が総投資額の範囲内で輸入する設備は、関税、増値税が免除されるとなっていますが、「外商投資産業指導目録」は2002年3月に改定された時に、制限類が一本化されています（甲、乙に分かれていません）。

この新しい指導目録に適合するように『輸入設備税収政策の調整に関する国務院の通知』は改定されているのでしょうか。

また、実際の設備輸入時の免税規定はどうなっているのか、教えてください。

A：ご指摘の通り、2002年4月1日から執行された「指導目録」（以下「指導目録2002年版」）では「制限類（甲）・（乙）」の区別はなくなり、「制限類」に一本化されています。項目数も製造業を中心に大幅に数が減少しています。

なお、この「指導目録」は2004年11月30日に3回目の改訂（以下「指導目録2004年版」）がなされていますが、今回の改訂では、奨励類、制限類、禁止類の各項目数に大きな変動はなく、輸入設備免税措置に関する変動もありません。

結論から述べると、2002年4月1日以降認可の外商投資プロジェクトにおける総投資額範囲内の輸入設備免税措置については、奨励類と共に従来対象となっていた「制限乙類」がはずされ、「指導目録2002年版」による「奨励類」のみが対象となっています。しかしながら、これは『輸入設備税収政策調整に関する国務院の通知』（国発[1997]37号）の条文自体が新しい指導目録に適合するように改定されたというわけで

はありません。なお、税収優遇政策の執行における「指導目録2002年版」と旧「指導目録」の適用問題について、別途、取扱を規定した通知が国家税務総局より出された形になっています。

以下に、当該通知を紹介します。

『新外商投資産業指導目録の執行に関連する税収問題に関する国家税務総局の通知』（国税発[2002]63号 2002年5月30日公布）（第1条）

「外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む）のFS報告が2002年4月1日以後に認可される外商投資プロジェクト又はFS報告の認可段階がなく、その会社の契約、定款若しくは増資申請文書が2002年4月1日以後に審査認可部門の認可を経る外商投資プロジェクトについては、新たな「指導目録」に従い奨励類型を確定しなければならぬ。上記プロジェクト中の新たな「指導目録」に従い奨励類であると確定された外商投資プロジェクトには、現行の規定の奨励類プロジェクトの各種税収優遇

政策を適用することができる」

(第2条)

「政策の連続性を保持するため、2002年4月1日前に認可された外商投資プロジェクトで古い「指導目録」に従い奨励類又は制限乙類であると確定されたものは、現行の規定の奨励類又は制限乙類に適用される各種税収優遇政策を継続して享受する」

上記の通知は「指導目録2002年版」に応じ、国家税務総局より出されたものですが、「指導目録2004年版」が公布された現在もなお有効です。また、2004年12月27日に税関総署からも殆ど同様の内容を網羅した通知が出されています。ご参考までに、以下に通知名をご紹介します(条文は省略)。

『『外商投資産業指導目録(2004年改正)』の転送・発布に関する税関総署の通知』(署税発[2004]441号 2004年12月27日)

次に、実際の設備輸入時における免税の規定ですが、上記のような総投資額の範囲内によるものを含め、その他の例を挙げれば、次の ~ のようなプロジェクトに関連した同様の設備輸入の税収優遇措置に大別できると考えます。

奨励分類項目の外国投資プロジェクト
製品の全量を輸出する許可類の外商投資
プロジェクト

既存設備更新プロジェクト
外国投資研究開発プロジェクト
中西部プロジェクト
加工貿易プロジェクト
外国政府借款プロジェクト
ハイテク製品プロジェクト
IT関連プロジェクト
主な関連法規

『輸入設備税収政策調整に関する国務院の通知』(国発[1997]37号) ・

『一部の輸入税収優遇政策調整に関する通知』(財税[2002]146号)

『外国投資家の投資のより一層の奨励に関連する輸入税収政策に関する税関総署の通知』(署税[1999]791号) ・ ・

『加工貿易輸入設備の関連問題に関する通知』(外経貿政発[1998]383号)

『「中共中央、国務院：技術刷新の強化、ハイテクの発展、産業化の実現に関する決定」の実施に関する税収問題についての通知』(財税字[1999]273号)

『ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展の奨励に関わる税収政策問題の通知』(財税[2000]25号)

『西部大開発の税務優遇政策の問題に関する通知』(財税[2001]202号)
など。

2. 中古設備の輸入について

Q : 上海にある会社で中古設備（1994年製）を輸入する計画があります。当社は歴史が長いため、投資免税枠を使い果たしてありません。代わりに自由資金免税枠により機械輸入免税を受けていますが、これは更新設備を基本対象としています（更新設備は基本的に新品であり、中古設備輸入には使用できません）。

従って、税金を支払い一般貿易で設備を輸入しようと考えています。この場合、商品検査局では、「製造5年以内の機械はほぼ問題ないものの、7年から10年経過の機械は難しい。また、免税枠のない設備は輸入できない方向にあり、設備を輸入する場合は増資しなければならない」といった様々な情報があります。

そこで質問ですが

1. 10年前の中古機械は一般貿易で輸入できないのでしょうか。
2. できないとすれば増資以外で輸入する方法はあるのでしょうか。

A : まず、1. について回答します。中古の程度（製造年）による規制について、1980年以前（1980年を含む）に製造された中古設備は、中央政府の許可取得が条件となっています（『中古機電製品輸入管理に関する補充通知』外経貿機電発[1998]第555号 1998年10月5日公布 第1条ならびに当該補充通知中の『重要中古機電製品輸入目録』参照）。通常、製造後10年未満の中古設備であれば地方政府の許可を取得し、輸入されているようです。製造後10年以上の期間が経過したものに関しては、許可取得は難しいようですが、地方によって解釈基準が異なることもあるようですので、持ち込まれる現地の機電局、検査局、税関にて事前に確認されることをお勧めいたします。

なお、補足ですが、8年以上（8年を含む）前に製造された中古設備に関しては、別途、検査局による積出前予備検査が必要となってきますので注意が必要です（『国家質量監督検査検疫総局公告』2003年第40号 2003年4月24日公布 第4条第3項）。

次に2. についてですが、仮に「免税枠の無い設備は輸入できない」ということであれば、増資を行って総投資額を増額する以外の方法で中古設備を輸入する方法はないと考えます。なぜなら、ご指摘の「免税枠」とは、「総投資額の枠（内）」と同義だからです。『輸入設備税収政策調整に関する通知』（国発[1997]37号 1997年12月29日公布 1998年1月1日施行 以下『通知』）の第1条に「『外商投資産業指導目録』の奨励類に合致し、かつ技術を譲渡す

る外商投資プロジェクトが、総投資額内で輸入する自社用設備は、『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』に挙げられている商品を除き、関税と輸入段階での増値税の徴収を免除する」と規定されています。

しかしながら、ご指摘の「免税枠の無い設備は輸入できない方向にある」という情報の真偽に関しては、確認できていません。上記『通知』にも免税を付与される条件の一つとして、「総投資額内での輸入」が挙げられていますが、これは裏を返せば「総投資額枠外での輸入」であれば更新設備等の特殊な場合を除き、免税は付与されませんが、輸入自体を妨げるものではないというように逆説的に理解できるとも考えられます。

加えて、中古設備輸入の際の税負担として、中古設備に課される関税と増値税は新品価値の60%を下回らない価値を基礎とし

て評価算定される旨規定されています（『中古機電製品輸入管理強化に関する通知』国経貿機[1997]877号 1997年12月22日公布 同日施行 第5条）。これは、免税の条件に当てはまらない場合、関税と増値税を支払った上で中古設備を輸入するケースも一般的に有り得るが故に、このような規定が存在しているとも考えられます。従って、「免税枠のない設備は輸入できない」即ち換言すれば「設備輸入は全て免税扱い」とは考えにくく、つまり増資を行わず、総投資額枠外で税金を支払った上で輸入することは有り得るケースなのではないかと考えます。

1. 2. いずれの場合も、中古機電製品の輸入に関しては、地方によって解釈基準が異なる場合がありますので、かかる情報の詳細、真偽については、現地の機電局、検閲局或いは税関にご確認されることをお勧めいたします。

3. 免税輸入設備の移転について

Q : 日本本社の100%出資の生産型現地法人で、輸入設備免税枠のあるA社（上海市）と、これから設立予定の生産型現地法人で、輸入設備免税枠のあるB社（江蘇省）があります。

A社から5年を経過していない免税輸入設備をB社へ移転させようと考えており、その方法として、B社へ国内転売する、一旦親会社へ販売し、中古輸入設備としてB社が再輸入する、A社は当該設備を含めて現物出資としてB社へ出資する、3つケースを検討中です。

～ のそれぞれが実務的に可能か否か、法的に問題がないか否か、税務上問題がないか否か、教えてください。

A : 外商投資企業が設立当初に輸入した免税生産設備の売却については『外商投資企業の輸出入貨物に対する監督管理及び徴税弁法』（税関総署令第29号 1992年7月25日公布 1992年9月1日施行 以下『弁法』）に規定されています。ご質問の「5年を経過していない」設備は、その設備が機械であれば『弁法』で規定する監督管理年限内（機械は5年）となるため、『弁法』第18条第4項に従い、監督管理解除の手続きのため、元の審査許可部門の認可を経て、その使用期間に従って計算された当該設備の減価償却評価により算出される関税、増徴税を納付する必要があります。この手続きはご質問の～ いずれにしても必要であり、このことをクリアすれば法的には問題ないものと考えます。

それぞれの方法について、コメントすると、まず～については、以下の点で実現性に乏しいものと考えます。

1. 日本への輸出及び再輸入するため、設

備の運送コストがかかる。

2. 中古設備輸入に関しては検閲局及び機電局における検査が必要となるため、場合によっては再輸入できないことも想定され、また時間もかかり、手続きに関するコストが新たに発生する可能性がある。

1.については、上海周辺では先般設立された物流園区や保税倉庫の利用により日本に戻すことなく売買を行い、コスト軽減を図ることも可能ですが、その運用の実例は当機構では不知のため、実際には現地に確認する必要があります。

次に、～については、A社からB社への出資となると、国内再投資に該当するため、『外商投資企業の国内投資に関する暫定施行規定』（対外貿易経済合作部及び国家工商行政管理局令第6号 2000年7月25日公布 同年9月1日施行）に従う必要があります。出資者の条件として、それぞれ「登録資本が既に全額払い込まれている」「利益の計上を開始している」「違法経営記録が

ない」他、「国内累計投資額は出資者の純資産の50%を超えてはならない」とあるため、A社が各条件に該当するか確認する必要があります。また、中西部への投資でない限り、B社が外商投資企業の優遇を享受するためには必ず外国企業から25%以上の投資がなければ、優遇は享受できないので同時に注意する必要があります。

さらに、機械の現物出資では、外国投資家の現物出資と同様、鑑定評価が必要であろうかと考えます。この評価によって、想像より低い評価をされた場合には、不足分を追加現金出資しなければならないので注意が必要です。

実務的には の方法は、一般的にもよく行われているものと考えます。しかしながら、その際に当該設備はもはや輸入設備で

はないと判断されるため、増値税が課税されることになると思います。この増値税の取扱いについては『中古品及び中古車に対する増値税政策に関する通達』（財政部 国家税務総局[2002]29号 2002年3月13日）に従い、通常17%の増値税ではなく、一律に4%の徴収税率を半減した増値税、つまり2%の増値税となりますが、仕入税額控除はできないことになっています。

なお、余談ですが、税関への届出なしに別の地に輸入免税設備を移転させた際に、税関からの検査において当初の輸入関税増値税の納付を要求されたと聞いたことがありますので、輸入免税設備の移転には事前に地区の税関に個別に確認されるなど細心の注意が必要です。

4. 「輸入中古機電製品目録」の内容変更について

Q : 国家質量監督検閲検疫総局公告2004年第38号の「輸入中古機電製品目録」は、2003年第39号公告の「輸入中古機電製品目録」と見比べると、大幅に製品内容が変わっています。2003年第39号公告が廃止されるので、2004年4月1日以降は2004年の目録掲載の中古機電製品について、届出が必要であると理解しています。

なぜ、目録の内容を1年で大幅に変えたのでしょうか。

また、2003年の目録に含まれていたのに2004年の目録から外れた中古機電製品については、届出すら受理しないという意味、届出は不要であり自由に輸入できるという意味のいずれなのでしょう。

A : 国家質検総局検閲監督及び専門機関へのヒアリングを踏まえ、以下の通り回答します。

ご指摘の通り「国家質検総局に登録する輸入中古機電製品目録」(国家質量監督検閲検疫総局公告2004年第38号 2004年4月1日発布 同日施行 以下『第38号公告』)は、国家質量監督検閲検疫総局(AQSIQ)による審査が必要な中古機電について定めであり、同時に2003年第39号公告は廃止されています。

従来は、第39号公告記載の中古機電について、中央の国家質量監督検閲検疫総局が審査を実施し、第39号公告記載以外の中古機電製品について、地方の出入境検閲局(CIQ)が審査を実施していました。

しかしながら、実務上は、国家質量監督検閲検疫総局による審査が要求されている中古機電についても、地方の出入境検閲局が審査をしているのが現状のようです。

この実態を踏まえて、今回の『第38号公

告』では、地方の出入境検閲局が初審を実施し、初審を通過したものが、国家質量監督検閲検疫総局から審査及び認可を行うという実態に則した中で、国家質量監督検閲検疫総局において最終的に審査が必要な中古機電の目録を掲載しています。

まず1つ目のお問い合わせですが、前提にある通り、実務上は、国家質量監督検閲検疫総局が審査を要求する中古機電についても、地方の出入境検閲局が審査を実施していることから、実態に則した手続き及び内容になるように、『第38号公告』で見直したためと考えられます。

2つ目のお問い合わせですが、第39号公告の目録で記載されながら、『第38号公告』の目録において国家質量監督検閲検疫総局による審査の対象外となった製品について、地方の出入境検閲局の初審を経て、国家質量監督検閲検疫総局による審査が要求されていないだけで、依然として地方の出入境検閲局による審査が必要です。

また、旧型の中古機電について、各地出入境検閲局の初審により、機械の性能、個別の交渉次第では許可されることがありま

すが、年数が判別できない等の旧型の中古機電については、各地出入境検閲局の初審にて許可が下りない可能性もあります。

5 . 貸与目的設備の免税輸入について

Q : 設備の免税枠を利用して、設備を輸入しようと考えています。免税で輸入した設備は自社で使用することが原則ですが、最初から外注工場に貸与することを目的とした設備を免税で輸入することは可能でしょうか。

A : ご存知の通り、輸入設備の免税については『輸入設備税収政策の調整に関する通知』(国発[1997]37号 1997年12月29日公布 1998年1月1日施行 以下『設備通知』)及び『外商投資企業の輸出入貨物に対する監督管理及び徴税弁法』(税関総署 第29号 1992年7月25日公布 同年9月1日施行 以下『弁法』)に規定されています。

各法規では、その免税対象となりうる設備として以下のものを挙げています。

< 『設備通知』(第1条第1項、第3項) >

自家用の設備

及びその設備に付随して輸入される技術及び付属品、備品

< 『弁法』(第13条、第14条、第15条、第17条) >

契約の規定に従って、外国側合営者の出資とされる機器設備、部品その他の資材(その他の資材とは、工場[作業場]建設及び機器の据付又は固定に必要な材料をいう。以下同じ)

投資総額の範囲内の資金で輸入される機器設備、部品その他の資材

増加された資本で輸入される、国内では生産・供給を保証することのできない機器設備、部品その他の資材

外商投資企業が ~ の貨物および生産管理設備を輸入する場合

(エネルギー関係であるため省略します)

外商投資企業が投資総額の範囲内で、国の規定に基づいて自家用かつ合理的数量の交通手段、生産用車両及び事務用品(設備)の輸入

列挙したもののうち、質問のケースは『弁法』記載 が該当するようにみえますが、この設備の定義については設備通知においてその範囲を「自家用の設備及びその設備に付随して輸入される付属品、備品」と規定しているように自家用を前提としているため、「外注工場への貸与目的にある設備」は に該当しないと考えます。従って、当然、輸入当初より「外注工場に貸与する」ことを当局に対して明言した設備の免税輸入は不可能であると考えます。

次に考えられるケースとして「当初は免税設備として輸入した設備をその後に、他社に貸与する」場合がありますが、『弁法』第18条にあるように輸入免税設備は税関の監督管理にあります。輸入免税設備が税関監督管理下におかれるということは、『弁法』第5条の「税関の監督管理貨物に属するものは、税関の許可を経ないで、み

だりに売却し、譲渡し、抵当に供し、又は他の用途に転用してはならない」という規定に従わざるを得ず、またスムーズに認可されるとは考えにくいいため、やはりその貸与自体も相当のリスクがあると考えます。

また、多少ケースは異なりますが、実際の事例として、ある生産型企业において税関への届出なしに別の地に輸入免税設備を

移転させた際に、税関からの抜き打ち検査で「税関の許可なく移転させた」ことを理由に、輸入当初に遡って輸入関税、増値税の納付を要求されたと聞いたことがあります。よって、輸入免税設備の移転についても事前に地区の税関に個別に確認されるなど細心の注意が必要です。

第7章 人事労務に関するQ & A

1. 日本人出向者の労務費について

Q：現地企業の日本人労務費については、一部現地払い、一部日本払いとし、税務的には現地で + 総額を申告、というパターンが多いと思います。この と の比率について、中国・日本それぞれでの関連規定上、問題がありうる上限・下限はありますか。

また、基本的な考え方（日本の親会社が現地子会社勤務者の労務費を負担することが事実上の贈与にあたるかどうかなど）についても教えてください。

A：ご質問の趣旨は、現地企業の日本人労務費の現地支払い分と日本支払い分の比率についてですね。ここでは現地企業の日本人を「日本親会社の出向者」と仮定して回答します。

本来ならば出向者は現地企業のために勤務するので、その受益者である現地企業が出向者の給与を負担するべきです。しかし出向元の日本親会社で支給されていた給与水準を保证するべく、現地企業の給与額と日本親会社での給与額との格差補填は、一定の範囲で日本側の税務局から認められているようです。

具体的には日本の『法人税基本通達』9-2-35で「出向者に対する給与の格差補填」として「出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補填するために出向者に対して支給した給与の額は、当該出向元法人の損金の額に算入する。」と規定されており、日本親会社が負担した給与較差分は贈与ではなく、損金として認められています。また『同通達』では、

1. 出向先法人が経営不振等で出向者に給与を支給することができないため出向元法

人が当該出向者に対して支給する賞与の額

2. 出向元法人が支給するいわゆる留守宅手当の額

も給与格差補填の為の支給として認められています。

現地法人と日本親会社との給与額の格差によって負担の割合も異なってきますので、上限・下限という具体的な数値はありません。但し、給与額格差分の日本親会社の負担については、現地企業の経営状況や、中国の物価水準、生活水準、同業種の給与水準等を鑑みて合理的な基準に基づかなくはなりません。例えば、現地企業が十分な利益を上げているのに、出向者の給与全て、または、高い割合で日本親会社が負担していたり、住居が日本にないにもかかわらず日本で留守宅手当が支給されていたりしているなど、合理的基準と比較して給与の格差とは認めがたい場合は、現地法人に対しての贈与にあると日本側税務局から指摘されるやもしれませんので、御社経理部内担当者と相談しながら負担割合を決められてはいかがでしょうか。

2. 『企業年金試行弁法』について

Q : 『企業年金試行弁法』第13条において「転職先において企業年金制度が実施されていない場合、その者の企業年金の個人積立部分は、引き続き元の管理機構で管理することができる。」とあります。

この管理機構というのは公的な機構のことを指すのでしょうか。

または、在籍していた会社が有する機構のことを指すのでしょうか。もし後者であるならば、自身が在籍していない会社がどうなっているのか把握するのは難しいと思うのですが、仮にもとの管理機構が破綻してしまった場合個人の積立分はどうなってしまうのでしょうか。

A : まず、お問合せについては、『企業年金試行弁法』（労働及び社会保障部令第20号 2004年1月6日公布 2004年5月1日施行 以下『試行弁法』）を読む限り、お問合せにいう「公的機関」および「在籍していた会社が有する機構」が考えられると解釈します。

企業年金個人口座の管理について、年金制度を導入する企業は、受託人を決定の上、企業年金の管理をその受託人に委託することを要し（『試行弁法』第15条第1文）、その受託人は、企業が成立させた企業年金理事会でも良いし、国家が定める規定に合致した法人受託機構でも良く（同第2文）、更に受託人は、資格のある企業年金口座管理機構を口座管理人として委託することもできます。（『試行弁法』第19条）

この規定から判断するに、受託人が企業側および職員で構成される理事会（『試行弁法』第16条）であれば、「在籍していた会社が有する機構」による管理になるでし

ょうし、上記の法人受託機構ならば「公的な機構」にあたります。

しかしながら、年金管理については、管理を委託する企業と受託人との間で契約を締結することが要求され、更に受託人と口座管理人との間においても契約を締結することが要求されています。（『試行弁法』第18条）もちろん、これらの契約において年金制度が破綻しないような管理義務、および破綻時の補償義務を負わせることは予想されます。

また、年金制度の実行状況についても県レベル以上の人民政府の労働保障行政部門が責任を持って年金制度の執行状況を監督・検査するよう要求されており（『試行弁法』第21条）、制度上は確実に運営ができるような形になっているものと考えます。

但し、制度として運用が開始されたばかりなので、破綻が起きた場合の実務上の対応については当機構にも情報がなく、何ともいえません。

3. 董事 / 総経理の交代について

Q : 三資企業(独資、合弁、合作)において『 月 日付で董事/総経理を交代させる』との董事会決議を行った場合、いつの時点でその交代の効力が発生すると考えられるでしょうか教えてください。

1. 董事 / 総経理 (の交代) は、登記事項にあたるのでしょうか。
2. 董事 / 総経理 (の交代) が登記事項にあたらないとした場合、董事 / 総経理の交代が正式に発効するのは、(月 日より後の) 登記完了時点、と考えるべきなのでしょうか。
3. 董事長 / 副董事長についても、董事と同様 (認可事項ではなく) 事後報告で足り、任意に決定できると考えてよろしいでしょうか。

A : 1. 前提として、厳密にいうと董事の交替は董事会の決定事項ではなく、(合弁企業の董事であれば) 各合弁当事者が任命をし (『 中外合資経営企業法 』 第6条)、董事会はその董事の就任を確認するに留まります。

外商投資企業の董事会の成員に変化が生じたときには、原審査認可機関及び原登記主管機関に対し報告し記録に留める必要があります。(『 外商投資企業管理を強化することに関する対外貿易経済合作部の通知 』 (1995年10月4日施行、第3条) および 『 企業法人登記管理条例施行細則 』 (1988年11月3日国家工商行政管理局令1号、2000年12月1日国家工商行政管理局令第96号により改正、第44条第4項)

総経理については、合弁契約書および定款の決議要件にも基づき董事会が招聘し (『 中外合資経営企業法实施条例 』 第37条)、

総経理の交替の発効については董事会で任意に決定できると考えます。

2. 『 企業法人登記管理条例施行細則 』 の内容から判断すると、董事会の成員変更は、認可事項でもなく、事後報告で足りると考えられるゆえ、その成員変更の発効のタイミングについては、合弁契約用に政府の認可を得た後でなければ発効が認められないのではなく、任意に決定できるものと考えます。

3. 董事長 / 副董事長の交替についても、董事と同じ扱いで良いかと考えます。

董事長は法的には会社代表者であり営業許可書などにも記載されているため、董事長を変更した場合は、変更後直ちに工商行政管理局等の登記主管部門に届け出る必要はあります。尚、若干地域差はありますが、当該届出については総経理についても同様です。

4 . 工会の設置について

Q : 工会の設置に関して、ご教授ください。ある文献において、「2001年の『工会法』改正により、外資系企業や公的組織を含め、25人以上の従業員がいる組織全てに公会の設置が義務付けられた。」との記載があります。これは『工会法』第10条のことを記載しているのかと推測されます。

第10条では「会員が25人以上いる場合は、基層工会委員会を設立しなければならない。」と記載があります。この基層工会委員会と工会は同じものなのでしょうか。異なるとすれば、上記の文章は「従業員ではなく、基層工会会員」、「工会ではなく、基層工会委員会」に修正する必要があるということでしょうか。また、基層工会とは共産党の組織の一つと考えて宜しいのでしょうか。

A : 外資企業において、その従業員は工会を設立する権利を有しているのはご存知のことと考えます。『工会法』(1992年4月3日第7期全国人民代表大会第5回会議採択 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の『「中華人民共和国工会法」修正に関する決定』にもとづき修正)第10条では、基層工会の会員が25人以上いる企業では基層工会委員会の設置が義務付けされております。これは、基層工会のなかに、その執行部にあたる「基層工会委員会」の設立を義務付けたもので、その意味では、厳密に「工会」と「基層工会委員会」は異なります。

言及されている文献の出展、背景などの詳細を知らないため、この文献の修正要否をいう立場にはありませんが、『労働法』第7条では「労働者は、法に基づき工会に参加し工会を組織する権利を有する。」と定め、『工会法』第3条では「～労働者は、(中略)全て法に依って工会に参加し、組織する権利を有する」と定め、また、三資企業法関連では、

『外資企業法実施細則』第66条で「外資独資企業の従業員は『中華人民共和国労働工会法』の規定に従って、基層工会を設立し、工会活動を展開する権利を有する。」と定めています。いずれも工会の設置は強制ではなく、労働者の権利である旨定めています。従い、この労働法の趣旨と、言及されている文献の内容とは矛盾しているといえるでしょう。

次に、基層工会は、中華全国総工会を頂点とする工会組織の一部といえ、党組織の一部ではないと考えます。実態として、工会組織は、地方(省・市)レベルの地方総工会、県レベルの県総工会、企業・事業単位レベルの基層工会といったレベル分けをされているようです。また、産業別にも工会が組織されています。

上述の通り、基層工会は党の組織ではありませんが、企業における工会代表者は上級工会の指名を受けて、企業における党員が工会の役員を兼任しているのが実情であり、党の影響を受けているといえるのではないのでしょうか。

5 . 日本人派遣者の労務費負担とビザについて

Q : 中国へ販売した「設備」の据付・運転開始に数ヶ月を要する場合、日本から技術者を1名派遣した際の労務費負担について教えてください。

確か、183日以内であれば費用負担しなくても問題ないのでしょうか。その場合のビザ（6ヶ月以内で終了する前提）はどうすべきなのか教えてください。

A : 上記のようなケースにおける日本人派遣者の現地での労務費負担につき、日本側、中国側の何れが負担するかの判断については、派遣期間とは直接関係はないと考えます。

一般的には、中国へ販売した「設備」の据付などのために派遣される日本人技術者にかかわる宿泊費や交通費などその他労務費の負担に関しては、当初のその設備の売買契約時に契約当事者双方で取り決め、予め契約に盛り込まれるパターンが多いですが、現地側の設備稼働のために必要な作業の付随費用として現地が負担するケースが多いかと考えます。

いわゆる183日ルールとは、出張者の中国における個人所得税の課税を判定する際のルールとなります。従って費用負担を決

めるルールではありません。ちなみに、出張期間183日以下の日本人出張者の取扱については『日中租税条約』の第15条に規定されており、1. 中国での勤務（滞在）期間が183日を超えず、2. 給与が日本企業から支払われ、3. かつ当該給与について中国国内の支店等のPE（恒久的施設）負担していない場合においてのみ、当該給与所得に対する中国での課税は生じないことになっています。

それから、本件のような技術者派遣のケースにおけるビザについてですが、6ヶ月以内で終了する前提であれば、Fビザに該当すると考えます。（『外国人出入国管理法実施細則』1994年7月15日発布 第4条 第4項参照）

6 . 駐在員の副総経理兼任について

Q : 弊社は駐在員事務所（代表事務所）を中国国内に3箇所有しています。日本から派遣の駐在員は各駐在員事務所のビザを取得しており、その給与を駐在員事務所が支払っています。また、弊社は上海外高橋にも販売会社があります。

今般、駐在員事務所所属の日本人駐在員3名を販売会社の副総経理も兼任させたいと考えています。この場合、例えば、ビザ、給与（販売会社の副総経理としては無給）などについて、中国の法律上何か問題が発生するのでしょうか。

ちなみに給与は駐在員事務所のみが支払い、販売会社は給与支払いありません。

A : 駐在員事務所代表と現地法人の副総経理を兼任することを禁止した中国の規定を見つけることはできませんでした。一般的に、税務上、駐在員事務所または現地法人のどちらで納税するかが問題になりますが、お問合せのケースでは、現地法人による給与負担がないので事務所での納税になります。現地法人からの給与負担もあるならば、役職の高低を比較して判断することになるかと考えます。

上海市の場合、現地法人と駐在員事務所

との兼任の場合には駐在員事務所が優先するとのローカルルールがあるようですが、当方にて検索しましたが見つかりませんでした。なお、本件について、駐在員事務所の代表が、現地法人のために無給で業務をした場合、親会社から現地法人への利益供与と見なされる可能性があり、日本の税務上問題が生じるかもしれません。日本の税務上の問題については御社経理担当部門および会計士に確認願います。

7. 保険の加入義務について

Q : 外資系企業が関係する保険について、法律で加入が義務付けられている保険があれば教えてください。

A : 外資系企業に関係する保険としては、様々な種類（建設工事保険、組立保険、貨物海上／運送保険、オールリスク保険、機械保険、利益保険、自動車保険、現金保険、賠償責任保険など）が挙げられますが、法律で加入が義務付けられているもので所謂「社会保険」として、「基本養老保険」、「基本医療保険」、「失業保険」、「労災保険」が挙げられると考えます。

上記～については、『社会保険料徴収納付暫定施行条例』（国務院令第259号 1999年1月22日公布 同日施行）の下記条文をご参照ください。

（第2条）

1. 「基本養老保険料、基本医療保険料及び失業保険料（以下「社会保険料」と総称する）の徴収及び納付については、この条例を適用する」

2. この条例において「保険料納付単位」及び「保険料納付個人」とは、関係する法律、行政法規及び国務院の規定により社会保険料を納付すべき単位及び個人をいう」

（第3条）

1. 「基本養老保険料の徴収納付範囲は、・・・（中略）・・・外国投資家投資企業・・・（中略）・・・及びその従業員

並びに企業化管理を実行する事業単位及びその従業員とする」

2. 「基本医療保険料の徴収納付範囲は、・・・（中略）・・・外国投資家投資企業・・・（中略）・・・及びその従業員並びに国家機関及びその業務職員、事業単位及びその従業員、民营非企業単位及びその従業員並びに社会团体及びその専従人員を言う」

3. 「失業保険料の徴収納付範囲は、・・・（中略）・・・外国投資家投資企業・・・（中略）・・・及びその従業員並びに事業単位及びその従業員をいう」

4. 5. （後略）

（第4条）

「保険料納付単位及び保険料納付個人は、期限に従い金額どおりに社会保険料を納付しなければならない」

「労災保険」も、～と同じく、「社会保険」の範疇に入り、企業（雇用単位）は強制加入が義務付けられていますので、『労災保険条例』（国務院令第375号 2003年4月27日公布、2004年1月1日施行）の下記条文をご参照ください。

（第2条）

「中華人民共和国国内の各種企業、雇用労働者のある個人経営工商業者（以下、雇用単位と称する）は、本条例の規定に照ら

して労災保険に加入し、当該単位のすべての従業員或いは労働者（以下、従業員と称する）のために労災保険費を納入しなければならない。

中華人民共和国国内の各種企業の従業員および個人経営工商業者の雇用労働者は、均しく本条例の規定に照らして労災保険待遇を享受する権利を有する。

雇用労働者のある個人経営工商業者の労災保険加入の具体的な措置および実施弁法は、省、自治区、直轄市人民政府が規定する」

（第3条）

「労災保険費の徴収納入は、『社会保険料徴収納入暫定条例』の基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費の徴収納入に関する規定に照らして執行する」

しかし、中国の社会保険制度は現在、整備途上にあり、その運用については地域により異なることが考えられるので、内容、詳細については、進出地現地の社会保険局または日本の親会社でお取引のある保険会社などに事前に確認することをお勧めします。

8 . 医務室の設立について

Q : 1 . 広東省で生産型企業を立ち上げる際、必ず従業員のため、医務室を設けないといけないでしょうか。具体的に何か条例があるのでしょうか。
2 . 中国で医療センターを設立しようとしたら、その手続き、必要とする資格及び関連法令などがあるのでしょうか。

A : 1.の質問については、広東省独自の法令、ならびに全国的な法令としても、「生産型企業を立ち上げる際、必ず従業員のため、医務室を設けないといけない」という具体的な規定を定めている法令は、事務局の方でも検索しましたが、発見することができませんでした。検索した中で関連すると推察される法令としては、『労働法』（全国人民代表大会常務委員会1994年7月5日制定 同日公布 1995年1月1日施行）の「第6章労働安全衛生」（第53条）に、「労働安全衛生設備は、国が定める基準に合致しなければならない。新築、改築、拡張工事の対象となる労働安全衛生設備について、主要部分の工事と同時に設計、施工し、同時に操業し使用を開始しなければならない」とありましたので、ご紹介します。

2.の質問については、外国の医療機構、会社、企業その他経済組織が、中国国内において中国の医療機構、会社、企業その他経済組織と、合資または合作形式をもって医療機構を設立する際に遵守する法律として、『中外合資・合作医療機構管理暫定施行弁法』（衛生部及び対外貿易経済合作部令第11号 2000年5月15日、2000年7月1日

施行 以下『弁法』）があります。

『弁法』の第7条、第8条に、中外合資・合作医療機構の設立を申請する中外当事者双方の、また、設立される中外合資・合作医療機構そのものの条件が規定されていますので、以下にご紹介します。

（第7条）

中外合資・合作医療機構の設立を申請する中外当事者双方は、独立して民事責任を引き受けることのできる法人でなければならない。合資・合作の中外当事者双方は、直接に、または間接に医療衛生投資及び管理に従事する経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要求の一つに適合しなければならない。

- (1) 国際的に先進的な医療機構管理経験、管理モデル及びサービスモデルを提供することができる。
- (2) 国際的にリードする水準を有する医学技術及び設備を提供することができる。
- (3) 当該地区の医療サービス能力、医療技術、資金及び医療施設分野の不足を補充し、又は改善することができる。

（第8条）

設立される中外合資・合作医療機構は、次の各号に掲げる条件に適合しなければな

らない。

(1) 必ず独立の法人でなければならない。

(2) 投資総額は、2,000万人民元を下回ってはならない。

(3) 合資・合作中国側当事者が中外合資・合作医療機構において占める出資持分比率又は権益は、30%を下回ってはならない。

(4) 合資・合作期間は、20年を超えない。

(5) 省級以上の衛生行政部門の定めるその他の条件。

また、設立の手續としては、本弁法の「第3章 設置の審査認可及び登記」第10条～第17条に、提出資料や申請先、所要日数等、詳しく規定されていますので、本弁法の該当箇所をご確認ください。

9 . 董事長と副董事長の派遣について

Q : 中外合弁企業設立に際し、董事長は日本側が派遣します。合弁関連法規によれば、董事長を外国側が派遣したときは、副董事長は中国側が派遣する、という規定があります。

中国側比率が例えば20%以下のマイナー出資で、かつ中国側が同意すれば、副董事長を中国側から派遣しない、または空席にすることは可能でしょうか。

A : 『中外合弁企業法』第6条で「中国側又は外国側の合弁当事者の一方が董事長を務める場合、他方が副董事長を務める」と規定しております。本規定を厳格に捉えると、董事長を日本側から派遣するのであれば副董事長は中国側から派遣しなければなりません。

そもそも中外合弁企業設立にあたり、中

国側の出資比率の下限は特に規定はありませんが、20%を下回るようなマイナー出資について、余程の理由がない限り商務部門が認可することはないかと考えます。

いずれにせよ、最終的な認可権者は商務部門ですので、商務部門へのご確認をお勧めします。

10. 複雑な出向形態における厚生費・所得税の支払い方法について

Q：下記の出向形態での、課税所得の範囲および厚生費の支払方法をご教示ください。

出向形態

日本A会社〔出向：日本B会社〕〔出向：中国C会社〕

1. この場合、赴任手当て、語学補助、医療費補助、教育手当て、特別休暇上の一時帰国費用は中国での個人所得税の課税所得に該当するのでしょうか。
2. 上記の厚生費の支払い方法について、日本A会社と日本B会社の厚生費（補助）関係の支給基準が異なり、日本A会社が差額もしくは全額を負担せざるを得ないものの、当該出向者が日本B会社、中国C会社の所属となっている状況で、日本A会社の北京事務所での当該出向者への差額もしくは全額での支払いは可能なのでしょうか。

また、その場合、日本A会社の北京事務所は、どの名目で支払い、当該出向者の個人所得税金申告はどうすればよいのでしょうか。

更には、日本A会社の北京事務所の営業税、企業税関係はどうなるのでしょうか。

A：中国に再出向の形態で赴任する駐在員の経費への課税および支払い方法についてのご質問ですね。

まず、言及された「赴任手当て」「語学補助」「医療費補助」「教育手当て」「一時帰国費用」について、『外国籍の個人が取得する特定手当てに対する個人所得税の徴税、免税に関する通達』（国税発[1997]054号 1997年4月9日 以下『通達』）において、外国人駐在員等に対して支給される経済的利益の供与に関する中国個人所得税法上の取扱を定めています。

ご質問にある各項目について『通達』での規定を以下の通り説明致します。

(1) 「赴任手当て」について、第2条において「中国で着任・帰任する際、実費精算方式で支給される引越し手当ては個人所得税が免除される。納税者が所轄税務機関に有効証憑を提出して認可を受ければ、適正な部分については免税となる」と定めています。

(2) 「語学補助」について、第5条において「外国籍の個人に支給される語学研修手当て・子女教育手当ては個人所得税が免除される。納税者が、中国国内で上記の教育を受けるために支払った費用の証憑と、その期間を証明できる資料を所轄税務機関に提出し、認可を受ければ、中国

国内で語学研修や子女の教育のために支給された語学研修手当、子女教育手当では、適正な部分について納税が免除される」と定めています。

(3)「医療費補助」について、『通達』では言及されていません。しかし、『住宅積立金、医療保険金、養老保険金に対する個人所得税の徴収問題に関する財政部、国家税務総局の通知』(財政字[1997]144号 1997年11月7日公布 1998年1月1日施行)の第3条において「企業が現金の方式によって個人に発給する住宅手当、医療補助については、受取人の当期賃金、給与所得に全額計上し、個人所得税を計算、徴収しなければならない。ただし、外国籍の個人が実費精算方式で取得した住宅手当については、なお『個人所得税の若干の政策問題に関する財政部、国家税務総局の通知』(財政字[1994]第020号)の規定に従い、個人所得税を免除する」と定めています。従って、医療費補助については、個人所得税を払わなければならないと考えます。

(4)「教育手当」について、上記(2)におけるコメントをご参照ください。

(5)「一時帰国費用」について、『通達』第4条では、実費支給されるホームリープ費用については基本的に個人所得税の対象ではない旨定めています。年間の帰郷回数および支給基準について別途定めがあり、その範囲で免税が認められています。

即ち『外国籍個人に支給されるホームリープ費用の個人所得税免税の実施基準に関する通達』(国税函[2001]336号 2001年5月4日)において、「免税が適用される範囲

は、外国籍の個人がわが国での勤務地と家族の居住地(配偶者と両親の居住地を含む)との間を移動する際支出する交通費であり、毎年2回まで免税となる」と定めています。

なお、これらの各項目についての課税の是非については念のため会計士とご相談ください。

次に、差額の支払方法についてですが、A社の北京事務所から、C社に出向している駐在員に支払うのは一般的ではないと考えます。

その理由として、外国企業の代表機構が有する外貨口座の管理について、『国内外為口座管理規定』(1997年10月15日施行)第8条にて、外国企業の代表機構が有する外貨口座の入金は、境外から入金される事務所費用に限定されています。事務所経費費用とは、一般的に駐在員事務所の活動経費(事務所家賃、駐在員事務所における現地職員の経費、駐在員社宅家賃、出張費、交通費その他活動経費)に限定されているために、お問合せにあるように、C社に出向する駐在員の差額分をA社駐在員事務所の経費から支払うことはできないと考えます。

また、仮にC社に出向する駐在員の差額分をA社駐在員事務所の経費から支払うとしても、このA社駐在員事務所が経費ベースの課税事務所であれば、当該差額分もA社駐在員事務所の課税対象として上積みされることになるため、得策ではないと考えます。

C社に出向する駐在員の差額分の支払については、当該駐在員の個人外貨口座を中国で開設し、そこにA社から直接振り込む

のが一般的だと考えます。

また、C社に出向する駐在員の個人所得

税は原則本人が税務登録をして毎月7日までに個人所得税を申告のうえ納付します。

11. 董事会における注意事項について

Q : 当社はこの度、中国に合弁会社を設立する予定です。協議の結果、董事は中方から3人、日方から2人となりました。なお、資本金の比率は中方51%、日方49%となる予定です。日方から副董事長1名、董事1名（総経理兼務）を出す予定ですが、董事会に出席するにあたり日本側が注意しなければならない点、董事会に対する認識としてこれだけは押えておかなければならない点など、董事会に出席するに当たっての「心得」のようなものがあれば教えてください。

A : 董事会は経営に関わる重要事項を決定する重要な機関です。しかしながら、一般的に董事会のメンバーは非常に忙しく、かつ非常勤の董事も含まれているケースもあり、頻繁に開催できるものではないので、董事会を効率的にかつスムーズに運営してゆくことが重要になります。

董事会では、よく当初から議題にあがっていない事項について協議したり、不毛な主張を延々と続けたりするケースがありますが、このような事態に陥らないためにも、出席する董事の方々には、董事会は座談や討論を行う場ではなく意思決定の場であることをしっかり意識してもらう必要があります。

このような意識付けをしてもらうには、董事会開催の前に以下のような準備が必要と考えます。

(1) まず、総経理 / 副総経理をはじめとする経営管理機構が董事会メンバーに対して日常的に経営報告を行う必要があります。御社のケースでは、董事が2名でそのうち1名が総経理を兼任されているの

で、その董事兼任総経理が副董事長への日常的な報告を行う必要があると考えます。中方においても同様の日常的な報告システムを確立しておく必要があります。またこのような報告は、できれば中方の董事長に対して日方総経理が、中方の副総経理を伴って直接報告できるようになれば、しばし合弁会社の間でトラブルの種になっている中方董事長×日方総経理との間見解の相違を避けることができると考えます。更に、合弁会社は日方と中方の双方の利害が絡むため、それぞれの董事に報告する前に、経営管理機構のなかでも丁寧な調整作業が必要になるのは想像に難くないと考えます。

(2) 董事会では、複数の重要事項について決定・承認を下しますので、この決定・承認に向けての根回し、関連資料の作成が必要になりますが、これらの過程には多くの時間が費やされます。例えば、董事会では年度会計報告書案の承認を行うのが通常ですが、この承認までには、1年分の財務諸表を作成し、その後公認会

計士による法定監査を受けることとなります。この間、親会社への事前説明・承認を取り付ける必要があるため、最低2～3ヶ月の時間は必要になります。したがって、董事会の開催日から逆算して、根回しや関連資料の作成のためのスケジュールリングを行ない、そのスケジュール通りに準備を進めてゆく必要があります。御社のケースでは会社設立直後に第1回董事会を開催する必要になりますが、1回目の董事会は通常の董事会に比べ、承認・決定事項が多いため、準備のためにそれなりの時間と作業が必要となるでしょう。

- (3) 董事会決議書面は、日文中文両方準備しておく必要があります。例えば増資決議は、認可機関への提出が必要になるた

め中文の準備は不可欠です。また董事会決議書面に留まらず関連資料は日中間の公平性を保つためにも日中文双方を準備しておくべきだと考えます。

- (4) 細かい説明になり恐縮ですが、式次第を作成しておき、式次第の時間配分通りにスムーズに議事が進行するよう関係董事に配布しておくことも重要だと考えます。

以上、董事の心構えというより董事会運営事務局の注意事項の説明となりましたが、上記のような下準備があつてこそ出席した董事が、董事会が議論の場でなく意思決定の場であるという意識を持ち、ひいては董事会のスムーズな運営が実現できるものと信じます。

12. 日本からの非常勤総経理の派遣（任命）について

Q：日本から非常勤の総経理（中国の非居住者で、Zビザの無い人物）を中国の独資会社に派遣（任命）して、法律上、問題はあるのでしょうか。

A：外商投資企業の総経理が常勤であることを義務づけた規定はありません。また、董事長についても同様です。

但し、個人所得税法上、総経理は非常勤として、183日以内の滞在であっても非居住の高級管理職に関して、中国の滞在日数に基づき按分して日本から支給される所得につき中国での所得税の支払いが必要になりますので注意を要します。

一方で、2004年7月1日施行の『中国国内に住所のない個人の租税協定および個人所得税法執行の若干問題に関する通知』（国税発[2004]97号）では、中国での滞在日数が183日以内であれば、日本から支給される所得については課税しない旨を定めていますが、実際には中国での滞在日数に拘らず、滞在日数按分で課税されているケースもあるようなので注意が必要です。

第 8 章 税務に関する Q & A

1. 工事契約におけるみなし利益と企業所得税について

Q : 日本の建設会社と工場建設契約の締結を進めようとしていますが、先方より税金に関して次のような話がありました。

支払 : 日本の建設会社の現地法人の口座

税金 : 営業税3%およびみなし利益率を30%と設定し企業所得税を徴収する。

先方は工事本体価格には税金を含んでいませんので、営業税3%、みなし利益率を30%と設定し企業所得税を請求しようとしています。

通常は税込みで工事契約をすと思いますが、諸般の事情により税別で契約することになります。営業税の3%は法的にも問題はありますが、企業所得税、みなし利益率30%を請求するのは通常の範囲内なのでしょうか。

当社としてはみなし利益率は10%が限度と思っています。

また日本の建設会社が決算の際に当社から徴収した金額を企業所得税として納付したかどうかを確認できるのでしょうか。

A : 基本的には、工場建設の請負工事において、請負側が幾らの利益を設定するかは当事者間の合意で決める事柄であり、請負側が開示・請求した利益が多いならば、交渉次第で少なくすることも可能であり、相見積もりを通じて少なくすることも可能だと考えます。尚、税法の考え方からすると、あくまでも自己の名で事業を行う者（中国法人）が営業税、企業所得税を納税義務を負い、請負で事業を行ったものが一部負担するか否かは当該事業に関しては当事者のとりきめで徴収管理を行うもの

であり、税務局は他の課税要件がない限りこの負担割合に関与するものではありません。

恐らく、先方は30%程度の利益幅を確保しておけば赤字にならないし、納税額が不足することもないと考えたのでしょう。また、みなし利益率30%は何も根拠がないと考えます。

相手は中国国内の現地法人ですから、現地法人が申告納付する企業所得税を確認することは確定申告書でも見ない限り不可能と考えます。

2. ソフトウェア譲渡に対する営業税課税について

Q : 中国子会社に対して、日本親会社からソフトウェアを譲渡します。譲渡対価を送金する際に、営業税は課税されませんか。

仮に免税の場合、送金時に通常必要である税務証憑について、この「免税」はいわば規定による「当然免税」であり、免税申請を行い初めて取得できる「免税」とは違うため、当局から「免税証明」は取得できないと思われます。そうすると、銀行で送金（中国 日本）する際の必要書類である「納税証明」あるいは「免税証明」に関して、営業税の免税証明は提出できないことになると思うのですが、実務的に銀行は企業所得納税証明のみでこのような送金を受け付けてくれるのでしょうか。

A : ソフトウェアの譲渡の対価送金に対する営業税課税の有無については、『国内企業が外国企業にソフトウェア費用を支払う際の営業税課税問題に関する通知』（2000年11月3日公布 国税発[2000]179号）にて、「外国企業が中国国内にある企業にソフトウェアを単品で販売する場合、または通信機器およびコンピュータ等の財貨に、関連するソフトウェアも組み合わせて譲渡する場合、買受側である国内企業が上記ソフトウェアを輸入する際、関税・輸入増値税の納付状況にかかわらず、当該国内企業が支払うソフトウェア代金に対する営業税課税を行わない。」と規定しております。

しかし、営業税の免税の証憑については、税務局から営業税の免税証明を取得する必要があると考えます。営業税が課税にせよ、免税にせよそのことを証明する証憑がなければ銀行側で送金手続きを行うことはできないと考えます。いずれにせよ、上記通知の運用、免税証明の発行、および送金手続についての詳細は税務局、お取引銀行への確認をお勧めします。

なお、上記条文で関税・増値税の表記がありましたが、ソフトウェアの場合は一般的に、物品（有形資産）として輸入通関する場合には関税・増値税を支払い、無形資産として中国で利用する場合には、企業所得税・営業税の支払いが発生するようです。

3 . 輸出加工区の輸出入関係税金について

Q : 輸出加工区では輸入材料、設備は免税となりますが、その他工具、チップ、現場消耗品等を輸入する場合も免税となるのか教えてください。
また、輸出加工区に関する関連法規(税制、関税、増値税)も教えてください。

A : 輸出加工区において、区内企業が設備、材料だけでなく、その他工具、チップ、現場消耗品などを国外から輸入する場合も免税となるのか、というご質問ですね。

『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』(国務院令 第389号 2003年9月2日改正 2003年11月1日施行) 第17条第3項に「区内企業が輸出製品を加工するために必要とする原材料、部品、エレメント、包装材料および消耗性材料については、保税とする。」と規定しており、ご質問にあるチップ、現場消耗品が輸出製品を加工するためのものであれば、免税ではなく、保税扱いとなります。

つまり、加工区にて生産した製品を輸出するのではなく、国内販売を行なう際には、当該材料等に輸入関税および増値税が徴収されるということになります。

次にその他工具については、同弁法第17

条第2項に「区内企業の生産に必要な機器、設備、金型およびその補修用部品については、免税とする。」と規定されており、ここでお話しされている工具が同条項の機器などに認められるとなれば、免税となるものと思われます。この判断については、管轄税関の判断に拠るところが多く、一度、確認されることをお勧めします。

また税務面における輸出加工区に関する関連法規については、主なものは下記のとおりですが、各輸出加工区によって個別の規定がされていますので確認する必要があります

1. 『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』(国務院令 第389号 2003年9月2日改正 2003年11月1日施行)
2. 『輸出加工区税収管理暫定弁法』(国家税務総局 第155号 2000年9月7日公布施行)

4 . 輸出増値税還付について

Q : 2004年5月31日に国家税務総局から『輸出貨物の税額還付（免除）の管理の関連問題に関する通知』（国税発[2004]64号）が公布され、2004年6月1日より施行されています。

この『通知』によって、輸出貨物の税額還付（免除）についてどのような変更点があるのでしょうか。

A : 『輸出貨物税還付（免除）管理の関連問題に関する通知』（国会税務総局 国税発[2004] 64号 2004年5月31日発布 2004年6月1日施行）は、総括すると、これまで滞りがちであった輸出貨物の増値税の還付を促進するために煩雑な制度を簡素化したものだと考えます。

すなわち、これまで還付申請の際に提出を要求されていた「税金納付書」または「輸出貨物税完納分割書」を提出しないで済むように定めています。（同通知第1条。但し一部のケースでは依然提出義務あり）

同様にこれまで還付申請の際に提出を要求されていた「輸出代金回収照合書」において、還付申請の際に決済期限が到達して

いないものは提出する必要はなく、還付手続きを進めることが可能と規定しています。（但し、貨物の通関輸出の日から180日以内に「輸出代金回収照合書」を提出する必要あり）

また、輸出税額還付について、1998年から輸出税額還付の実績に基づき輸出企業をA～Dまでの4種類に分類してそれぞれ異なる対応をしてきた管理制度を基本的に廃止しています。（同通知第9条）

実務がどのように回っているかは現地に確認する必要がありますが、制度としては税額還付の手続きが簡素化されたと理解して宜しいのではないのでしょうか。

5 . 国内購入固定資産の増値税控除について

Q : 国内購入の固定資産にかかる増値税については、これまで取得価格に含めて資産計上しなければならないと認識しております。

増値税の仕入控除ができるようになるという話を聞きましたが、何か具体的な動きはあるのでしょうか。

A : 固定資産の取得時に発生する仕入増値税については、これまで売上増値税からの控除は認められていませんでしたが、東北振興政策の一環として2004年に入り、『増値税の控除範囲の拡大に伴う企業の認定作業の展開に関する通知』（国家税務総局 [2004] 143号 1月29日公布 以下『通知』）が公布され、『東北地区における増値税控除範囲拡大に係る若干の問題に関する規定』（財政部 国家税務総局 財税 [2004]156号 2004年9月14日発布 2004年7月1日施行）および『東北地区増値税控除範囲拡大に係る会計処理に関する規定』（财会 [2004]11号 2004年11月1日公布）により具体化されました。

中国東北地域（黒龍江省・吉林省・遼寧省・大連市）で従事する 設備製造業、石油化学工業、冶金工業、船舶製造業、自動車製造業、農産物加工業、の一般納税者に限り、増値税の仕入控除を認める、所謂消費型増値税を先行実施することを規定しています。（当初『通知』では 軍事産業、ハイテク産業を含めた8大産業を対象とし、『規定』でも、この2業種を対

象業種としておりますが、具体的条件については別規定にて定めるとしてあります。）また、『東北地区増値税控除範囲拡大に係る会計処理に関する規定』により、固定資産の贈与や投資による受け入れ、輸入などに対して具体的な会計処理が定められました。

この控除が認められれば、東北地域の特定業種の企業にとっては、固定資産コストが削減されることとなりますので、新規投資の促進が期待されます。

しかしながら、この通知は中国の「東北開発」振興のための一部地区および業種に限定された優遇政策であり、中国全土にわたる統一的な規定ではありません。

したがって、将来的には、今後の税制改革により、外資優遇税制の見直しとともにこの固定資産購入に係る仕入増値税控除が認められる動きがあるのではないかと推察しますが、現段階では規定されておらず、上記企業以外はこの固定資産購入に係る仕入増値税控除は認められないものと考えます。

6. 配当性向と税率について

Q : 1. 独資企業の日本の親会社への配当性向とその税金について教えてください。

2. 配当率に対する法律・規制はないのでしょうか。

3. 配当を行なう場合の具体的な手続きを教えてください。

A : 1. 配当性向とは、1株当たり配当額を1株当たり当期純利益で除して求められ、会社が税引後の利益である当期純利益のうち、どれだけを配当金の支払いに向けたかを示す指標だと理解しています。

独資企業を含む外商投資企業の配当性向については、残念ながら、一般的に発表されている資料のようなものは、事務局でも入手できませんでした。

ご参考までに、限定された統計にはなりますが、当機構が独自に行っている『日系企業アンケート調査』の第7次アンケート集計分析結果（2002年10月発行）をご紹介します。これは、当機構が2年に一度、会員企業をはじめ、中国にある日系現地法人約2,000社を対象に調査票を発送し、最終的に403社から回答を頂いたものを、集計したものです。これは前回二年前のアンケートで、データも1999年以前操業企業の2001年度配当性向となることをご了承ください（尚、現在第8次アンケートの集計を行っております）。

(1) 2001年では、配当実績がない企業が合併・合作・独資・その他で、約55%と大半を占める。

(2) 業種別では、繊維では約45%の企業が

配当性向60%以上となっており、現地法人が日本の親会社の収益を下支えしていることが伺える。

(3) 操業時期では、操業年数が長い企業ほど配当性向が高い。但し、必ずしも操業時期別の売上高経常利益率の高低とは一致しない。

(4) 企業形態別では、合併企業の方が独資企業よりも配当性向が高い。

詳細の数値は下記表をご参照ください。

	配当なし	0%超 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満
合併	48.3%	7.9%	8.4%	11.2%
独資	64.2%	10.0%	10.0%	8.3%
	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100%	
合併	12.9%	7.9%	3.4%	
独資	2.5%	4.2%	0.8%	

次に、配当にかかわる税金についてですが、『外商投資企業および外国企業所得税法』第19条第1項にて、「外国投資家が外商投資企業から取得する利益については、所得税を免除する。」と規定されており、二

重課税の回避と脱税の防止の為に定められている『日中租税条約』第10条第5項においても、配当は免税となることが規定されています。

加えて、『日中租税条約』第23条第2項(a)において、「日本の内国法人が直接投資して得た配当、(利子、使用料所得)に対する現地での企業所得税は、外国税額として日本の法人税額から控除できる。」という「直接税額控除」が認められています。上述の通り、配当に関する企業所得税は免税となっているため、実際には納税していませんが、同第23条第3項(a)において、配当については、中華人民共和国の合弁企業が支払う配当である場合には10%、その他の配当である場合には20%のみなし税率(実際納付していないにも係らず納付したものとみなされる税率)の適用となりますので、実際課税0%との差額である10%或いは20%の「みなし直接外国税額控除(減免がなかったものとみなされて日本で外国税額控除を認める制度)」が認められ、現地での免税の恩恵以外に、その部分が更に日本の法人税額から控除されることとなります。

2. 配当率に対する法律・規制はありません。

3. 配当に対する考え方としては、

(1) 過去の会計年度の欠損が補填される前には、利益を分配することができません。

欠損金を解消した後で未処分利益があることが、利益処分の前提となります。(『外資企業法実施細則』第58条第2項、『中外合弁企業法実施条例』第77条)

(2) 次に企業所得税の支払、三項基金の積み立てが必要です。三項基金を控除した後が配当可能利益になります。合弁企業の場合には、董事会の配当決議が必要です。(『中外合弁企業法実施条例』第76条、『外資企業法実施細則』第58条第1項)

(3) 外資系企業が配当送金を行なうに際し、銀行に提出する書類は以下のようになります。

書面による確認申請書

外資系企業外貨登記証

董事会の利潤分配決議書

登録会計士事務所が発行する資本金払込済み報告および関係年度の利益、配当、特別配当の状況についての監査報告書

税務証憑

(『貿易外支払に関わる外貨の売渡、対外支払および国内居住者個人の外貨収支管理取扱規定(試行)』第13条)

7. 既存企業へ出資した場合の税制優遇について

Q : 当社は日本企業で、出資関係のない既存企業に出資を検討していますが、

1. 内資企業へ出資し、企業ステイタスが外資企業になった場合
2. 外資企業（2免3減期間終了済み）へ出資した場合

上記の場合において、出資後の企業が2免3減など外資優遇税制を受けることは可能ですか。また、制限などがあれば教えてください。

A : 1. 内資企業へ出資し、企業ステイタスが外資企業になった場合

外国企業が内資企業を買収、或いは内資企業の増資引受けを行なう形で出資し、その結果外国投資家の出資割合が25%以上となる場合、出資後の企業は「外商投資企業」となり、外資優遇税制を享受することは可能です。この際の適用開始時期については、変更後の営業許可証の発行日から開始となります。（『外国投資家が国内企業の持分を買収する場合の税務問題に関する通知』国税発[2003]60号 2003年5月28日公布）

ちなみに、この出資割合が25%以下の場合には、外商投資企業とはなりませんが、外資優遇税制は享受することはできません。（『外商投資企業の審査批准、登記、外為および税収管理の関連問題に関する通知』外経貿法発[2002]575号 2002年12月30日発布 2003年1月1日施行 第3条参照、『外国投資家の出資比率が25%未満の外商投資企業に係る税務処理についての通知』国税函[2003]422号 2003年4月18日公布）

2. 外資企業（2免3減期間終了済み）へ出資した場合

外国企業が外資企業を買収或いは増資引受けを行なう形で出資した場合においては、企業形態は不変であるため、2免3減を再度享受することは不可能です。但し、下記の条件を満たせば、2免3減を享受することが可能となります。（『外商投資企業の追加投資による企業所得税優遇政策の享受に関する通知』財税[2002]56号 2002年6月1日公布）

(1) 対象企業

「外商投資企業産業指導目録」の奨励業種に分類されるプロジェクトに従事する外商投資企業であること

(2) 追加投資（増資）額が下記のいずれかに合致すること

追加投資（増資）後の登録資本金額が6,000万米ドル以上であること

追加投資（増資）後の登録資本金額が1,500万米ドル以上で、かつ増資前登録資本金額に対して50%以上増資していること

(3) 特記事項

外商投資企業は、追加プロジェクトの生産、経営状況について、その先行投資の生産、経営状況と区別し、各々

に帳簿、証憑を設置し、課税所得税額を正確に計算しなければならず、企業が納税すべき所得税を合理的に計算できない場合は主管税務機関が、企業の収入、資産などの比率に基づき、合理的に計算します。つまり、追加投資プロジェクトにより発生した収益(最初の投資プロジェクトに関する収益は除く)に対してのみ、企業所得税の優遇を享受することができます。

この適用は、2002年1月1日より執行(なお、通知は2002年6月1日に公布しているため遡及発効)し、上記要件を満たす2002年1月1日前に実行された追加投資プロジェクトについて、2002年1月1日以降の優遇残余期間について適

用が認められますが、2002年1月1日以前に既に徴収した税金については不還付となります。

複数回の追加投資については、追加投資プロジェクトを統合し、一つのプロジェクト(最初の投資プロジェクトは除く)として登録資本を合算し、上記の条件に合致すれば2免3減は享受できます。また、その際の利益計上年度については初回の追加投資プロジェクト(最初の投資プロジェクトではない)の利益計上年度から減免税優遇期間となります。(『外商投資企業の追加投資による企業所得税優遇税制の享受に関する補充通知』国税函[2003]368号2003年3月28日公布)

8 . 再投資による税額還付について

- Q** : 『外商投資企業・外国企業所得税法』の第10条によると、再投資による税額還付が受けられるケースは、
- 1 . 外商投資企業から取得した利益を直接当該企業へ増資
 - 2 . 外商投資企業から取得した利益を新たな外商投資企業の設立に投資
- ということですが、次のケースですと税額還付を受けることは可能でしょうか。
- 3 . 外商投資企業から取得した利益を他の外商投資企業へ増資
 - 4 . 外商投資企業から取得した利益を他の外商投資企業又は当該企業の合弁先持分の買取に使用

A : 最初に、関連規定について説明しますと、外商投資企業の国内投資の要件・手続などを詳細かつ明確に定めた基本となる法律としては、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』（対外貿易経済合作部 国家工商行政管理总局令 2000年第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日実施）があり、「再投資による税額還付」については、言及されている『中華人民共和国外商投資企業・外国企業所得税法』の中に関連規定があります。

しかしながら、一部の地区から、再投資の税還付優遇政策執行について、更に明確にする必要があると若干の問題が提起され、それを受けて、2002年7月17日に国家税務総局より『外国投資者の再投資企業所得税還付の関連問題に関する通知』（国家税務総局 国税発[2002]90号 2002年7月17日発布 以下『通知』）が発布されました。

ご照会の3 . 4 . については、それぞれ『通知』の第2条に下記のように規定がされております。

『企業所得税法実施細則』第80条第1款でいうところの「投資に直接使用して他の外商投資企業を設立する。」とは、以下の状況が含まれる。

- (1) 投資に直接使用して他の外商投資企業を新たに設立し、かつその再投資額が新しい企業の登録資本を構成する場合
- (2) 投資に直接使用して既存の外商投資企業の登録資本を増加させる場合

外国投資者が外商投資企業から得た利潤を再投資して、他の投資者が既存企業の株式を購入し、当該企業の登録資本および経営資金が増加させない場合、再投資還付優遇を享受してはならない。

このことから、3 . については、『通知』第2条の第二項に、「投資に直接使用して既存の外商投資企業の登録資本を増加させる場合」と規定してありますので、税額還付は可能です。

そして次に、4 . については、同じく第2条に、「外国投資者が外商投資企業から得た利潤を再投資して、他の投資者が既に存

在する企業の株式を購入し、当該企業の登録資本および経営資金が増加させない場合、再投資還付優遇を享受してはならない。」と規定してありますので、『通知』によれば、税額還付は認められません。

ポイントとしては、条文にもあるとおり、再投資することにより（利益を源泉とするニューマネーが投資されることにより）

被投資企業の登録資本および経営資金が増加しているか否かが、税額還付のポイントになると考えられます。4.の場合のように持分の買取のみでは、持分権者が変わるだけで、実質的に登録資本が増加することがないため、税額還付が認められていないものと考えます。

9 . 現地派遣対価と個人所得税について

Q : 独資企業を設立し、当初半年間（183日未満）は親会社より要員を数名派遣し独資企業の経営を軌道に乗せたいと考えております。

- 1 . 要員の人件費相当分（給与、滞在費、日本での社会保険費など）を要員派遣費として独資企業から親会社が徴収することにしたいと考えております。派遣協定書の締結は必要でしょうか。
- 2 . 中国法令を読みますと、例え183日未満であっても、中国側企業が人件費の一部あるいは全部を負担する場合は、その部分について個人所得税が課税されるとなっておりますが、実態としてそのようになるのでしょうか。尚、半年間で目的を十分果たせない場合は、その時点から現地駐在（労働ビザ取得）に切り換える想定もしております。
- 3 . 親元へ送金する場合、送金通貨は米ドルもしくは日本円で問題なく行えるのでしょうか。中国子会社（独資）が日本人出向者に支払う給与は全て親元宛に送金させて、出向者本人へは親元が別途支給する方法も考えております。

A : 1 . 派遣協定書の締結については、派遣者の業務内容や、下段で述べる報酬の支払者等を明確化し、更には、親会社への海外送金の際の証憑となりうる可能性があることから締結は必要と考えます。
2 . 「例え183日未満であっても、中国側企業が人件費の一部あるいは全部を負担する場合は、その部分について個人所得税が課税される。」とは、『中国個人所得税法实施条例』および『日中租税条約』第15条を指していると考えます。これによると短期滞在者は以下の3条件を全て満たすことで中国側での個人所得税を免除することができます。

- (1) 報酬の受領者の中国滞在が当該年を通じて合計183日を越えない。
- (2) 報酬が中国の居住者でない雇用者また

はこれに代わるものから支払われている。
(3) 報酬が雇用者の中国国内に有する恒久的施設または固定的施設により負担されるものではない。

今回の場合、人件費相当分を親会社が、独資企業から徴収することとなり、結果として独資企業が派遣者の人件費を負担すると考えられ、上記条件を満たさないことから、個人所得税の課税対象となると考えます。

しかし、今回派遣者の人件費として、給与以外に滞在費、日本での社会保険費などが含まれ、これらが全て報酬に該当するかという問題はあります。

関連法規として、『国家税務総局 外国籍個人が取得する各種手当の個人所得税免税の執行に関する通達』（国家税務総局 国税

発[1997]054号 1997年4月9日公布)

同規定により、例えば住居費、子女教育費等については、実費の形で給与に上乘せされている場合には、税務局の認可を経て、当該金額を課税所得から差引くことができますが、手当として合算で区分しただけでは控除は難しいと考えられます。

日本での社会保険費用については、『国家税務総局 外国投資企業および外国企業の使用人の国外保険料に係る所得税処理に関する通達』(国家税務総局 国税発[1998]101号 1998年6月26日公布)2-(2)では、企業が中国国内で就労する使用人個人のために支払う、または負担する国外の各種保険料については、企業が企業の課税所得額から控除していないが、支払いまたは負担している、中国国内で就労する使用人の国外保険料も原則給与所得であるが、関連国の確かな法律規定により、雇用主に負担義務のある社会保障的性質を持つ費用について

は、現地所轄税務機関の認可を受ければ、使用人の個人の課税所得額に含めないことが可能である旨規定しています。(ただ、この規定は会社負担部分について個人所得税の税額計算に含めないことを認めるものであり、個人負担部分の控除を認めるものではありません。)

上記から、人件費から給与とそれ以外の項目を明確化し、純粋な給与部分のみ個人所得税を納めた上での親元への送金は可能であると考えます。

但し、あくまでも現地税務局の判断によりますので、税務局および取引先銀行への確認をお勧めします。

3. 最初に締結する派遣協定書にて支払いの通貨を規定していれば、米ドルであれ、日本円であれ、本件に対する外貨送金は可能と考えますが、具体的に必要な証憑については、一度取引銀行へのご確認をお勧めします。

10. 個人所得税の税務登記について

Q：現在、個人所得税の税登記の要否について調査しております。事例を調査しているのですが、外国人(駐在員)の方は税務登記が必要であるという事例と、必要のない事例とがあり、混乱しております。中国人/外国人の所得税登記の要否について教えてください。

A：まず、税務登記のご説明をしますと、規定する法規としては『税務登記管理弁法』、『税収徴収管理法』、『税収徴収管理法実施細則』などがあげられますが、現地法人における個人(中国人、外国人ともに)の税務登記は『税収徴収管理法』(全人代常務委員会 2001年4月28日)第15条3項に「個人の税務登記手続および源泉徴収義務者の源泉徴収登記手続についての範囲およびその方法は国务院が規定する。」と規定しております。しかしその後関連法規も発布されていないことから、特に個人の税務登記について定めた法規はないものと思われる。しかしながら『外国企業常駐代表事務所の管理に関する暫定規定』(国务院 1980年10月30日公布 同日施行)第9条に「常駐代表事務所およびその要員は、中国税法の定めに従い、その地の税務機関に納税登録手続をとり、定めに従い納税しなければならない。」と規定しており、これを類推適用すると、法的にも個人の税務登記は必要とされているものと思われる。

次にご質問にある外国人(駐在員)と中国人の税務登記の必要性ですが、個人所得税の納税方法によって、それぞれ違いが生じるものと思われる。

まず外国人(駐在員)の方は、通常中国国内と日本の2ヶ所において給与所得を得ているため、納税義務者が各自で申告納税を行なうことが必要となります(『個人所得税法』第8条)。この納税は個別に行なうことになり、税務登記も個別に行なうものと思われる。会員企業に確認したところ各自で税務登記を行い、毎月申告納税しているとのことでした。また、会計士にも確認しましたが、一般的には企業と同様、前述の関連法規に従い、個人についても勤務開始から30日以内の税務登記を要求している税務局が多いようです。

一方で中国人の方は、2ヶ所以上から所得を得ていることは稀であり、ほとんどの場合は組織(企業)が源泉徴収方式にて納税することが一般的であると思われる。法的には、納税方法が源泉徴収方式といえども、前述の外国人(駐在員)同様、各自が税務登記する必要があると思われるが、会員企業に確認したところ、実際には各個人(労働者)が個別に税務登記することなく、源泉徴収義務者となる組織単位が取得した税務登記コードを利用して、組織単位が労働者全員の個人所得税を一括して、納税しているケースもあるようです。(納税

時には税率毎に区分けしたリストを提出します。

これらから考えますと、個人の税務登記は、外国人（駐在員）は各自税務登記を行

なう必要がありますが、中国人は上述において税務登記を行なう必要がないようにも思えます。

11. 輸入増値税の納税額について

Q：弊社は中国華南地区に、進料加工工場を設立しています。
貨物（材料）を有償＋課税で香港から入れたいと考えていますが、この場合の増値税について教えて下さい。

1. 増値税は、現地側購入価格＋関税＋輸送コストに対して課金されるのでしょうか。
2. 商社に代理通関してもらった場合、代理通関諸費用にも増値税は課金されるのでしょうか。

A：輸入増値税の納税額に関するご質問ですね。

まず、輸入貨物に対する増値税の納税額の計算方法ですが、『増値税暫行条例』（国務院令[1993]第134号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）第15条によれば、「納税額＝課税標準価格×税率」であり、この「課税標準価格」とは「課税標準価格＝関税課税価格＋関税＋消費税」により計算される旨定められています。

ここで問題となるのが、この「関税課税価格」ですが、『税関法』第55条によれば、「輸出入貨物の課税価格は、税関が当該貨物の取引価格を基礎にして査定する」と規定されているため、ご質問の「現地側購入価格（取引価格）」が、必ずしも、そのまま関税課税価格として採用されるわけではありません。

では、この「関税課税価格」の査定の考え方ですが、基本的には、貨物の価格、貨

物の中国国内の輸入地点で荷卸しされるまでの運賃及びその関連費用、保険料を含むCIF価格を基準として算定します。FOBベースの価格で取引される場合、その輸入品が中国の港に運送されるまでにかかった運賃、保険料および雑費などをベースに算定することになります。

次に、2.については『輸出入関税条例』（国務院令第392号 2003年11月23日公布 2004年1月1日施行）第19条に、課税価格に含めるべきものとして「買主が負担する貨物購入のコミッション以外のコミッションおよび仲介料」と規定されており、代理通関諸費用も課税対象になると判断します。実際、通関業者にヒアリングしたところ、代理通関諸費用を「最初から契約価格に算入するか、または、輸入申告時に加算するか」のいずれかの方法で課税対象としているそうです。

12. 増値税の申告書類について

Q：増値税申告書類の中に、「未納増値税明細表（以下「明細表）」と「未納増値税明細帳（以下「明細帳）」がありますが、以下の点を教えてください。

1. 両者ともにフォーマットは固定化されているのでしょうか。
2. 「明細帳」は取引発生ごと（増値税発生ごと）に明細を記入していくのでしょうか。
3. 「明細帳」を記入するときに赤字、もしくは青字を用いることになっていますが、これは印刷でも問題は無いのでしょうか。
4. 他に必要な付属帳票はあるのでしょうか。

A：1. 「フォーマットについて固定化されているか」について、まず「明細表」は年度報告時または中間報告時に財務諸表の一つとして作成するものであり、その様式は『企業会計制度』の作成説明にも記載されているので、それに従う必要があると考えます。

次に「明細帳」は、企業が会計処理のため「補助元帳」の意味合いで使用するものであり、特に固定化されているというわけではありません。『企業会計制度』に従い、各々仕入税額、売上税額など明細表を構成するに必要な事項が明確に記載されていれば足りるものと考えます。

2. 『「明細帳」は取引発生毎に明細を記入するのか』については、当然記入するものと考えます。中間報告時または年度報告時に、各々取引毎に記載された加除合計額を明細表に転記していくことになります。

『企業会計制度』における『「明細表」の作成説明』においても『本表の未納増値税

の各項目は「未払税金 - 未払増値税」の明細科目の関連記録に基づいて記入しなければならない』とあり、このことからやはり記録として、取引毎に「明細帳」は記入すべきものと考えます。

3. 『増値税会計処理に関する規定』（国家税務総局 1993年12月30日公布 1994年1月1日施行）は、増値税の会計処理についての決まりごとを規定しており、各々の要件により赤字または青字を使用すると定めていますが、印刷の是非については特に記載していません。

しかしながら、会計士に確認したところ、本規定が制定された頃は手書きでの記帳処理を想定していたため、教科書的にそのような規定となっているが、電算化処理が進んでいる現在では厳格に考える必要はなく、マイナス表示であれば括弧や 等の表示で対応しているソフトも少なくないようです。実際に、黒字にて印刷しているケースも多いようであり、これについて特に税務局か

らのクレームもないことから、おそらく印刷でも可とするのではないのでしょうか。

4. 会計士に確認したところ、会計上の書

類としては他に必要なものは特にはないようです。

13. 国産設備購入に伴う増値税の還付手続について

Q : 中国国産設備を購入時、メーカーから直接購入ではなく、商社が間に介する場合、増値税の還付手続に何か違いがあるのでしょうか。

「商社に対する増値税は5%で、かつ商社の発票であっても還付対象になる」とある商社は主張していますが、そのようなことがあるのでしょうか。

A : 日系商社の場合、投資性公司も保税
区商社も、国内の卸売業務には直接
従事できず、増値税の発票（増値税専用発
票）を発行できないため、国産設備メー
カーと、それを購入する現地法人との間に介
在する商社を、中国内資の地場商社と仮定
して回答します。

結論から述べると、設備メーカーからの
直接購入ではなく、地場商社が間に介する
場合でも、基本的な増値税の還付手続に変
更は無いものと考えられます。本来、国産
設備購入における増値税の還付にあたって
は、『外商投資企業国産設備調達税額還付
管理試行弁法』（国税[1999]171号 1999年
9月20日公布 同年9月1日施行 以下『弁
法』）の第6条、第13条に規定されている通
り、所轄税務当局に国産設備購入の登記手
続を行い、「外国投資企業国産設備購入登
記手帳」の交付を受け、増値税専用発票と
共に販売企業の所轄税務当局が交付する輸
出貨物専用の税務領収書、契約書の写し等
を添付して輸出免税申告書を提出すること
になります。

仮に、地場商社が設備メーカーから
1,000の金額で仕入れた国産設備を、現法
に1,200の金額で販売したと仮定して、各

段階における増値税の支払と最終的な還付
までの流れを単純化して表すと、まず、最
初に地場商社は設備メーカーからの購入時
に、設備代金1,000の他に、増値税を170設
備メーカーに対して支払います（この170
は設備メーカーから納税されます。商社は
設備メーカーから170の増値税専用領収書
を受領。この段階で、税務当局への納税額
は170）。次に、商社が現法に1,200で設備
を売却した際に、現法は、設備代金の
1,200の他に、増値税204を商社に対して支
払います（商社は現法に対し、204の増値
税専用領収書を発行し、受け取った204の
増値税のうち、購入時に設備メーカーに支
払った170の仕入増値税を、設備メーカ
ーから受け取った増値税専用発票をもとに仕
入控除した上で、実際には付加価値200に
対する税率17%分の34を税務当局へ納税し
ます。この段階で、税務当局への納税額は
累計の204）。そして、現法にとっては、国
産設備購入時に商社に対して支払った増値
税額204は、還付されるので、税務当局へ
の累計の204は相殺される形になると考え
ます（実際には、月中には他にも多数の売
買取引があり複雑ですが、分かり易くする
為に、売上増値税からの仕入増値税控除を

同一製品に紐付けして説明しました)。

ご照会の中にある、「商社に対する増値税は5%で、かつ商社の発票であっても還付対象になる」という箇所の「5%の増値税」という部分は、法令などで該当する記述を発見することができませんでした。増値税の徴収税率は、納税者が物品を販売し、又は輸入する場合には、一般納税者の場合、別途定めるものを除き17%となっています。商社が小規模納税者と仮定した場合でも、5%ではなく、6%となります(但し、小規模納税者の場合、増値税専用発票は発行できず、結果として還付を受けることができません)。

商社が主張されている5%という税率から、「営業税」を連想しましたが、営業税

は、「役務の提供」「無形資産の譲渡」「不動産の販売」に対して課税されるものであり、かつ、増値税のような専用発票はありませんので、商社が営業税と増値税を取り違えられているということも考えにくいでしょう。

結論としては、本件に関し、増値税の還付手続には商社が間に介する場合でも、基本的に違いは無いものと考えますが、『弁法』では、購入販売管理を規定した第4章第10条～第12条でも、売買の当事者を「購入企業」と「供給企業」としており、商社などの仲介者が介在する想定になっていないことから、最終的な確認は現地の主管税務機関にとることをお勧めします。

14. 小規模納税人への発票発行について

Q：小規模納税人は増値税専用発票の取得も使用もできないとされていますが、増値税専用発票を発行する側は小規模納税人が小規模納税人であることをどのようにして認識するのでしょうか。

認識できなかった場合、増値税専用発票を発行してしまうことになるのですが、これによって事務的に煩雑になってしまうことはあるのでしょうか。

A：小規模納税者は、『増値税暫行条例 実施細則』（財政部 財法字[1993] 第38号 1993年12月25日公布 1994年1月1日施行）の第24条で以下の通り、定義されています。

1. 物品生産または課税労務提供を行う納税者、および物品生産または課税労務提供を主とし物品の卸売または小売を兼業する納税者で、年間の増値税課税売上高（以下、「課税売上高」という）が100万円以下の者
2. 物品の卸売または小売に従事する納税者で、年間課税売上高が180万円以下の者
但し、年間課税売上高が小規模納税者の基準を超える場合であっても、個人、非企業の組織および経常的に課税行為が発生しない企業は、小規模納税者とみなす。

なお、小規模納税者の定義は財政部が、判定は所在地の国家税務局が行うことにな

っており、小規模納税者の特色は、増値税の専用発票を発行できず、仕入税額控除ができないことにあります。

今回のご質問は、に関して、取引相手
が小規模納税者の場合には普通発票を発行して、一般納税者の場合には専用発票を発行するということかと思いますが、取引相手が小規模納税者であろうと一般納税者であろうと専用発票を発行すればよいのではないかと考えます。なぜなら、取引相手が小規模納税者の場合はその取得した専用発票で仕入税額控除ができないだけだからです（小規模納税者が専用発票を取得してはならないという規定は無いと考えます）。

もし、どうしても増値税専用発票を発行する側が、相手が小規模納税人であるか否かを認識したいなら、所在地の国家税務局に問い合わせる、ということになるかと考えます。

15. 源泉徴収税の手数料給付について(1)

Q : 中国の法令で、源泉徴収義務者に、1. 個人所得税源泉徴収税額の2% を手数料として支給する『個人所得税源泉徴収暫定弁法17条』、2. 源泉所得税の0.3%を手数料として支給する『(86)財税字第211号』という規定がありますが、以下の点を教えて下さい。

- (1) 支給のタイミング
- (2) 申請先
- (3) 申請方法
- (4) 他の税金に対して同様の規定があるかどうか

A : 日本の場合、企業が従業員の所得税源泉徴収を行なっても、それに関連して発生する費用負担は企業が負いますが、中国では税務機関がこの源泉徴収業務にかかる企業費用の補填のため、及び源泉徴収業務を正しく処理する税務処理担当者を奨励するために、源泉徴収義務者に対して、源泉徴収税額の2%を手数料として支給するとしています(『個人所得税法』主席令第22号 1999年8月30日公布 同日施行、及び『個人所得税源泉徴収暫定弁法』国家税務総局 国税発[1995]65号 1995年4月6日公布 同年4月1日施行)。

(1) 支給のタイミング :

『個人所得税法実施条例』(国务院令 [1994]142号 1994年1月28日公布 同日施行) 第42条を見ると、手数料の支払には、該当月に支払われた分に対する還付通知書を源泉徴収義務者に発給し、その還付通知書を指定銀行に持参して、還付手続を行なうようです。従って、支給のタイミングについては、通常源泉徴収した額を翌月7日

までに税務機関に納税申告しますが、その際に上記の還付通知書が発給されるものと考えます。

(2) 申請先 :

前述のように、源泉徴収した個人所得税を納付する税務機関になるかと考えます。

(3) 申請方法 :

前述(1)を参照願います。

(4) 他の税金に対しては同様の規定があるかどうか :

「増値税」、「営業税」及び「消費税」など、関連する法規を確認いたしましたが、上記の個人所得税及び後述する企業所得税以外はこれらの恩恵はないものと考えます。

次に、まず最初にご指摘いただいた『源泉所得税の徴収・納付の委託に係る手数料支給に関する通達』(財政部国家税務総局 財政字[1986]211号 1986年7月7日公布 同年7月1日施行) についても、個人所得税の手数料支給と同様で、企業が負う源泉徴収業務にかかる費用や責任を考慮して支給する目的で実施されていますが、これは外国

企業が納付する企業所得税の源泉徴収を行なう際に限定されるものと推測致します。

通常、中国に拠点がなく、申告納付を行なうことができない外国企業は企業所得税納付ができません。そのため、対価の支払方である中国国内企業が外国企業のかわりに税額計算及び納付を行いますが、従業員の源泉徴収業務と同様、自社の納税以外の部分にて中国国内企業による事務手続の対価として、手数料を税務機関が支給しようというものであると考えます。

内容としては以下の通りです。

源泉徴収、納付する税額の0.3%を市、県級以上の税務機関が、月又は四半期ごとに源泉徴収、納付する税額から国庫による還付手続を行う。

各回の手数料は通常100元を超えないものとする。

月又は四半期毎の支払時期についての詳細は、各地の税務機関により実際の状況に基づき確定する。

支払対象は源泉徴収義務者の経理部門である。

16. 源泉徴収税の手数料給付について(2)

- Q** : 個人所得税が源泉徴収された場合の手数料給付について質問します。
1. 「手数料」支払いは、中国人職員の個人所得税についてのみでしょうか。
 2. もし、日本人に対する所得税源泉徴収に対しても手数料支払いが行われる場合は、所得の源泉が日本の親会社の場合 / 中国の出先機関または子会社の場合にかかわらず、納税額に対して一律2%の手数料支払いがあるのでしょうか？
 3. 手数料の支払い先は、納税手続きに行く税務担当者宛であり、企業宛ではないという話も聞きましたが、本当でしょうか。

A : 1. 2. のご質問について、一般的に駐在員などの個人所得については、現地法人が負担して現地で支払われるものと、日本の親会社が負担して現地に外貨送金されるものとで構成されています。現地払いについては、源泉徴収は可能なので、源泉徴収を行った所得に対しても手数料が支払われることになると考えます。

一方、日本からの送金払いについては源泉徴収を行うタイミングがなく、当然のことながら、手数料支払いも発生しません。実際に駐在員の個人所得税は上記、現地払いと日本からの送金払いを合算する必要が

あり、源泉徴収される機会をなくすため、あくまで源泉徴収の対象となる中国人職員の個人所得税のみになると考えます。

3. の運用面においては、『個人所得税源泉徴収暫定弁法』第17条に「源泉徴収義務者はこの手数料を源泉徴収の費用支出及び源泉徴収業務を正しく処理する税務処理担当者への奨励に用いることができる」と定めていますので、手数料の支給は還付通知書を源泉徴収義務者が一旦受け取り発給した後、あくまで企業の運用において経理担当者に支給されることもあるかと考えます。

17. 「二免三減」の開始時期について

Q : 中国の企業所得税では「二免三減」の開始時期については、法律上は「利益が出た翌年から」という規定があり、また、『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』の第76条には「企業の開業初期に欠損が生じたときは、税法第11条の規定により年度ごとに繰り越して補填し、その補填してなお、利益がある納税年度を利益取得開始年度とする」と規定されています。

具体的な開始時期は、「単年度黒字」の年を指すのでしょうか。あるいは「累損解消」の年を指すのでしょうか。

A : 「二免三減」のスタート時期についてのご質問ですね。

ご質問にもあるように、「二免三減」における利益計上年度の定義は『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』（国务院令第85号 1991年6月30日公布 同年7月1日施行）第76条に規定されています。そこでは「企業が生産、経営を開始した後、利益を計上する最初の納税年度を意味し、開業初期において欠損が生じている場合には、翌年度以降の所得から繰越控除でき、補填後なお利益を計上する納税年度をいう」と定めています。

一見、「単年度の黒字」なのか「累損解消後」なのか、判断がつきかねますが、「二免三減」の適用開始時期については「累損解消後、利益を計上した納税年度」だと考えます。

その根拠として、『外商投資企業の利益計上年度の確定及び減免税期間の計算に関する通達』（国家税務総局 国税発[1995]

121号 1995年6月28日公布 同日施行）では、「二免三減」適用期間中において欠損が発生した場合の処理について、改めて利益計上年度を確定したり、減免期間の繰延をすることはできないと規定しています。この通達は、当初の「二免三減」適用開始時期は「累損解消後、利益を計上した納税年度」であるが、適用期間中は「単年度の黒字」に対してのみ適用となることを示していると考えられ、両者を混同しないよう明確にしているものと考えます。裏を返せば、「二免三減」の適用開始時期は「累損解消後、利益を計上する年度」であることを証明しているものといえます。

また、「二免三減」の適用開始時期は「累損解消後、利益を計上する年度」ですが、外資企業については欠損金の繰越は5年と規定されているので注意が必要です（『外商投資企業及び外国企業所得税法』（主席令第45号 1991年4月9日公布 同年7月1日施行 第11条）。

18. リース料に対する移転価格税制について

Q : リース設備を輸入する場合、その課税価格はリース料を基準とすると認識していますが、そのリース料が相場対比、低すぎると指摘され、移転価格税制の適用を受けた場合、関税、増値税はどのような形で追徴されることになるのでしょうか。

A : リース設備輸入の場合は、『輸出入関税条例』（国務院令第392号 2003年11月23日公布 2004年1月1日施行）の第23条及び『税関輸出入貨物課税価格審査、決定規則』（税関総署 2001年12月31日公布 2002年1月1日施行）第17条で、税関の審査決定するリース料を基準として課税されると定めています。

ご質問の内容では、相場対比が実際どれ位であるのか、想像の域を超えませんが、日本親会社から中国子会社へ設備リースを行なうと仮定し、そのリース料が極端に低い場合は、税関が再度リース料の査定を行

い、課税価格を増額して関税と増値税を追徴することになります。

中国子会社から見れば、親会社に支払うリース料が低くなるため、子会社の課税所得は実質多くなりますが、これは移転価格の問題ではなく、リース利用支払における源泉税過少納付の問題に該当すると考えます。

逆にリース料が高い場合は、移転価格の問題が発生することが考えられますが、税関は問題にしないことになると考えられます。このように税関と税務署では逆の関係になります。

19. 個人所得税の納税地について

Q : 上海に設立している外商投資企業が広州に分公司、北京に事務所を持っている場合、分公司や事務所に所属している人の就業証や居留証はどこで手続すべきでしょうか。また、個人所得税はどこで納税すべきでしょうか。

A : 1. 「就業証」については、総公司所在地の労働行政部門（この場合、上海）にて手続を行なうことになると考えます。『外国人の中国における就業管理規定』（労働部、公安部、外交部及び対外貿易経済合作部 勞部[1996]29号 1996年1月22日公布 同年5月1日施行 以下『規定』）の第16条で、「雇用単位は、雇用される外国人が入国した後15日以内に「許可証書」（「中華人民共和国外国人就業許可証書」）雇用される外国人と締結した労働契約およびその有効旅券又は旅行代替証明書を持参して原証明発給機関において外国人のため「就業証」の手続をし、かつ、外国人就業登記表に記入しなければならない」とされています。このことから、「就業証」の手続は、「雇用単位」が「許可証書」その他上記の書類を持参して、その「許可証書」の発給機関（原証明発給機関）にて手続することになります。

また、その「許可証書」の発給機関（原証明発給機関）は、『規定』の第12条に「・・・(略)・・・雇用単位は、申請表を持参して当該単位の所在地の省、自治区若しくは直轄市の労働行政部門又は当該部門が授権する地区・市級の労働行政部門において審査許可手続をしなければならない

い。・・・(略)・・・証明発給機関は、・・・(略)・・・審査許可をし、かつ、審査許可した後に雇用単位に対して「許可証書」を発給しなければならない」と規定されていることから、雇用単位の所在地の省、自治区もしくは直轄市の労働行政部門又は当該部門が授権する地区・市級の労働行政部門ということになります。

以上を総合すると、「就業証」については、「雇用単位」が当該単位の所在地の省、自治区もしくは直轄市の労働行政部門又は当該部門が授権する地区・市級の労働行政部門において、その必要手続を行なうことになると考えます。また、「雇用単位」とされていることから、分公司や事務所ではないことは分ると考えます。

2. 「居留証」については、居住地の公安局とされています。『外国人入国出国管理法実施細則』（1994年7月13日国务院改正承認、同年7月15日公安部、外交部公布）の第16条に「D、Z、X、J-1の文字が表記されているビザを保有する外国人は、入国した日から30日以内に居住地の市または県の公安局において外国人居留証もしくは外国人臨時居留証の発行処理をしなければならない。（以下略）」と規定されており、また第21条に新規手続ではなく、変更に関する手続

について、「外国人居留証に記載された項目の内容に変更がある場合には、所有者は、必ず10日以内に居住地の公安局において変更登録手続きをしなければならない」と規定されています。さらに、第24条には「中国に定住する外国人は、必ず毎年一回指定の日時に居住地の公安局において外国人居留証を提出し検査を受けなければならない」とも規定されていますので、居留証手続きに関しては、いずれにしても居住地の公安局ではないかと考えます。

3. 「個人所得税」の納税については、「国家税務総局の『個人所得税自己申告納税暫定弁法』発布に関する通知」(国税発

[1995]077号 1995年4月28日公布 同年5月1日施行)の第3条に「申告地は一般に収入を得た地の主管税務機関でなければならない。・・・(略)・・・国外から所得を得ている場合は、国内の戸籍所在地或いは経営居住地の税務局に申告し、納税しなければならない」と規定されており、総公司から全額支給されるのであれば、総公司が源泉徴収し、総公司所在地の地方税務局に納付すると考えますが、日本の本社から支給(一部又は全額)されるのであれば、自己申告することになり、国内の「経営居留地」、つまり勤務地である分公司、事務所所在地で納付することになると考えます。

20. 語学留学期間中の個人所得税について

Q : 弊社では中国事業要員の短期育成を目的として、下記のような研修制度を実施し始めました。

1. 中国（北京）の大学にて短期語学留学4ヶ月

2. その後引続き、現地法人にて実務研修（トレーニー）4ヶ月

1、2を通算すると183日を超える中国滞在となりますが、いずれか一方のみであれば、183日を超えません。また、1、2の期間を通じて、研修生にかかる人件費等は全て派遣元（日本本社）からの支給及び負担であり、現地法人側での支給、負担は一切ありません。

この場合、中国での個人所得税の課税関係はどうなるのでしょうか。特に、1.の語学留学期間は個人所得税の課税対象となるのでしょうか。

A : お問い合わせの語学留学生及び実務研修生の中国における個人所得税について、『日中租税条約』（1983年9月6日調印 1983年6月26日発効）第21条に、「専ら、教育もしくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育また

は訓練のために受け取る給与または所得については、その一方の締約国の租税を免除する」と規定しています。

これに従い、留学生、実務研修生の中国における個人所得税は、免除対象となります。

一方、日本の親会社の方で給与等を負担しているため、日本における納税義務は発生することになります。

21. みなし外国税額控除のための免税証明について

Q : 中国の合弁企業から受けた配当に対しては、「みなし税率10%、実際税率0%」となり、日本でみなし外国税額控除が適用されると聞いております。

この場合、日本で「中国の免税証明」を提出せねばならない、とのことですが、この免税証明は合弁企業所在地の税務局に行けば発行してもらえるのでしょうか。どこで、どのような手続きをするのか教えてください。

A : ご質問の「中国の免税証明」とは、外商投資企業がその配当を外貨送金する際に外貨取扱指定銀行に提出が必要な書類の1つとして定められている「所在地の国家税務局が減免税対象であることを確認する文書」に該当すると考えられます

(『貿易外および一部の資本取引にかかわる外貨の売渡と対外支払いに際し納税証明を提出する問題についての規定』(2000年3月1日施行)第3条第1項)。

この文書は文字通り、管轄する国家税務局に行けば入手可能です。

22. 浦東新区の法人税率について

Q：浦東新区に新法人（外資100%）を設立するにあたり、当地区における物流企業の企業所得税率について教えてください。

外高橋保稅区では、物流サービス企業でも倉庫やトラックなどの資産を持てば、生産性企業と認められ、本来なら30%の税率適用のところ、15%の優遇税率が適用されるという例を聞きました。

浦東新区においても、このような生産性企業についての解釈が認められるのでしょうか。

A：結論から述べると、物流サービス企業においても、倉庫やトラック等の資産を持てば、生産性企業と認められることとなります。

根拠としては、『その他の業界の生産性外商投資企業の解釈認定に関する国家税務総局の通知』（国税発[1992]109号 1992年4月29日公布 同日施行 以下『通知』）の中で、『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』第72条第1項第10号（注）の規定に基づく、その他の業界の生産性外商投資企業の解釈認定が明確化されており、「自らが有する運輸手段及び保存施設を用いて、直接に顧客に対して倉庫及び運輸サービスをするもの」を生産性外商投資企業と認定しています。

従って、本通知により御社が「生産性外

国投資家投資企業」として認定されれば、15%の税率が適用されるものと考えます。

（注）

『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』（第72条第1項第10号）の規定内容：税法（『外商投資企業及び外国企業所得税法』のことを指します）第7条第1項、第2項及び第8条第1項にいう「生産性外商投資企業」とは、以下の業種に従事する外商投資企業を意味する。

(1)～(9)は省略

(10) 「国务院稅務主管部門が規定するその他の業種」

以上のように規定されており、この「国务院稅務主管部門が規定する」という部分が、上記『通知』に該当するものと考えます。

第 9 章 外為管理に関する Q & A

1. 派遣費用立替分の送金について

Q : 中国にある日中合弁企業です。この度研修生を日本に派遣したところ、日本側で立替払いをした費用が発生しました。

部品輸入も行っていますが、これについては、インボイスを根拠に外貨送金をしています。今回発生した債務については日本側からの請求書に基づいて外貨送金は可能でしょうか。(輸出を行ってないため手持ちの外貨はありません)

A : 本件に関し、基本的に人民元を外貨に交換しての外貨送金は可能ではないかと考えます。必要書類としては、日本側からの請求書 研修生のパスポートなどの身分証明 研修に関する証明書類(現法と親会社との研修の契約書などで、日本側で立替をしなければならなかった説明ができるもの)などの事態の真実性を示す証憑書類を、送金を取組む現地の外貨指定銀行に提出する必要があると考えます。

立替金の送金は、經常取引の中の、貿易外取引に分類されます。貿易外取引の対外支払についての規定としては、『貿易外支払に関わる外貨の売渡、対外支払及び国内居住者個人の外貨収支管理取扱規定(試

行)』(2002年5月1日施行)があります。ただし、立替金の送金については明記されておらず、取扱が不明瞭でしたが、『現行法規では明確に定めていない貿易外取引の外貨購入、対外支払にかかわる問題についての通知』(国家外貨管理局 匯発[2003]35号 2003年3月6日発布 2003年4月1日施行)が施行され、現行の法規上明確な規定がない、貿易外取引の対外送金については5万米ドル以下のものであれば外貨管理局の審査を経ることなく銀行審査のみで対外送金できるようになっていますので、本件につき、取組前に一度現地のお取引銀行にご確認されることをお勧めします。

2 . 外貨借入金の人民元両替禁止について

Q : 2004年7月1日より「外貨借入金の人民元両替禁止」になると聞きました。親子ローンで米ドルを親会社が貸し付けた場合、子会社は米ドルを人民元に両替が出来なくなるのでしょうか。

A : ご照会の件は、『国内外資銀行外債管理弁法』(国家発展・改革委員会 中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 令 第9号 2004年5月27日発布 2004年6月26日施行 以下『管理弁法』)のことですね。

本件に関し、『管理弁法』の第10条に、「国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外貨貸付は、国内外貨貸付方式に照らして管理する。輸出荷為替を除き、国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外貨貸付は人民元買いを行ってはならない。」と規定されておりますが、これは文字通り、「今後国内外貨貸付方式扱いとなる国内外資銀行による国内機関への外貨貸付」について人民元への両替禁止を規定しているもので、親子ローンは従来通り、国内外貨貸付方式扱いではなく、外債扱いであり、人民元への両替も可能であると考えます。

「国内外貨貸付方式」とは中国資本銀行

からの借入を指し、『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』(中国人民銀行制定 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行 以下『支払管理規定』)の第27条第2項に、「荷為替付輸出手形の買取を除く国内外貨貸付による受取外貨は人民元に両替することはできない。」と規定されています。故に、「国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外貨貸付が、国内外貨貸付方式扱いになる。」ということは、「国内外資銀行が国内機関へ貸付けた外貨貸付」は人民元への両替ができなくなるということになります。加えて、『支払管理規定』の第27条第1項(2)には、「国外借入及び外貨債権または株券を発行して取得した外貨は外貨管理局の許可を経ないで人民元に両替してはならない」と規定されており、親子ローンは国外借入ですので、これは言い換えれば、親子ローンは外貨管理局の許可を経れば人民元に両替可能ということだと考えます。

3 . 駐在員事務所による立替について

Q : 上海地区に現地法人設立を進めています。不動産の賃貸契約や内装工事にあたり人民元での支払いが必要ですが、会社登記されていないため銀行口座が開けません。

すでに駐在員事務所があるので、この口座から立替払いし、設立後資本金から返金することは可能か教えてください。

A : 「会社登記されていないため銀行口座が開けない」とのことですが、『外商直接投資の外貨管理業務完備の関連問題に関する通知』（国家外貨管理局発布[2003]30号 2003年4月1日施行）に基づき、2003年4月1日以降、外国投資者専用外貨口座の開設が可能となっております。同通知第1条において、「外国投資者は中国国内に外商投資企業を未設立であるが、中国国内において直接投資に従事、或いは直接投資に関連する活動に従事している場合、投資プロジェクト所在地の外為局に申請を行うことができ、当該投資者の名義で外国投資者専用外貨口座を開設することができる。」と規定されております。外国投資者は一つの銀行において一つの複数貨幣種専用外貨口座のみを開設することができるものとされ、用途に応じて 投資類口座 買付類口座 費用類口座 保証類口座に分類されています。このうち、「買付類口座」は、同通知第1条において「外国投資者が中国国内において外商投資企業を設立予定で、その前段階で中国国内において土地使用権及び付帯する不動産、機器設備或いはその他の資産などを買付ける必要があ

る場合、資産の買入れ契約発効後、当該口座の開設を申請し外貨での借入金の預金、支払に使用することができる。」と規定されており、御社のケースの場合はこの買付類口座に該当すると考えます。尚、人民元での支払に対しては、外貨管理局の個別の審査許可を経て、専用口座の資金を人民元に両替することになります。（同通知の付属文書2、3に規定）

これら4種類の外国投資者専用口座のうち、外商投資企業の設立にかかわるのは 買付類口座 費用類口座 保証類口座ですが、これらについては同通知第1条において、「外国投資者が中国国内に外商投資企業を設立した場合、上述口座の資金の余額は、企業の資本金口座へ振替えることができる。上述口座から買取ったり決済したりする資金は、外為局が作成した相応の許可文書によって外国側の出資とし、且つ出資検証手続を行う。中国国内に外商投資企業を未設立の場合、外国投資者は外為局が作成した相応の許可文書によって、未使用の資金の外貨買取、支払及び当該資金を国外へ送金する手続を行うことができる」と規定されております。

一方、ご照会の「駐在員事務所の口座から立替払いし設立後資本金から返金すること」に関しては、可能ではあると思います。但し、当該駐在員事務所が課税事務所の場合には、立替分が経費とみなされ駐在員事務所の課税計算に影響を及ぼすリスクがあったり、駐在員事務所で立替えたとしても領収書の名義は新会社でないと新会社の税

務上も不都合が生じますので、あまり良い方法とはいえないと思います。従って本件のようなケースでは、上述の外国投資者専用外貨口座を開設するのが良いかと考えます。

また、本口座の取扱に関する詳細については、現地のお取引金融機関にご確認されることをお勧めします。

4 . ソフトウェア費用回収方法について

Q : 当社は日本の製造メーカーです。現在、上海に販売子会社を設立し中国国内への直接販売を進めようとしています。営業開始準備段階で、受注売上処理のために処理システムが必要になり、ハードウェアは子会社が直接現地で購入いたしました。

ソフトウェアについて、子会社は開発能力も無く、又資金面の問題もあり、親会社が開発会社と共同で開発し、一旦親会社の資産として計上し、これを子会社に60回月賦で譲渡し、資金を回収しようとして検討しています。子会社との契約方法、現地の役所への届け出方法、資金の親会社への送金方法などについて教えてください。

A : 中国子会社に対してのソフトウェアの譲渡についてですが、日本親会社と中国子会社間の契約方法は双方の取引形態次第ですのでソフトウェア譲渡契約の締結は可能と考えます。

ソフトウェア譲渡契約についての中国当局への届け出についてですが、中国への技術移転とされ、『技術輸出入管理条例』（国务院令第331号 2002年1月1日施行）の適用を受けると考えます。よって、該当する技術が自由類であれば、国务院外経貿主管部門に対し登記手続をし、技術輸入契約登記申請書、技術輸入契約の副本、契約締結当事者双方の法的地位の証明文書を提出します。（第18条）。国务院外経貿主管部門は、文書を受付けた日から3業務日内に、技術輸入契約について登記をし、技術輸入契約登記書を発行します。（第19条）

日本親会社への送金方法については、『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』（1996年7月1日施行）第13条にて輸入契約

又は協議の外貨指定銀行への提出が規定されております。また、『貿易外支払いに関わる外貨の売渡、対外支払および国内居住者個人の外貨収支管理取扱規定（試行）』（国家外貨管理局 匯発[2002]第29号 2002年3月18日発布 2002年5月1日施行）内にて、「コンピュータソフトウェア使用許諾の外貨による支払」として以下の書類の提出を掲げています。

書面による確認申請

契約または協定

インボイスまたは請求書

版權主管部門による「著作権契約登記印」が押捺してある著作権使用許可契約あるいは契約登録の承認回答

外経貿主管部門が発行する「技術導入および設備輸入契約登録発効証書」あるいは「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」

「技術導入契約データ表」

税務証憑

上記書類はコンピュータソフトウェアの使用許諾にかかる外貨支払いについて規定しているものですが、外貨管理上は無形資産輸入ということで、譲渡であっても使用許諾であっても同一の規制にかけると考えます。

なお、お問い合わせのケースは、60回月賦払いということで対外決済が90日を超える延払いとなりますので、通常は外債登記の対象となりますので併せて当地の外貨管理局で外債登記の必要性についてもお確認されることをお勧めします。

5 . 輸入品の支払い期間について

Q : 中国企業から直接製品を購入しています。この企業から「最近中国当局の外貨管理制度が変更になり、輸出日から45日以内に売掛金を回収しなければならなくなったので協力を願いたい。」との連絡がありました。実際にこのような通達はあるのでしょうか。

A : 本件について、中国企業と御社間の今までの決済形態の内容について不知ですが、外貨管理局から輸出代金の回収期間を短縮する旨の通達は出ていないようです。『輸出代金回収照合管理弁法実施細則』(国家外貨管理局 匯発[2003]第107号 2003年9月8日発布 2003年10月1日改正施行)第26条では、貨物輸出後、輸出企業は、貨物の輸出契約に約定した代金回収期限までに、代金全額を回収することを要求しており、輸出代金の回収期限は、一括払いでの決済の場合、輸出通関後180日以内、ユーザンスでの決済の場合、ユーザンス回収の届出上の回収期限内と規定しております。

以下推察ですが、中国企業が輸出貨物の増値税還付手続を行うために、売掛金の早期回収を要望していることが考えられます。『輸出貨物税還付(免除)管理の関連問題に関する通知』(国税発[2004]64号 2004年5月31日発布 6月1日施行)にて規定されて

おります。

上記通知中には、「45日以内に代金回収」とは記述されておりませんが、増値税還付手続について、書類提出・申告期限を過ぎたものは原則受理しないと規定しておりますので、このような背景の中、できるだけ早期に輸出代金を回収し、増値税還付申請書類を調べ、還付手続をすべく、中国企業が要求しているかもしれません。

また、中国では、輸出代金回収率により輸出企業を区分し、回収率の高い企業には優遇を、低い企業には輸出代金回収照合管理強化や輸出入業務の一時停止などを行う政策も取られており、中国企業が輸出代金回収率を上げるべく、短期間での輸出代金支払いを要求しているかもしれません。

以上、推察の域を越えませんが、いずれにせよ、外貨管理上では回収時期短縮の規定は出されておられませんので中国企業側の何らかの事情であると考えます。

6. 親子ローンにおける担保提供について

Q : 日本企業が中国の子会社へ親子ローンを出すために、他の日本企業から資金を借入れる場合、貸し手への担保提供に中国子会社を絡めたいと考えています。そこで、以下の点について教えてください。

1. 日本企業（A社）から中国子会社（B社）への親子ローン債権を、貸し手（C社）に譲渡担保として差し入れることは、法律的に可能か。
 - (1) 可能であれば、中国サイドで具体的にどのような手続が必要か。
 - (2) 可能であれば、対抗要件を具備する必要があるか。また、中国で具備する手段はあるか。
2. B社の顧客からB社への代金支払を、エスクロウ勘定（弁護士などの第三者が中国国内に設定）に入金させることで、C社がB社の売掛金をおさえることは法律的に可能か。可能であれば、具体的にどのような手続が必要か。
3. A社が保有するB社の出資持分にC社が質権設定する事は法律的に可能か。
 - (1) 可能か否かの判断は、B社の法人形態によって違うか。
 - (2) 質権設定、実行には、どのような手続が必要か。
4. 上記のような行為が法律的に可能であった場合、実効性はあるか。

A : 弁護士よりコメントをいただきましたので、項目別に回答します。

1. 譲渡担保は譲渡の形式を採りつつ、実質において担保として機能させる手法です。形式面は中国企業に対する外国企業の債権の、他の外国企業への譲渡であり、これは外債登記変更により可能であり、実務上も珍しいことではありません。実質的に担保として機能させるという点については、譲渡の両当事者である外国企業間の取決めの問題に過ぎません。よって、譲受人は法律上処分、行使などを行ないうる譲受債権について、これらの行為を行なえないという契約的取決めをすればよいだけのことと考えられ、これも特に禁止されるいわれはな

いものと考えます。

形式に従い債権譲渡について外債登記を行なうことが必要と考えれば（逆に外債登記を行わない単なる契約上の譲渡は、中国の外債管理規制上問題があるものと考えます）、対抗要件の問題を考える必要はないものと思われます。

2. エスクロウ勘定は、法的には特にこれを規制する規定もないようであり、中国の銀行がそのようなアレンジを受けてくれるかという問題であり、一部地場銀行において似たような業務を取り扱っている場合もあるようです。

ただ、エスクロウ勘定を用いB社の債権をおさえたとしても、B社の債権者ではな

いC社がそれをおさえる法的根拠に欠けます。

従って、当該エスクロウ勘定に質権を設定することが必要と考えます。しかし、そうすると中国の居住者、企業が外国企業（A社）の債務のために担保を提供することとなります。このような中国の居住者による外国企業の債務のための担保提供は対外担保規制上は認められない可能性が高いものと考えます（例えば、『国内機構対外担保管理弁法実施細則』第6条は「被担保人（＝主債務者）」を中国企業及び中国企業の外国における出資会社に限定しています）。

よって、現実的な発想とは言いがたいのではないのでしょうか。

3. 『担保法』第75条、第78条などにより有限責任会社の持分権に質権を設定することは可能です。B社はA社の子会社（外商投資企業）である以上、有限責任会社の形態をとっているものと考えられるので、合弁、合作、独資による相違はありません。

質権の設定には持分譲渡の規定が適用され、持分権者名簿に質権設定が記載された日に発効するものとされます（『担保法』第78条第3項）が、外商投資企業においては持分権者名簿が通常存在せず、また、持分譲渡の手続は認可機関の認可など『外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定』（対外貿易経済合作部、国家工商行政管理总局 1997年5月28日公布 同日施行）の定めに従います。しかし、その手続

は面倒な上に、認可機関において質権設定の認可という経験がないことが十分予想されるので、具体的な手続及びその確実性については不明確です。

また、質権実行手続も、『担保法』第81条、第71条により、質権者に優先弁済権が認められること、質権者が主債務について弁済を受けないときは、質権設定者と協議して質物の評価買取、競売、売却等の処分を行うことができることなどが確認されています。しかし、日本の担保権実行手続のような裁判所の主宰に係る強制執行手続は存在せず、質権設定権者の任意の協力が必要とされるなど、手続的な確実性は実行段階でも欠落しています。

4. 上記に見た手続の不確実性から、余り実用化されておらず、その実効性には疑問が残るものと言わざるをえません。

ただ、優先弁済効は破産やA社の他の債権者による差押の場合等に有効に機能する可能性はなお存在し、また、弁済に向けての心理的圧力にはなるものと考えます。

以上となりますが、1. については、当初、外債登記を行なうに際して、B社はA社との金銭消費貸借契約を提出しますが、その契約中に通常、譲渡担保についても規定しているものと考えられます。その規定に債権者による債権譲渡担保の差入を禁止するなどの文言があれば、差入を行なう前に契約の変更が必要となり、それに伴い外債登記内容の変更も必要となるのかと考えますので注意が必要です。

7. 人民元の借入れと総投資額の関係について

Q：当社の子会社は、総投資額2,500万ドル、内資本金1,000万ドルとなっています。中国の銀行（外銀含む）から人民元を短期または長期で借入れた場合、その借入れた額は投資総額に加算されるのでしょうか。

A：「投資総額」とは、元々「合弁契約、定款の規定する生産規模において投入することが必要な基本建設資金及び生産流動資金の総和」であるとされており（『中外合弁経営企業法実施条例』第17条）その概念は「自己資本である登録資本」と「他人資本である負債」とを足したものの、即ちバランスシートのいえば「総資産相当額」であると捉えられているようです。

従って、御社の場合、「投資総額」（2,500万米ドル）と「自己資本である登録資本」（1,000万米ドル）の差額である1,500万米ドルが、「他人資本である負債」の枠になると考えられ、投資規模に応じて少負債の健全経営を義務付けている観点から考えると、ご照会にある「人民元建の借入れ」に関しても本来的には当然のことながら、「他人資本である負債」の1,500万米ドルの枠残高に含まれるべきものであると考えられます。

ただし、その他人資本である「負債」の捉え方において、従来より「買掛金や未払金など借入以外の負債はこれに該当しないという考え方」、また「人民元建の借入についてはそもそも規制の対象外である」といった法的にはあまり支持する根拠が見当たらない考え方が実務上採用されることに

より、外商投資企業の資金調達において、「投資総額は登録資本と負債との総和である」という一般論は、しばしば有名無実化してきているといえました（つまり、ご照会の人民元建て借入は「負債」に該当しないという考え方から、投資総額にも含まれないという考え方です）。

というのも、『外商投資企業の資本項目の外貨決済の審査と外債登記管理業務を改善することに関する通知』（国家外貨管理局 匯発[2004]42号 2004年5月17日発布 同年7月1日施行）の第3条は、「外商投資企業が借入れる中長期外債の累計発生額及び短期外債残高の和は、審査認可機関が認可したプロジェクトの投資総額と登録資本の差額の範囲内に厳格に抑制する」という旨の規定を置いています（これは『外債管理暫定弁法』（国家発展計画委員会、財政部、国家外為管理局令 第28号 2003年1月8日発布 同年3月1日施行）第18条においても既に同様に規定されています）が、その反対解釈として、これはあくまでも「中長期外債の累計発生額及び短期外債残高の和」について言及したものであることから人民元建借入ならびに買掛金や未払金等借入以外のその他の支払債務はかかる規制に服さないのではないかと考えることができると

いうものです。

しかしながら、『2005年の国外外資銀行短期外債指標査定業務に関する通知』（国家外貨管理局 匯発[2005]4号 2005年1月26日発布 同年4月1日施行）において、国外機関の保証付き人民元借入れについても、総投資額と登録資本の範囲内とする旨規定

されました。よって、御社が親会社などの国外機関の保証付という条件で、中国国内銀行（外資銀行含む）から人民元借入する場合にも、総投資額と登録資本の範囲内の枠内に参入されることになりましたので改めて、全体の借入額と総投資額と登録資本金の枠について注意することが必要です。

8 . 現法子会社とのネットィング決済について

Q : 日本企業（親会社）が中国に現地法人（子会社）を設立し、親会社から子会社へ原材料を供給し、子会社から親会社へ製品を輸出する予定です。

その際の決済については、ネットィングにより、親会社側の入超部分のみを現地法人に支払うことを考えています。

一方で、「中国ではネットィングによる決済は認められていない」との情報も聞かれますが、実状を教えてください。

A : 『「中国ではネットィングによる決済は認められていない」との情報も聞かれます』についてですが、後述する一部の取り扱いを除いて、現在の中国の外貨管理に関する規定のもとでは、輸出入代金の差引決済（相殺処理）は、結果的に認められていないと考えます。根拠は、輸出入それぞれに核銷（カクショウ）といわれる制度があり、輸出には「輸出代金受領の照合抹消手続」、輸入には「輸入代金支払の照合抹消手続」が必要となってくるためです。

具体的には、中国の輸出の場合を例にとると、中国からの輸出通関貨物と、銀行経由の国外からの輸出代金の回収額とを照合する制度で、完全に照合するためには、輸出通関貨物の代金全額を回収しなければ、照合一致できないからです。これは、貨物を輸出しても輸出代金の回収率が低いこと、また輸出増値税還付を受けるための架空輸出や、水増し輸出等の問題を防ぐためにとられている制度です。「輸出代金受領の照合抹消手続」については、『輸出外貨回収照合管理弁法』（国家外貨管理局 匯発

[2003]91号 2003年8月5日発布 同年10月1日施行）および、『輸出外貨回収照合管理弁法実施細則』（国家外貨管理局 匯発[2003]107号 2003年9月8日発布 同年10月1日施行）に、「輸入代金支払の照合抹消手続」については、『貿易輸入外貨支払照合監督管理暫定施行弁法』（国家外貨管理局 匯国発字[1997]第01号 1997年3月1日施行）に規定されています。

確かに「相殺」については、中国においても、日本の民法第511条に類似した規定として『契約法』第99条（相殺）の規定があり、「相殺」そのものは可能であると考えます。但し、これは基本的に中国国内企業間での取り扱いという解釈になるのではないかと考えます。中国国内企業と国外企業間では、外貨管理上の問題があり、相殺が結果的に認められないということは既に述べたとおりです。

さて、上記において、「後述する一部の取り扱いを除いて」としたのは、「加工貿易」に関する外貨管理制度のもとでは、事前に外貨管理局の許可を得られれば、次に述べる「加工貿易」取引においてのみ、一

部、差引決済（相殺処理）を認められる取引が存在するためです。その取引とは、具体的には、

1. 「進料対口貿易方式の場合」
 2. 「進料深加工貿易の進料転来料の場合」
 3. 「外商投資企業の進料加工貿易の場合」
- が挙げられます。

1. 「進料対口貿易方式の場合」

進料対口貿易とは、加工貿易において、「国外の加工委託先」が、「中国内の加工引受先（中国企業）」との間で、「部材供給契約」と「加工後の製品の輸出入契約」とを別々に締結する加工貿易のことです（「進料加工」とは、部材無償支給で、加工賃のみの決済となる「来料加工」とは異なり、元々「部材供給契約」と「加工後の製品の輸出入契約」を別々に締結し、それぞれに決済が必要となり、かつ、必ずしも「国外の加工委託先」と「加工後の製品の引受先」が同一ではない方式ですが、この進料「対口」方式とは、「国外の加工委託先」と「加工後の製品の引受先」が同一の取引方式ということになります）。

原則、進料対口加工では、国内の加工引受先企業は、まず、部材の輸入代金を支払い、次に、加工後の製品の輸出代金を「全額」受け取ります。しかしながら、この方式の場合には、事前に外貨管理局で差引決済方式（相殺処理）の許可を受けることができれば、「部材の輸入支払代金を加工後の製品の輸出受取代金から差し引くこと（以収抵支）」が認められています。即ち、国外の加工委託先は、加工賃だけを中国内の加工引受先（中国企業）に支払うことで、決済が完了します。これは、先にも述べた通り、「国外の加工委託先」と「加工後の

製品の引受先」が同一の、進料対口加工貿易であることから、差引決済が、外貨管理局の事前の許可を受けた上で、認められるということです。

2. 「進料深加工貿易の進料転来料の場合」

「進料深加工貿易」とは、中国内の加工引受先（進料加工企業）が別の中国内の加工企業に転廠する（「転廠」（深加工結転）とは、加工貿易企業が保税部材を加工した製品を、別の加工貿易企業に移して「更に加工を行った」後、再輸出する経営活動のことを指す）取引のことで、更に「進料転来料」とは、その転廠先の加工企業が来料加工企業であるパターンです（進料加工企業が別の来料加工企業へ転廠すること）。この「進料転来料」の場合も、通常の進料対口加工貿易と同じく、中国内の加工引受先（進料加工企業）は、原則、加工後の製品の輸出代金を「全額」受け取りますが、この方式の場合でも、事前に外貨管理局で差引決済方式（相殺処理）の許可を受けることができれば、差引決済が認められています。これは、中国国内で進料企業が来料企業に転廠している部分は、来料企業への転廠ですので、いい換えれば、加工賃決済のみの「来料加工契約」と同一であり、進料企業と来料企業の間は、転廠により再加工を加えられた部分に対応する加工賃のみの中国内決済で済みます。故に、国外の加工委託先は、最初の部材から最終の製品へ加工された全体の加工賃だけを中国内の加工引受先（進料加工企業）に支払うことで、全体の決済が完了します（進料転進料だと、中国内の進料企業間で「部材としての半製品自体の決済」と「完成品自体の決済」も必要になってくる為、中国内

の加工引受先（進料加工企業）も資金負担が発生し、関連して、国外の加工委託先とも加工賃のみの差引決済は出来ず、加工後の完成品の輸出代金全額を受取ることになるものと考えます。

3. 「外商投資企業の進料加工貿易の場合」

「外商投資企業の進料加工貿易」とは、外商投資企業が行う進料加工貿易という意味です。「中国内の加工引受先」が中国企業ではなく、外商投資企業が加工引受先となって、国外の加工委託先である親会社との間で、製品輸出に必要とされる部材を輸入し、加工後の製品を輸出する方式です。この場合も、原則、輸出代金を全額回収することになっていますが、事前に外貨管理局で差引決済方式（相殺処理）の許可を受けられることができれば、差引決済が認められています。これは、外商投資企業が行う進料加工貿易であれば、親子間であり、所謂、「国外の加工委託先」と「中国内の加工引受先（進料加工企業）」の関係がはっきりしているという理由（実質的には「対口」と同様の理論）からだと考えられます。

上記1.～3.にて、「加工貿易」取引における一部の例外的な取り扱いを述べましたが、全国的にもこのような形式の加工貿易で、事前に外貨管理局宛申請すれば、全て自動的に差引決済（相殺処理）の許可が下りるという状況ではないようです。外貨管理局が許可をおろす根拠としては、まず「資格審査」があり、その審査に通ってなければ許可は下りないようです。審査についても詳細は分かりませんが、ポイントとしては、基本的に、加工貿易企業として違反行為が無いことや、輸出入の相手と同

一（対口）であること、また付加価値が高いことなどが考えられます。とりわけ、付加価値率が高いということ（即ち、収支差額、所謂、中国側に落ちる加工賃の部分）が、重要な要素になっているようです（具体的な数字は分かりません）。加工貿易とは、本来、中国側にとってみれば、付加価値の低い取引形態であり、中国を「世界の工場」として捉えるのではなく、所謂「作業現場」として捕らえているようなイメージがあります。そのようなことから、加工賃を搾取しているのではなく、「残す」というようなイメージを、中国当局側に与えるように持っていくことではないかと考えます。

御社の場合、「日本企業が中国に現法（子会社）を設立し、当該日本企業から現法へ原材料を供給し、現法から日本の親会社へ製品を輸出する予定」ということですので、進料加工貿易形態を採られれば（関税、増値税を払って部材を輸入し、製品を加工、輸出後、増値税の輸出還付を受けるという一般貿易の形態を採られなければ）、理論的には、3.「外商投資企業の進料加工貿易の場合」に当てはまると考えられますので、基本的には、差引決済が認められる余地があると考えられます。ただし、上述のような資格審査や、地域によって外貨管理局の運用の違い（広東省では実際に行われている例があるなど）も見られるようであり、また、差引決済代金の外貨送金に関しては現地の銀行も取引に関係してくるので、進出される現地の外貨管理局、お取引金融機関などに、事前に確認することをお勧めします。

9 . 外貨決済口座の開設について

Q : 子会社と貿易取引を開始しようとしていますが、子会社が現地の銀行に取引口座を開設するには、どのような書類、届出が必要なのでしょう。ちなみに、通貨は米ドルとして、中国系銀行と日本の銀行の2行での開設を考えています。

また、申請から口座開設までの日数はどれ位かかるのでしょうか。

A : 經常取引にかかる外貨決済口座の開設については、外貨管理局に口座開設の許可を申請する必要があります。

まず、外貨決済口座の開設に関連する規定として、『經常取引外貨口座管理政策を更に調整することの関連問題に関する通知』および付属文書として『国内機構經常取引外貨口座管理実施細則』（国家外貨管理局 匯発[2002]87号 2002年9月9日発布 同年10月15日施行 以下『実施細則』）があります。

外貨管理局に提出する書類は『実施細則』第5条に以下の通り定めています。

- ・ 經常取引外貨口座開設申請書
- ・ 営業許可証の原本及びコピー
- ・ 外資系企業外貨登記証
- ・ 組織機構コード証の原本及びコピー
- ・ その他外貨管理局が提出を求める資料

申請内容に不備がない場合、外貨管理局から「經常取引外貨預金口座開設認定書」が発給され、銀行は外貨管理局の「認定書」に基づき口座を開設することになります。

次に、複数の經常決済口座の開設についてですが、『実施細則』第13条で、外貨預

金口座管理情報システムが適用されている地域では、必要に応じ、複数の經常取引外貨口座の開設を外貨管理局へ申請できる旨定めています。ただし、複数の口座数の申請が全て認められているわけではなく、申請事由に対する審査が行われます。

また、同13条には、「複数の經常取引外貨口座の残高限度額は、規定の限度額を超えてはならない」と定めており、口座の増加が限度額の増加にならないこととなります。

この限度額は、『經常取引の外貨口座預入限度額認定基準を調整することの関連問題に関する通達』（国家外貨管理局 匯発[2004]23号 2004年3月30日公布 同年5月1日施行）で、前年度の經常取引外貨支出が同収入の80%未満の場合は、前年度經常取引外貨収入の30%が残高限度額（ ）となり、前年度の經常取引外貨支出が同収入の80%以上の場合は、50%までが残高限度額（ ）と定めています。

（『国内機関の經常項目の外貨収入留保緩和関連問題に関する通知』（国家外貨管理局 匯発[2005]58号 2005年8月2日発布 同日施行）により、現在では、それぞ

れの残高限度額が50%、80%へと緩和されています。)

最後に、經常取引外貨決済口座開設までの経過日数についてですが、金融機関に必

要書類を添えて申請し、内容に不備がない場合は、当日に口座開設され则认为ますが、詳細な手続きなどは、取引金融機関への確認をお勧めします。

10. 保証金口座について

Q：子会社が「保証金戸」の口座を開設しました。取扱い通貨は人民元です。為替予約取引に使うとの話ですが、実際にどのような口座で、どのように使用すればよろしいのでしょうか。

A：為替予約取引に使用する人民元建ての保証金口座についてのご質問ですね。国有商業銀行で先物決済業務を行なう企業は保証金を最低でも先物取引金額の3%を納めなければならない、その納付する通貨は外貨でも人民元でもよいようです。

なお、具体的な記載はされていませんが、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号 2003年4月10日公布 同年9月1日施行）の専用預金口座の説明において、その特定用途資金の管理と使用及びその用途を規定しており、ご質問の「保証金戸」は、その中における「先物取引保証金」と同じ性格を持つものと推測され、「専用預金口座」に属すると考えます。なお、その開設及び管理については第13条、第19条、第35条に従うこととなります。

補足として、為替予約取引について説明しますが、通常為替予約取引に際して、銀行は顧客の為替予約取引履行に対するリスクを負うこととなります。このリスクとは、

例えば、輸入予約（人民元売り外貨払いの予約取引）の場合、顧客がある将来の指定日に人民元を外貨に交換するレートを既に確保しながら、その指定日において顧客が交換できない、つまり交換する原資である人民元を保有していない事態が発生した場合には、銀行が代わりに市場においてその取引を履行しなければならないということを示します。

通常、日本の銀行では為替予約取引を顧客と締結する際、このリスク相当額を為替予約取引限度額のいくらか（10～30%程度）と設定したそのリスク相当分を顧客に課すため、相当分同額の現金等を銀行として確保しておこうとする場合があります。

おそらく、本件の場合、この確保したい金額（顧客からの提供金）を「保証金口座」という形で顧客に開設及び入金させて、銀行が担保として管理しようというものであると推測します。

11. 保険費用の決済通貨について

Q：新規取引先との輸出の取り決めの中で、貿易条件がCIFとなるものが出てきました。シッパーとなる当社としては、保険の手配が必要となるため保険会社と船積み時の貨物保険について調整を行なったところ、下記のようなことを保険会社担当者よりいわれました。

「保険費用を人民元で支払った場合、もし仕向け地、コンサイニー側で貨物に損害が出て、求償することになれば、当方（保険会社）より支払う金額は人民元となり、米ドル、日本円といった通貨（外貨）での支払は出来ない。従って、もしも求償時、米ドルなど外貨で支払を望むなら必ず保険費用については米ドルで支払をして欲しい」

そこで、質問なのですが

1. 外貨管理規定で上記のような規定が定められているのでしょうか。
2. また、もし規定があり、外貨で保険費用を支払う場合、中国国内での外貨取引は禁じられているかと思いますが、例外として支払うことが出来るのでしょうか。

A：中国国内から海外へ輸出する場合の貨物海上保険に関するお問い合わせですね。

貨物海上保険の保険金額（付保額）の建値は、CIF契約の建値と同一ですので、中国から輸出する場合は、米ドルや日本円などの外貨（国際決済通貨）となるのが通常です。そして保険金の支払いは原則、保険金額の建値で行なわれます。従って、保険事故が発生し、海外でコンサイニーが求償し保険金を受け取る場合、人民元ではなく外貨（国際決済通貨）となるわけで、海外のコンサイニーとしても人民元を受け取りたくはないでしょう。

一方、保険料（費用）は、保険金額に一定の保険料率を乗じて算出する関係上、保

険金額の建値と同一になります。中国からの輸出の場合、保険金額が外貨建てとなりますので、保険料も外貨建てとなります。もちろん引受保険会社が認めれば、外貨保険料をその時の為替換算率を使って人民元に換算し、人民元での決済も可能ですが、現状では中国国内の保険会社は通常外貨での支払いを要求しているようです。

ご質問の外貨管理規定上の制限についてですが、確かに中国国内では、外貨建て価格、外貨建て決済は禁止されていますが、いくつかの特別な場合は、『国内外貨振替管理暫定規定』（国家外為管理局 匯管函字[1997]第250号 1997年9月25日公布 同年10月15日施行）により、特定のケースにおいて国内企業間での外貨建ての送金、振

替が認められており、取引銀行あるいは外為管理局が、その取引内容を審査し、認定を受けた後に実施することができるとなっ

ております。本件のように国内の保険会社に対する保険料の外貨預金からの支払いは、銀行の審査認定で可能となっています。

第 10 章 会計に関する Q & A

1 . 輸入設備の減価償却開始日について

Q : これまで輸入設備に限らず、固定資産の減価償却開始は使用開始した月の翌月からとなっているかと思いますが、噂で上海地区については2003年11月頃から使用しておらず梱包の状態でも工場に搬入された月の翌月から可能になったと聞きましたが、そのような通知ないし運用について教えてください。

A : 本件に関しまして、上海で特別な通知が出たということについては、当方では聞いたことがありません。

『企業会計制度』（財務部制定 2001年11月29日公布 2002年1月1日施行）第37条では、「当月増加した固定資産については、当月は減価償却をせず、翌月から減価償却の計上を開始する。」と規定されており、これが大原則になります。『外商投資企業・外国企業所得税法実施細則』第32条には、「企業の固定資産は、使用開始月の翌月から減価償却費を計上しなければならない。」と規定されておりますので、「増加」と「使用」が同一の意味であれば、即ち固定資産取得と同時に使用を開始したのであれば、両者に差異はありません。

『企業会計制度』第27条では、「固定資産は取得時に取得時の原価により記帳しなければならない。」と規定されており、取得した月が固定資産の増加した月になりますので、会計上は翌月から減価償却が開始

されます。したがって、固定資産を取得して何ヶ月も使用に供しなかった場合でも、『企業会計制度』第37条では、取得した月、即ち固定資産が増加した月の翌月から減価償却が可能になります。これに対して、税務上、『外商投資企業・外国企業所得税法実施細則』第32条では、厳密に言えば、取得しただけで使用に供しなければ減価償却できませんので、会計上では減価償却費を計上しても、税務調整でその費用を自己否認し、法人利益に会計上の減価償却費分を損金不算入として加算するという取扱になるかと考えます。但し、税務と会計を敢えて分けると実務的には、税務用の固定資産台帳を別途作成する等、面倒な為、理論的には成立しても、現実的ではないと考えます。そもそも購入して梱包状態のままにあるということが、かなり稀なケースかと思しますので、数ヶ月内に使用が見込まれるのであれば税務と会計を一致させておいた方が実務的かと考えます。

2 . 三項基金について

Q : 税引後利益から積み立てる「三項基金」の会社形態による、強制か任意かについて教えてください。

独資 合弁 合作 強制 任意

- 1 . 準備基金
- 2 . 従業員奨励基金
- 3 . 企業発展基金

任意とは董事会にて決議する事。

A : まず、ご質問にある「任意」の定義については「積み立てても積み立てなくてもよい」と理解して回答致します。

三項基金における強制か任意かについては、企業の設立形態によって取扱に違いがあります。

最初に、独資企業については、規定上、準備基金は「累計引当金額が登録資本の50%に達するまで、納税後利潤の10%以上引当せねばならない。」、従業員奨励基金は「独自に決定」としており、企業発展基金については特に規定されていません（『外資企業法実施細則』第58条）が、『外商投資企業執行新企業財務制度的補充規定的通知』（財政部 第474号 1993年12月23日発布施行）（以下『補充通知』）第1条第10項において、外資企業は企業発展基金を積み立てないことができると規定されています。

その中において、比率の定めがない従業員奨励基金は企業独自で低く（0%や1%など）設定してもよいように考えますが、『外資企業法実施細則』第68条では、「工会有る場合など、企業は工会と協力して

適正設定としなければならない。」と規定していることから、実務上は、あまりにも積立率が低い場合などは財務局などから指導を受けることもあるようです。

董事会の決議については、法的には要求していないものの、三項基金の分配そのものが利益処分となりますので、不可欠であるものと考えます。

次に合弁企業ですが、規定上、全ての基金について積み立てることが義務付けられ、かつその積立比率を董事会が決定する（『中外合弁企業法実施条例』第76条1項）としています。よって、合弁企業においては三項基金全てを積み立てる必要があり、董事会の決議も必要であるものと思われます。

合作企業については、合作企業の基本法である『中外合作経営企業法実施細則』には特に定めはありませんが、『補充通知』第1条第10項をみる限り、合弁企業と合作企業における取扱は同様の対応とされますので、三項基金全てにおいて積み立てる必要があろうかと思われます。

したがって、ご質問にある表においては、 は「 」ではなく「 」になるものと思われ
合作企業における従業員奨励基金について れます。

3. 歩留まり品再利用時の会計処理について

Q : 中国国内に輸出向け製品の工場、および中国国内向け製品の工場があります。工場の性格上、生産活動において、歩留まり品が少なからず発生します。これらの歩留まり品は、ほとんどが生産ラインに再投入されて、再加工のうえ製品となって出荷されます。

一方、中国国内に中国国内で販売した製品のアフターサービスを実施するサービス会社があります。この会社は現在、日本から修理用部品を調達しています。

以下のような行為は日本では、工場からサービス会社への所得移転となるので当然できませんが、中国では可能でしょうか。

1. 中国国内の工場が発生した歩留まり品を、生産ラインに再投入せずに廃棄処分とします。
2. 廃棄処分となった歩留まり品を、同じく前述のサービス会社が廃棄物の回収として資産価値ゼロで入手し、修理に活用して修理の原価を抑制します。

A : 中国の税務規定では廃棄物は、企業の董事会の承認を受けて、関連証拠資料を整備して、後日の税務当局の書類審査と税務調査に備えなければなりません。廃棄したという証拠がなければ、損失処理ができないこととなります。

一方、廃棄物を無償で受け取る企業については、無償贈与を受けた廃棄物の価値が実質的にゼロであれば問題ないと考えますが、それをういてアフターサービス品を生産するのであれば、公正価値のある廃棄物

を無償で贈与を受けたことになり、受贈益の課税が行なわれるとともに、その受贈益が会計上は資本剰余金に計上されてしまいますので、甚だ不都合な会計処理になります。

従って、廃棄物処理をするにしても、何らかの処分対価（例えばスクラップ価格）で取引した方が無難かと考えます。

また、税務当局は廃棄する企業の損失を否認する方向で検討することも予想されます。

4 . 資産購入時の増値税計上について

Q : 「資産購入時に発生する増値税は、記帳価額に含める」との準則がありますが、この場合、会計仕訳として、例えば100の資産を購入し、17の増値税が発生した場合

借方 資産 117 / 貸方 未払金 117となり、増値税明細が存在しなくなります。

つまり、元帳上での増値税の金額は、発票の金額と異なりますが、中国での元帳上の管理は、これが普通なのでしょうか。

A : 『企業会計制度』によれば、固定資産の会計上の処理については、実際に支払った購入価額、包装費、運送費、据付原価、納付した関連税金費用等を記帳価額とします。

通常の商品購入等の場合（一般納税認定者の場合）、仕入増値税と売上増値税の相殺後、差額の増値税を納付するため、増値税明細は確かに必要となりますが、固定資産の購入の場合には、この相殺および控除が認められていないため、通常の商品仕入時のような「原材料」「未払増値税（仕入税額）」科目を各々借方計上し、支払うべき金額を「買掛金」科目として貸方計上するのではなく、ご指摘のように購入資産を「固定資産」科目に借方計上し、支払うべ

き金額を「その他未払金」（即払時は「銀行預金」）科目に貸方計上することになります。

従って、固定資産の購入に限っては、購入に際しての発票は領収書としての意味はあるものの、増値税明細においては売上増値税との控除ができないことから不要であると考えます。

ちなみに、東北3省では、地区の奨励策の一環として、一部の業種に対し、この固定資産購入に際する増値税を売上増値税と控除できるとした法規『増値税の控除範囲の拡大に伴う企業の認定作業の展開に関する通知』（国税函[2004]143号）が発布されています。

5 . 減価償却方法の種類について

Q : 中国の固定資産の減価償却方法として、定額法、作業量法、年数総和法、倍額残高逓減法（200%定率法）がありますが、

- 1 . 倍額残高逓減法（200%定率法）の計算方法を教えてください。
- 2 . 中国の固定資産の償却方法として、どの償却方法が一般的なのでしょう。

A : 固定資産の減価償却方法として、会計上ではご質問のように定額法、作業量法（生産高比例法）、年数総和法（級数法）、倍額残高逓減法（200%定率法）を採用することができますが、税務上は、定額法を採用するとしており、その他の償却方法を採用する場合、別途、国家税務機関の認可が必要となります。仮に、税務機関の認可が得られなくても、会計上は定額法以外の償却方法を選択することが可能ですが、定額法との差額は税務上、調整する必要があります。

倍額残高逓減法（200%定率法）の計算方法ですが、「減価償却限度額 = 未償却残高 × 耐用年数に応じる定率法の償却率 × 2」で計算し、最後の2年で均等に償却します。例えば、取得金額が100で償却後余剰価値0、耐用年数が5年、償却率20%の場合、定率法であれば、1年目は $100 \times 20\% = 20$ を

償却しますが、倍額残高逓減法（200%定率法）の場合、1年目を $100 \times 20\% \times 2 = 40$ で償却し、2年目は未償却残高60に対して $60 \times 20\% \times 2 = 24$ を償却します（3年目は未償却残高36に対して $36 \times 20\% \times 2 = 14.4$ を償却し、残りの未償却残高21.6を2年間で均等に償却）。

中国においては前述のように、企業の減価償却方法として、税務上は定額法を要求していることから一般的に各企業は定額法を採用しているものと考えます。生産高比例法を採用している企業は聞いたことはありませんが、級数法や200%定率法については聞いたことがありません。おそらく、税務上と会計上との調整を行なう必要があるため、二重に管理せねばならないことが定額法以外の償却方法を採用しない要因に挙げられるものと推測します。

6 . 合併会計基準について

Q : 現在、当社は中国国内に現地法人を3社有しています。その内の1社を2005年末をもって、撤退させる予定です。現在、完全清算とするか、残りの現地法人と合併させるかを試算していますが、仮に残りの現地法人と合併するという選択した場合、合併会計基準として、パーチェス法、持分プーリング法どちらの会計基準を適用しなければならないのでしょうか。その他、合併時に留意すべき点等ありましたら併せて教えてください。

A : 中国の現行会計法規では合併会計基準についての規定はありません。従って、現時点ではいずれの方法も採用可能と考えられますので、事前に財政当局に相談することをお勧めします。

「持分プーリング法」は合併前の資産負債の簿価がそのまま合併後企業に引き継がれますが、「パーチェス法」では合併前の資産負債を時価評価して合併後企業に引き継ぎます。

合併後の資本金は両社の合併比率により決定されますが、『外商投資企業の合併と分割に関する規定』(外経貿法発[1999]第395号 2001年11月22日改正 同日施行以下『規定』)では、合併前における両社の登録資本金の単純合計金額を、合併後の登録資本金としなければならないと規定しています。この規定のみで判断すれば「持分プーリング法」が採用されているようにも見えますが、実際には両社の実質持分は登録資本金ではなく出資比率で決定されます。従って、私見ではありますが、この規定が必ずしも「持分プーリング法」によるものとは判断できません。

『規定』では、合併の時に時価評価した場合であっても、税務上は合併前の簿価で資産負債を引き継ぐことが要求されています。この規定も簿価引継ぎと時価評価のいずれであっても税務では簿価引継処理を要求しているもので、会計処理でいずれの方法を採用するかについては触れていません。

国際会計基準では、複数の企業が結合する場合は企業結合の状況により、それが企業買収か持分の結合かを、法的な形式ではなく、経済的な効果によって判定しているようです。そしてこれが企業買収であれば「パーチェス法」を、持分の結合の場合には「持分プーリング法」を適用しているのが一般的な模様です。

合併に関する手続きは、『規定』第3条により、合併は吸収合併と新設合併の二つの形式をとることが出来ますが、ご相談のケースでは、吸収する方の会社が引き続き存立し、吸収される方の会社が解散する「吸収合併」のケースとなると考えます。

留意点としては、外商投資企業の合併については『外商投資方向指導規定』『外商投資産業指導目録』に合致しなければなら

ない(『規定』第5条)といった点、合併を行なう際はその外商投資企業のもとの審査認可機関による認可を経た上で登記機関において設立、変更または抹消の登記を行わなければならない(『規定』第七条)といった点があげられます。

合併会社の合併終結には、単純に解散する場合は『中外合併経営企業法実施条例』

の第90条に拠りますが、合併の場合であれば、『規定』の第31項に基づけばよいと考えます。但し、これは『中外合併経営企業法実施条例』の第33条に規定されている通り、董事会の決議が必要であり、3分の2以上の董事の出席し出席董事全員の一致が必要となります。

7. 固定資産の概念について

Q：固定資産の定義として、『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』第30条に「企業の固定資産とは、耐用年数が1年以上の建物、構築物、機器、機械、車両運搬具、およびその他の生産・経営に関する設備、機器、工具等を意味する。(以下略)」とあります。

この場合、

1. 磨耗が激しく数ヶ月ごとに交換していく、高額な(1万円を超えるような)生産機器の部品は、どのように資産管理、償却をすればよろしいのでしょうか。
2. 生産機器は様々なパーツに分解することが可能ですが、このような資産を管理する場合、パーツごとの管理が義務づけられているのでしょうか。
3. 携帯電話などの少額資産管理は行う必要があるのでしょうか。

A：1. 「磨耗が激しく交換が頻繁となる高額な部品」とは例えば、機械に据付する刃やドリルのようなものを指すかと考えますが、通常この種の部品は、耐用年数が1年以上あるとはいいがたく、また企業も一般的には、頻繁に交換する部品については資産計上するのではなく、「消耗品」などで費用計上しているのではないのでしょうか。仮に、資産計上した場合、その都度、資産勘定から加除せねばならず、かつ償却処理及び廃棄損失処理もしなければならぬという事務の輻輳を考えると、結局は費用計上するのと同様な結果となるため、資産計上はされないものと考えます。

ちなみに、使用率の向上、使用強度の強化により、常に昼夜稼働状態にある機器、設備については、減価償却期間の短縮が税務機関への申請及び認可を経て認められています。実際に、資産計上してしまった場

合、事後申請で可能かは分かりませんが、「消耗品」として費用計上するよう変更を願い出るか、もしくは早期に費用化してゆくの賢明ではないのでしょうか。

2. 「様々なパーツに分解できる生産機器はパーツ毎に資産管理が義務付けられているか」について、外国投資家投資企業及び外国企業所得税法関連法規、ならびに企業会計制度においても、特にそのような規定はないため、義務付けられてはいないものと考えます。

また、『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』(以下『実施細則』)第38条では、固定資産における「列車、船舶、機器、機械及びその他の生産設備」の定義について規定していますが、「各種機器、機械、ユニット、生産ライン及びその一連の設備、各種動力、輸送、電動設備等を含む」と定めており、あえて分解して資産計

上することを求めておらず、「生産機器」
として資産計上すればよいものと推測しま
す。

3. 携帯電話等の資産管理について、一般
企業における通信手段として保有する「携
帯電話」は「生産・経営の主要設備に属さ
ない物品」に該当するものと言えます。そ
の場合、『実施細則』では、単価が2,000元
以下もしくは耐用年数が2年を越えないも

のについては、実際取得にかかった金額を
費用化できると規定しています。企業で使
用する携帯電話はおそらく2,000元以下の
ものを使用していると考えますので、通常
は取得と同時に費用計上しているものと推
測しますが、2,000元を超えるものについ
てはやはり資産計上する必要はあると考え
ます。

第11章 技術ライセンス・知的財産権 に関するQ & A

1. 技術提携時の一般的な留意事項について

Q：中国企業と技術提携を行う場合の関連法令及びその内容を教えてください。

また、技術提携時の一般的な留意事項を教えてください（契約締結時の注意事項、ロイヤリティーの送金規制など）。

A：技術援助契約の締結については、『技術輸出入管理条例』（国务院令 第331号 2001年12月10日公布 2002年1月1日施行 以下『条例』）に基本的なことを定めているとご理解下さい。以下に主なポイントを説明致します；

1. 『条例』第5条では、「国は技術の自由な輸出入を許可する。但し、法律・行政法規に別に規定がある場合を除く。」と規定し、国が禁止するもの、制限するものを除いて、技術の輸出入を自由と定めています。

更に、「自由輸入（輸出）に属する技術は、契約登記管理を実行する。自由輸入（輸出）に属する技術の輸入（輸出）は、契約が法により成立したときから効力を生じ、登記をもって契約発効の条件としない。」（第17条、39条）と定め、自由輸入に属する技術に関する技術導入契約は、双方の当事者の署名により発効し、締結済みの技術導入契約は登記を要求しています。

登記の際は、申請書、契約書副本、契約当事者の法的地位を証明する文書を対外経済貿易部門（商務部か地方対外経済貿易委員会など）に提出すると、3日以内に「技術輸入（または輸出）登記証」を交付するとし、それをもって外貨管理局、銀行、税

務局、税関で手続きすると定めています。

2. 契約の有効期間を制限する条項はなく（以前は10年）、一方、契約期間満了後の輸入技術の取扱については、「技術輸入契約期間満了後は、技術供与者と受入者は公平・合理の原則に従い、技術の継続使用について協議を行うことができる。」（第28条）と定めています。

3. 技術提供者側の義務として、「技術輸入契約の供与者は、提供する技術が完全で、瑕疵がなく、有効で、約定の技術目標に到達できることを保証しなければならない。」（第25条）ことを要求しており、実務上、技術導入契約において目標と到達条件を具体的に規定することが必要になります。

4. 第三者からの権利侵害告訴に対する技術提供者の義務について、技術提供者は「技術輸入契約の供与者は、自らが提供する技術の合法的所有者であることを保証し、またはその技術の譲渡もしくは許諾の権利を有することを保証しなければならない。技術輸入契約の受入者が契約に定める供与者の提供した技術を使用し、第三者に権利侵害で告訴されたときは、受入者はただちに提供者に通知しなければならない。供与者は通知を受け取った後、受入者に対する

妨害を排除するのに協力しなければならない。技術輸入契約の受入者が契約に定める供与者の提供した技術を使用し、他人の合法的権益を侵害したときは、提供者が責任を負う。」と定めているため（第24条）、技術導入契約への反映が必要です。

5. 技術導入契約において、以下の制限的条項を反映することを禁止しています。

- (1) 受入者に技術輸入に不可欠ではない付帯条件の受入の要求をすること。不必要な技術、原材料、製品、設備またはサービスの購入を含む。
- (2) 受入者に特許権有効期間満了後または特許権が無効と宣告された技術に対して、使用料を支払わせ、または関連の義務を負うことを要求すること。

- (3) 受入者に供与者が提供した技術の改良または受入者の改良技術の使用を制限すること。
- (4) 受入者に提供者が提供した技術と類似する技術またはそれと競合する技術をその他のソースから取得することを制限すること。
- (5) 受入者に原材料、部品、製品または設備を購入するルートもしくはソースを不合理に制限すること。
- (6) 受入者に製品の生産数量、品種または販売価格を不合理に制限すること。
- (7) 受入者に輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。

2 . 技術譲渡料について

Q : 中国子会社との間で技術供与契約を締結しようとしています。
技術譲渡には、親会社の製造する技術の設計料を含めて回収を考えていますが、中国のある関係者から設計技術は制限業種に該当しますから回収は出来ないと言われました。

国務院2002年4月1日施行の外商投資産業指導リストには制限業種には記載がありません。

親会社から設計技術を譲渡した場合、技術譲渡料として認められないのでしょうか。

A : 技術輸入管理については、『技術輸入管理条例』（2002年1月1日施行）第8条に、「国務院外経貿主管部門は、国務院の関係部門と共同して輸入が禁止され、または制限される技術のリストを制定し、調整し、かつ、公布する。」と規定されており、『中国の輸入禁止・輸入制限にかかる技術目録（第1組）』が2002年1月1日から施行されています。実際にはこの目録により、禁止や制限などの輸入管理がされています。

制限技術の輸入に関しては、同管理条例の第10条には、「輸入制限に属する技術については、許可証管理を実行する。許可を経ないで輸入してはならない。」と規定されており、同管理条例と同時に施行された『輸入禁止・輸入制限技術管理弁法』においても、その第3条で同様の規定があり、仮に御社の技術が、目録でいうところの制限技術に該当するとしても、許可証管理の下で輸入できることになっています。御社の設計技術がどのような技術なのか判りませんので、制限技術に該当か否か判断でき

ませんが、バイオテクノロジー・化学工業技術・石油精製技術・石油化学工業技術・生物化学工業・造幣技術が輸入制限技術に指定されています。

加えて、そのロイヤリティーの支払に関してですが、『技術輸入契約に係る外国為替売却・支払の管理の強化に関する対外貿易経済合作部及び国家外国為替管理局の通知』（2002年2月20日外経貿技発[2002]50号）には、その第1条にて、「輸入制限技術（「輸入禁止・輸入制限技術目録」に掲げられている輸入制限類技術をいう。）の輸入について、技術輸入契約に係る外国為替売却・支払手続をする場合には、対外貿易経済主管部門の発行した「技術輸入許可証」および「技術輸入データ表」を提示し、外国為替指定銀行の審査照合を経て偽りのない後に限り、外国為替売却・支払手続をすることができる。」と規定されていることから、制限技術であることを理由に、ロイヤリティーの支払・受取ができない（技術譲渡料として認められない）ということはないのではないかと考えます。

3 . 技術設計料の外貨送金について

Q : 日本の企業で製品の設計を行い、中国の企業はその設計に基づき、製品の製造、販売を行う場合、日本企業への技術設計料の外貨送金は可能ですでしょうか。送金にあたり、どんな関係手続き、提出書類などが要求されるのでしょうか。

A : お問い合わせの日本企業への技術設計料にかかる外貨送金は可能と考えます。

まず、技術輸出入管理に関する法規については、『技術輸出入管理条例』（2002年1月1日施行）があり、同条例第8条および「中国の輸入禁止・輸入制限にかかる技術目録（第1組）」（2002年1月1日施行）により、禁止、制限などの輸入管理を定めています。

今回、お問い合わせにあります技術設計がどのようなものかは、判りませんが、技術設計に見合う技術が、輸入制限に属するものであれば、国务院外経貿主管部門からの許可証管理となり、自由輸入に属するものであれば、契約登記管理となります。そして、国务院外経貿主管部門の許可及び承認を経て「技術輸入契約登記証」が交付されることとなります。

お問い合わせの設計技術料の外貨送金に

ついでですが、関連法規として『無形資産の導入に対する外貨の売渡、対外支払の管理強化に関する問題についての通知』（国家外貨管理局 匯管函 [1998] 第92号 1998年3月20日発布）および『貿易外支払いに関わる外貨の売渡、対外支払および国内居住者個人の外貨収支管理取扱規程（試行）』（国家外貨管理局 匯發 [2002] 第29号 2002年3月18日発布 2002年5月1日施行）があります。上記関連規定において、技術ノウハウ、技術指導などの非特許技術導入に係る外国為替の支払を認めております。

海外送金については、当局の許可は不要ですが、金融機関による承認が必要になり、その際の提出資料は以下の通りになります。

技術設計料にかかる契約または協定、インボイスまたは請求書、技術導入及び設備輸入契約登記発効証書または技術輸入許可証または技術輸入契約登記書、技術導入契約データ表、 税務証憑

4 . 技術供与契約におけるロイヤリティーの算定基準について

Q : 子会社と進料加工契約を締結し、親会社から原料を有償支給します。(正当な取引状態) 技術供与契約書には、ロイヤリティーの算定は売上金額の5%として設定してあります。

ロイヤリティーの算定の場合、売上金額から親会社が支給した原料分を差し引いてから5%を掛けて算定するのでしょうか。

< 例示 >

親会社有償原料 : 100 売上金額 : 1100

売上金額1100 - 有償原料100 = 1000 × 5% = 50

売上金額 : 1100 1100 × 5% = 55

A : 技術供与について遵守すべき法規である『技術輸出入管理条例』(国務院令 第331号 2001年12月10日公布 2002年1月1日施行) には、「ロイヤリティーの算定方法」について特に記載されていません。

しかしながら、既に失効していますが、これを規定した『技術導入契約の締結及び審査認可の指導原則』(外経貿技総字 [1990] 第1号 1990年1月22日発布施行 1993年既に失効 以下『原則』) 第15条6項(3)には、ランニングロイヤリティー価格計算について、「控除基数に控除率を乗じた計算方式を採用し、その基数は純販売価格に従う。純販売価格とは、市場販売価格から包装費、保険料、倉庫貯蔵費、運賃、商業割引、設備据付および各種税金などの費用を控除し、又は契約製品の生産原価に企業利益を加えたものをいう。」と規定し

ています。また、第15条7項では、純販売価格は、供給側から調達する契約製品の部品価格を控除するべきものであり、理由としては、その部品価格は供給側の技術を使用しておらず、かつ供給側が受領側に販売する際に既に販売利益を取得しているからということを挙げています。

既にこの原則は廃止されているとはいえ、ランニングロイヤリティーの比率などはこの原則に従い、運用上も5%を超えるものは認められていないなど、未だにこの原則を基にしているであろうことを考えれば、実際の価格計算においても、この原則に従い計算されるものと思われます。

したがって、この計算についてはご質問の例からいえば、売上金額に5%をかけるのではなく、売上金額から部品価格分(つまり有償調達分)を控除したものに対し、5%をかけるというのが妥当と考えます。

5. ロイヤリティーの支払方法について

Q : 当社は、江蘇省に子会社を作りました。技術供与契約を締結して、入門料（専有技術料・技術サービス料）をインシャルフィーとして、売上の3%をランニングフィーとして、ロイヤリティーを徴収する予定を考えています。

1. インシャルフィーは、契約締結時、工場完成時、商業生産開始時期などに一括で徴収するのが妥当なのでしょうか。
2. 上記1.に関連し分割徴収は可能でしょうか。この場合、商業生産開始後、ランニングフィーを徴収しながら、インシャルフィーの支払いは問題がないのでしょうか。
3. 入門料を一括徴収するケースで支払う資金が無い場合は、当局に支払いの延期申請は必要でしょうか。経理上では、子会社：未払金 親会社：未収入金で処理し、資金の手当てができた時点で支払うことが認められるのでしょうか。

A : 1. インシャルフィーは、契約締結時、工場完成時、商業生産開始時期などに一括で徴収するのが妥当かとの質問について、インシャルフィーの支払については、既に失効している『技術導入契約の締結及び審査認可の指導原則』（以下『原則』）の第15条に規定してあります。上述の通り原則は既に失効していますので、技術ライセンス契約の内容は必ずしも原則の規定に従う必要はないのですが、技術ライセンス契約作成・締結時の一つの目安にはなるといえます。但し、地方によっては原則に従って実務上運用しているところがあるため注意が必要です。

さて、インシャルフィーの支払方法に関して、『原則』第15条第6項第(2)号において「インシャルフィーは、一般に1回で全

額を払ってはならず、技術資料の交付および製品考査などの進捗と対応しなければならない。」と記載されております。従ってこの『原則』が過去拘束力を持っていたことを考えるに、一括払いではなく技術ライセンスプロジェクトが進捗していく各段階で支払っていく方式が一般的だといえるでしょう。『原則』は既に失効しているため、インシャルフィーの一括払いを禁止している訳ではありませんが、上述の通り地方により運営が異なっていますので、インシャルフィーの一括払いを採用する場合、事前に当地の商務部門に相談されてはいかがでしょうか。

さらに、この『原則』第16条第1項第(4)号においては、インシャルフィーにランニングフィーを加える方式の支払において、

分割して支払うイニシャルフィーのタイミングとそれぞれの比率について以下の通り記載しています。

- (1) 契約の発行後30日以内に、5%ないし15%を支払う
- (2) 技術資料の全部が到着し、60%ないし50%を支払う
- (3) 契約製品の考査研修が完了し、10%ないし15%を支払う
- (4) 保障期間が満了し、10%ないし5%を支払う

2. 商業生産開始後、ランニングフィーを徴収しながら、入門料の支払いは可能かとの質問について、これも『原則』第15条第6項第(2)号においてイニシャルフィーとランニングフィーの併用方式の記載があるため、可能といえます。ここでは更に「イニ

シャルフィーは、供給側が技術の提供に充てる頭金である。受領側は、イニシャルフィーを低下させ、ランニングフィーの比率を増加させるよう努めなければならない。イニシャルフィーは固定価格としなければならない。」などの記載があります。

3. イニシャルフィーを一括徴収するケースで支払う資金がない場合、当局に支払いの延期申請は必要かとの質問について、登記した契約の内容を変更するものでなければ、そのような申請は必要ないと考えます。但し、地方における運用では、外貨指定銀行にて遅延支払を行う時に、遅延の理由を求められるケースもあるやも知れませんが、支払遅延の発生が予想された場合は事前に外貨指定銀行に確認する必要があると考えます。

6 . 技術移転契約の対価送金について

Q : 当社は、02年11月より蘇州にて生産を開始した独資企業です。操業は02年11月より行っているのですが、本社との技術移転契約は03年10月に関係当局に登録・承認されました。契約の登記を行う際、関係当局からは、契約期間中のロイヤリティーの年度別支払い予定額を提出せよとの指導があり、料率・事業計画に基づいて算出し提出した経緯があります。

その後、昨年末から今年2月にかけて、契約の対価として02年～03年発生分のロイヤリティーに加えアブセンスフィー（日本からの技術指導者派遣費用）を合わせて支払いました。

今回、04年第一四半期分として対価を支払おうとしたところ、銀行からは「既に04年度の支払い金額の枠を超えており、送金できない」と言われています。どうも登記時に提出した予定額が各年度の送金限度額の基準となっており、その際にアブセンスフィーを登記していなかったため限度額を超えた扱いになっているようです。

そこで質問ですが、

- 1 . 技術移転契約の対価支払の実務に関する法令などを教えてください。
- 2 . 現状、送金できないといわれていますが、対抗策があれば教えてください。
- 3 . 仮に限度額の変更が必要だとして、技術移転契約の再締結若しくは変更・捕捉が必要になるのでしょうか。

A : 1 . ノウハウの使用許可または譲渡の対価の対外支払に関する規定としては、『貿易外支払に関わる外貨の売渡、対外支払及び国内居住者個人の外貨収支管理取扱規程（試行）』（2002年5月1日施行）があります。また、『外国為替管理条例』（国务院1997年1月14日改正 同日公布、施行）第5条において「国は、經常収支に属する対外支払いを制限しない。」と定めており、適法であると外貨取扱指定銀行が確認すれば、対外支払は認められています。

ノウハウ使用許可に係るロイヤリティー

の対外支払については、技術移転契約を締結し、登記しておけば、外為管理局の許可を必要とせず、外貨取扱指定銀行での確認をとれば外貨送金は可能なはずですが、アブセンスフィー（日本からの技術指導者派遣費用）についても同様で、技術移転契約において当該費用の対外支払を明記しておけば、外為管理局の許可を必要とせず、外貨取扱指定銀行での確認をとれば外貨送金は可能で、送金額に上限はないはずですが。

2 . 支払い不可の可能性のひとつとして、

外経貿部門が発行し、技術輸入の対価送金時の必要書類である「技術導入契約データ表」に記述された、支払い対価の上限の基準になっており、その上限を超えたことにより送金できない可能性があるものと推察します。その場合、「技術導入契約データ表」に記述された支払い対価の変更ができるか、外経貿部門への相談をお勧めします。

可能性のもうひとつは、昨年締結したという技術移転契約の有効期間が操業を開始した02年11月に遡ってカバーしているかが問題になろうかと考えます。この技術移転契約が操業開始まで遡及して発効していない場合、その期間のロイヤリティーは勿論のことアブセンスフィーの対外支払は認められないこととなります。ご質問では、「昨年末から今年2月にかけて、契約の対

価として02年～03年発生分のロイヤリティーに加えアブセンスフィーを合わせて支払い」、更に04年の第1四半期の対外支払を申請した時点で「04年分は限度額を越えている。」と銀行側が説明したことから、これら送金済みの02～03年のロイヤリティーおよびアブセンスフィー分を、銀行側で04年分のロイヤリティー支払として計算している可能性が考えられます。この点について一度当該銀行に確認されることをお勧めします。

もし、推察の通りであれば、02年～03年の間をカバーする技術移転契約を別途締結し、届出をするか、または現行の技術移転契約の発行期間を操業開始の時点にまで遡りカバーするよう修正・再届出が必要になります。

7. 特許実施許諾契約の登録について

Q : 日本企業が所有する中国特許を、中国企業に実施許諾するケースは、『技術輸出入管理条例』が適用されるのでしょうか。また、実施許諾契約を対外経済貿易主管部門へ登録しなければ、中国企業から日本企業にライセンス料を支払うことができないと認識していますが、ライセンス料を取らない場合でも登録をしなければいけないのでしょうか。

A : 中国における特許権に関する法律には『特許法』(全国人民代表大会常務委員会 2000年8月25日第二次改正、公布 2001年7月1日施行)と『特許法実施細則(改訂)』(國務院令第368号 2002年12月28日公布 2003年2月1日施行)がありますが、特許の実施許諾に関しては、ご指摘のとおり『技術輸出入管理条例』(2002年1月1日施行)が適用されます。

『技術輸出入管理条例』の第2条に「本

条例でいうところの技術輸出入とは、中華人民共和国国外から中華人民共和国国内へ、或いは中華人民共和国国内から中華人民共和国国外へ、貿易、投資或いは経済協力の方式を通じての技術移転行為を指す。前款規定の行為は、特許権譲渡、特許申請権譲渡、特許実施許諾、ノウハウ譲渡、技術サービス、其他方式の技術移転を含む。」とあり、ライセンス料の徴収有無に関わらず、登録の必要はあります。

8 . 商標使用料の送金について

Q : 日本の親会社に対して商標使用料を送金しようと考えていますが、商標権の登録にはかなりの時間を要するので、正式な登録前に送金しようと思うのですが、このような場合でも親子会社間での契約に基づいて親会社宛送金することはできるのでしょうか。

A : 『商標法』(2001年10月27日第二次改正、同日公布、2001年12月1日施行)の第40条に、「商標登録者は、商標使用許諾契約の締結によって、他人が当該商標を使用することを許諾することができる。…(中略)…商標使用許諾契約は、商標局に届け出なければならない。」と規定されています。

正式に商標を登録していなければ(登録商標でなければ)、当事者間で締結した商標使用許諾契約を商標局に届け出ることによって、銀行での送金時に必要な書類の一つである「国家の商標主管部門が発行する『商標使用許可契約届出通知書』」を入手することができませんので(注)、
「正式な登録商標の使用料としての送金」はできないという結論になるのではないかと考えます。

但し、「商標登録」の第一義的な意味合いとしては、『商標法』第3条に「商標局の許可を経て登録された商標は、登録商標とする。…(中略)…商標登録者は商標専用権を有し、本法律の保護を受ける…(後略)」と規定されている通り、侵害された場合に法的な保護を受けることができるか否かということであり、「中国で登録

していない商標の使用許諾契約は結べない」ということではなく、契約自体は有効です。そこで、昨年外貨管理局より公布された『現行法規では明確に定めていない貿易外取引の外貨購入、対外支払にかかわる問題についての通知』(2003年4月1日施行)により、例えば金額5万米ドル以下であれば銀行の判断(審査確認手続)で外貨購入、対外支払ができるようになりましたので(注)、法的に保護を受けることができる正式な登録商標の使用許諾契約としてではなく、単なる使用許諾契約の一つとして本契約を捉えるのであれば、送金は可能であるのではないかと考えます。

何れにしても、上記通知第1条によると、審査確認手続については 外国為替指定銀行で直接行なう(5万米ドル以下) 外貨管理局の分局に申請(5万米ドル超50万米ドル以下) 外貨管理局の分局経由で総局に申請(50万米ドル超)と規定されておりますので、最終的には金額によりその関係部署に直接確認を取られることをお勧めします。

(注) 無形資産に対する対価の支払と関係書類について規定されている『貿易

外支払に関わる外貨の売渡、対外支払および国内居住者個人の外貨収支管理取扱規定（試行）』（2002年5月1日施行）において、大項目2.「商標」の小項目(1)「特許ノウハウの使用許可あるいは譲渡を含まない商標の使用許可」時の確認資料（商標使用料送金時の確認資料）として、書面による確認申請書、契約または協定、インボイス又は請求書、国家の商標主管部門が発行する「商標使用許可契約届出通知書」納税証明の提出が挙げられています。

（注）「商標使用許可契約届出通知書」の文面には「…の関係規定にもとづき、貴（ ）が 年 月 日に当局に提出した～が第～号～商標を使用することを許可する使用許可契約の副本につい

ては、審査を経て、当局は届出を受理した。商標使用許可契約届出番号は～である。以上通知する。」と記載されています。届出通知書の文面に、『第～号～商標を使用すること』と明確に記載されているということは、商標登録を行なうのであれば、順序としては商標使用許諾契約届出の段階では既に登録は完了しているということだと考えます。

（注）提出書類については、上記通知の第3条に「外為指定銀行は、現行法規で規定が不明確な非貿易外貨兌換送金取引について真実性の審査を行なう際、国内機関が提出した申請書類、契約書（取り決め書）、インボイス（支払通知）及び税務書類を審査しなければならない。」と規定されています。

9. 中国での委託生産時の商標使用許諾契約・技術提携契約の当局への届出について

- Q** : 現在、次の様な形態の中国での委託生産を検討しております。
- 日本企業A社は、香港の企業B社を通じてその中国の委託生産子会社C社でA社もしくはA社のOEM先の外国の商標を付した製品を委託生産することを考えています。
- かかる生産形態において、
1. A社がC社で生産されたA社の商標を付した製品を全量輸入する場合でも、A社とB社の間で締結された商標使用許諾契約書(C社で生産される製品にA社の商標を付すことを認める旨規程)を中国の商標局へ当該契約の届出が必要か否か、ご教示願います。
 2. 上記1.の場合、もし、全量A社が輸入する場合、当該契約の届出が不要ということであれば、仮に、A社がC社で生産された製品の一部を中国国内販売し、残りの分を輸入する場合、A社は、中国国内販売分だけの商標使用許諾契約書(C社で生産される製品にA社の商標を付すことを認める、認める旨規程)をB社との間で締結し、中国の商標局に届出をすれば良いかご教示願います。
 3. A社のOEM先の商標を付した製品をB社を通じてC社に委託生産し、A社が全量輸入しOEM先へ輸出する場合のOEM先とB社の間で締結された商標使用許諾契約書の中国商標局への届出の要否についてご教示願います。
 4. 上記1. 2. および3. のケースのA社とB社の間で締結される技術提携契約書(C社でのA社の知的財産権、ノウハウおよびその他技術情報の使用を認める旨規程)の中国商務部門への届出要否について教えてください。

A : A社商標またはOEM先の商標は中国で登録されているという前提で回答します。登録されていない場合は、そもそも商標法上の保護を中国で受けないこととなりますので、ご質問は全く当てはまらないこととなります。

1. AB社間の商標使用許諾契約は海外の契約につき、商標局の届出対象外です。ただ、

A社は中国企業であるC社に対して商標の使用を(限定的な範囲ではあるものの)許諾していると評価しえますので、『商標法実施条例』(国務院令第358号 2002年8月3日公布 2002年9月15日施行)第43条によりライセンサーであるA社は締結日から3か月以内に商標局に届け出る義務を負います。しかし、本件のようにAC社間に契約文書がない場合には、事実上届出を行うこ

ともできず、他方、問題とされるリスクも皆無ということとなります。

商標使用許諾契約を届け出ていなかった場合の問題は、商標使用許諾契約に基づいてロイヤリティの送金を行うことにありますので、そのような送金が予定されていない場合には届出を行う実際上の必要もないこととなります。ただ、商標使用許諾契約上のその他の義務の履行を義務者が履行しなかった場合に、履行を求める場合にも当該契約の届出の欠如を理由として義務が認められないような事態に陥る可能性も全くないわけではありませんが、このような履行請求も本件では想定されていません。

要するに、全量輸入するか否かではなく（ライセンサーが全量輸入する場合でも、商標を付して使用する行為は商標使用であり、それを許諾することは一種のライセンスであることに相違ありません）、AC社間で商標使用許諾契約を締結して届け出る必要性が全くないので、法定の義務ではあってもあえてこのようなステップをとらなくてもよいのではないか、という判断に至る合理性があるわけです。（そうすると、文言上法定の義務とされているにもかかわらず、これはそのようなステップを経なければ法の保護を受けられないだけである、という規定と読むべきかもしれません。）

2. AB社間の商標使用許諾契約については上記1.と同様、そもそも中国商標法の守備範囲外です。AC社間について、一部国内販売することにより商標使用許諾契約を届け出る義務が生じることがあるか、という点については、上記1.の通り、そもそも全量輸入か否かによって商標使用の概念が異なってくるものではありませんので、商標使用許諾契約を締結して届出をすべきか、という点は、上記1.と同様、法規の文言に関わらずA社としてその必要性があるかという観点から決すべきものと思います。そうすると上記1.と同様の結論になるかと考えます。

3. AをOEM先と読み替えても、上記1.及び2.と同じ分析が妥当します。

従って、OEM先 - B社間は対象外、OEM先 - C社間はOEM先の必要性に応じて決することとなります。

4. AB社間の技術契約についても、商標契約と同様、『技術輸出入管理条例』の守備範囲外となります。C社への技術供与分についても、A社（又はOEM先）がC社から技術対価を回収する必要性の有無、その他、直接C社に遵守させたい義務を規定する必要があるか否かという点から登記の要否を決すればよいものと考えます。

10. 技術移転の対第三者責任について

Q : 中国に技術移転を行うとき、対第三者の責任問題がいつも論議になります。

『技術輸出入管理条例』の第24条の中に、「技術輸入契約のライセンシーが契約によりライセンサーが提供した技術を実施した結果、他人の合法的権利と利益を侵害した場合には、その責任はライセンサーが負わなければならない」と厳しく規定されていますが、一方、『契約法』の第353条「譲受人（ライセンシー）が、約定に従って専利を実施し、技術秘密の使用により他人の合法的な権利を侵害するならば、譲渡人（ライセンサー）は責任を負うべきである。但し、当事者に別の規定があればこのかぎりではない」との規定もあります。

もし、双方の契約でライセンサーが一切責任を負わないと合意すると、本当に責任を負わないのでしょうか（無効契約と判断されないでしょうか）。

『契約法』と『技術輸出入管理条例』が矛盾していると感じますが、司法解釈はどちらの優先順位が高いのでしょうか。

A : 『技術輸出入管理条例』（国务院令 第331号 2001年12月10日公布 2002年1月1日施行）第24条の規定と『契約法』（主席令 1979年3月15日公布 同年10月1日施行）第353条は共に「ライセンサーが提供した技術情報を契約の規定に従ってライセンシーが使用して、第三者の合法的権益を侵害した場合は、技術を使用したライセンシーではなく技術を提供したライセンサーが責任を負うべき」と定めているものの、一方『契約法』第353条の但し書きにおいて、ライセンサーの当該責任について「当事者間で別段の定めがある場合を除く」と定めている。この定めに基づいて「ライセンサーに全くそのような責任を負わせない」と技術ライセンス契約に定めた場合、『契約法』第353条は、上記但し書き

をおいていない『技術輸出入管理条例』第24条の規定と矛盾しないか、またどちらが優先と見なされるのかという趣旨と理解して回答します。

まず、ライセンサーがライセンシーに技術情報を提供する前提として、『技術輸出入管理条例』および『契約法』では、ライセンサーは、自ら提供する技術情報の合法的な所有者であることを保証すること（『契約法』第349条前半部、『技術輸出入管理条例』第24条第1文）を要求しています。

このように保証している以上、ライセンサーが提供した技術情報が第三者の権益を侵害した場合に「ライセンサーは全く責任を持たない」と規定することは当事者間の公平性を欠くのではないかと推察します。

『契約法』第353条の但し書きは、当事者間の別途の定めでライセンサーの責任を全くなくすことを定めるという趣旨ではな

くて、ライセンサーとライセンシーとの間で責任の負担割合を別途取り決めることができるという程度の趣旨だと考えます。

11. システム使用料の回収について

Q : 当社は蘇州に子会社があり、そこから日本側にあるサーバー（ハードウェア）およびOracle、PRONESといったソフトウェアをインターネット経由で利用しています。

このような場合、ソフトウェア使用許諾契約ではなく、システム利用契約としてシステム全体に掛かる費用の一部をシステム使用料として回収することが可能でしょうか。

可能であればどのような契約、書類などを作成し、どこへ提出し許可を受ければよいのでしょうか。

A : お問合わせの件について、本契約が技術輸入と見なされ、『技術輸出入管理条例』に該当するかがポイントになりますが、サーバーやソフトウェアをインターネットを経由して利用することに対しての対価は請求せず（使用許諾契約を含まず）、親会社がシステム全体にかかる費用を立替えて、現地子会社と清算するという主旨であれば、費用分担契約を締結することになり、技術輸入とは見なされず、特段当局への届出や許可は不要と考えます。

もう1つのポイントとして、分担費用を外貨送金できるかですが、『現行法規で明確な規定がない非貿易取引の外貨売却支払の関連問題に関する通知』（国家外貨管理局 匯発[2003]35号 2003年3月6日発布同年4月1日施行）で、現行法規で明確な規定のない5万米ドル以下の貿易外取引については、外貨管理局の審査を経ることなく、相応の証憑によって外為指定銀行が真実性の審査を行なった後に、外貨送金が可能と規定しています。

一方で『多国籍企業の貿易外外貨売却支払管理の関連問題に関する通知』（国家外貨管理局 匯発[2004]62号 2004年6月29日発布 同年8月1日施行）が施行され、この第10条にて「多国籍企業或いはその国外関連企業が、国外へ、当該企業が分担しなければならない、或いは多国籍企業の国外関連企業が立替えたその他の費用を支払うには、…直接その外貨口座の中から支払う、或いは外為指定銀行で外貨を購入した後に支払うことができる」と規定しています。

つまり、「明確な規定」がない本件のような場合には、匯発[2003]35号が適用されることになり、立替金や分担金の取り扱いは、匯発[2004]62号によって多国籍企業と認定された企業には認められているものの、それ以外の一般企業では、ご質問の分担費用を送金できない可能性があります。いずれにせよ、詳細については取引のある外為指定銀行に確認することをお勧めします。

12. 商標権の取得について

Q : 日本本会社名、生産品の中国における商標を弊社現地法人にて取得を考えていますが、問題があるのでしょうか。

A : 商品商標については、本来の商標権者（この場合は日本本社）からの了解を得ていれば、当該商標が『商標法』（全国人民代表大会常務委員会 2001年10月27日第二次改正 同日公布 同年12月1日施行）第13条に規定されている、いわゆる「著名商標」に該当しない限り、可能だと考えます。

しかしながら、本来親会社は、自らが持つ商標を付与された商品サービスが、その商標にふさわしい品質、技術に到達しているかという観点から常に管理する必要があるため、商標の登録についても自ら登録したうえで現地の子会社に対して当該商標の

使用を許諾に留めているのが一般的だと考えます。

ちなみに、お問合せのケースのように現地法人が商標を登録すれば、その法人の企業名称の一部として中国で登録した商標を用いることは可能ですが、仮に本社が中国で商標登録をし、その登録商標を現地法人が自らの企業名称の一部として使用して企業名称を登記しようとしても、工商行政管理局から認められないケースがあります。この場合、商標の使用許諾を日本本社から取得したのと同様に、本社から名称の一部として商標を使用することを許諾してもらう必要があります。

第12章 その他のQ & A

1. 『日中租税条約』第5条の恒久的施設の該当の有無について

Q : 当社はハイテク関連の製造業です。中国の関連会社との物流効率改善のために、上海外高橋保税区内に当社の所有権のまま在庫しておき、中国関連会社が必要な量を引き取り、分發(事後通関)し、当社の売上・中国関連会社の仕入を計上するオペレーションを企画しています。具体的には以下のとおりです。

1. 部品メーカーからの納品は当社の港倉庫に入荷した時点で、仕入計上して所有権を当社に移動する。
2. 常時外高橋保税区内に保税のまま在庫する。(当社所有権のまま)
3. 中国関連会社の日々の要求数に従って、部揃作業をしたあとに支給する。この時点で当社の売上・中国関連会社の仕入を計上する。
4. 外高橋保税区内を出荷するまで倉敷料等の費用は当社が負担する。

上記について、『日中租税条約』第5条の恒久的施設に該当するか教えてください。部揃作業が加工に該当するかどうかの判断と港前倉庫に入荷したあと外高橋保税区内に移動することで非居住者の営業活動(駐在員)となるかがポイントと思っています。

A : ご質問は、親会社(日本企業)が外高橋保税区内の倉庫を更の状態賃借および負担し、その倉庫に親会社所有の貨物を保税のまま保管するが、その部揃作業を駐在員事務所の駐在員が行う際には、この倉庫もしくは駐在員事務所が『日中租税条約』第5条における恒久的施設(以下「PE」)として認定されるのか、と理解してコメントします。

まず、前提条件にある活動において、例えば部揃作業による役務提供により現地法人から実務的には難しいですが駐在員事務所が収入(対価)を得るような取引であれば、PEとみなされます。

次にこれらの活動において収入を得ずに

行おうと考えた場合には、下記に該当するかどうかを判断することになります。『日中租税条約』第5条4項ではPEに含まれない形態として、次のように規定しています。

1. 企業(本社)に属する物品又は物品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること
2. 企業(本社)に属する物品又は物品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること
3. 企業(本社)に属する物品又は物品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること
4. 企業(本社)のために、物品もしくは物品を購入し又は情報を収集することのみ

を目的として、事業を行う一定の場所を保有すること

5. 企業(本社)のために、その他の準備的または補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること

したがって親会社が賃借する保税倉庫自体は『日中租税条約』上のPEにはあたらないように思えます。しかしながら、実際には、これらの活動に対して日本本社の人員が中国国内で実際の作業を行う或いは6ヶ月を超えて監督管理をする場合はPEと

みなされる可能性が高くなります。但し、その判定の裁量権はあくまで税務局にありますので、事前に管轄の税務局において確認された方が得策であると考えます。

補足ですが、上記活動はよく保税区内の倉庫企業や物流企業に委託するケースはよくお聞きしますが、独自で行なう活動については不知でしたので、その可能性について上海外高橋保税区連合發展有限公司にヒアリングを行ったところ、「最近できた物流園区内では可能」とのコメントがありました。

2 . 親子ローン契約の印紙について

Q : 子会社には、資本金を払込完了し借入金部分を親会社から貸付することになりました。貸付にあたり「金銭消費貸借契約書」を締結します。契約の条文には、貸付にあたり日本国法が適用すると記載があります。

貸付側は、日本の法律が適用になり、印紙は貼る必要はあるのでしょうか。借入側は、中国の法律が適用になり、印花税を納めなければならないのでしょうか。

A : 「金銭消費貸借契約書」への印紙貼付についてですが、日本の『印紙税法基本通達』第49条により、課税文書の作成地が国外であれば、その課税文書の権利行使と文書保存が国内であっても印紙税法は適用されません。

従って、当該契約書が国外で締結されたものであれば、日本の印紙は貼付不要になるかと考えます。一方、中国の『印紙税暫定条例施行細則』（財税255号1988年9月29日公布 実施）第14条では、課税文書が国外で調印されても国内で使用する場合は印紙税を貼付しなければならず、課税文書が中国国内で法的効力を有し中国法の保護を受けるものは中国の印紙税課税文書となります。

従って、中国国外で締結した契約書であっても中国で効力を発生するものであれば、

中国の印紙（中国では「印花」）を貼付する必要があります。

これらの規定をまとめると、日本国内で締結された契約書は日本及び中国の印紙税の両方が適用されることになろうか考えます。

さらに、この場合、日中間の契約書締結においては、日文2通および中文2通の合計4通の正式な契約書を作成し、締結するのが一般的でしょうが、日文2通と中文2通いずれも正式文書であれば、その4通すべてに日本と中国の印紙税を貼付することになります。

中国国内で締結された契約書は中国の印紙税のみが適用されますので、正式文書4通に中国の印紙税が貼付されるでしょう。いずれにしろ、専門家にご確認されることをお勧めします。

3 . 通関の種類について

Q : 通関の種類として自理報関、專業報関、代理報関の3つがあります。自理報関、專業報関と代理報関はどう違っており、実務的にはどのように使い分けされているのでしょうか。

A : 通関の種類についてですが、通関は、輸出入権のある企業または税関登録された申告業者（以下まとめて「通関企業」）のみが行なえることになっており、かつ申告手続き実務は必ず「通関員」という有資格者のみが行なえることとなっています。これは、『税関法』（全国人民代表大会常務委員会 2000年7月8日改正、公布 2001年1月1日施行）の第11条に規定されております。

上述の通関企業は以下の三種類に分けられます。

1. 自社通関企業（中国語で「自理報関」）
2. 通関専門業者（中国語で「專業報関行」）
3. 通関代理業者（中国語で「代理報関企業」）

1. 自社通関企業は、自ら輸出入権があり、自社の通関業務のみ従事することが可能です。代表的な例として、輸出入権のある生産型企业、専門の対外貿易公司等が挙げられます。

2. 通関専門業者は、専門的に輸出入の代理業務に従事する業者で、通関服务公司などがあります。

3. 通関代理業者は、自ら輸出入権を有してはいないが、輸出入権のある企業に代わり通関申告業務を営む企業です。代表的なものとして、国際貨物運輸代理企業があります。

「專業報関行」と「代理報関企業」の実務的な使い分けに関しましては、現地進出物流企業の方々などからもご意見をいただきましたので、それを踏まえて回答します。

「專業報関行」は、小規模の出資で設立が可能であり、そのほとんどが職員も数人規模の個人経営に近いものです。税関との個人的人的関係をベースに成り立っている要素が非常に強いようにも思われます。

「專業報関行」は通関のみの業務であり、委託する客先は前後の物流を別途自分で構築してゆく必要があります。

「代理報関企業」は総合物流企業にとっては業務の一部であり、委託する客先は、前後の物流（倉庫・輸送）その先の国際物流（海上etc）まで一貫して委託することができます。

日本の一般的な考え方で言うと、「代理報関企業」は手間が省けて責任の所在が明確でありトータルコスト削減という事になるのですが、中国では大型国有企業は有り余った職員と車両などの自社ハードを使わなくてはならず、また業務ごとに分けた多数の外注業者を、血縁や地縁その他を使い自分でコントロールしたいというエネルギーが相当働くため、「代理報関企業」はメリットがないという意見も多々見受けられるようです。

4 . 旅行傷害保険について

Q : 当社は中国駐在の人員のために日本において日本の保険会社に旅行傷害保険を付保し、駐在員およびその家族の現地での疾病、傷害に備えております。

日本の親会社の事務的負担を軽減するため、現地化の一環として中国に進出している保険会社（中国現地法人）とわが社現地法人の間で傷害保険（疾病、ケガを担保）を締結することを検討しています。現状中国ではこれが可能でしょうか。

A : 以前、北京に駐在していた際に、駐在員の傷害・疾病に備えて中国の保険会社による付保を検討していたのですが、病院が限定されたり、負担額に上限があったり、保険からの支払自体を否定する傾向が強かったりとなかなか思ったような医療を受けそうにもなかったもので、断念したことがありました。

現在では、日本の保険会社が、日本で保険契約を締結し、実際に中国で、駐在中の社員が病気あるいは、ケガをし、費用が発生する際は、大陸のクレームエージェントとの間で清算できるようなシステムにしているようです。このシステムを利用すれば親会社の事務的負担を軽減できると思います。

5 . 土地のリースについて

Q : 外資100%の企業ですが、上海市郊外で建物と土地のリースを受けて事業を行なうことになりました。土地使用権証には「集体土地使用権」で用途「工業用地」とあります。リース契約の貸主は同地の企業（もと郷鎮企業）の予定です。

本件の場合、同地の建設計画に則った事業内容であれば、合法的かつリース契約期間中の使用は保証されると考えてよいでしょうか。

具体的には、工業用地としてかつて使用していた企業が（たぶん）破産した後、リースを受けることになっているので、この法律に則り合法的に賃借できそうですが、その場合、貸主は本来誰になるべきなのでしょうか。

A : 「集体土地使用権」とは、つまり「農民集体所有土地使用権」のことだと思のですが、『土地管理法』（全国人民代表大会常務委員会 1998年8月29日第二次改正、公布 1999年1月1日施行）第63条では「農民集体所有土地使用権を、払下、譲渡あるいは賃貸し、非農業建設に使用してはならない。但し、土地利用総体計画に適合し、かつ、法に基づき建設用地を取得した企業が破産または兼併などの事由によって土地使用権の法による移転を発生させた場合を除く。」と規定されています。よって、この要件全てを満たしていない限りは「合法的」に賃貸できないと思料します。

なお、罰則規定は同法の81条にあります。これは「賃貸側」への罰則です。もちろん「賃借側」にとっても、例えば一定期間当該地で経営活動ができなくなるなどの被害を被る可能性はあると考えます。

ただ、現実には、場所によっては、前述要件の全てを満たしていない、いわゆる違法な農民集団土地使用権の賃貸が横行して

いるという話も聞いたことがありますので、法的なリスクと実務的なリスクをよくお考えになられて最終結論を出した方がいいのではないのでしょうか。

貸主についてですが、「契約をする相手方は不動産権利証に記載されている真の権利者」（おそらく、当該当地のもともとの所有者である「鎮農民土地管理委員会」とか「鎮農工商連合社」といった、鎮などの行政単位の下部機関や関連機関、あるいはそれらの機関から『土地管理法』第43条1項に基づき使用権を譲り受けた郷鎮企業だと想像します）ということだと思います。

いずれにせよ本件は「使用権を有するその郷鎮企業が年次検査未提出により営業停止状態になっているため当該不動産契約の有効性が不明」、「賃借後当該土地上に新たに建物を建てるがその際の権利関係処理やその実務についての貸主側の言い分がおかしい」など様々な問題が発生する可能性があるため事前に十分リサーチをされることをお勧めします。

6 . MADE IN CHINA製品の再輸入規制について

Q : 当社は、江蘇省で独資の電子部品の加工をしております。今般、ある部品を日本から輸入しようとしたところ、同部品の原産地が中国であるため（日本の部品メーカーが中国の工場に委託生産をさせている）、外経貿局発効の輸入許可証が必要との説明が通関業者よりありました。中国生産品の再輸入規制というのは、実際には存在するのでしょうか。

A : 「国貨復進口」（ここでは「国内貨物の再輸入」と訳させていただきます）について、各地方の税関や外経貿部門のホームページを確認しました。以下「国内貨物の再輸入」の概略をまとめます。

1. 「国内貨物の再輸入」とは原産地が中国の製品が一旦輸出された後に再輸入されること
2. 「国内貨物の再輸入」をする際は各地方の外経貿部門に対して、「国貨復進口備案証明」にて備案申請を行い、外経貿部門がこれに「専用章」を捺印したものを、税関に届出
3. 原産地が中国の製品であるが、加工貿易方式で再輸入するもの、国家の輸入割当管理、輸入許可証管理、または自動輸入許可管理等で管理されている場合、それぞれの輸入手続に準じて再輸入「国貨復進口」の根拠法規は『関于国貨復進口处理問題的批復』（税関総署貨管司[86]貨一字第111号）にて規定されております。

江蘇省では上記批復を受け、『関于授權各省轄市外経貿局弁理国貨復進口証明的通関通知』（[2002] 蘇外経貿貿管函字第157号）にて江蘇省直轄市の外経貿部門にその証明手続について通知が出されています。

下記、江蘇省無錫市の企業が輸入するという条件で調べたものです。

1. 一般貿易（課税）の場合

上海通関，無錫通関とも中国製品を輸入するという「国貨復進口証明」を無錫市対外貿易経済合作局に申請し批准を得、通関時に税関へ提出する必要があります。

無錫通関の場合はこれに加えて、中国製輸入部品のリストを作成し事前に無錫高新技术開發区管理委員会（無錫市人民政府新区管理委員会經濟發展局）の批准を取得しておきます。

2. 加工貿易（免税）の場合

上海通関，無錫通関とも手冊に輸入先として中国を記載しておかなければなりません。（1. の書類は不要です。）

7. 製品の輸出、リインボイス、再輸入のスキームについて

Q：当社は民生用製品のメーカーであり、中国において地域本部として認定される子会社が日本などから当社製品を輸入することができることを前提にお伺いします。

中国で生産して海外に輸出する製品に関しては、従来から、日本の本社がリインボイスをして製品の研究開発などの費用を回収することができています。今後は海外から中国に輸入するものについても同様に本社での費用回収が可能です。

一方、これからは中国生産のものが中国市場向けに出荷されるものが拡大していきますが、これに関してそのままの販売形式からでは日本本社で費用を回収することはできません。

このため、中国生産製品を一旦輸出し、そこで日本本社に売り上げ、日本本社の資産となった製品を中国に再輸入するというスキームを検討しています。このための一時的な輸出先としては香港を想定しています。中国での生産は自社工場または（外国系の）EMS工場です。再輸入する場所は深圳または上海を想定しています。

香港に一時輸出し、リインボイスして再輸入するというスキームは、従来から部品などにおいて慣行となっています。ただ、一般消費者に大量に販売される製品において、改めてこのスキームを行うことに何らか法的その他のリスクは存在しないのかということをお伺いしたいと思います。

1. 中国生産の製品を再輸入することについて何らか問題となりうるような政策または運用はありますか（例えば輸出奨励の政策との関係などです）。
2. 中国製品の中国市場向けのリインボイスについて何らか問題となりうるような政策はありますか。

ここでは中国市場向けも海外市場向けも同様のマージンを乗せることを予定していますが、（下記のように保税地域が利用できる場合も含めて）利益移転その他の税務政策などとの関係です。

なお、華東地域については上海外高橋の物流園區（保税區）も候補となります。ただ、現在のところ、区内に搬入しただけで「輸出」とするにはまだ機能していないと聞いています。保税地域への搬入が「輸出」と扱われるようになったときは、上記のようなスキームについて香港の場合とは異なるリスクが存在するでしょうか。

A : 1. 制度としては、中国生産の製品を再輸入する場合、外経貿部門に備案申請し、その後税関に届出する必要があります。また、一度中国国外に出して再輸入する際は、商品価格が上がり、製品として関税と増値税を支払うというコストが発生します。

もし御社中国法人が、輸出企業として優遇税制を享受している場合、再輸入のスキームは実質的な国内販売にあたり、優遇税制を享受する資格がないとみなされる可能性はあるかと考えます。

また、中国生産の製品の再輸入スキーム自体について、特に華南は香港を通じて中国の優遇処置（輸出企業の優遇税制、加工貿易企業の保税処置）を受けるためにこの変則的な運用をしているので、将来的に規制がかかる可能性もあります。

2. 再輸入のスキームでは一度日本本社に売上が立ち、一定額の利益が海外に移転されることとなりますので移転価格税制上の問題が生じる可能性はあります。その意味では日本親会社と中国法人と技術コンサル契約を結び、ロイヤルティーという形で費用回収する方がリスクは低いでしょう。

なお、華東地域については上海外高橋保税区の物流園区を候補と考えているようですが、外高橋保税区の物流園区が将来的に香港と同じ機能を有するようになるかは、現時点ではまったく不透明です。外高橋保税区の物流園区は、早ければ2005年早々に実施細則の制定予定と伺っており、実施細則の詳細が出てから改めて香港と同じ機能が担保されるかを見極めることになるかと思えます。

8 . 金の輸出について

Q : IT関連産業において、金を中国で輸入し、加工時にでた「くず」を日本へ輸出、日本で再度精錬を行うという話がありますが、中国から金を輸出することはたとえ、「くず」であっても、手続き上まず許可が下りないと聞きました。お手数をおかけしますが、中国から金を輸出する場合の手続きと、許可状況を教えてください。

A : お問い合わせの金の輸出入について、税関総署、中国人民銀行からの回答をいただきました。金の輸出入に関連する規定は『税関総署公告[2003]第19号』にて定めています。

2004年1月1日以降、金および金製品における輸出入について、委託加工貿易の場合、その全てが輸出されることを前提としていますので、中国人民銀行および税関当局の許可は不必要で、通常の一般貿易により輸入して、国内にて販売を行う場合、従来通り中国人民銀行及び税関当局の審査及び許可が必要となると定めています。

お問い合わせの「くず」(端材)を輸出入する場合は、『加工貿易の端材、余剰材、不良品、副参品および被害保税貨物に関する

管理弁法』(海関総署第111号2004年5月25日発布 2004年7月1日施行)第2条で「端材」について定めています。端材とは、加工貿易企業が加工貿易再輸出業務に従事し、税関が査定する製造原価単位の範囲内で、加工過程において発生する、当該加工契約下で輸出する製品の加工に使用するすべのない、数量が合理的な、「くず材」、「半端材」、「切れ端材」とであると定めています。

そのうえで、第10条で、加工貿易企業が「端材」を積戻し輸出する申請を行なう場合、税関は積戻しの関係規定にもどづいて処理し、関係の積戻し証明資料によって照合消し込み手続きを行なう旨定めています。

9 . メッキ工場の規制について

Q : いわゆるメッキ工場を設立するにあたりこれを規制する法令上の根拠はどんなものがあるのでしょうか。その場合の法律の概略もあわせて教えてください。

A : お問い合わせのメッキ工場の建設についてですが、昨今、中国では急速な経済成長の一方で環境問題が深刻化しております。メッキ加工業においては、使用する薬品と廃水処理が大きな問題となっており、メッキ加工の工場設立については厳しい制限があります。

設立に関する法令として『環境影響評価法』（2002年10月28日第9回全人代常務委員会第30回会議採択2003年9月1日施行）があります。

上記法令によると、新規プロジェクトを行うにあたり、もたらされる可能性のある環境影響について、分析・予測・評価し、悪影響を予防・軽減するための環境アセスメントを行い、関係政府機関（環境保護部門）の認可を得なければなりません。環境アセスメントに関し認可を得ない場合には、そのプロジェクト自体が認可されないこととなります。

プロジェクトの環境アセスメントは、国家環境保護総局が発行する「建設項目環境保護分類管理名録」によって3段階のレベルに分かれており、メッキ加工業者は環境への影響が最も重大な類型のプロジェクトに適用されております。

そのため、一般開発区などに建設する場

合は、煩雑な環境報告書の作成が必要であり、環境審査をクリアするために、プロジェクトの実施者が各省の環境保全庁による個別審査を受ける必要があります。さらに、認可所用期間が長く、認可の可能性も非常に困難であります。

その他関連法令は、『水污染防治法』、『危険化学物品安全管理条例』、『汚染排出費用徴収使用管理方法』など環境保護に関する法令が多数あり、メッキ工場建設にかかる環境報告書作成の際は各々の法令に遵守しなければなりません。

このようにメッキ工場建設にあたり、個別のプロジェクトが認可されにくい一方、地方政府がメッキ処理等の重汚染プロジェクトについて特定区を選定し、開発区自体で環境アセスメントの認可を得ているケースもあります。

無錫市では、江蘇省環境保護庁に正式に認可された表面処理科技工業園が建設されております。主なメリットとしては、

1. シアン系薬品を使用する企業でも営業許可証が迅速に取得可能。
2. 園区内に集中廃水処理工場があるため、自社廃水処理設備の建設が不必要。
3. 園区自体が環境保全庁により認可されているため、環境報告書の作成は不必要

- であり、定期、臨時検査は園区にて対応。
4. 園区内薬品会社からの購入、危険物倉庫による保管が可能。
 5. 政府の開発区であり、将来に渡り操業

停止、移転などのリスクがない。
等があげられます。

以上、メッキ工場設立については厳しい制限がかけられているのが現状です。

10. 工業規格について

Q : 中国には日本のJISに該当するような工業規格はあるのでしょうか。もしあればどのようなものがあるのか教えてください。

A : 日本の「日本工業規格：JIS」に当たるものとしては、中国では「中国国家標準：GB」というものがあります。GBはGuojia Biaozhunの略で、制定機関はSACS (State Administration of China for Standardization) です。SACSは日本名では中国標準化管理委員会と言います。この機関は、中国標準化年間(目録)を刊行しております。但し、追加版形式なので、注意が必要です。

規格は北京の標準出版社から発行されます。規格分類としては、国家標準はGBの規格略号のあと、1桁から5桁の規格略号と制定年で示されます。SACSが管理するもので、国民経済・技術政策に関するものを制定しています。

なお、このGBの他に、部門標準として、製図、公差、ねじ、鋼材、マッチなど、全国的正確をもつものが制定されています。(例えば、YB：冶金，SY：石油，JT：船舶，TB：鉄道，JB：製図・公差・工具・計器、etc.)

中国の規格に付与されている分類記号についての公式な対応英語、及び責任窓口の一覧表が、<http://www.sac.gov.cn/english/cnmng/index5.asp> (国家標準化管理委員会のホームページ) ありますので、参照ください。

これらが規定されていない製品及び工程における技術基準として、企業標準があります。強制規格は全体の70%程度です。

11. 中国におけるGPS（衛星測位情報システム）の実態について

Q：上海およびその近郊にてGPSをトラックに搭載したい、と考えています。中国でのGPSの実態について教えてください。

1. 中国において現在、GPSのシステムは導入されているか。

2. 導入されている場合

(1) 申請手続きはどのようにするのか。（申請先、注意事項、その他）

(2) 許可までの日数は何日くらい必要か。

(3) 申請手続きにおける費用はどのくらい必要か。

(4) ハード購入する場合いくらくらい掛かるか。（トラック10台として）

3. 導入されていない場合

(1) 日本からハードを持ち込むことは可能か。

(2) 可能な場合、規制はあるか。

(3) ソフト（地図）は何処で手配するのか。

A：GPSシステムについてですが、中国でも導入可能です。ご質問のGPSシステムについて

- ・トラックにGPS受信機を含む車載機を搭載する
- ・車載機の情報中国の携帯通信網を通じてセンター側に受信
- ・センター側で受信した情報をモニターに表示し、運行状況をセンター側で管理する（地図はセンター側のみ必要）

という前提で回答いたします。

まずGPS利用における申請手続きについてですが、GPSは基本的に衛星からの座標情報と絶対時間情報を受信するのみであり、特段中国当局または関連機関への申請は必要ないようです。

但し、トラックとセンター間の通信手段や、利用するデジタル地図の種類等、GPSシステムの運用方法によっては、関係機関に利用申請する必要があるかもしれません。自社開発でなく、GPSシステム開発企業から導入する、もしくは既存のGPSサービス提供業者のサービスを利用するのであれば、これらの企業との導入、または利用契約のみで問題ないと考えます。

次にGPS機器の価格ですが、システムの内容によって異なり一概には言えません。GPS関連に詳しい方にヒアリングしたところ、安価なものであれば、日本円で

- ・車載機一台5万円前後
- ・センター側100万円前後

でそろえられるとのこと。（参考）

12. 航空輸送の1級ライセンスについて

Q : 当社は、CEPAを利用して、本年12月を目標に、上海・浦東（保税區外地区）に、「貨物輸送サービス（FREIGHT FORWARDING SERVICES）の会社を設立することを計画しており、設立後に、航空輸送の1級ライセンスを申請・取得を考えております。

この1級ライセンスを取得するのに、最長で10ヶ月程掛かるといわれておりますが、この間、当社はライセンスを保有する他社（中国国内輸送、倉庫業も含む）へ業務委託し、売上計上を行いたいと思っておりますが、これは可能でしょうか。それとも、ライセンスを取得するまで待たなければならないのでしょうか。

A : 航空輸送の1級ライセンスについてですが、ライセンスを保有していない企業がライセンス保有企業、またはその代理店に業務委託することで実質的な営業活動を行うことはできるようです。

但し、公に認められた行為ではないため、当局から指摘を受ける可能性があります。

航空貨物販売代理業について規定している

『民用航空運輸銷售代理業管理規定』（民用航空總局令第37号1993年7月5日施行）第

33条では、「經營批准證書がなく不法に航空運輸販売代理業を經營した企業に対して、民航行政主管部門または民航地区行政管理機構がその不法經營を取締り、その不法所得を沒收し、かつ3万元以上10万元以下の罰金が課せられる。」と規定しています。

業務自体も他社に業務委託して行うため、サービス料金・品質・スピード等の業務品質の面で限界があることが考えられるので、慎重なご検討が必要かと考えます。

13. 衛生レポートについて

Q：華東地区某所で独資進出し工場建設着工直前の状況下、2002年5月1日施行の『職業病予防法』並びに『建設項目職業病危害分類管理法』を根拠として「衛生レポート」の作成を建設要件にあげられ、対処に困っています。おかしなことに、当該「市」には国務院が承認したレポート作成機関そのものが未だ存在しない状況で（省の病気予防センターにはあるが）、地方の弁法で上記法律の実施細則が出され、作成が義務づけられたと主張しています。（市衛生監督署）

A：衛生レポートについてですが、『建設プロジェクト職業病危害分類管理弁法』（衛生部 第22号 2002年3月28日公布 2002年5月1日施行 以下『弁法』）では、F/S段階にて「建設プロジェクト職業病危害事前評価報告」（以下「事前評価報告」）を衛生業務部門に対し衛生審査申請及び下記の資料を提出することを要求しており、また仮に提出しない、もしくは事前評価報告につき衛生行政部門の審査同意を経していない場合、関係部門はその建設プロジェクトは認可しないと規定しています。加えて竣工後においても、同様に「職業病危害抑制効果評価報告」（以下「抑制効果報告」）の提出を要求しています。

「衛生レポート」とは、この事前評価報告および抑制効果報告を指しているものと推察しますが、この作成は、法により設立された省級以上の人民政府の衛生行政部門の資質を取得した「職業衛生技術サービス機構」（以下「サービス機構」）が行なうと定められています（『職業病防止・処理法』第9期全国人民代表大会常務委員会第

24回会議採択 2002年5月1日施行 第17条）。このサービス機構は甲級と乙級にわかれ、「甲級」では『弁法』第5条に規定するように衛生部が責任を負うものについてもレポートの作成を行なうことが可能ですが、「乙級」ではこの部分を除く形となります（『職業衛生技術サービス機構管理弁法』衛生部 第31号2002年7月31日公布 2002年9月1日施行）。従い、ご質問にて言及する「衛生レポート」の作成は、「甲級」資質を取得したサービス機構であれば、どのような建設プロジェクトであれ対応できると考えます。

当機構事務局にて調査したところ、『衛生部公告』（2004年第7号2004年4月19日）において、認可した15の甲級資質を有するサービス機構をリストにして記載していません。このうち華東地区を直接担当すると考えられる甲級サービス機構は以下の通りです（なお、乙級サービス機構については確認できませんでした）。

上海市……上海市預防医学研究院

江蘇省……江蘇省疾病預防控制中心

ただし、浙江省については、省級レベルの甲級サービス機構が見当たらないため、「中国疾病預防控制中心職業衛生与中毒控制所」「中国疾病預防控制中心輻射防護与核安全医学所」にて対応可能かもしれません。いずれにせよ、上位の機関にて、対応は可能ではないかと考えます。レポート作成に必要な調査の具体的方法については、事前にこれらの機関に確認されることをお勧めします。

なお、参考程度に各評価報告について下記に記載します。

事前評価報告には、以下の内容を含む必要があります。(『弁法』第7条2項)

1. 職業病危害事前評価の目的及び根拠
2. 建設プロジェクトの概況
3. 建設プロジェクトの場所選択、生ずるおそれのある職業病危害要素並びに業務場所および労働者の健康に対するその影響について、分析及び評価をする。
4. 採用予定の職業病危害防護施設について技術分析及び評価をする。
5. 職業病危害類別を確定する。
6. 相応する職業病危害防護措置を確定する。
7. 評価報告の結論

また抑制効果報告では、以下の内容を含む必要があります。(『弁法』第17条)

1. 建設プロジェクトの概況
2. 職業病危害抑制効果評価の根拠、範囲および内容
3. テスト運行状況
4. 建設プロジェクトに存在する職業病危害要素及び危害の程度
5. 職業病防護施設の運行状況及び効果
6. 評価結論

サービス機構の評価報告作成作業において、企業にどのような資料を要求するかは不明ですが、おそらく上記の内容を確認できる資料を揃えることにより、そのサービス機構は作成にあたるのが可能となるのではないのでしょうか。

職業衛生技術サービス機構(以下「サービス機構」)および事前評価報告について、紹興市招商局、常熟開發区及び会員企業より情報をいただきましたので、下記に記載致します。

1. 紹興市招商局

「紹興市疾病控制中心」が甲級の指定を受けているサービス機構となり、事前評価報告の作成が可能。この評価報告は招商局でも作成申請手続を代行することが可能。

2. 常熟開發区

サービス機構は常熟に存在しないため、一般的には周辺のコンサルタント会社に作成手続を依頼している。必要とあれば、開發区よりコンサルタント会社を数社ご紹介する。

3. 無錫進出の会員企業

進出地周辺にサービス機構がなく、建設時にコンサルタント会社に一連の手続を依頼。

実際に『建設項目職業病危害預評価報告』のモデルを見ると、サービス機構は、20の主要評価基準を満たし、かつ国家・地方基準や規範に遵守しているかを確認した上で、各評価報告を作成するのではないかと考えられます。このことから、やはり進出周辺に該当するサービス機構がない場合には、コンサルタント会社に手続代行を依頼する形になるように思えます。

14. 『戸口登記管理条例』について

Q：『戸口登記管理条例』第13条では「公務出張や旅行に出かける場合でも、社宅、一般家庭などに3日以上外泊する場合は、現地の公安局、戸口登記管理機関に暫住登記をする義務がある。但し、ホテルに投宿する場合は、ホテルの旅客登記簿に宿泊登記することで足りる。」との記載がありますが、この条例は形骸化されているのではと考えているのですが、いかがでしょうか。

同様に第15条では「3ヶ月以上、常住住所を離れて暮らす場合は、現地の暫住登記の延長もしくは常住戸口移転登記が義務付けられている。」との記載がありますが、形骸化はされていないと考えて宜しいでしょうか。

また、上記の3日、3ヶ月というのは、連続でカウントされるのか、積算されるのかどちらになるのでしょうか。

A：ヒアリングによりますと、上記何れのご照会に関しても、『戸口登記管理条例』（1958年1月9日全国人民代表大会常務委員会第91次会議採択）は今尚、有効に存在しているけれども、とりわけ、ご照会事項二点についての遵守状況に関していえば、形骸化しつつあるといえるのではないかというのが実際の状況のようです。

戸籍管理については、中国政府は1958年制定の本条例にもとづく一元的な管理を実施しています。戸籍管理の主管部門は国家公安局であり、中国国民は出生、就職、結婚、出産、死亡などの都度、戸口変更登記をしなければならないという基本的な取扱については、現在においても取扱に変更はないと考えます。従来は、戸籍登記管理されている常住人口の把握のみならず、食糧配給や労働分配、耕作田の分配などといった目的で、社会主義計画経済制度との密接な関連の下で本制度が運用されてきたわけ

ですが、茲許に至っては、上記ご照会のような内容の遵守状況については、少しずつ環境に伴って変化してきているといえるのではないのでしょうか。

ヒアリングでは、上記のような場合に、登記をしている中国人の方のお話を聞くことはできませんでした。実際に、都市には多くの出稼ぎ労働者が溢れ、アパートが次々と建設され、マイホーム購入も増加し、人口の流動化が激しいといった状況の中で、公安当局も一つ一つ検査・管理しきれない状況にあるのも事実のようです。しかしながら、運用が形骸化しつつあるから、登記しなくてもよいということではなく、本条例が存在する以上、登記しないと法律違反であることに変わりはありません。ちなみに、本条例は外国人をも対象としていますし、特に外国人については、本条例以外にも、『外国人入国出国管理法実施細則』（1994年7月15日公安部及び外交部発布）

の第4章において宿泊登記の必要性が規定されておりますので、運用を遵守されることをお勧めします。なお、日数カウントについては、連続でカウントされるとのヒア

リング結果を得ましたが、詳しくはそれぞれの公安当局に確認されることをお勧めします。

15. 『建設工事設計活動に関する暫定規定』について

Q : 中国国内の建設活動については、国内に恒久的施設を設立しなければ、契約の当事者にはなれませんでした。今般5月10日に発布された『建設工事設計活動に関する暫定規定』により、設計作業については、恒久的施設なしに請け負うことが可能になったということでしょうか。また、その場合に（源泉徴収後の）対価を日本国内の口座で受け取ることが可能でしょうか。

A : 『外国企業の中華人民共和国国内における建設工事設計活動従事管理に関する暫定規定』（建設部 建市[2004]78号 2004年5月10日発布 2004年6月9日施行）に基づくと、「外国企業は、建設行政主管部門が発給した建設工事設計資質を持った中国側設計企業を少なくとも1社選択して中外合作設計を行わなければならない、かつその選択した中国側設計企業の資質許可の範囲内において、中華人民共和国国内の建設工事設計を請負うことができる。」（第4条）となっています。但し、「工事設計契約は、合作設計の中国側設計企業或いは中外双方の設計企業が共同で建設単位と締結しなければならない。」（第5条）、かつ「建設

単位の行う資格事前審査条件に合致する外国企業が合作設計に参加することができる。」（第6条）といった条件つきです。あくまで「中外合作設計」においてであることをご認識ください。

同規定の第12条に「外国設計企業が中国国内において建設工事設計を請負、設計費用を受取る場合は、中国の設計費用徴収基準を参照して執行しなければならない、かつ中国の関係する法律規定にもとづいて中国政府に納税しなければならない。」と規定されております。源泉徴収後であれば、その対価を日本国内の口座で受け取ること、即ち外国送金は可能なはずと考えます。

16. 運送業法（中国国内運送）について

Q：中国国内の輸送について教えてください。例えば大連で製造した商品を上海のお得意先に配送する場合、単純に大連の運送業者に頼んでも、運送業者にはそれぞれ配送サービスが可能な地域が制限されているとのことで、そのまま上海まで配送できないようなのですが、一般的に中国の物流配送は日本のように大手の運送会社は存在しないのでしょうか。

A：本件は、道路輸送(中国では公路)のライセンスの問題だと思われます。交通部による全国輸送可能なライセンスを保有していれば「大連 上海」の輸送は可能です。実際に「大連 上海」のトラック輸送を行っている日系外商投資企業もあるようです。

法令としては、『外商投資道路運輸業管理規定』(交通部 対外経済貿易合作部令 2001年9号 2001年11月20日公布施行)や、『道路運輸投資分野の更なる対外開放に関する通知』(交通部 交公路発[2002]第551

号 2002年11月28日)といったものがあります。

中国では、大手の幹線輸送業者が少なく、トラック数台(中には1台のみ)で運用している会社が数多くあるのは事実です。この種の業者は、特定の仕向地のみを運行しているケースが多く、今回のような問題になる場合が往々にしてあると聞いています。

但し、数は多くはないようですが、日本のような大手の運送会社も存在しているようです。

17. トラックの積載量規制について

Q：トラックが規定以上の貨物を載せてはならないとの規定が公布されているとの話を聞きましたが、そのような規定は出ているのでしょうか。これにより運送料に影響がでているという話はあるのでしょうか。

A：ご質問の規定は恐らく『关于在全国开展車輛超限超載治理工作的实施方案（交通部 公安部 国家發展改革委員会 国家質量監督檢驗檢疫総局 国家安全生产監督管理局 国家工商行政管理総局2004年4月30日）のことではないでしょうか。この方案では、6月10日より規定の積載重量を超えた車輛を取り締まる旨規定しています。

ヒアリングした結果、特に2004年7月に入り過積載の取締りが厳しくなっているようです。運送料の値上げに繋がっているケースはまだ出ていないようですが、値上げの可能性は否定できないと考えます。

上海－南京の高速は4車線拡幅工事の為にトラック過積チェックの為にトラックを通行させない、と聞いており、実際トラックは南京への高速道路を通行していないようです。また、我々が聞いている情報では、従来5トントラックに10トン程度の貨物を

積んでいたのが運賃が安かったが、過積制限チェックの為に5トントラックには5トンしか積めなくなりこの為運賃が上昇すると聞いてます。

トラックの最大積載重量は、輸送会社がトラックの積載登録をする際、トラックの軸数に決まります。但し、ほとんど中国の輸送会社は積載重量を高く登録すると、高速道路代、税金等が高くなるため、低い積載重量で登録している場合がほとんどであると伺っております（所謂「大dun(口+屯)小標」というらしいのですが）。従って、過積載で輸送しても実際の積載量を超えていないため、以前はほとんど問題なかったそうです。

ご指摘の通り、一度に積載できる量が小さくなりますので、運賃が上昇する可能性は否定できないと思います。

18. ナンバープレートの取得について

Q : 新自動車産業政策が発表されましたが、一部報道では、上海市での乗用車購入・車両登録の場合、ナンバープレートの取得は競売で落札が必要とのこと。

ナンバープレートの取得は、平均取得価格も4万人民元以上と法外な費用がかかると報じられています。

新自動車産業政策下では、このような地域別の個別費用徴収は認められないとあります。これらの制度は廃止されるのでしょうか。今後の自動車販売にも大きな影響が考えられますがいかがでしょうか。

A : 『自動車産業発展政策』(国家発展・改革委員会令 第8号 2004年5月21日 発布・実施) 第63条において、「各地は、自動車購入、登録および使用段階において、行政事業性の費用徴収や政府性基金の項目および金額を新たに増やしてはならない。」と規定されております。

上海におけるナンバープレート競売制度が、上記第63条にいう「費用徴収や政府性基金の項目」に該当するか否かは当方では判断つきかねますが、『自動車産業発展政策』に定める「個人消費を主体とする自動車市場を育成」することには反するといえ

るでしょう。

但し、『自動車産業発展政策』との整合性とは別の議論として、商務部から上海におけるナンバープレート競売制度は『道路交通安全法』(第10届全国人民代表大会常務委員会第5次会议 2003年10月28日採択 2004年5月1日施行)に違反していると指摘されているようです。

この指摘を受けて上海のナンバープレート競売制度を見直す動きがあるとの報道もありますが、正確なところは何ともいえないようです。

19. 『電力需要家の発電企業からの電力直接購入試点暫定弁法』について

Q : 首記法律に関してですが、

1. 現地進出外資企業にも適用され、自家発電所でなくとも、独立関係の発電所から売電可能なのでしょうか。
2. 現地中国企業が中国一般発電事業者から売電可能と、タイトルからは読み取れますが、対象発電事業者に制限・区分はあるのでしょうか。(三峡発電等は政府中央の管理下であり、如何に湖北地元企業といえども売電交渉余地はないと理解しています。であれば、どのような発電所が対象となるのでしょうか。)

電力不足は構造的であり、電力値上げ・配電規制等々あるなかでの、本法律の背景・意図・位置付けが理解できません。

A : お問合せの『電力需要家の発電企業からの電力直接購入試点暫定弁法』(国家電力監督管理委員会 電監輸電[2004]17号 2004年3月29日発布 以下『弁法』)の前提は、「電圧レベルの高い電力需要家或いは使用量が大きい電力需要家(以下「大口需要家」と略称)が、発電企業から直接電力を購入する試点(テストケース)を展開」することです。(『弁法』冒頭部分)

従って、基本的には全ての大口需要家が発電企業から直接電力を購入することが可能というわけではなく、あくまでもテストケースであり、現在直面している電力不足問題を解決のための直接的な効果はあまり期待できないのではないのでしょうか。

さて、この大口需要家に外商投資企業が含まれるか否かについては、弁法には明記していません。但し、大口需要家たる要件として、「法人格を有し、財務独立採算で、

独立して民事責任を引き受けることのできる経済実態」であることを要求し、また大口需要家がテストケース参加のために申請するには「国の産業政策に合し、電力使用不可が安定し、単位の生産値エネルギー使用量が低く、汚染排出が少ない」ことを要求しています。

しかしながら、これらの要件は定量化されておらず、非常に曖昧な表現ですが、外商投資企業が大口需要家の候補から排除されるものではないと考えます。

次に、発電企業の要件については、まず「国の産業政策に合致し、発電機の送電線を送電網に接続させている」ことを要求し、テストケースへの参加申請には、火力発電企業(原子力発電を含む)の場合、電容量が60万kw以上で、かつ単体の要領が30万kw以上であること、水力発電企業の場合、電容量が20万kw以上あるいは単体の要領が10万kw以上であることを要求しています。

いずれにせよ、この弁法に基づいて、実施
細則および関係する契約規範が制定される
見込みですので、この弁法の実施はこれら

の制定を待ってからの話ではないでしょう
か。

20. 永住権取得について

Q : 中国における永住権の取得には具体的にはどのような条件で、どのような手続きが必要なのか教えてください。

A : 永住権についての法規として『外国人の中国における永久居留の審査許可に関する管理弁法』（国務院2003年12月13日批准 公安部・外交部令第74号 2004年8月15日公布 同日施行）があります。

永住権を取得するためには、まず申請する外国人は、中国の法令を遵守すること、健康であること、犯罪歴がないこと、かつ以下7つの条件のうち、1つを満たす必要があります（第6条）。

1. 中国への直接投資を行い、投資状況が3年連続で安定しており、かつ納税記録が良好であること。
2. 中国で副社長、副工場長クラス以上の職位、または助教授、副研究員などの副上級職クラス以上の待遇を受ける者であり、在職期間が連続4年に達し、この4年間のうち中国における居留日数の合計が3年に達し、納税記録が良好であること。
3. 中国への重要かつ突出した貢献があり、国が特別に必要としていること。
4. 本条の第一項、第二項、第三項に該当する者の配偶者および満18歳未満の未婚の子女であること。

5. 中国国民または中国における永久居留資格を取得した外国人の配偶者で、婚姻関係が連続5年に達し、中国における居留が連続5年に達し、毎年中国における居留期間が9カ月に達し、安定した生活の保障と住所を有すること。

6. 18才未満の未婚の子女で父母と生活を共にしていること。

7. 国外に直系の親族がなく、国内の直系親族に頼って生活し、60歳以上で、中国における居留が連続5年に達し、毎年中国における居留が9カ月以上で、安定した生活保障と住所を有すること。

また、申請手続きに関しては、上記条件などの実情に基づき「永久居留申請書」を作成した上でパスポート、中国政府指定衛生検疫部門などによる健康証明書、中国大使館などからの未犯罪歴のないことの証明文書、写真、その他上記条件に該当する関連資料が必要です。

その上で、受理機関である公安機関などへ申請し、公安庁、公安局の審査を経て、公安部より許認可を得ることになります（第5条）。

21. 上海（浦東空港）でのハンドキャリー持込について

Q：日本から工場で使用する治具（30万円相当）をハンドキャリーで上海（浦東空港）へ持ち込もうと考えていますが、以下の点について教えてください。

1. 空港で手続きを代行してくれる通関業者
2. 日本への外貨送金が必要ですが、送金に必要な書類
3. 具体的な手続きの方法、必要書類

A：「2. の日本への外貨送金が必要」とのことから、上海の工場へ販売する治具（日本本社と上海の工場の間で売買契約締結）を所謂通常の輸出手段に沿って、輸出貨物（中国の立場では輸入貨物）として物流企業に輸送、通関を依頼する代わりに、個人が携帯して中国内へ持込みたいという前提で回答します。

1. について

『税関法』（全国人民代表大会常務委員会 2000年7月8日改正 同日公布 2001年1月1日施行）「第4章：出入国物品」（第46条）に、「個人が携帯して出入国する物品は、自己使用のもので、適正な数量を限度とし、かつ税関の監督管理を受けなければならない」と規定されていますので、ご質問のようなケースでは、通関時に税関職員から自己使用か確認されると考えます。

2. について

銀行での日本への外貨送金時には、銀行確認書類として「輸入（売買）契約」や「輸入貨物通関申告書」（他にも「輸入代金対外支払報告書」「インボイス」「船荷証券」）が必要となりますが、税関に対しては個人使用として申告したうえで通関しておき、別途工場と日本本社との間で輸入（売買）契約を締結することは矛盾すると考えます。

また、外貨送金時に、銀行確認書類のなかで、個人使用として持ち込んだことが記載されている通関申告書と、日中双方の企業間で締結した売買契約が存在するのも矛盾するものと考えます。

以上のことから、結論として、「自己使用目的以外の物品を個人が携帯して出入国することは難しい」ということにならうかと考えます。

22. 『価格独占行為阻止暫定規定』について

Q : 『独占行為阻止暫定規定』は日本の『独占禁止法』と同じようなものと聞いていますが、詳しい内容を教えてください。また、実際にこの法律に触れたケースなどあれば教えてください。

A : 『価格独占行為阻止暫定規定』（国家発展改革委員会令第3号 2003年6月18日公布 同年11月1日施行 以下『暫定規定』）は、『価格法』（主席令第92号 1997年12月29日公布 1998年5月1日施行）に基づき制定された規定で、その名の通り価格独占行為を制する規定といえますが、中国では体系だった『独占禁止法』自体はまだ存在していません。

理由は、中国がこれまで計画経済体制をとってきたことにあります。つまり、石油・石化産業、航空、道路、鉄道、通信、電力、ガスなど多くの公共性の高い産業において国有企業によって経営され、政府による政策管理がなされています（政府が政策の監督者であると同時に経営者になっているという行政による「公的独占」状態です）。

よって、今までは『独占禁止法』を制定する必要がなかったものの、社会主義市場経済の導入、WTO加盟など中国の市場開放が進む中で公平な競争が求められ、『独占禁止法』の制定に迫られています（草案はできているものの、公布の時期についてはまだ明らかになっていません）。その中で今回の価格面における独占禁止規定が公布されたことは重要な役割を持つと考えます。

< 『暫定規定』の概要 >

1. 「価格独占行為」とは、経営者が相互に結託する、或いは市場支配的地位を濫用して市場の調整価格を操作し、正常な生産経営秩序を攪乱し、その他の経営者或いは消費者の合法的權益を損なう、或いは社会の公共利益を脅かす行為を指します。（第2条）
2. 「市場支配的地位」は、主に経営者の関連市場における市場占有の割合、取扱商品代替の程度および新たな競争者の市場参入の難易度などに依り判定します。（第3条）
3. 経営者間で協議、決議或いは協調など結託の方式を通じて以下の価格独占行為を行なってはいけません。（第4条）
 - (1) 価格の統一確定、維持或いは変更
 - (2) 生産量或いは供給量の制限を通じた価格操作
 - (3) 入札或いは競売における価格操作
 - (4) その他の価格操作行為
4. 経営者は市場支配的地位を利用し以下の行為を行なってはいけません。（第5条～第8条）
 - (1) 仕入販売店へ商品を提供する際その転売価格を強制的に限定すること
 - (2) 法律・法規に違反して暴利をむさぼ

ること

- (3) 競争相手を排除し、これに損害を与えることを目的としたコストを下回る価格のダンピング。或いはリベート、補助、寄贈などの手段で形を変えた価格引き下げを用い、商品の実際価格を商品自体のコストより引き下げること
- (4) 同一の商品或いはサービスを提供する際、条件が同じの取引対象に対し、取引価格において差別待遇を行なうこと

5. 価格独占行為があった場合、政府の価格主管部門が法によって認定し、『価格法』第40条および『価格違法行為行政処罰規定』第4条にもとづき処罰を実施します。(第9条、第10条)
6. 政府および所属部門は、法によって経営者の価格設定自主権を保護しなければならず、市場調整価格に対して不法に関与してはいけません。(第12条)
7. 政府はあらゆる組織および個人が価格独占行為に行なう社会監督行為を奨励、支持、保護し、政府の価格主管部門は、価格独占行為の通報者に対し褒章を与えることができ、かつ通報者の秘密を守らなければなりません。(第13条)

このようにカルテルや、再販売価格維持行為、私的独占の禁止を規定していますが、問題点もあります。前述の通り、現在は市

場経済に転換しつつも多くの産業でいまだに国有企業（政府行政機関）による独占がなされており、これら産業に対して『暫定規定』が厳格に適用されるかどうかということです。

また、中国のように国土が広大で、地域毎の経済圏が存在し、また沿海部と内陸部のように地域毎で市場規模の差が大きい中で、『暫定規定』で掲げられている「市場支配的地位」の適用範囲は、中国を一つの市場として見て判定するのか、省、市など単一の市場として見て判断するのか不透明な状況です。

実際にこの法律に触れたケースとご質問ですが、『価格独占行為阻止暫定規定』の適用された事例について国家発展改革委員会価格監督検査司監督処に確認した結果、中央レベルでは『暫定規定』施行以後、価格独占行為が認定された事例はなく、地方レベルは地方の価格主管部門が管轄しているとのことでした。

なお、価格監督検査司が価格独占行為に対して能動的に、日々目を光らせているわけではなく、組織、人からの通報によって価格独占行為が行なわれているか調査を行なうようですが、通報の信憑性の問題などあり調査、認定作業は難しいようです。

また価格独占行為が行なわれた場合、それを対外的に公表はしないとのことでした。

23. 集団所有制企業について

Q : 集団所有制企業について教えてください。

1. 「集団所有制企業」と「郷鎮企業」と「郷村集体所有制企業」と「城鎮集体所有制企業」は、それぞれどのような意味の違いがあるのでしょうか。
2. 集団所有制企業は、「・・・有限公司」や「・・・股份有限公司」という名称は使わないのでしょうか。そうであれば、一般的にどのような名称になるのでしょうか。

A : 1. について、中国の企業はその所有形態によって、大きく「公有制企業」と「非公有制企業」の二つに分類することができ、「公有制企業」には「全人民所有制企業（一般に『国有企業』と呼ばれている）」と「集団所有制企業」があり、「非公有制企業」には内資の「私営企業」や外資の「三資企業（合併、合作、独資）」があると考えます。

そのうち、ご照会の「集団所有制企業」とは、上記の公有制企業の一形態で、労働大衆による生産手段の集団所有制を基礎とする、独立した商品経済組織を指しますが、その設立場所によって「郷村集体所有制企業」と「城鎮集体所有制企業」に分類されます。つまり、農村部に設立されるものが「郷村集体所有制企業」であり、都市部に設立されるものが「城鎮集体所有制企業」と考えます。

なお、「郷鎮企業」とは、農村集団経済組織または農民の投資を主とし、郷、鎮（管轄する村を含む）において設立する農業支援義務を負う各種企業を指します。

「郷鎮企業」と「郷村集体所有制企業」お

よび「城鎮集体所有制企業」は、いずれも集団所有制企業であり、その性質上、同じ企業類型に属すると考えます（ただし、「郷鎮企業」は、その定義上、農業支援義務を負う企業として制限されていますが、「郷村集体所有制企業」および「城鎮集体所有制企業」には、かかる制限がありません）。

以下に根拠となる法令をご紹介します。

『郷鎮企業』: 『中華人民共和国郷鎮企業法』(全国人民代表大会常務委員会、1997年1月1日施行)

『郷村集体所有制企業』: 『中華人民共和国郷村集体所有制企業条例』(国務院、1990年7月1日施行)

『城鎮集体所有制企業』: 『中華人民共和国城鎮集体所有制企業条例』(国務院、1992年1月1日施行)

2. について、上記のとおり、「集団所有制企業」とは、企業の所有制性質に着眼点を置いた企業分類方法ですが、「有限公司」又は「股份有限公司」とは、企業の組織形態に着眼点を置いた企業分類方法です。従って、集団所有制企業が、組織形態上「有

限公司」又は「股份有限公司」の形態を採用した場合は、その名称に「有限公司」又は「股份有限公司」という用語を使用することができると思います。

なお、「集団所有制企業」である場合で、

直接その名称に「集団所有制企業」という用語を使用するということではなく、その企業の所有の性質が「集団所有制企業」であるということだと考えます。

24. 原産地表示について

Q : 中国には加工貿易など製造したものを輸出することを原則とする制度があるため、加工したものを一旦、輸出してから中国で（部品として）使用するために輸入することが多く行なわれています。中国で製造したものを中国国外に輸出して再輸入する場合の原産地を規定する法律を教えてください。

A : 原産地の表示に関わる法令としては『原産地標記管理規定』（国家出入国検査検疫局 2001年4月1日施行）、『原産地標記管理規定実施弁法』（国家出入国検査検疫局 2001年4月1日施行）、『輸出入貨物原産地条例』（国務院令第416号 2004年9月3日公布）があるかと考えます。

『輸出入貨物原産地条例』において、完

全に一つの国家（地区）で獲得される貨物は、当該国（地区）を原産地とし、二つ以上の国家（地区）で生産される貨物は、最後に実質的变化（基本的には、輸出入税則上の分類が変更することを指す）を及ぼした国家（地区）を原産地とすると規定されています。